

平成26年度東大和市議会決算特別委員会記録目次

○9月16日（第1回）

出席委員	1
欠席委員	1
委員外議員	1
議会事務局職員	1
出席説明員	1
本日の会議に付した案件	2
開 議	3
決算特別委員会委員長の互選	4
決算特別委員会副委員長の互選	4
第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第37号議案 平成25年度東大和市土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5
6会計決算に伴う市政報告	5
監査報告	10
第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についての内容説明	10
第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての 内容説明	26
第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容説 明	32
第37号議案 平成25年度東大和市土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての 内容説明	34
第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内 容説明	35
第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての内 容説明	39
散 会	42
署 名	43

○9月19日（第2回）

出席委員	45
欠席委員	45
委員外議員	45
議会事務局職員	45
出席説明員	45
本日の会議に付した案件	46
開 議	47
第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	47
第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	47
第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	47
第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	47
第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	47
第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	47
総括質疑	47
第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	60
歳入一括質疑	60
歳出款別質疑（第1款 議会費～第3款 民生費）	67
散 会	107
署 名	109

○9月22日（第3回）

出席委員	111
欠席委員	111
委員外議員	111
議会事務局職員	111
出席説明員	111
本日の会議に付した案件	112
開 議	113
第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	113
第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	113
第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	113
第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	113

第38号議案	平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	113
第39号議案	平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	113
第34号議案	平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	113
	歳出款別質疑（第1款 議会費～第3款 民生費）	113
	〃 （第4款 衛生費～第13款 予備費）	119
第35号議案	平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	154
	歳入歳出一括質疑	154
第36号議案	平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	159
	歳入歳出一括質疑	159
第37号議案	平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	160
	歳入歳出一括質疑	160
第38号議案	平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	160
	歳入歳出一括質疑	160
第39号議案	平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	162
	歳入歳出一括質疑	162
	締めくくり質疑	163
第34号議案	平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	165
	採決	165
第35号議案	平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	165
	採決	165
第36号議案	平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	165
	採決	165
第37号議案	平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	165
	採決	165
第38号議案	平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	165
	採決	165
第39号議案	平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	165
	採決	165
散 会		166
署 名		167

平成26年第1回東大和市議会決算特別委員会記録

平成26年9月16日（火曜日）

出席委員（20名）

委員長 関 田 貢 君
委員 森 田 真 一 君
委員 尾 崎 利 一 君
委員 和 地 仁 美 君
委員 中 村 庄 一 郎 君
委員 押 本 修 君
委員 関 田 正 民 君
委員 東 口 正 美 君
委員 御 殿 谷 一 彦 君
委員 床 鍋 義 博 君

副委員長 二 宮 由 子 君
委員 西 川 洋 一 君
委員 実 川 圭 子 君
委員 関 野 杜 成 君
委員 根 岸 聡 彦 君
委員 蜂 須 賀 千 雅 君
委員 森 田 憲 二 君
委員 中 間 建 二 君
委員 佐 竹 康 彦 君
委員 中 野 志 乃 夫 君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長 尾 崎 信 夫 君

6 番 大 后 治 雄 君

議会事務局職員（5名）

事務局 長 関 田 新 一 君
議事係 長 尾 崎 潔 君
主 事 須 藤 孝 桜 君

事務局 次 長 長 島 孝 夫 君
主 事 吉 川 和 宏 君

出席説明員（17名）

市 長 尾 崎 保 夫 君
教 育 長 真 如 昌 美 君
総 務 部 長 北 田 和 雄 君
子ども生活部長 榎 本 豊 君
環 境 部 長 田 口 茂 夫 君
会 計 管 理 者 仲 里 章 君
社会教育部長 小 俣 学 君

副 市 長 小 島 昇 公 君
企画財政部長 並 木 俊 則 君
市 民 部 長 関 田 守 男 君
福 祉 部 長 吉 沢 寿 子 君
都市建設部長 内 藤 峰 雄 君
学校教育部長 阿 部 晴 彦 君
監 査 委 員 関 田 賢 治 君
事 務 局 参 事

代表監査委員 尾崎 実 君
財政課長 川口 莊一 君

監査委員 大后 治雄 君

本日の会議に付した案件

- 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

午前 9時40分 開議

○副議長（関田正民君） ただいまから決算特別委員会を開催いたします。

○副議長（関田正民君） 本日、決算特別委員会理事会が開催されましたので、決算特別委員会理事長より報告を求めます。

〔決算特別委員会理事長 森田 憲二君 登壇〕

○決算特別委員会理事長（森田憲二君） おはようございます。

ただいまより決算特別委員会を開催するわけですが、その前に理事会が開催されましたので、その内容を御説明申し上げます。

まず、本決算特別委員会の日程でございますが、本日、並びに19日、22日の3日間となります。会議時間につきましては、9時半より5時まで、また会議時間延長の場合につきましては、理事会を開催し調整を行うことといたします。

正副委員長の互選につきましては、事前に打ち合わせたとおり指名推選ということでお願い申し上げます。

説明につきましては、第34号議案から第39号議案の6議案を一括議題といたします。6会計決算に対する市長報告、監査報告、内容等の説明は会計管理者より行うことといたします。

本日の審議は以上であります。

審査の内容でございますが、総括質疑、一般会計、特別会計、それぞれ定例会、今決算特別委員会につきましては時間制を用いておりますので、時間内でよろしくお願いを申し上げます。

締めくくり質疑につきましては、会派の代表が行うことといたします。

次のページ、おめくりをいただきたいと思います。

会派等の持ち時間は、総括質疑、締めくくり質疑等につきましては、10分掛ける会派の人数ということで30分を上限といたします。一般会計並びに特別会計の質疑につきましては、30分掛ける会派の人数ということで、無所属につきましては30分掛ける1人ということで、よろしくお願いいたします。

質疑の順番でありますけど、大会派順に行います。人数が同数の場合は、それぞれ会派間で調整の上、順番を決めるということになっております。無所属につきましては、全ての会派の質疑終了後といたします。

討論につきましては、本会議で行うことといたします。

採決につきましては、締めくくり終了後、一般会計から順に採決を行います。

資料要求があった場合につきましては、理事会を開催し、協議をいたすこととなっております。なお、こちらに記しておりませんが、この特別委員会の中では写真撮影等を行うということも決めておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔決算特別委員会理事長 森田 憲二君 降壇〕

○副議長（関田正民君） 以上で、決算特別委員会理事長の報告を終了いたします。

○副議長（関田正民君） ここで委員長の互選を行うため、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の西川 洋一委員に委員長の職務をお願いいたします。

○年長委員（西川洋一君） おはようございます。
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○年長委員（西川洋一君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行います。

これより決算特別委員会委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算特別委員会委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（西川洋一君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、年長委員において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（西川洋一君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、決算特別委員会委員長に関田 貢委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました関田 貢委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（西川洋一君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ただいま当選されました関田 貢委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで、関田 貢委員の委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔委員長 関田 貢 君 登壇〕

○委員長（関田 貢君） 皆さん、おはようございます。

ただいまは決算特別委員長に、皆さんの御推挙をいただきましてなりました関田 貢です。今回より時間制が導入されました。議事運営につきましては、皆様の委員の協力をいただきまして、運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

〔委員長 関田 貢 君 降壇〕

○年長委員（西川洋一君） 委員長が決定いたしましたので、職務を解かせていただきます。

ありがとうございました。

〔年長委員退席、委員長着席〕

○委員長（関田 貢君） 引き続き、決算特別委員会副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算特別委員会副委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、決算特別委員会副委員長に二宮由子委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました二宮由子委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ただいま副委員長に当選されました二宮由子委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで、二宮由子委員の副委員長の就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副委員長 二宮 由子 君 登壇〕

○副委員長（二宮由子君） 皆様、おはようございます。

ただいま委員の皆様より、副委員長に御推挙いただきましてありがとうございます。二宮由子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長を補佐し、今回の決算特別委員会、試行的な取り組みでございますので、より一層、スムーズな委員会運営に努めてまいりますので、どうぞ皆様方の御協力、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

〔副委員長 二宮 由子 君 降壇〕

○委員長（関田 貢君） 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、第35号議案

平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第37号議案 平成25年度東大和市土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

初めに、市長より6会計決算に伴う市政報告を求めます。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆様、おはようございます。

平成25年度一般会計及び各特別会計の御審議をいただくに当たり、その概要と市政の状況について御報告申

し上げます。

最初に、一般会計の状況について申し上げます。

平成25年度の決算額は、歳入が前年度比0.9%増の295億73万2,692円、歳出が0.4%増の281億5,344万3,168円となりました。歳入歳出差引額は13億4,728万9,524円となり、繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源は、1,942万4,553円を差し引いた実質収支額は13億2,786万4,971円の黒字となりました。

それでは、歳入について申し上げます。

歳入決算額は295億73万2,692円で、予算現額293億2,377万4,000円に対し1億7,695万8,692円の増額となり、調定額に対する収入済額の割合は97.5%となっております。

市税であります、収入済額は約121億800万円で、前年度より約400万円の増額となりました。市民税のうち、法人は法人実効税率の引き下げ等の影響により、約7,600万円の減額となりました。

固定資産税は、全体で約49億8,000万円となり、前年度より約500万円の減額となりました。土地につきましては、地価下落分が土地評価額に反映されたことにより減額となり、家屋につきましては、新築家屋の増加により増額となりました。

また、国有資産等所在市町村交付金は、国及び東京都の財産台帳価格に改定があったことにより減額となりました。

市たばこ税は、税率の改定により約5,800万円の増額となっております。

次に、地方譲与税であります、約1億4,100万円で、主に自動車重量譲与税が減額となったことにより、4.8%の減額となりました。

株式等譲渡所得割交付金は、約7,900万円で、原資が増額となったことにより、773.1%の大幅な増となりました。

地方消費税交付金は、約7億8,300万円で0.9%の減となりました。

地方交付税は、約20億500万円で0.8%の減となりました。普通交付税につきましては、前年度と同水準の交付額となりましたが、特別交付税が前年度より約1,600万円の減額となったことによるものであります。

国庫支出金につきましては、1.4%の増となりました。児童手当法の改正に伴う児童手当負担金の増額や、公立学校施設整備費負担金及び地域の元気臨時交付金が皆増となったことによるものであります。

都支出金は、5.9%の増となりましたが、主に障害者自立支援給付費等負担金及び保育所緊急整備事業補助金が増額となったことによるものであります。

繰入金は、34.7%の増の約4億3,700万円となりました。財政調整基金につきましては、2億9,198万9,000円を取り崩しましたが、地方財政法第7条に基づく積み立て等を6億1,054万円ほど行ったため、平成25年度末残高は約20億8,300万円となっております。また、東部土地区画整理事業関係施設整備等基金を、上仲原公園テニスコート改修工事費の財源の一部として取り崩したほか、各特別会計から前年度の精算等に係る繰り入れを行いました。

繰越金は、5.5%増の約12億1,200万円となりました。

市債は、臨時財政対策債16億5,042万2,000円を含め、約18億9,400万円を借り入れ、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業や、第八小学校校舎増築事業などの対象事業に充当いたしました。なお、平成25年度末の市債借入残高は約181億7,700万円で、前年度末と比べ2.6%の増となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出決算額は281億5,344万3,168円となりました。予算現額に対する支出済額の割合は96%となっております。

初めに、投資的経費ではありますが、学校体育館の耐震化等の完了により14.6%の減、約15億2,300万円となりました。主な事業は、民間保育園施設整備補助、雨水浸透施設設置工事、都市計画道路3・5・20号線の用地買収、地域幹線道路の舗装補修及び改良工事。第六分団詰所兼車庫新築工事、第二分団消防ポンプ自動車購入。第八小学校校舎増築工事、小中学校屋上防水改修工事、中央公民館エレベーター更新工事、プラネタリウム投影機改修工事等であります。

投資的経費以外の事業では、スポーツ祭東京2013の開催におきましては、ボウリング競技を当市で開催し、これに関連する小学校ボウリング教室を実施しました。また、東大和市の魅力を積極的に発信し、活気あるまちづくりを推進するため、日本初の女子フルマラソン開催地として記念事業を実施するとともに、吉岡堅二画伯の作品の保全や里正日誌の刊行を行いました。

福祉の行き渡ったまちづくりとしましては、待機児童対策として向原保育園の定員増を行い、地域における子育て支援を推進するため、児童館等に赤ちゃん・ふらっとを整備しました。また、40歳から74歳までの市民を対象とする胃がんリスク検査を実施し、市民の健康維持向上や将来的な医療費の抑制に努めました。

次に、地域の防災力の強化ではありますが、市民の防災意識の向上を図るため、防災モデル地区事業や防災講演会を実施するとともに、備蓄食料等の整備、拡充を図りました。また、災害時相互応援協定に基づき、友好都市である喜多方市の総合防災訓練に職員を派遣しました。さらに、大雨時の洪水被害の軽減を図るため、中原排水管の清掃等を引き続き実施しました。

教育におきましては、地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開するため、学校特色化補助金を創設し、創意工夫を生かした学校に対し、補助金を交付しました。

その他、ごみ減量シンポジウムの開催や、都市農業パワーアップ事業補助金の交付、新・元気を出せ商店街事業補助金の増額、自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定など、限られた財源の中で市民サービス等の向上に努めてまいりました。

次に、公債費ではありますが、約16億7,900万円で、事業債の償還が進んだことなどにより、前年度に比べ12.2%の減となりました。

特別会計繰出金は、国民健康保険事業特別会計へ9億4,836万1,124円、下水道事業特別会計には4億9,475万5,000円、土地区画整理事業特別会計へ6,450万3,000円、介護保険事業特別会計には7億6,612万4,000円、後期高齢者医療特別会計へ7億7,077万2,000円を繰り出し、総額で30億4,451万5,124円となりました。

職員人件費についてではありますが、東京都人事委員会勧告に準じて、マイナス0.2%の給与月額を引き下げを行い、公民格差の解消を図りました。

最後に財政指標ではありますが、財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率は、前年度より1.4ポイント下がり90.1%となりました。主に公債費に充当する経常一般財源等が、減額となったことによるものであります。

続いて、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

平成25年度決算額は、歳入が前年度比0.5%減の94億4,272万9,743円、歳出が1%増の93億9,423万957円となり、歳入歳出差引額は4,849万8,786円の黒字となりました。

歳入では、国民健康保険税が、税率の改定と収納率の向上により、前年度比12.9%増の21億126万6,188円、

国庫支出金が1.2%減の18億5,697万8,698円、前期高齢者交付金が1.9%増の23億8,051万9,074円、都支出金が6%増の5億8,886万8,708円、一般会計繰入金が28.8%減の9億4,836万1,124円となりました。

歳出では、保険給付費が61億5,094万489円で全体の65.4%、後期高齢者支援金等が13億1,248万4,760円で14%、共同事業拠出金が9億5,406万8,365円で10.2%となっており、これらを合わせますと歳出決算額の89.6%を占めております。

平成25年度におきましては、レセプトデータを活用した医療費の分析を行い、生活習慣病に対する保健事業等を実施することで、被保険者の健康保持、増進に努めました。また、保険財政共同安定化事業につきましては、平成27年度から対象医療費を拡大することが決まっており、予算への影響が懸念されるところであります。

国民健康保険事業につきましては、市民の健康、生命、生活を守る重要な役割を担う事業でありますことから、引き続き国の動向等に留意し、財源の安定的な確保を図りながら、適正な運営に努めてまいります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

平成25年度決算額は、歳入が前年度比0.8%減の21億241万1,293円、歳出が0.5%増の20億7,857万9,577円となり、歳入歳出差引額は2,383万1,716円の黒字となりました。

歳入では、使用料及び手数料のうち下水道使用料が前年度比0.2%減の10億3,405万8,588円、一般会計繰入金が0.5%減の4億9,475万5,000円、市債が3%減の5億1,190万円となりました。

歳出では、公共污水ます設置工事費を主な内容とする事業費が、前年度比0.9%増の8,612万9,917円、公債費が0.2%減の14億2,538万7,376円となりました。

下水道事業は、昭和60年6月の供用開始から29年目となりますが、今後も必要箇所の整備を図るとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

平成25年度決算額は、歳入が前年度比32.4%増の1億6,159万788円、歳出が41.4%増の1億4,426万1,689円となり、歳入歳出差引額は1,732万9,099円の黒字となりました。

歳入では、分担金及び負担金の保留地処分金が2,348万円で全体の14.5%、都支出金が510万円で3.2%、一般会計からの繰入金が6,450万3,000円で39.9%、立野一丁目土地区画整理事業基金からの繰入金が4,836万3,000円で30%となりました。

歳出では、総務費が4,136万7,610円で全体の28.7%、都市計画道路7・5・4号線雨水管等布設工事費及び建築物等移転補償費を主な内容とする事業費は、1億284万1,172円で71.3%となりました。引き続き事業区域内の道路築造等に向けて努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

平成25年度決算額は、歳入が前年度比6.2%増の47億2,720万7,176円、歳出が4.6%増の44億9,931万1,112円となり、歳入歳出差引額は2億2,789万6,064円の黒字となりました。

歳入では、保険料が10億4,665万2,500円で全体の22.1%、国庫支出金が8億7,960万2,877円で18.6%、支払基金交付金が11億8,891万8,000円で25.2%、都支出金が6億3,750万6,500円で13.5%、繰入金が8億2,516万5,000円で17.5%となりました。

歳出では、総務費が1億8,025万5,513円で全体の4%、保険給付費が40億6,053万3,760円で90.3%、地域支援事業費が1億874万1,531円で2.4%、基金積立金が9,823万168円で2.2%、諸支出金が5,155万140円で1.1%となりました。

平成25年度は、第5期東大和市介護保険事業計画の中間年度であります。今後も介護予防事業の充実に取り組みとともに、介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

平成25年度決算額は、歳入が前年度比微減の15億7,058万5,231円、歳出が0.3%減の15億3,251万7,018円となり、歳入歳出差引額は3,806万8,213円の黒字となりました。

歳入では、後期高齢者医療保険料が前年度比2.8%増の7億899万550円、一般会計繰入金が1.3%減の7億7,077万2,000円、繰越金は24.8%減の3,318万7,236円、諸収入が2.9%増の5,763万5,445円となりました。

歳出では、広域連合納付金が13億8,018万875円で全体の90.1%を占めております。

国は、現行の後期高齢者医療制度を基本としながら、必要に応じて見直しに向けた検討を行うこととしております。今後におきましても、高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、制度の動向を見据えるとともに、東京都後期高齢者医療広域連合並びに関係する区市町村と連携を図り、円滑な事業の運営に努めてまいります。

以上、各会計の決算内容について御報告申し上げます。一般会計及び5つの特別会計を合わせた平成25年度の決算総額は、歳入が475億525万6,923円、歳出が458億234万3,521円となり、前年度決算との比較では、歳入が1.1%の増、歳出が1%の増となりました。

平成25年度は、国の経済対策により景気が穏やかに回復する中、市財政の健全性の維持に努めつつ、諸課題への取り組みを着実に進めてまいりました。

歳入では、第4次行政改革大綱で掲げたコンビニエンスストア納付に加え、差し押さえ動産のインターネット公売等の収納対策に取り組み、市税収入につきましては総額で予算額を上回り、前年度と同水準の決算額となりました。

歳出におきましては、住みよい活気あるまちづくり、福祉の行き渡ったまちづくり等を推進し、市民サービスの充実に努めるとともに、積極的に東大和市の魅力を内外に発信してきたところであります。

25年度決算における財政指標であります。財政健全化法に基づく各比率につきましては、引き続き健全性が保たれた内容となり、経常収支比率につきましても扶助費等の増加があったものの、公債費が減少したことにより、平成24年度との比較におきまして数値は改善されました。

市財政につきましては、決算数値の状況や積み立て基金の増加等により、全体的に健全性が維持されていると認識するところではあります。扶助費等の社会保障関係経費は今後も増加が見込まれ、新たな課題に対応するための財源確保におきましては、非常に厳しい状況になることも考えられるところであります。

私といたしましては、引き続き行政改革の取り組みを着実に実行し、持続性のある行財政運営の定着に努めるとともに、開かれた市政を推進し、市の活性化と市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。つきましては、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜り、東大和市の発展に尽力していく所存でございます。

以上でございますが、平成25年度決算の概要等について御報告申し上げます。

各会計の内容につきましては、会計管理者から説明をいたします。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○委員長（関田 貢君） 以上で6会計決算に伴う市政報告が終わりました。

ここで監査報告を求めます。

〔代表監査委員 尾崎 実君 登壇〕

○代表監査委員（尾崎 実君） 監査委員の尾崎でございます。

代表監査委員として、平成25年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

この審査は、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成26年7月1日に市長より審査に付されたものでございます。

審査の概要は、お手元にお配りしてあります意見書のとおりでございますが、改めて御説明申し上げます。

審査の期間は、平成26年7月1日から平成26年8月22日まででございます。

審査の対象は、平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算、平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度東大和市土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成25年度基金の運用状況を示す書類、平成25年度東大和市決算附属書類でございます。

決算審査においては、決算審査事前提出資料等の内容を踏まえて、34部署に対しヒアリングを実施し、予算が適正に執行されているか、質疑及び調査を行うとともに、決算書類が法令等に基づいて作成されているかを確認いたしました。また、各会計の決算計数に誤りがないか精査し、関係諸帳簿、証拠書類との照合等を行い検証いたしました。

結果について御報告申し上げます。

審査に付された各会計決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、関係法令に基づいて作成されており、決算計数は関係諸帳簿、証拠書類と符合し、各会計、基金ともに誤りのないものと認められ、予算執行も適正に行われており、これに伴う会計事務もおおむね適正に処理されていることを確認いたしました。

以上、平成25年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔代表監査委員 尾崎 実君 降壇〕

○委員長（関田 貢君） 監査報告が終わりました。

○委員長（関田 貢君） 次に、一般会計ほか5特別会計の歳入歳出について、内容の説明を求めます。

〔会計管理者 仲里 章君 登壇〕

○会計管理者（仲里 章君） ただいまより、平成25年度東大和市一般会計及び5特別会計の歳入歳出決算事項別明細書につきまして、決算の内容を御説明いたします。

初めに、平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の内容を御説明いたします。

18ページをお開きください。

歳入であります。

1款市税は、予算現額119億1,781万9,000円で、調定額は126億7,864万5,325円、収入済額は121億765万7,140円で、前年度に比べ391万5,937円の増であります。不納欠損額、収入未済額は、後ほど御説明いたします。

各税目について御説明いたします。

1 項市民税、1 目個人、1 節現年課税分は、収入済額49億2,998万9,872円で、前年度に比べ2,590万3,629円、0.5%の増であります。

備考欄をごらんください。個人市民税の内訳として、普通徴収分は14億1,533万3,752円であります。前年度に比べ3,742万1,678円、2.7%の増であります。主な理由は、譲渡所得等の増加によるものであります。

次に、給与特別徴収分は32億7,294万7,324円で、前年度に比べ1,028万4,236円、0.3%の減であります。主な理由は、給与所得の減少によるものであります。また、年金特別徴収分は2億4,170万8,796円であります。前年度に比べ123万3,813円、0.5%の減であります。

2 節滞納繰越分は、収入済額1億2,358万2,228円で、前年度に比べ507万1,596円、3.9%の減であります。市民税個人の収納率は93.8%であります。内訳は、現年課税分98.2%、前年度が97.9%で0.3ポイントの増であります。また滞納繰越分は33.3%、前年度は30.3%で3.0ポイントの増となっております。

2 目法人は、収入済額4億7,792万4,303円で、前年度に比べ7,564万4,999円、13.7%の減であります。この主な理由は、法人実効税率の引き下げにより、法人税割額が減となったものであります。収納率は98.1%で、現年課税分は99.3%、前年度が99.3%で、前年度と同率であります。滞納繰越分は29.7%、前年度が45.3%で、15.6ポイントの減であります。

2 項1 目固定資産税、1 節現年課税分は、収入済額43億6,613万9,697円で、前年度に比べ6,260万4,860円、1.5%の増であります。主な内容は、土地については、地価の下落により、前年度に比べ2,037万1,550円の減となっております。家屋については、新築マンション等の増加により、前年度に比べ6,108万4,334円の増となっております。また、償却資産については、企業での設備投資の増加により、2,189万2,076円の増となっております。

2 節滞納繰越分は、収入済額5,765万3,511円で、前年度と比べ643万2,114円、10.0%の減であります。収納率は96.2%で、現年課税分98.9%、前年度が98.8%で0.1ポイントの増となりました。滞納繰越分は31.4%、前年度が31.8%で0.4ポイントの減であります。

2 目国有資産等所在市町村交付金は、収入済額5億5,582万6,800円で、前年度に比べ6,141万8,400円、10.0%の減であります。この主な理由は、地価の下落や家屋及び償却資産の減価償却に伴い、国及び東京都の財産台帳価格に改定があったことによるものであります。

3 項1 目軽自動車税は、収入済額7,379万3,118円で、前年度に比べ266万1,031円、3.7%の増であります。収納率は91.7%で、現年課税分97.5%、前年度が97.0%で0.5ポイントの増であります。滞納繰越分は26.8%、前年度は27.7%で0.9ポイントの減となりました。

20ページをお開きください。

4 項1 目市たばこ税は、収入済額5億7,144万3,278円で、前年度に比べ5,835万2,893円、11.4%の増であります。この主な理由は、市たばこ税率の改正による増であります。

5 項1 目都市計画税は、収入済額9億5,130万4,333円で、前年度に比べ296万633円、0.3%の増であります。この主な理由は、固定資産税と同様の理由であります。収納率は95.6%で、現年課税分98.9%、前年度が98.8%で0.1ポイントの増となりました。滞納繰越分は27.6%、前年度が28.4%で0.8ポイントの減であります。

ここで18ページに戻っていただきまして、不納欠損額、収入未済額について御説明いたします。

一番上の行の不納欠損額6,911万9,115円は、前年度に比べ3,069万6,573円の増で、件数も1,607件、前年度より

り増となっております。不納欠損の理由は、住所不明、生活困窮、財産がない場合などであります。収入未済額は5億199万7,807円で、現年課税分1億5,356万808円、滞納繰越分3億4,843万6,999円で、前年度に比べ、合計1億1,423万2,193円の減であります。

行政報告書の133、134ページの見開きをお開きください。

市税徴収実績調書により御説明いたします。

現年課税分であります。収納率は98.7%で、前年度に比べ0.1ポイントの増であります。滞納繰越分の収納率は32.2%で、前年度と比較して1.4ポイントの増となっております。

市税全体の収納率であります。下から6行目の総計欄をごらんください。収納率は95.5%で、前年度と比較して0.6ポイントの増となっております。平成25年度は長引く景気低迷から抜け出しつつありましたが、まだまだ経済への不安要素もあり、納税を取り巻く環境は厳しい状況が依然として続いているところであります。このような状況下であります。徴収に関し、きめ細かな対応を基本としながら、法に基づき厳正に滞納整理を進めてきたところであります。

決算書の22ページをお開きください。

2款地方譲与税は、収入済額1億4,064万3,000円で、前年度に比べ707万5,204円、4.8%の減であります。

1項1目1節地方揮発油譲与税は、収入済額4,296万9,000円で、前年度に比べ96万3,000円、2.2%の減であります。

2項1目1節自動車重量譲与税は、収入済額9,767万4,000円で、前年度に比べ611万2,000円、5.9%の減であります。

24ページをお開きください。

3款利子割交付金は、収入済額8,915万4,000円で、前年度に比べ1,905万6,000円、27.2%の増であります。

26ページをお開きください。

4款配当割交付金は、収入済額6,073万円で、前年度に比べ2,534万2,000円、71.6%の増であります。主に配当割交付金に係る原資の増によるものであります。

28ページをお開きください。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額7,919万4,000円で、前年度に比べ7,012万4,000円、773.1%の増であります。主に株式等譲渡所得割交付金に係る原資の増によるものであります。

30ページをお開きください。

6款地方消費税交付金は、収入済額7億8,349万4,000円で、前年度に比べ673万4,000円、0.9%の減であります。

32ページをお開きください。

7款自動車取得税交付金は、収入済額8,692万2,000円で、前年度に比べ233万9,000円、2.6%の減であります。

34ページをお開きください。

8款地方特例交付金は、収入済額7,506万3,000円で、前年度に比べ213万2,000円、2.8%の減であります。

36ページをお開きください。

9款地方交付税は、収入済額20億500万8,000円で、前年度に比べ1,611万2,000円の減であります。普通交付税は18億3,451万4,000円で、前年度に比べ22万2,000円の微減であります。普通交付税につきましては、基準

財政収入額と基準財政需要額との差額として算定されますが、基準財政収入額では主に市たばこ税が前年度と比べ増額となり、基準財政需要額では主に保健衛生費が増額の算定内容となりました。全体では、基準財政収入額の伸びが需要額を上回ったことにより、前年度比で微減となるものであります。特別交付税は、収入済額1億7,049万4,000円で、前年度に比べ1,589万円、8.5%の減であります。

38ページをお開きください。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,386万2,000円で、前年度に比べ57万7,000円、4.0%の減であります。

40ページをお開きください。

11款分担金及び負担金は、収入済額3億5,611万8,261円で、前年度に比べ1,392万3,262円、4.1%の増であります。

1項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、収入済額381万3,600円で、老人ホーム措置費一部負担金であります。前年度に比べ57万4,801円、17.7%の増であります。

2節児童福祉費負担金の収入済額は3億5,147万8,930円であります。主に保育園入園者保育料で、収納率は92.7%であります。不納欠損額は335万6,640円、延べ281件分であります。理由といたしましては、住所不明、生活困窮などであります。なお、前年度に比べ28万600円の減であります。また収入未済額は2,442万5,630円で、現年度分延べ534件、過年度分延べ1,488件分であります。保育料の未納者に対して随時催告し、収入に努めております。

42ページをお開きください。

12款使用料及び手数料は、収入済額2億3,796万6,031円で、前年度に比べ446万6,852円、1.9%の増であります。

1項使用料、2目民生使用料、2節児童福祉使用料は、収入済額2,825万2,500円で、前年度に比べ183万7,970円の増であります。なお、学童保育所入所時については、前年度に比べ延べ594名の増となっております。不納欠損額48万4,470円は、学童保育所育成料18件分であります。収入未済額185万8,000円は、学童保育所育成料の現年度分と滞納繰越分を合わせ77件分であります。

3目衛生使用料、1節保健衛生使用料のうち、健康課所管分の休日急患診療所使用料は、収入済額1,639万1,183円で、平成26年1月から2月にかけて、インフルエンザの流行により受診者が増加し、前年度に比べ77万923円の増であります。

4目農林業使用料、1節園芸振興使用料は、収入済額375万8,700円で、前年度に比べ12万9,900円の増であります。この主な理由は、市民農園利用者の増によるものであります。

44ページをお開きください。

5目土木使用料、2節道路橋りょう使用料は、収入済額5,730万3,783円で、道路及び特定公共物における電気、電話、都市ガス等の占用料であります。

46ページをお開きください。

2項手数料、2目総務手数料、3節戸籍住民手数料は、収入済額3,074万350円で、住民票等の交付手数料であります。

4目衛生手数料、2節清掃手数料は、収入済額8,508万7,675円で、前年度に比べ75万4,405円の減であります。不納欠損額16万5,790円は、ごみ処理手数料及びし尿処理手数料44件分で、時効消滅によるものであります。

す。収納率であります。99.5%で、前年度に比べ0.2ポイントの増であります。収入未済額の29万9,800円は、ごみ処理手数料及びし尿処理手数料114件分であります。

○委員長（関田 貢君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者（仲里 章君） 決算書の48ページをお開きください。

13款国庫支出金は、収入済額50億1,515万9,469円で、前年度に比べ7,136万5,829円、1.4%の増であります。

1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金は、収入済額 7 億5,076万9,157円で、前年度に比べ8,017万4,201円の増であります。この主な理由は、障害福祉課所管分の障害者自立支援給付費等負担金が、歳出事業費の増により7,500万5,753円の増額となったことによるものであります。

2 節児童福祉費負担金は、収入済額15億1,328万5,052円で、前年度に比べ2,143万6,915円の減であります。この主な理由は、子ども手当支給事業が児童手当支給事業に移行したことによるものであります。

3 節生活保護費負担金は、収入済額22億6,585万1,000円で、前年度に比べ7,681万8,000円の減であります。

3 目教育費国庫負担金、1 節小学校費負担金は、収入済額8,988万9,000円で、前年度に比べ皆増であります。これは公立学校施設整備費負担金で、第八小学校校舎増築工事費に対するものであります。

50ページをお開きください。

2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、3 節生活保護費補助金は、収入済額1,562万7,000円で、前年度に比べ230万9,000円の増であります。

7 目教育費国庫補助金、1 節小学校費補助金は、収入済額3,005万7,500円で、前年度に比べ1 億5,309万7,500円の減であります。体育館の耐震補強工事や普通教室の冷房化が前年度で完了したことによります。なお、教育施設等騒音防止対策事業費補助金2,252万2,500円は、第八小学校校舎増築に伴う並行防音工事に対するものであります。

2 節中学校費補助金は、収入済額877万9,000円で、前年度に比べ1,752万3,000円の減であります。学校施設環境改善交付金628万3,000円は、第二中学校防火シャッター改修工事及び第五中学校特別支援学級設置工事に対するものであります。

54ページをお開きください。

14款都支出金は、収入済額43億6,434万3,413円で、前年度に比べ2 億4,209万4,953円、5.9%の増であります。

1 項都負担金、1 目民生費都負担金、1 節社会福祉費負担金は、収入済額 7 億1,558万7,137円で、前年度に比べ6,131万8,301円の増であります。この主な理由は、保険年金課所管分の保険基盤安定負担金（国民健康保険分）が1,386万9,982円の増額及び保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）が511万986円の増額で、主に保険税及び保険料の軽減に係る対象者数の増によるものであります。なお、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計市負担分とあわせて繰り出しをしております。また、障害福祉課所管分の障害者自立支援給付費等負担金は3,750万2,876円の増額で、これは歳出事業費の増によるものであります。

2 節児童福祉費負担金は、収入済額 6 億6,796万7,229円で、前年度に比べ1,446万3,632円の減であります。この主な理由は、児童育成手当の支給対象児童数が減となったことによるものであります。

3節生活保護費負担金は、収入済額3,888万7,000円で、前年度に比べ431万1,000円の増であります。

5目教育費都負担金、2節中学校費負担金は、収入済額1,273万5,743円で、前年度に比べて皆増であります。これは水飲栓直結給水化モデル事業費負担金で、第二中学校水飲栓直結給水化改修工事に対するものであります。

56ページをお開きください。

2項都補助金、1目総務費都補助金、1節市町村総合交付金は、収入済額10億5,306万7,000円で、前年度に比べ8,645万8,000円、8.9%の増であります。

2目民生費都補助金、1節社会福祉費補助金は、収入済額2億3,202万1,000円で、前年度に比べ397万8,000円の増であります。高齢介護課所管分のシルバー交番設置事業補助金は531万8,000円の皆増であります。これは高齢者見守りぼっくす事業の運営経費に対する補助金であります。

2節児童福祉費補助金は、収入済額11億4,105万円で、前年度に比べ1億3,492万8,000円の増であります。この主な理由は、玉川上水保育園の新設、大和東保育園の建て替え及びテマリ保育園の建て替えに伴う子ども家庭支援包括事業補助金及び保育所緊急整備事業補助金の増によるものであります。

58ページをお開きください。

4目農林業費都補助金、1節農業費補助金は、収入済額330万6,000円で、農業委員会の組織運営の補助金及び都市農業パワーアップ補助事業として、野菜生産拡大のためのパイプハウス整備に対する補助金であります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金のうち、産業振興課所管分の新・元気をさせ商店街事業補助金は、収入済額402万3,000円で、前年度に比べ81万1,000円の増であります。

60ページをお開きください。

6目土木費都補助金、1節道路橋りょう費補助金は、収入済額1,800万円で、市道第1号線の道路改良事業費、市道第3号線及び市道第9号線の舗装補修事業費の補助金であります。

2節都市計画費補助金は、収入済額5,675万円で、主に都市計画道路3・5・20号線の用地買収に対する補助金であります。

8目教育費都補助金、2節小学校費補助金は、収入済額315万7,000円で、前年度に比べ6,802万5,000円の減であります。新たに校庭の芝生化を図った学校がなかったことによるものであります。公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金311万2,000円は、第四・第八小学校の芝生の維持管理経費に対する補助金であります。

5節保健体育費補助金は、収入済額2,818万7,000円であります。主に第68回国民体育大会の正式競技であるボウリング競技会運営費及びデモンストレーションとしてのスポーツ行事であるスポーツチャンバラ大会の運営費への都の補助金であります。スポーツ祭東京2013気運醸成・開催記念事業費補助金322万1,000円は、国体の機運醸成を図るため実施した啓発物品の作成、炬火イベント、開催記念碑の作成などにかかる経費に対する都の補助金であります。国民体育大会競技普及啓発事業費補助金35万8,000円は、当市の国体実施種目であるボウリング及びスポーツチャンバラの普及啓発事業に対する都の補助金であります。

62ページをお開きください。

3項委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金は、収入済額8,976万8,531円で、主に参議院議員選挙、東京都知事選挙、東京都議会議員選挙の執行に伴う委託金であります。

64ページをお開きください。

3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金は、収入済額2,215万9,630円で、環境課所管分の環境確保条例に

係る市事務処理特例交付金が主なものであります。

68ページをお開きください。

15款財産収入は、収入済額 1 億4,460万2,159円で、前年度に比べ 1 億33万8,762円の増であります。この主な理由は、市有地売却収入の増によるものであります。

72ページをお開きください。

16款寄附金は、収入済額1,839万1,860円で、前年度に比べ2,256万8,140円の減であります。寄附金の詳細につきましては、後ほど行政報告書の20ページをごらんいただきたいと思います。

74ページをお開きください。

17款繰入金は、収入済額 4 億3,744万9,626円で、前年度に比べ 1 億1,279万858円、34.7%の増であります。

1 項基金繰入金は、収入済額 2 億9,684万5,191円で、前年度に比べ6,787万6,191円の増であります。

1 目 1 節財政調整基金繰入金は、収入済額 2 億9,198万9,000円で、前年度に比べ6,302万円、27.5%の増であります。

4 目 1 節東部土地区画整理事業関連施設整備等基金繰入金は、収入済額485万6,191円の皆増で、上仲原公園テニスコート改修工事に充当したものであります。

2 項特別会計繰入金、3 目 1 節介護保険事業特別会計繰入金は、収入済額3,444万5,531円で、前年度に比べ 2,057万7,129円の減であります。

4 目 1 節後期高齢者医療特別会計繰入金は、収入済額2,885万1,236円で、前年度に比べ1,181万5,872円の減であります。

76ページをお開きください。

18款繰越金は、収入済額12億1,220万4,078円で、前年度に比べ6,270万8,321円の増であります。

1 項 1 目 1 節繰越金は、収入済額12億1,220万4,078円でありますが、財政課所管の前年度繰越金につきましては、前年度に比べ 3 億1,188万8,321円、34.6%の増であります。

78ページをお開きください。

19款諸収入は、収入済額 3 億7,854万8,655円で、前年度に比べ 1 億528万9,316円の減であります。

3 項 1 目 1 節貸付金元利収入は、収入済額2,600万5,750円で、産業振興課所管分の小口事業資金融資預託金、中小企業勤労者生活資金融資預託金の満期到来に伴う元利収入であります。

80ページをお開きください。

5 項 1 目 1 節雑入の収入済額は 2 億8,435万5,679円であります。不納欠損額は425万1,085円で、主なものは生活保護費返還金（過年度分）であります。また収入未済額は 1 億5,890万3,869円で、主なものは生活保護費返還金（現年・過年度分）及び過年度分の資源売却収入の未収金であります。

90ページをお開きください。

20款市債は、収入済額18億9,422万2,000円で、前年度に比べ 3 億680万9,000円の減であります。この主な理由といたしましては、小中学校における体育館の耐震補強事業債及び小学校冷房設備設置事業債が皆減となったことによるものであります。また臨時財政対策債につきましては、収入済額16億5,042万2,000円で、前年度に比べ6,199万1,000円の増であります。

以上のようにいたしまして、収入済額の合計が295億73万2,692円で、前年度に比べ 2 億5,649万1,096円の増となったものであります。不納欠損額は7,737万7,100円で、前年度より3,209万332円の増であります。収入未

済額は6億8,758万2,684円で、前年度より1億552万4,486円の減であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

具体的な内容の説明に入る前に、歳出の説明方法についてあらかじめお願い申し上げます。

備考欄の各事業番号と事業名をもって、主な事業の内容を御説明させていただき、必要に応じて不用額等の御説明をさせていただきます。なお、備考欄等の呼称は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、人件費の説明はここで一括して行い、各款の人件費についての説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

行政報告書41ページをお開きください。

職員の配置状況であります。平成25年4月1日現在の特別会計を含む全職員数であります。合計の職員数は470名で、うち一般会計は431名、特別会計は39名であります。なお年度末では、職員の退職により、一般会計で2名の減、差し引き全職員数は468名となっております。

次に、人件費であります。行政報告書の43、44ページの見開きをごらんいただきたいと思います。

これは職員給与表で、一般会計職員の各款の給料、職員手当等及び共済費の支出済額の一覧であります。職員給与費の合計額は35億8,723万5,227円で、児童手当を除いた1人当たりの平均給与額は829万8,000円でありますが、さらに退職手当組合負担金及び共済費の額を差し引いた実際に職員に支払った1人当たりの平均給与額は621万7,000円であります。

なお、全職員の平均在職年数は17年6カ月で、平均年齢は41歳4カ月であります。

行政報告書関係はここで終わりまして、給与改定について申し上げます。

給与改定につきましては、東京都人事委員会勧告に準じて実施しております。

内容といたしましては、給料月額を引き下げることにより、マイナス0.20%の公民格差を解消いたしました。以上の改定分として、平成25年度の職員給与は、1人当たり平均で約3万6,000円の減額となっております。

以上で、人件費に関する説明は終わらせていただきます。

決算書の92ページをお開きください。

1款議会費は、支出済額3億1,942万2,148円で、前年度に比べ1,183万4,496円の減であります。執行率は97.0%であります。減額の主な要因は、前年度に比べ、地方議会议金制度の廃止に伴う市負担金の負担率が減少したことに伴うものであります。

事業番号2議会運営費の支出済額は2億5,651万2,875円で、主な内訳は議員報酬並びに共済費のほか、本会議、常任委員会等の会議録の作成並びに議会報の発行等に係る経費、さらには議員が調査研究、その他の活動に資するための政務活動費補助金などであります。また、市民に開かれた議会に向けた取り組みといたしまして、平成25年第3回定例会から本会議のインターネット音声配信（録音）を開始するとともに、市議会議員が直接市民の皆様に定例会の審議内容を報告する当市議会初の議会報告会を、10月20日の日曜日に、市役所会議棟におきまして開催いたしました。

94ページをお開きください。

2款総務費は、支出済額26億906万376円で、前年度に比べ1億9,519万6,430円の増であります。執行率は94.2%であります。

1 項総務管理費、1 目一般管理費は、支出済額 8 億8,923万6,695円で、執行率は96.1%であります。

4 節共済費の不用額は642万8,215円でありますが、この主なものは事業番号 2、人事管理事務費で、雇用保険の料率が見込みより低かったことによるものであります。

7 節賃金の不用額は1,167万105円でありますが、事業番号 2 人事管理事務費で産休等の代替による臨時職員の雇用が見込みより少なかったことによるものであります。

98ページをお開きください。

2 目文書費、事業番号 1 文書事務費、11節需用費の細節④印刷製本費は、市政情報コーナーにおきまして、大和町当時の広報第 1 号から全号を展示するための製本経費であります。

102ページをお開きください。

6 目財産管理費、事業番号 1 庁舎管理費の不用額は2,722万9,794円でありますが、主なものは電話の使用が見込みより少なかったことや、庁舎エレベーター更新工事費における契約差金が生じたことなどによるものであります。

104ページをお開きください。

7 目企画費、事業番号 1 企画業務費では、東大和市指定管理者選定委員会におきまして、平成26年 3 月31日で指定の期間が満了する東大和市民会館、東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはら、東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはら、東大和市高齢者ほっと支援センターきよはらの指定管理者候補者の選定を行いました。また、新たな行政課題である社会保障・税番号制度の導入、公共施設の最適化に対応するため、庁内に検討本部、検討委員会等を設置し、検討を始めました。

事業番号 3 総合計画事務費では、第四次基本計画の施策の進捗管理の基礎資料とするため、市民意識調査を行いました。

106ページをお開きください。

事業番号 4 自治基本条例あり方検討事業費は新規事業であります。当市における自治基本条例のあり方を検討するに当たり、市民懇談会を開催し、市民同士、及び市民と市の意見交換を通して、参考とする民意の把握に努めたところであります。

事業番号 5 行政改革推進業務費の13節委託料は、行政評価における外部評価の試行実施に伴う会議支援業務委託料で、皆増であります。平成25年度は試行の 2 年目として、外部評価会議の進行や取りまとめを中心とする会議支援業務を委託したことによるものであります。

108ページをお開きください。

9 目公安費、事業番号11防犯対策事業費の 1 節報酬は、青色回転灯パトロールカーの運転業務員報酬及び生活安全協議会の開催に伴う委員報酬分であります。

10目電算管理費、事業番号 1 情報システム管理運営事業費であります。基幹系システム及び福祉総合システムについては、安定稼働を続けています。不用額は831万5,749円で、その主なものは11節需用費における電算関係消耗品の節減に努めたこと、13節委託料における設備保守を精査して実施したこと及び福祉総合システムにおいて、法改正によるシステム修正が生じなかったことなどによるものであります。

110ページをお開きください。

12目地域振興費、事業番号 1 市民協働事業費は、地域や自治会の活性化を後押しするため、自治会の手引き、自治会加入の御案内のリーフレットを配布したほか、自治会長会議において地域の底力再生事業助成の事例発

表や情報交換を行いました。なお、自治会の自主的活動を推進するため、自治会補助金として総額398万2,315円を交付いたしました。

118ページをお開きください。

15目諸費の支出済額は2億7,930万628円で、次ページのとおりの福祉関係返還金及び市税過誤納還付金が主なものであります。また、市税過誤納還付金等の不用額は454万4,678円であります。医療費控除等の国税の遡及申告に伴う市・都民税の還付や市民税法人の還付が見込みより少なかったことによるものであります。

122ページをお開きください。

2項徴税費、2目賦課徴収費の不用額830万8,168円の主な理由は、事業番号1賦課事務費の13節委託料において、電算データ入力業務委託及び標準宅地鑑定評価事務委託の契約差金が生じたことによるもの。また、事業番号2徴収事務費の12節役務費の細節①通信運搬費において、督促状等の催告文書や財産調査などの発送件数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

124ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、事業番号2戸籍事務費の支出済額は4,019万1,024円であります。また、事業番号3住民基本台帳事務費の支出済額は1,110万4,941円であります。両事業では、戸籍や住民医療の届け出に基づく親族関係や住所の正確な記録及び各種証明書の交付等を行いました。

126ページをお開きください。

4項選挙費、6目参議院議員選挙費、事業番号1参議院議員選挙費であります。任期満了に伴い、7月21日に参議院議員選挙が執行されたことによるものであります。3節職員手当等の不用額1,020万4,211円については、歳出削減に努めたことによるものであります。

128ページをお開きください。

7目東京都知事選挙費、事業番号1東京都知事選挙費であります。東京都知事が退職したため、2月9日に選挙が執行されたことによるものであります。3節職員手当等の不用額709万4,536円については、歳出削減に努めたことによるものであります。

8目東京都議会議員選挙費、事業番号1東京都議会議員選挙費であります。任期満了に伴い、6月23日に選挙が執行されたことによるものであります。3節職員手当等の不用額907万8,116円については、歳出削減に努めたことによるものであります。

136ページをお開きください。

3款民生費は、支出済額146億1,049万3,695円で、前年度に比べ1,851万482円、0.1%の増で、執行率は97.1%であります。歳出全体に占める割合は51.9%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっております。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、事業番号2国民健康保険事業特別会計繰出金は9億4,836万1,124円で、前年度に比べ3億8,377万9,648円の減であります。

事業番号4介護保険事業特別会計繰出金は7億6,612万4,000円で、前年度に比べ6,630万円の増であります。

事業番号5後期高齢者医療特別会計繰出金は7億7,077万2,000円で、前年度に比べ1,020万7,000円の減であります。

138ページをお開きください。

事業番号14東大和市シルバー人材センター運営・補助事業費の不用額は248万円で、主な理由は新規採用職員の人件費が見込み額を下回ったことによるものであります。

142ページをお開きください。

3 目老人福祉費、事業番号2 老人ホーム（措置）事業費の不用額は676万1,699円で、20節扶助費におけるホーム入所者が見込みより少なかったことによるものであります。

144ページをお開きください。

事業番号3 介護予防・生きがい活動支援事業費の不用額は445万3,900円で、生きがいデイサービス事業の利用者が見込みより少なかったことによるものであります。

事業番号4 高齢者日常生活支援事業費の不用額は930万2,705円で、その主なものは、家具転倒防止器具に係る消耗品費、寝具乾燥等手数料、緊急通報機器設置等委託料、火災安全システム機器給付費及び住宅改修等給付費に係る扶助費で、いずれも利用者が見込みより少なかったことによるものであります。

事業番号7 介護保険生活困難者に対する利用者負担軽減事業費の不用額は157万8,741円で、対象者及び対象となるサービス利用が見込みより少なかったことによるものであります。

146ページをお開きください。

事業番号14 高齢者見守りぼっくす事業費の不用額は349万6,634円で、主に委託料の契約差金によるものであります。

148ページをお開きください。

4 目障害者福祉費、7 節賃金の不用額は339万2,317円、11節需用費の不用額は313万8,578円、15節工事請負費の不用額は608万4,800円で、この主なものは153ページの事業番号20みのり福祉園運営費において、身障等介助員の採用が当初の予定どおり確保できなかったこと及び賄い材料費が見込みより少なかったこと等によるもの、また空調設備改修工事の契約差金によるものであります。

148ページの19節負担金補助及び交付金の不用額584万2,180円は、次ページの事業番号5 自立支援給付費等事業費において、日中活動系サービス推進事業における補助金等が見込みを下回ったこと等によるものであります。

148ページの20節扶助費の不用額5,683万4,760円は、次ページの事業番号5 自立支援給付費等事業費と事業番号6 自立支援医療・補装具給付事業費及び事業番号7 地域生活支援事業費における給付費等が見込みより少なかったことによるものであります

154ページをお開きください。

事業番号21 生活介護事業費の不用額132万3,492円は、13節委託料の契約差金等によるものであります。

156ページをお開きください。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、事業番号3 児童手当支給事業費の支出済額は14億4,827万4,298円で、前年度に比べ2億1,184万6,120円の増であります。この主な理由は、子ども手当支給事業が、児童手当支給事業に移行したことによる児童手当支給対象児童の増によるものであります。

158ページをお開きください。

事業番号9 子ども・子育て支援会議運営費の支出済額は240万9,088円であります。この経費は、平成27年4月に新たに実施する子ども・子育て支援法に対応するための子ども・子育て支援会議の運営費であります。なお、本事業は平成26年4月1日付で子育て支援課から保育課へ事務移管されております。

160ページをお開きください。

2 目児童措置費、事業番号2 民間保育園運営委託・補助事業費の支出済額は25億1,790万8,341円で、前年度

に比べ1億2,893万8,469円の増であります。この主な理由は、向原保育園の定員増及び市外公立、市外私立保育園の利用児童数の増によるものであります。

事業番号8民間保育園施設整備補助事業費の支出済額は3億7,971万8,500円で、前年度に比べ1億2,954万500円の増であります。この主な理由は、玉川上水保育園の新設に加え、大和東保育園を建て替えたこと、またテマリ保育園の建て替えに対して一部を補助したことによるものであります。

3目市立保育園費、事業番号2狭山保育園運営費の支出済額は7,243万5,914円で、前年度に比べ1,787万874円の増であります。この主な理由は、園舎耐震補強工事の実施によるものであります。

182ページをお開きください。

4款衛生費は、支出済額19億6,430万5,529円で、前年度に比べ2,379万3,165円、1.2%の減であります。執行率は88.7%であります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、事業番号3母子保健事業費の支出済額は9,014万6,314円で、前年度に比べ820万8,147円の増であります。この主な理由は、乳児体重・身長測定器の老朽化による買いかえと、児童虐待防止対策強化事業補助を活用し、乳児家庭全戸訪問事業に必要な備品の整備等を図ったことによるものであります。

184ページをお開きください。

事業番号4成人保健事業費の支出済額は9,377万4,150円で、前年度に比べ919万2,754円の増であります。この主な理由は、新規事業として胃がんリスク検査を開始したことによるものであります。

2目予防費、事業番号1予防事業費の支出済額は1億8,976万8,884円で、前年度に比べ1億5,888万6,712円の減であります。この主な理由は、法改正により、ヒブ、肺炎球菌など、3ワクチンが定期予防接種化されたものの、子宮頸がんワクチンの積極的な接種勧奨の中止により、接種率が低下したことによるものであります。

190ページをお開きください。

7目公害対策費、事業番号1公害対策事業費では、消費者庁から借り受けた測定器により、学校給食センターの食材や保育園の給食につきまして、放射性物質の簡易測定を実施しました。検査を行った食材、給食とも全て不検出という結果でありました。

192ページをお開きください。

2項清掃費、1目清掃総務費、事業番号3ごみ減量推進事業費では、再生利用可能な紙類、布類、金属類、ペットボトル等の回収を行う資源物集団回収団体へ、回収量に応じて報償金を交付し、資源回収の奨励と資源物の再利用に寄与いたしました。また市で収集いたしました資源物の状況は、売り払い量が約3,316トンで、売り払い金額は7,106万3,089円となっております。

2目塵芥処理費、事業番号1ごみ処理事業費では、総ごみ量が約2万2,435トンで、前年度より約270トンの増となっております。内容につきましては、主に紙類の増加となっております。

なお、詳細につきましては、後ほど行政報告書の365ページをごらんいただきたいと思います。

また、日の出町の協力のもと、多摩地区25市1町で組織いたします東京たま広域資源循環組合では、埋め立て処分場の延命化を図るため、エコセメント事業を推進しました。市では、エコセメント事業費を含め、2億3,956万円の組合負担金を納付いたしました。

196ページをお開きください。

5款労働費の支出済額は300万円で、執行率は99.3%であります。

198ページをお開きください。

6 款農林業費は、支出済額5,460万2,369円で、前年度に比べ455万246円、9.1%の増で、執行率は97.3%であります。

1 項農業費、3 目農業振興費、事業番号1 農業振興対策事業費では、市内農業の実情や農産物を広く市民に紹介するとともに、農業振興に資するため、産業まつりの農業部門や農業体験事業等に対する補助事業を実施いたしました。また25年度は、都市農業パワーアップ事業として、パイプハウスの整備に対する補助を行いました。

200ページをお開きください。

4 目園芸振興費、事業番号1 園芸振興対策事業費では、市民が園芸等を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深め、健康的でゆとりある生活を実現することができるように市民農園用地を借り上げ、園芸の振興を図りました。

202ページをお開きください。

7 款商工費は、支出済額9,647万6,885円で、前年度に比べ46万1,083円、0.5%の増で、執行率は90.6%であります。

1 項商工費、2 目商工振興費、事業番号1 商工振興対策事業費では、産業まつりの商工部門への補助事業や、新・元気を出せ商店街事業に取り組む商店街に対して、経費の一部を助成するとともに商業の振興を図りました。住宅リフォーム助成事業では、住宅144件のリフォーム工事に対して助成を行い、住宅の機能維持及び市内建設業の活性化を図ったところであります。

事業番号2 商工会補助事業費では、地域の商工業の総合的な改善、発展に取り組む商工会に対して、経営改善普及事業や地域総合振興事業に取り組むための運営費等に対する補助、商店活性化事業、市内ウォーキングイベント事業等に対する補助を行いました。

事業番号3 融資事業費では、小口事業資金の融資決定12件、特例小口零細企業資金の融資決定39件、信用保証料補助39件、小規模企業近代化資金利子補給183件を行い、小規模事業者の経営安定化を図ったところであります。

19節負担金補助及び交付金の不用額の総額は852万8,955円で、その主な理由は、事業番号1 商工振興対策事業費では、新・元気を出せ商店街事業で実施した事業について、当初予定した金額を下回ったことや、店舗リフォーム助成の申請が見込みを下回ったこと、また事業番号3 融資事業費では、信用保証料補助金及び小規模企業近代化資金利子補給金の交付額が見込みを下回ったことによるものであります。

3 目観光費、事業番号1 観光推進事業費では、観光事業として東大和市グルメコンテスト、うまかんべえ〜祭等の各種イベントの実施や観光マップを作成しました。観光や産業振興に寄与するとともに、市の知名度の向上や、既存の資源を活用し当市の魅力を市内外に発信することに努めました。

206ページをお開きください。

8 款土木費は、支出済額17億8,007万9,144円で、前年度に比べ2 億1,096万8,185円、13.4%の増であります。執行率は96.6%であります。

1 項土木管理費、1 目土木総務費、事業番号3 交通安全自転車対策事業費では、次ページ、13節委託料におきまして、東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画を策定いたしました。

208ページをお開きください。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、事業番号 1 道路管理費の13節委託料におきまして、本年 2 月の大雪による除雪作業委託料を予備費から充当し、除雪を実施いたしました。

210ページをお開きください。

2 目道路新設改良費、事業番号 1 市内道路改良事業費の13節委託料におきまして、市道第 6 号線富士見通りの歩道拡幅整備の実施設計委託と市内58カ所の橋梁点検委託を実施いたしました。15節工事請負費におきまして、市道第 1 号線道路改良工事で歩道を拡幅し、歩行者の安全対策を実施しました。また、南街 3 丁目第二小学校東側の市道に雨水浸透施設を設置し、溢水被害の軽減に努めました。

214ページをお開きください。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、事業番号 6 コミュニティバス運行事業費は、19節負担金補助及び交付金のとおり 3,958万5,991円の補助金を支出いたしました。年間の延べ利用者数は13万1,263人でありました。内容につきましては、行政報告書423ページを後ほどごらんいただきたいと思います。

2 目下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金で 4 億9,475万5,000円を繰り出しし、前年度に比べ247万9,000円の減であります。

218ページをお開きください。

4 目街路事業費、事業番号 1 都市計画道路 3・5・20号線用地買収事業費は、1,650.98平方メートルの用地買収を行いました。平成25年度末現在の先行取得を含めた買収率は92.96%となっております。

5 目土地区画整理費は、土地区画整理事業特別会計への繰出金で6,450万3,000円を繰り出しし、前年度に比べ2,413万9,000円の増であります。

222ページをお開きください。

9 款消防費は、支出済額11億56万2,185円で、前年度に比べ3,401万228円、3.0%の減であります。執行率は98.6%であります。

1 項消防費、2 目非常備消防費、事業番号 1 消防団活動費の不用額527万3,790円の主なものは、年度末までに消防団員に欠員が生じたことにより、報酬、被服、運営交付金等が見込みより少なかったこと及び火災出動が少なかったことによるものであります。

3 目消防施設費、事業番号 1 消防施設管理費では、消防団第六分団詰所兼車庫の新築工事及び第二分団消防ポンプ自動車の更新を実施しました。また不用額655万7,892円の主なものは、水道局が実施する水道管耐震化工事に伴い行う消火栓等設置工事の負担金で、当初の工事計画等に変更が生じたことによる不用額であります。

224ページをお開きください。

4 目災害対策費、事業番号 1 災害対策事業費では、新被害想定対応分としての備蓄食料の購入及び備蓄食料の入れかえ等を実施いたしました。なお、不用額は317万1,001円で、その主なものは大雪による防災訓練の中止で、災害対策用毛布のクリーニングを実施しなかったことによるもの及び契約差金等であります。

226ページをお開きください。

○委員長（関田 貢君） ここで午後 1 時30分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者（仲里 章君） それでは、決算書226ページをお開きください。

10款教育費は、支出済額27億4,602万1,395円で、前年度に比べ5億9,538万1,757円、17.8%の減であります。執行率は93.2%であります。

230ページをお開きください。

1項教育総務費、3目教育指導費、事業番号11教育指導管理事務費では、習熟の程度等に応じた少人数学習指導員配置事業及び学校図書館指導員配置事業において、各小中学校に指導員を配置いたしました。また平成25年度から小中一貫教育を推進し、特色ある学校づくりに取り組むため、予算の範囲内において補助金を交付いたしました。さらに社会全体でいじめを許さない環境をつくり上げるために、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して取り組むべきことを確認するためのいじめ防止のためのシンポジウム等に必要な費用を支出いたしました。事業費全体で、執行率は82.8%であります。不用額は1,064万2,342円で、この主な理由は、少人数学習指導員及び学校図書館指導員について、適任者の不在により未配置校が発生したことや、嘱託員の都合により従事できなかったことにより、報酬に不用額が生じたものであります。

232ページをお開きください。

事業番号14学校行事・部活動等運営支援事業費では、連合行事、芸術鑑賞教室等の実施及び中学校部活動を支援いたしました。例年実施している事業のほか、スポーツ教育推進校事業については、小学校2校及び中学校1校を指定し、児童・生徒にスポーツの楽しさを体験させるとともに、健康増進に向けた取り組みを実施し、必要な費用を支出いたしました。事業費全体で執行率は90.7%であります。不用額は233万3,855円で、主な理由は、学校行事等における物品運搬において、学校からの要望が当初の見込みよりも少なかったため、役務費に不用額が生じたものであります。

事業番号16教育センター運営費では、児童・生徒の心身の健康、学習、進路等に関する相談を実施いたしました。事業費全体で、執行率は69.0%であります。不用額は854万7,688円で、この主な理由はスクールカウンセラーの未配置校があったこと及び嘱託員の都合により従事できなかったことにより、報酬に不用額が生じたものであります。

234ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費、事業番号1小学校運営費では、小学校の運営に必要な経費を執行いたしました。事業費全体で執行率は93.1%であります。光熱水費の不用額は電力会社変更に伴う基本料金の単価の値下げ及び節約によるものであります。

236ページをお開きください。

事業番号2小学校環境整備事業費では、第八小学校校舎増築工事、第二・第五小学校の校舎屋上防水改修工事を実施いたしました。さらに、各学校の校舎外壁調査委託、第四・第八小学校の校庭芝生化維持管理委託なども実施いたしました。

238ページをお開きください。

3目特別支援学級費、事業番号2通級指導学級授業費では、第七小学校通級指導学級設置工事を実施いたしました。

240ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、事業番号1中学校運営費では、中学校の運営に必要な経費を執行いたしま

した。事業費全体で執行率は90.5%であります。光熱水費の不用額は電力会社変更に伴う基本料金の単価の値下げ及び節約によるものであります。

事業番号2 中学校環境整備事業費では、第二中学校において防火シャッター改修工事、水飲栓直結給水化改修工事、屋上防水改修工事を実施いたしました。また、各学校の校舎外壁調査委託、第三中学校水飲栓直結給水化工事設計委託なども実施いたしました。

3 目特別支援学級費、事業番号1 特別支援学級授業費では、第五中学校特別支援学級設置工事を実施いたしました。

246ページをお開きください。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費、事業番号6 文化財保護保存事業費では、平成7 年度で途切れておりました里正日誌の読み下し製本事業を再開し、第8 巻の刊行を行いました。

248ページをお開きください。

事業番号13放課後子ども教室推進事業費であります。市内小学校全校で実施するとともに、実施学年をふやし、事業の充実に努めました。

2 目公民館費の不用額は879万6,514円で、主なものは、事業番号1 中央公民館事業費の11節需用費131万4,064円で、光熱費の節減に努めたこと。及び252ページの事業番号4 蔵敷公民館事業費の13節委託料119万7,000円で、耐震診断調査委託料の契約差金であります。

248ページの事業番号1 中央公民館事業費から、252ページ、事業番号6 上北台公民館事業費の6 事業では、市民一人一人の学習権の保障に努めるとともに、多種多様な学習要求や地域の課題に応えるため、さまざまな事業や講座を実施いたしました。具体的には児童・青少年から障害のある方、子育て世代、さらには定年前後の世代までの市民を見据えた講座や事業を行うとともに、日々の暮らしやまちづくり等の地域課題を取り上げた講座、市民みずから企画・運営に参加できる市民企画講座等を開設いたしました。さらには平成24年度に検討してまいりました市民大学を初めて開講いたしました。また、中央公民館において耐震補強工事設計、蔵敷公民館において耐震診断調査を行いました。

254ページをお開きください。

3 目図書館費、事業番号2 中央図書館事業費から、256ページ、事業番号4 清原図書館事業費では、3 館を合わせて1 万5,570冊の図書を購入し、年度末の蔵書数は46万5,237冊となりました。また東大和市子ども読書活動推進計画に基づき、子供の読書環境の向上に資する事業を実施するとともに、市民サービスの向上や効率的な事業運営に努めました。

256ページをお開きください。

4 目郷土博物館費の不用額は544万3,907円で、その主な理由につきましては、事業番号1 郷土博物館管理費において、光熱水費の節減に努めたこと及び委託料におきまして、プラネタリウム投影機の入替えに伴いまして、旧投影機の保守点検費用が減額となったこと等によるものであります。

事業番号2 郷土博物館事業費では、プラネタリウム投影機を最新鋭の投影機に入れかえるとともに、3月15日、16日の2日間、リニューアルオープンイベントを実施いたしました。

260ページをお開きください。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費、事業番号4 日本初女子フルマラソン開催地記念事業費では、武蔵野美術大学の協力のもと記念碑を制作し、多摩湖駅伝大会の開会式に合わせ除幕式を行いました。

事業番号6 スポーツ祭東京2013運営事業費は、主に大会運営に従事する職員の時間外手当とスポーツ祭東京2013東大和市実行委員会へ交付する運営費負担金であります。不用額は966万5,088円で、その主なものは、国体終了に伴い、市実行委員会への負担金が精算されたものであります。

3目学校給食費、事業番号2 学校給食センター運営費では、給食センターの衛生管理を初め、安全安心な給食を提供するため、調理場や排水処理施設などを修繕し、老朽化した学校配置備品を買い換え、配送業務やボイラー維持管理業務などを委託により行いました。また、市内の施設内の環境を改善するため、第一給食センターでは屋根等改修工事を行いました。さらに、新学校給食センター稼働後の調理及び配ぜん業務の民間委託化について、東大和市学校給食センター運営委員会で審議いたしました。

262ページをお開きください。

事業番号3 学校給食施設建設事業費では、新学校給食センターの建設に向け、基本設計を行い、完了後は市民説明会を開催いたしました。また、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、建設用地における土壤汚染調査を実施し、土壤改良工事を行いました。なお、土壤汚染対策等について、市民説明会を開催いたしました。

264ページをお開きください。

11款公債費は、支出済額16億7,865万824円で、前年度に比べ2億3,272万7,227円、12.2%の減であります。執行率は99.9%であります。借入金償還費につきましては、行政報告書623ページに記載されておりますので後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、1項公債費、2目利子における不用額217万1,565円は、一時借入金の借り入れ日数及び借り入れ利率が予算額を下回ったこと等によるものであります。

266ページをお開きください。

12款諸支出金の支出済額は11億9,076万8,618円であります。

1項1目基金費、事業番号1 基金積立金（原資分）は、支出済額11億9,011万188円で、財政調整基金等の原資分の積み立てであります。各基金の積み立て内容は、行政報告書の19ページに記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

268ページをお開きください。

13款予備費の充当は、行政報告書631ページにその内容が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額は293億2,377万4,000円、支出済額281億5,344万3,168円、不用額11億5,090万6,279円となるものであります。

270ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額295億73万2,692円、歳出総額281億5,344万3,168円で、歳入歳出差引額は13億4,728万9,524円であります。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額1,942万4,553円で、実質収支額は13億2,786万4,971円であります。

以上で、平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の内容説明を終わらさせていただきます。

続きまして、平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容を御説明いたします。

決算書の280ページをお開きください。

歳入であります。

1 款国民健康保険税は、収入済額21億126万6,188円で、前年度に比べ2億3,993万7,801円、12.9%の増となっており、歳入全体に占める割合は22.3%であります。収納率は74.9%で、前年度に比べ4.6ポイントの増であります。不納欠損額は1億589万3,850円で、1万5,265件分であります。収入未済額は5億9,826万66円で、前年度に比べ1億2,276万7,338円の減となっております。

1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は、収入済額12億4,415万124円で、前年度に比べ1億3,390万1,522円の増であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分は、収入済額3億6,389万3,978円で、前年度に比べ8,357万7,650円の増であります。

3 節介護納付金分現年課税分は、収入済額1億5,296万1,612円で、前年度に比べ1,715万6,744円の増であります。

4 節医療給付費分滞納繰越分は、収入済額1億3,566万858円で、前年度に比べ281万5,879円の減であります。

5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分は、収入済額3,191万9,101円で、前年度に比べ296万7,344円の増であります。

6 節介護納付金分滞納繰越分は、収入済額2,281万4,816円で、前年度に比べ153万6,177円の増であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は、収入済額9,072万4,807円で、前年度に比べ150万5,098円の増であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分は、収入済額2,625万7,586円で、前年度に比べ364万9,584円の増であります。

3 節介護納付金分現年課税分は、収入済額2,876万8,313円で、前年度に比べ46万3,258円の増であります。

4 節医療給付費分滞納繰越分は、収入済額284万4,157円で、前年度に比べ159万738円の減であります。

5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分は、収入済額52万3,790円で、前年度に比べ15万7,206円の減であります。

6 節介護納付金分滞納繰越分は、収入済額74万7,046円で、前年度に比べ25万5,753円の減であります。

284ページをお開きください。

3 款国庫支出金は、収入済額18億5,697万8,698円で、前年度に比べ2,181万6,557円、1.2%の減となっており、歳入に占める割合は19.7%であります。

1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分は、収入済額15億8,132万5,540円で、前年度に比べ4,137万6,193円の減であります。

2 目高額医療費共同事業負担金、1 節現年度分は、収入済額5,025万1,158円で、前年度に比べ308万5,930円の増であります。これは高額な医療費の発生による保険者の不安定な財政運営を緩和するために、東京都国民健康保険団体連合会が運営する高額医療費共同事業の拠出金の4分の1を国が負担するものであります。

3 目特定健康診査等負担金、1 節現年度分は、収入済額1,933万4,000円で、前年度に比べ231万8,000円の増であります。これは特定健康診査・特定保健指導の1人当たりの単価の3分の1を国が負担するものであります。

2 節過年度分は、収入済額265万8,000円で、前年度に比べ161万8,000円の増であります。これは平成24年度、特定健康診査等負担金の精算による追加交付であります。

2 項国庫補助金、1 目 1 節調整交付金は、収入済額 2 億 291 万 9,000 円で、前年度に比べ 1,268 万 1,000 円の増であります。これは特別調整交付金が増加したことによるものであります。

4 目 1 節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、収入済額 49 万 1,000 円で、前年度に比べ 4 万 3,294 円の減であります。

286 ページをお開きください。

4 款療養給付費等交付金は、収入済額 4 億 4,681 万 4,000 円で、前年度に比べ 9,369 万 7,611 円、17.3% の減であります。

1 項 1 目療養給付費等交付金、1 節現年度分は、収入済額 4 億 4,681 万 4,000 円で、前年度に比べ 8,366 万 8,000 円の減であります。これは退職被保険者等の療養給付費等が減になったことによるものであります。

288 ページをお開きください。

5 款前期高齢者交付金は、収入済額 23 億 8,051 万 9,074 円で、前年度に比べ 4,334 万 5,168 円、1.9% の増であります。これは被用者保険と市町村国保の 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者の医療費負担の公平と、医療保険制度の安定を確保するための財政調整制度で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。当該年度の概算額と平成 23 年度の交付額の確定に伴う精算により交付されたものであります。

290 ページをお開きください。

6 款都支出金は、収入済額 5 億 8,886 万 8,708 円で、前年度に比べ 3,358 万 5,369 円、6.0% の増であります。

1 項都負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、1 節現年度分は、収入済額 5,025 万 1,158 円で、前年度に比べ 308 万 5,930 円の増であります。これは高額医療費共同事業の拠出金の 4 分の 1 を東京都が負担するものであります。

2 目特定健康診査等負担金、1 節現年度分は、収入済額 1,933 万 4,000 円で、前年度に比べ 231 万 8,000 円の増であります。これは特定健康診査・特定保健指導の 1 人当たりの単価の 3 分の 1 を東京都が負担するものであります。

2 節過年度分は、収入済額 265 万 8,000 円で、前年度に比べ 161 万 8,000 円の増であります。これは平成 24 年度特定健康診査等負担金の精算による追加交付であります。

2 項 1 目 1 節都補助金は、収入済額 2,012 万 7,550 円で、前年度に比べ 2,374 万 7,561 円の減であります。

2 目調整交付金、1 節現年度分は、収入済額 4 億 9,649 万 8,000 円で、前年度に比べ 5,031 万 1,000 円の増であります。これは特別調整交付金が増額となったことによるものであります。

292 ページをお開きください。

7 款共同事業交付金は、収入済額 8 億 8,312 万 7,365 円で、前年度に比べ 5,301 万 2,185 円、5.7% の減であります。

1 項共同事業交付金、1 目 1 節高額医療費共同事業交付金は、収入済額 1 億 7,543 万 3,513 円で、前年度に比べ 3,990 万 8,346 円の減であります。これは 80 万円を超える高額な医療費につき、80 万円を超える部分の 100 分の 59 に相当する額が東京都国民健康保険団体連合会から交付されるものであります。

2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額 7 億 769 万 3,852 円で、前年度に比べ 1,310 万 3,839 円の減であります。これは 30 万円を超える医療費につき、8 万円を超え 80 万円までの部分の額の 100 分の 59 に相当する額が、東京都国民健康保険団体連合会から交付されるものであります。

294 ページをお開きください。

8款繰入金は、収入済額9億4,836万1,124円で、前年度に比べ3億8,377万9,648円、28.8%の減であります。

1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定制度繰入金（保険税軽減分）は、収入済額1億5,130万2,930円で、前年度に比べ1,839万1,290円、13.8%の増であります。これは低所得者に対する保険税軽減相当額を、東京都が4分の3、市が4分の1を負担し、一般会計から繰り入れるものであります。

2節保険基盤安定制度繰入金（保険者支援分）は、収入済額3,712万194円で、前年度に比べ30万6,062円、0.8%の増であります。これは国保会計を支援するため、保険税の軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を国が2分の1、東京都と市が4分の1ずつ負担し、一般会計から繰り入れるものであります。

3節職員給与費等繰入金は、収入済額1億6,635万3,000円で、前年度に比べ1,789万2,000円、12.1%の増であります。これは職員人件費、委託料、役務費等の経費に対し、一般会計から繰り入れられるものであります。

4節出産育児一時金等繰入金は、収入済額4,200万円で、前年度と同額であります。これは42万円の出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰り入れるものであります。

5節その他の繰入金は、収入済額5億5,158万5,000円で、前年度に比べ4億2,036万9,000円、43.2%の減であります。これは国保会計の財源不足を補てんするため、一般会計から繰り入れられるものであります。

296ページをお開きください。

9款繰越金、1項1目1節繰越金は、収入済額1億8,931万333円で、皆増であります。これは平成24年度決算による歳計剰余金であります。

298ページをお開きください。

10款諸収入は、収入済額4,748万4,253円で、前年度に比べ103万7,850円、2.1%の減であります。

1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金は、収入済額3,541万8,590円で、前年度に比べ1,191万8,771円の増であります。

2項雑入、1目1節一般被保険者第三者納付金は、収入済額529万6,405円で、前年度に比べ385万1,764円の減であります。これは交通事故等の治療に際し、国保から保険給付を受けたことによる納付金であります。

3目1節一般被保険者返納金は、収入済額365万6,071円で、前年度に比べ788万3,540円の減であります。これは会社等の健康保険の資格取得や転出等により、当市の被保険者資格を喪失し、国保の保険給付が不適となったことに伴う不当利得返納金であります。

4目1節退職被保険者等返納金は、収入済額14万4,907円で、前年度に比べ7万8,806円の増であります。

5目1節雑入は、収入済額296万8,280円で、前年度に比べ7万931円の減であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は、収入済額94億4,272万9,743円で、前年度に比べ4,716万5,180円、0.5%の減であります。

300ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費は、支出済額1億711万4,573円で、執行率は88.6%であります。

1項総務管理費、1目一般管理費は、支出済額9,744万4,124円で、10名分の職員人件費、嘱託員の報酬、臨時職員の賃金、レセプト点検等業務委託料等であります。

2目運営協議会費は、支出済額40万9,896円で、国民健康保険運営協議会委員の報酬、筆耕翻訳料等であります。

3目連合会負担金は、支出済額154万4,070円で、東京都国民健康保険団体連合会に対する負担金であります。
302ページをお開きください。

2項1目徴税費は、支出済額771万6,483円で、収納推進員報酬、国民健康保険税の賦課に係る郵送料等であります。

304ページをお開きください。

2款保険給付費は、支出済額61億5,094万489円で、執行率は96.7%であります。国民健康保険の被保険者数の状況は、年間平均2万5,088人で、前年度に比べ1.3%の減であります。一般被保険者数は2万3,757人で、前年度に比べ1.0%の減、退職被保険者等は1,331人で、前年度に比べ7.0%の減であります。

1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、支出済額50億2,687万1,772円で、執行率は98.3%であります。

2目退職被保険者等療養給付費は、支出済額3億1,763万289円で、執行率は84.9%であります。

3目一般被保険者療養費は、支出済額7,789万4,872円で、執行率は87.3%であります。

4目退職被保険者等療養費は、支出済額394万8,014円で、執行率は46.4%であります。

5目審査・支払手数料は、支出済額2,428万1,449円で、執行率は87.1%で、レセプトの審査・支払業務委託料であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、支出済額5億9,388万4,173円で、執行率は98.5%であります。

2目退職被保険者等高額療養費は、支出済額4,414万3,356円で、執行率は72.1%であります。

306ページをお開きください。

3目一般被保険者高額介護合算療養費は、支出済額33万4,302円で、執行率は33.4%であります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費は、支出済額4万8,570円で、執行率は97.1%であります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、支出済額4,871万790円で、執行率は77.3%であります。なお、1件当たりの支給金額は42万円で、116件分であります。

5項1目葬祭費は、支出済額660万円で、執行率は88.0%であります。なお、1件当たりの支給金額は5万円で、132件分であります。

308ページをお開きください。

6項1目結核・精神医療給付金は、支出済額659万2,902円で、執行率は89.2%であります。

310ページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等は、支出済額13億1,248万4,760円で、執行率は99.6%であります。

1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金は、支出済額13億1,237万8,853円で、執行率は99.6%であります。これは後期高齢者医療制度に対し、社会保険を含む各医療保険者が75歳未満の加入者数に応じて負担するものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金は、支出済額10万5,907円で、執行率はおおむね100%であります。

312ページをお開きください。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額134万5,936円で、執行率はおおむね100%であります。

1項1目前期高齢者納付金等は、支出済額124万29円で、執行率はおおむね100%であります。これは前期高齢者の財政調整のため、義務的拠出金が著しく過大になる部分について、全保険者において各加入者数に応じ

て再案分し、負担するものであります。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金は、支出済額10万5,907円で、執行率はおおむね100%であります。

314ページをお開きください。

5 款 1 項老人保健拠出金、1 目老人保健事務費拠出金は、支出済額 4 万6,868円で、執行率は88.4%であります。

316ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目介護納付金は、支出済額 5 億2,720万6,091円で、執行率は99.6%であります。これは国保加入の介護保険第 2 号被保険者にかかわる社会保険診療報酬支払基金への納付金であります。

318ページをお開きください。

7 款共同事業拠出金は、支出済額 9 億5,406万8,365円で、執行率は97.1%であります。

1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金は、支出済額 2 億347万6,634円で、執行率は95.0%であります。これは80万円を超える高額な医療費の発生による保険者の不安定な財政運営を緩和するために、東京都国民健康保険団体連合会が運営する高額医療費共同事業に対する拠出金であります。本事業の財源は、国、都がそれぞれ4分の1を負担し、市が2分の1を負担しております。

2 目その他共同事業拠出金は、支出済額2,051円で、執行率は20.5%であります。

3 目保険財政共同安定化事業拠出金は、支出済額 7 億5,058万9,680円で、執行率は97.7%であります。これは30万円以上の高額な医療費の発生による保険者の不安定な財政運営を緩和するために、東京都国民健康保険団体連合会が運営する保険財政共同安定化事業に対する拠出金であります。

320ページをお開きください。

8 款保健事業費は、支出済額 1 億3,752万403円で、執行率は84.9%であります。

1 項 1 目特定健康診査等事業費は、支出済額 1 億1,487万4,732円で、執行率は87.4%であります。これは特定健康診査・特定保健指導を実施するための経費であります。不用額の主な理由といたしましては、特定健康診査・特定保健指導の受診率が、見込みを下回ったことによるものであります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生諸費は、支出済額2,264万5,671円で、執行率は74.2%であります。これは人間ドック等受診料の一部助成金、医療費通知並びに医療費分析及び保健事業に係る経費であります。

324ページをお開きください。

10款諸支出金は、支出済額 2 億350万3,472円で、執行率は98.3%であります。

1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金・利子及び還付金は、支出済額 1 億2,619万5,804円で、執行率は97.3%であります。これは過年度に過大に交付された療養給付費等負担金、療養給付費等交付金の返還金、被保険者資格喪失等に伴う国民健康保険税の還付金及び還付加算金等であります。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、支出済額7,730万7,668円で、執行率は100%であります。これは前年度繰越金から、交付金の精算による返還額等を除いた額を一般会計へ繰り出したものであります。

326ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額96億8,500万4,000円、支出済額93億9,423万957円で、執行率は97.0%であります。

328ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額94億4,272万9,743円、歳出総額93億9,423万957円で、歳入歳出差引額は4,849万8,786円であります。
また実質収支額も4,849万8,786円となっております。

以上で、平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容説明を終わらせていただきます。

○委員長（関田 貢君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者（仲里 章君） 続きまして、平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容を御説明いたします。

決算書の338ページをお開きください。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金は、収入済額150万990円であります。

1 項 1 目下水道事業受益者負担金、1 節現年度分は、収入済額150万990円で、298件分であります。

2 節滞納繰越分の収入未済額は2万5,900円で、14件分であります。

340ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料は、収入済額10億3,426万8,588円であります。

1 項使用料、1 目下水道使用料、1 節現年度分は、収入済額10億3,036万6,270円で、前年度と比べ379万363円、0.4%の増であります。収入未済額は890万3,336円で、5,706件分であります。

2 節滞納繰越分の収入済額は369万2,318円で、5,480件分であります。前年度と比べ583万7,851円、61.3%の減となっております。不納欠損額は68万2,984円で、645件分であります。また収入未済額は273万2,675円で、1,531件分であります。

2 項手数料、1 目総務手数料、1 節指定事業者等申請手数料は、収入済額21万円であります。指定事業者新規指定申請手数料は12件で12万円、指定事業者指定更新申請手数料は18件分で9万円、責任技術者新規登録申請手数料ほか2件の収入済額はございません。

342ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費国庫補助金は、収入済額355万5,000円で、東大和市下水道総合地震対策計画策定業務委託、雨水貯留槽等の設置補助による社会資本整備総合交付金であります。

344ページをお開きください。

4 款都支出金、2 項都補助金、1 目下水道事業費都補助金は、収入済額17万5,000円で、東大和市下水道総合地震対策計画策定業務委託による公共下水道事業費補助金であります。

348ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、収入済額4億9,475万5,000円で、一般会計からの繰入金であります。前年度と比べ247万9,000円、0.5%の減であります。

350ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目繰越金は、収入済額5,211万5,310円で、平成24年度決算における剰余金であります。

352ページをお開きください。

8 款諸収入は、収入済額414万1,405円であります。

3 項 1 目雑入は、収入済額164万780円で、東村山、小平及び武蔵村山市との下水道相互利用に関する暫定協定に基づく下水道使用受託収入等であります。

354ページをお開きください。

9 款市債は、収入済額 5 億1,190万円であります。

1 項市債、1 目下水道債、1 節公共下水道債は1,730万円、2 節流域下水道債は2,980万円、3 節資本費平準化債は 4 億6,480万円であります。

以上のようにいたしまして、歳入予算現額は21億1,571万9,000円、収入済額は21億241万1,293円であります。

356ページをお開きください。

歳出であります。

1 款総務費は、支出済額 5 億6,706万2,284円で、執行率は96.0%であります。

1 項 1 目総務管理費は、支出済額8,170万6,380円で、下水道事業を運営するための庶務的な経費並びに消費税・地方消費税の支払い及び人件費、職員 4 名分であります。

19節負担金補助及び交付金のうち、22万4,000円は、平成24年度から引き続き事業として取り組みました雨水浸透ます、雨水貯留槽設置補助の補助 9 件分であります。

2 項 1 目維持管理費は、支出済額 4 億8,535万5,904円で、下水道維持管理に要する経費及び東京都水道局へ下水道使用料徴収事務委託並びに流域下水道維持管理負担金であります。

360ページをお開きください。

2 款事業費は、支出済額8,612万9,917円で、執行率は89.4%であります。

1 項 1 目建設総務費は、支出済額2,738万9,809円で、主に下水道の建設事業等にかかわる人件費で、職員 3 名分であります。

2 項 1 目建設事業費は、支出済額5,874万108円で、東大和市下水道総合地震対策計画策定業務委託、公共下水道管渠布設工事 4 件、都市計画道路 7・5・4 号線雨水管等布設工事、公共汚水ます設置工事51カ所であります。

19節負担金補助及び交付金のうち3,301万8,750円は、流域下水道建設負担金で、清瀬水再生センターの施設整備に伴う負担金であります。

362ページをお開きください。

3 款公債費は、支出済額14億2,538万7,376円で、歳出総額の68.6%を占めております。前年度と比べ314万4,967円、0.2%の減であります。

1 項公債費、1 目元金は、支出済額10億5,106万549円で、公共下水道建設事業債、荒川右岸東京流域下水道事業債、資本費平準化債及び公的資金補償金免除繰上償還借換債で、前年度に比べ2,704万6,901円、2.6%の増であります。

2 目利子は、支出済額 3 億7,432万6,827円で、公共下水道建設事業債、荒川右岸東京流域下水道事業債、資本費平準化債及び公的資金補償金免除繰上償還借換債の償還金利子で、前年度に比べ3,019万1,868円、7.5%の減であります。

366ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額は21億1,571万9,000円、支出済額は20億7,857万9,577円で、執行率は98.2%であります。

368ページをお開きください。

歳入総額21億241万1,293円、歳出総額20億7,857万9,577円で、歳入歳出差引額は2,383万1,716円であります。また実質収支額も2,383万1,716円となっております。

以上で、平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容を御説明いたします。

決算書の378ページをお開きください。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項保留地処分金、1 目立野地区保留地処分金は、収入済額2,348万円で、保留地処分1カ所分、面積にして130.08平方メートルであります。

380ページをお開きください。

2 款都支出金、1 項都補助金、1 目区画整理事業費都補助金は、収入済額510万円で、立野地区土地区画整理事業に対する補助金であります。

382ページをお開きください。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、収入済額5万2,907円で、立野一丁目土地区画整理事業基金に生じた利子であります。

384ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金は、収入済額6,450万3,000円で、一般会計からの繰入金であります。

2 項基金繰入金、1 目立野一丁目土地区画整理事業基金繰入金は、収入済額4,836万3,000円で、立野一丁目土地区画整理事業基金からの繰入金であります。

386ページをお開きください。

5 款1 項1 目繰越金は、収入済額2,008万6,949円で、平成24年度決算における剰余金であります。

388ページをお開きください。

6 款諸収入、1 項1 目雑入は、収入済額4,932円で、公務災害補償基金負担金の過年度還付金であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は、収入済額1億6,159万788円であります。

390ページをお開きください。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、支出済額4,136万7,610円、執行率は97.8%で、人件費4人分が主なものであります。

392ページをお開きください。

2 款事業費、1 項1 目立野地区事業費は、支出済額1億284万1,172円で、執行率は73.9%であります。

主な事業内容であります。13節委託料の支出済額は3,294万5,188円で立野一丁目地区換地計画等委託料など10件分であります。

15節工事請負費の支出済額は2,434万780円で、都市計画道路7・5・4号線雨水管等布設工事及び立野一丁

目地区宅地整地工事等であります。

15節工事請負費の不用額1,343万3,220円の主なものは、工事等の件数の減によるものであります。

また22節補償、補填及び賠償金は、支出済額4,406万412円で、建築物等移転補償費であります。

22節補償、補填及び賠償金の不用額2,142万2,588円の主なものは、移転補償件数の減によるものであります。

396ページをお開きください。

4款諸支出金、1項1目基金費は、支出済額5万2,907円で、立野一丁目土地区画整理事業基金に係る繰りかえ運用等による利息を基金へ積み立てしたものであります。

398ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額1億8,470万7,000円、支出済額1億4,426万1,689円で、執行率は78.1%であります。

400ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額1億6,159万788円、歳出総額1億4,426万1,689円で、歳入歳出差引額は1,732万9,099円であります。また実質収支額も1,732万9,099円となっております。

以上で、平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容説明を終わらさせていただきます。

続きまして、平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容を御説明いたします。

決算書の410ページをお開きください。

歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、収入済額10億4,665万2,500円であります。不納欠損額は1,007万2,600円であります。収入未済額は3,436万1,300円で、現年度分3,146件、滞納繰越分2,707件であります。

介護保険料の賦課及び徴収の状況につきましては、行政報告書671ページから672ページにかけて記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

412ページをお開きください。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金は、収入済額13万5,000円で、介護保険の適用除外となる40歳以上65歳未満の生活保護受給者に係る要介護認定の受託に伴う認定審査会判定受託負担金であります。

416ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、収入済額7億2,377万1,877円で、介護保険法第121条第1項に基づく介護給付費に係る国負担分であります。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、収入済額1億1,768万8,000円で、介護保険法第122条に基づき交付されたものであります。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業分）は、収入済額975万円で、介護保険法第122条の2第1項に基づく交付金で、介護予防事業に充てられるものであります。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）は、収入済額2,804万5,000円で、介護保険法第

122条の2第2項に基づき交付されるもので、包括的支援事業及び任意事業に充てられるものであります。

4目介護保険事業費補助金は、収入済額31万5,000円で、消費税率改定等に伴う介護保険電算システムの修正に対して交付された補助金であります。

5目介護保険災害臨時特例補助金は、収入済額3万3,000円で、東日本大震災で罹災された方の介護保険料を減免したことに対して交付された補助金であります。

418ページをお開きください。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、収入済額11億7,980万8,000円で、介護保険法第125条に基づき交付される第2号被保険者に係る保険料であります。

2目地域支援事業支援交付金は、収入済額911万円で、介護保険法第126条に基づき交付される第2号被保険者の保険料で、介護予防事業に充てられるものであります。

420ページをお開きください。

6款都支出金、1項都負担金、1目介護給付費負担金は、収入済額6億1,860万9,000円で、介護保険法第123条第1項に基づく介護給付費に係る東京都負担分であります。

2項都補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業分）は、収入済額487万5,000円で、介護保険法第123条第3項に基づく交付金で、介護予防事業に充てられるものであります。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）は、収入済額1,402万2,500円で、介護保険法第123条第4項に基づく交付金で、包括的支援事業及び任意事業に充てられるものであります。

422ページをお開きください。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、収入済額7万2,168円で、介護保険介護給付費等準備基金に生じた利子であります。

2項財産売払収入、1目物品売払収入は、収入済額2万9,300円で、介護予防等物品売払収入であります。

426ページをお開きください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は、収入済額5億4,771万3,000円で、介護保険法第124条第1項に基づく保険給付費に係る市負担分の繰入金であります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業分）は、収入済額547万1,000円で、介護保険法第124条第3項に基づく市からの繰入金で、介護予防事業に充てられたものであります。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業分）は、収入済額1,728万7,000円で、介護保険法第124条第4項に基づく市からの繰入金で、包括的支援事業及び任意事業に充てられたものであります。

4目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金は、収入済額1億5,321万4,000円で、職員給与費等の繰入金であります。

2節事務費繰入金は、収入済額4,243万9,000円で、事務費にかかわる繰入金であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費等準備基金繰入金は、収入済額5,904万1,000円で、介護給付費等準備基金を取り崩したものであります。

428ページをお開きください。

10款繰越金は1億4,801万9,111円で、平成24年度決算に伴う剰余金であります。

430ページをお開きください。

11款諸収入、2項雑入、2目返納金は110万6,480円で、介護事業者の指定取り消しに係る介護給付費の返還

金であります。

3目雑入は240円で、郵便振り込みにより介護保険料を納付した方が、領収書、返信用切手として納入したものであります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は、収入済額47億2,720万7,176円であります。

432ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、支出済額1億4,362万3,599円で、職員及び嘱託員等の人件費、介護保険電算システムの修正に係る委託料のほか、消耗品費及び通信運搬費等の事務管理費が主なものであります。

2目連合会負担金は、支出済額5万7,475円で、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の特別徴収が、平成20年度から介護保険料と合算して開始されたことに伴い、連合会の事務経費として負担したものであります。

2項1目介護認定審査会費は、支出済額1,759万9,505円で、介護認定審査会委員報酬が主なものであります。434ページをお開きください。

2目認定調査等費は、支出済額1,897万4,934円で、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料が主なものであります。

436ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は、支出済額16億499万9,716円で、要介護被保険者が指定居宅介護サービスを受けた場合の保険給付分であります。

3目地域密着型介護サービス給付費は、支出済額1億3,523万8,443円で、要介護被保険者が、市が指定を行った地域密着型サービス事業所のサービスを受けた場合の保険給付分であります。

5目施設介護サービス給付費は、支出済額16億1,112万1,958円で、要介護被保険者が指定施設介護サービスを受けた場合の保険給付分であります。

438ページをお開きください。

7目居宅介護福祉用具購入費は、支出済額645万5,592円で、要介護被保険者が厚生労働大臣の定める福祉用具を購入した場合の保険給付分であります。

8目居宅介護住宅改修費は、支出済額1,078万2,921円で、要介護被保険者が厚生労働大臣の定める種類の住宅改修を行った場合の保険給付分であります。

9目居宅介護サービス計画給付費は、支出済額1億8,580万1,715円で、要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けた場合の保険給付分であります。

なお、介護サービス等諸費における各サービスの給付状況は、行政報告書679ページから686ページに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は、支出済額2億1,018万9,709円で、要支援被保険者が指定居宅介護予防サービスを受けた場合の保険給付分であります。

440ページをお開きください。

5目介護予防福祉用具購入費は、支出済額179万7,448円で、要支援被保険者が厚生労働大臣の定める福祉用具を購入した場合の保険給付分であります。

6 目介護予防住宅改修費は、支出済額659万8,243円で、要支援被保険者が厚生労働大臣の定める種類の住宅改修を行った場合の保険給付分であります。

7 目介護予防サービス計画給付費は、支出済額2,687万9,342円で、要支援被保険者が指定介護予防支援を受けた場合の保険給付分であります。

なお、介護予防サービス等諸費における各サービスの給付状況は、行政報告書687ページから692ページに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

442ページをお開きください。

3 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費は、支出済額7,490万9,366円で、介護保険法第51条に基づき要介護被保険者が受けた居宅サービス、地域密着型サービス、また施設サービスに係る本人負担分が、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

2 目高額介護予防サービス費は、支出済額 7 万4,609円で、介護保険法第61条に基づき要支援被保険者が受けた介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに係る本人負担分が、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

4 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費は1,097万682円で、要介護被保険者が受けた介護サービスと医療サービスの利用者負担額を合算した結果、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

2 目高額医療合算介護予防サービス費は 4 万4,028円で、要支援被保険者が受けた介護予防サービスと医療サービスの利用者負担額を合算した結果、政令で定める額を加えた場合に支給したものであります。

444ページをお開きください。

5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費は、支出済額 1 億6,888万8,232円で、要介護被保険者が、施設サービス等を利用した場合に自己負担する食費や居住費について、利用者の所得に応じその一部をサービス事業者を支払ったものであります。

3 目特定入所者介護予防サービス費は、支出済額29万3,310円で、要支援被保険者が短期入所サービス等を利用した場合に自己負担する食費や滞在費について、利用者の所得に応じその一部をサービス事業者を支払ったものであります。

6 項その他諸費、1 目審査・支払手数料は、支出済額548万8,446円で、審査支払い業務を国民健康保険団体連合会に委託し、各給付費等の審査支払いに関する手数料を支払ったものであります。

446ページをお開きください。

3 款財政安定化基金拠出金につきましては、平成24年度に引き続き東京都財政安定化基金への拠出率はゼロ%で、支出はありませんでした。

448ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目二次予防事業費は、支出済額3,283万3,930円で、将来的に要介護状態となる可能性が高い、いわゆる二次予防事業対象者への介護予防プログラムの作成及びこれに基づく運動機能向上のための講座などを実施したものであります。

2 目一次予防事業費は、支出済額540万6,816円で、65歳以上の高齢者全般と、その支援にかかわる者を対象に、介護予防に関する知識と技術の普及啓発を行うとともに、介護予防リーダー等への研修や支援を行ったものであります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目介護予防ケアマネジメント事業費は、支出済額2,792万9,200円で、基本チェックリストによって把握した二次予防事業対象者について、要介護状態となることを予防するための介護予防ケアプランを作成したものであります。

450ページをお開きください。

2 目総合相談事業費は、支出済額2,792万9,200円で、高齢者支援のネットワークを構築し、高齢者の生活実態や心身の状況を把握し、相談を受け、適切な制度の利用を図ったものであります。

3 目権利擁護事業費は、支出済額698万2,300円で、高齢者の人権擁護の視点から相談を受け、その支援を行ったものであります。

4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、支出済額707万5,185円で、個々の高齢者の身体状況やその変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントが提供できるように、関係機関の連携や介護支援専門員に対する支援を行ったものであります。

なお、2 項1 目から3 目の全てと4 目の一部は、市内に3 カ所ある地域包括支援センター、現高齢者ほっと支援センターの運営委託料として支出しております。

5 目任意事業費は、支出済額58万4,900円で、重度要介護者が諸事情により1 年以上介護保険制度を利用しなかった場合に、申請に基づき支給する「家族介護慰労金」の支出1 件と、成年後見制度に係る費用助成費等の経費であります。

452ページをお開きください。

5 款1 項基金積立金、1 目介護給付費等準備基金積立金は、支出済額9,823万168円で、平成24年度の剰余金が増加したことに伴う積み立て分と同基金にかかわる利息の積み立て分であります。

454ページをお開きください。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1 号被保険者保険料還付金は、支出済額52万8,600円で、被保険者に死亡や転出等があった場合の過年度分保険料の還付金で81件、64人分であります。

2 目償還金は、支出済額1,657万6,009円で、国庫支出金、都支出金への平成24年度の精算に伴う返還金であります。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、支出済額3,444万5,531円で、平成24年度決算の確定に伴い精算を行ったものであります。

456ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額48億5,977万円、支出済額44億9,931万1,112円で、執行率は92.6%であります。

458ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額47億2,720万7,176円、歳出総額44億9,931万1,112円で、歳入歳出差引額は2 億2,789万6,064円であります。また実質収支額も2 億2,789万6,064円となっております。

以上で、平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容を御説明いたします。

決算書の468ページをお開きください。

歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額 7 億899万550円で、前年度に比べ1,945万2,950円、2.8%の増であります。

1 項後期高齢者医療保険料、1 目 1 節特別徴収保険料は、収入済額 4 億1,941万8,600円で、前年度に比べ1,201万5,300円の増であります。

2 目普通徴収保険料、1 節現年度分は、収入済額 2 億8,683万9,000円で、前年度に比べ673万8,300円の増であります。

2 節滞納繰越分は、収入済額273万2,950円で、前年度に比べ69万9,350円の増であります。

470ページをお開きください。

2 款繰入金は、収入済額 7 億7,077万2,000円で、前年度に比べ1,020万7,000円、1.3%の減であります。

1 項 1 目一般会計繰入金、1 節療養給付費繰入金は、収入済額 4 億9,053万6,000円で、前年度に比べ865万8,000円、1.7%の減で、特定費用を除く医療給付費に対する市の負担分であります。

2 節保険基盤安定繰入金は、収入済額 1 億21万5,000円で、前年度に比べ681万5,000円、7.3%の増で、低所得者及び被用者保険旧被扶養者に対する軽減措置に係る市の負担分であります。

3 節事務費繰入金は、収入済額2,635万8,000円で、前年度に比べ86万9,000円、3.2%の減で、東京都後期高齢者医療広域連合の運営費に係る市の負担分であります。

4 節保険料軽減措置繰入金は、収入済額6,210万6,000円で、前年度に比べ769万5,000円、14.1%の増であります。これは保険料負担の軽減を図るために、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補填分、保険料所得割減額分及び葬祭費を構成区市町村が負担するもので、これに対する市の負担分であります。

5 節健康診査費繰入金は、収入済額4,203万8,000円で、前年度に比べ244万2,000円、6.2%の増であります。これは健康診査事業に係る市の負担分であります。

6 節その他の繰入金は、収入済額4,951万9,000円で、前年度に比べ1,763万2,000円、26.3%の減で、人件費、事務費等に係る繰入金であります。

472ページをお開きください。

3 款繰越金は、収入済額3,318万7,236円で、前年度に比べ1,094万2,372円、24.8%の減であります。

474ページをお開きください。

4 款諸収入は、収入済額5,763万5,445円で、前年度に比べ160万7,126円、2.9%の増であります。

1 項延滞金、加算金及び過料、1 目 1 節延滞金は、収入済額20万8,600円で、前年度に比べ 2 万5,500円の増であります。

2 項 1 目受託事業収入、1 節健康診査費受託事業収入は、収入済額3,059万160円で、前年度に比べ266万5,410円の増であります。健康診査を東京都後期高齢者医療広域連合から受託したことによる受託事業収入であります。

2 節葬祭費受託事業収入は、収入済額2,150万円で、前年度に比べ20万円の減であります。葬祭費支給事業を、東京都後期高齢者医療広域連合から受託したことによる受託事業収入であります。

3 項 1 目 1 節雑入は、収入済額533万6,685円で、前年度に比べ88万3,784円の減であります。これは平成24年度分の広域連合負担金の精算に伴う返還金及び人間ドック等受診料助成事業に対する東京都後期高齢者医療

広域連合からの補助金等であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は、収入済額15億7,058万5,231円であります。

476ページをお開きください。

歳出であります。

1 款総務費は、支出済額3,476万7,375円で、執行率は84.9%であります。

1 項総務管理費、1 目一般管理費は、支出済額3,333万4,637円で、3 名分の職員人件費、臨時職員の賃金、被保険者証及び各種通知の郵送料並びに電算システム修正委託料等であります。

2 項1 目徴収費は、支出済額143万2,738円で、保険料納付書等の印刷費及び郵送料等であります。

478ページをお開きください。

2 款1 項広域連合納付金、1 目広域連合負担金は、支出済額13億8,018万875円で、執行率は99.1%であります。東京都後期高齢者医療広域連合の運営に係る市の負担金であります。

480ページをお開きください。

3 款保健事業費は、支出済額6,734万8,432円で、執行率は86.5%であります。

1 項保健事業費、1 目健康診査費は、支出済額6,434万3,132円で、東京都後期高齢者医療広域連合からの委託により健康診査を実施したものであります。

2 目保健衛生諸費は、支出済額300万5,300円で、人間ドック等受診料助成費、131件分であります。

482ページをお開きください。

4 款保険給付費、1 項1 目葬祭費は、支出済額1,910万円で、執行率は88.8%であります。なお1 件当たりの支給金額は5 万円で、382件分であります。

484ページをお開きください。

5 款諸支出金は、支出済額3,112万336円で、執行率は96.8%であります。

1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金・利子及び還付金は、支出済額226万9,100円で、保険料の過誤納に係る還付金及び平成24年度の葬祭費受託事業収入返還金であります。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、支出済額2,885万1,236円で、決算による歳計剰余金を一般会計へ繰り出したものであります。

486ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額15億6,774万1,000円、支出済額15億3,251万7,018円で、執行率97.8%であります。

488ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額15億7,058万5,231円、歳出総額15億3,251万7,018円で、歳入歳出差引額は3,806万8,213円であります。また実質収支額も3,806万8,213円となっております。

以上で、平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書の内容説明を終わらせていただきます。

これもちまして、平成25年度東大和市一般会計及び5 特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の決算内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

〔会計管理者 仲里 章君 降壇〕

○委員長（関田 貢君） 説明が終わりました。

○委員長（関田 貢君） お諮りいたします。

本日の決算特別委員会は、これをもって散会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、これをもって散会といたします。

午後 3時13分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

年 長 委 員 西 川 洋 一

委 員 長 関 田 貢

平成26年第2回東大和市議会決算特別委員会記録

平成26年9月19日（金曜日）

出席委員（20名）

委員長 関 田 貢 君
委員 森 田 真 一 君
委員 尾 崎 利 一 君
委員 和 地 仁 美 君
委員 中 村 庄 一 郎 君
委員 押 本 修 君
委員 関 田 正 民 君
委員 東 口 正 美 君
委員 御 殿 谷 一 彦 君
委員 床 鍋 義 博 君

副委員長 二 宮 由 子 君
委員 西 川 洋 一 君
委員 実 川 圭 子 君
委員 関 野 杜 成 君
委員 根 岸 聡 彦 君
委員 蜂 須 賀 千 雅 君
委員 森 田 憲 二 君
委員 中 間 建 二 君
委員 佐 竹 康 彦 君
委員 中 野 志 乃 夫 君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長 尾 崎 信 夫 君

6 番 大 后 治 雄 君

議会事務局職員（6名）

事務局 長 関 田 新 一 君
議事係 長 尾 崎 潔 君
主 事 須 藤 孝 桜 君

事務局 次 長 長 島 孝 夫 君
主 事 吉 川 和 宏 君
主 事 近 昌 幸 君

出席説明員（39名）

市 長 尾 崎 保 夫 君
教 育 長 真 如 昌 美 君
企画財政部 参 事 田 代 雄 己 君
総 務 部 参 事 鈴 木 俊 雄 君
子ども生活部長 榎 本 豊 君
福祉部 参 事 広 沢 光 政 君
都市建設部長 内 藤 峰 雄 君

副 市 長 小 島 昇 公 君
企画財政部長 並 木 俊 則 君
総 務 部 長 北 田 和 雄 君
市 民 部 長 関 田 守 男 君
福 祉 部 長 吉 沢 寿 子 君
環 境 部 長 田 口 茂 夫 君
会 計 管 理 者 仲 里 章 君

学校教育部長 阿 部 晴 彦 君
 行政管理課長 五十嵐 孝 雄 君
 財 政 課 長 川 口 莊 一 君
 文 書 課 長 下 村 和 郎 君
 職 員 課 長 原 島 真 二 君
 市 民 課 長 山 田 茂 人 君
 課 税 課 長 矢 吹 勇 一 君
 子育て支援課長 高 橋 宏 之 君
 市民生活課長 田 村 美 砂 君
 生活福祉課長 尾 崎 淑 人 君
 みのり福祉園長 石 川 伸 治 君
 土 木 課 長 寺 島 由紀夫 君
 選挙管理委員会
事務局長 塚 原 健 彦 君

社会教育部長 小 俣 学 君
 秘書広報課長 鈴 木 尚 君
 総務管財課長 東 栄 一 君
 情報管理課長 菊 地 浩 君
 総務部副参事 廣 瀬 裕 君
 保険年金課長 嶋 田 淳 君
 納 税 課 長 中 山 仁 君
 保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君
 福祉推進課長 尾 又 斉 夫 君
 障害福祉課長 小 川 則 之 君
 環境部副参事 中 野 哲 也 君
 建 築 課 長 中 橋 健 君

本日の会議に付した案件

- 第 3 4 号議案 平成 2 5 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 5 号議案 平成 2 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 6 号議案 平成 2 5 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 7 号議案 平成 2 5 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 8 号議案 平成 2 5 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 9 号議案 平成 2 5 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

午前 9時42分 開議

○委員長（関田 貢君） 去る17日及び本日、決算特別委員会理事会が開催されましたので、決算特別委員会の理事長より報告を求めます。

〔決算特別委員会理事長 森田 憲二君 登壇〕

○決算特別委員会理事長（森田憲二君） おはようございます。

去る17日並びに本日、決算特別委員会理事会が開催されましたので、内容の御説明を申し上げます。

まず、今、決算特別委員会の中で質疑の通告につきましては、4会派2無所属ということが提出をされております。

なお、内容の変更等々がございましたので、本日、皆さんのテーブルの上にお配りした内容でもって確認をしたところでございます。

以上でございます。委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔決算特別委員会理事長 森田 憲二君 降壇〕

○委員長（関田 貢君） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○委員長（関田 貢君） 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。

初めに、総括質疑を行います。

初めに、公明党の質疑を行います。持ち時間は総括質疑と締めくくり質疑を合わせて30分です。

○委員（中間建二君） おはようございます。それでは、公明党を代表しての総括質疑を行わせていただきます。

今回、通告制ということで4項目通告をしてありますので、4項目一括して初めに質疑を行わせていただきます。

平成25年度は尾崎市長が市長に就任して3年目となる年度でありまして、やはり市長として具体的な成果が求められる年度であったかと思います。26年度本年度は既にスタートしているわけですが、懸案でありました学校給食センターや総合福祉センター事業、またさらにはちょこバスの運行ルートの見直しの問題がようやく前進が図られているものと認識をしております。

またこれまでも地域防災計画の修正、実際に即した防災訓練の開催など、3. 11を振り返りながらの災害対策も着実に前進をしているものと評価をしているところでございます。

その上で、本日までこの25年度の決算の中でお尋ねしたいのが、1番目に市長御自身が決算報告の中でも述べられております持続性のある行財政運営、また情報公開と説明責任を果たす開かれた市政の実現、さらには市の活性化と市民サービスの向上、これらの点の中で市長御自身は具体的にこの25年度をどのような成果があったと認識をしているのか、まず伺いたいと思います。

続いて2番目ですが、やはりこの行政改革を進める上では私ども公明党は指定管理者制度の活用や、

また民間委託の推進はやはり強力に進めていかなければいけないと考えておりますけれども、この点ではどのような努力を行ったのか伺いたいと思います。

3点目に、昨年の決算審査におきましても、この経常収支比率90%の目標達成に向けての取り組みの必要性を強く指摘させていただいたところでありまして、人件費の抑制を含めてこの25年度どのような改善の努力がなされたのかお尋ねいたします。

4点目ですけれども、既に御報告いただきましたが、財政調整基金を初めとした各種基金は、この25年度大きく積み増すことができながら、また市債総額についても減額が若干でありますけれどもできたとの御報告がなされております。

これらについてはどのような要因によって達成ができたのか、これらの点についてまず伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 私のほうから何点か総括的な御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、持続性ある行財政運営を実現するために財政の健全化を図ること、そして公共施設等の老朽化対策などの将来的な負担を見込み、基金への積み立てを進めることなどが必要であると考えております。

平成25年度の決算では、財政健全化法に基づく各比率につきましては、引き続き健全性が保たれた内容となっております。また経常収支比率につきましても前年度より1.4ポイント下がり90.1%に改善されております。そして財政調整基金も積み増しができ、平成25年度末残高では約20億8,300万円となっており、その成果があらわれていると考えているところであります。

次に、情報公開と説明責任を果たす開かれた市政の実現についてであります。開かれた市政を推進し、市民の皆様の市政に対する理解と信頼を得て行政運営を推進することはとても重要なことであると考えております。

具体的には、家庭廃棄物の有料化及び戸別収集の導入、（仮称）総合福祉センターや新学校給食センターの建設など、重要な施策につきましては説明会を開催するなど、市民の皆様に情報提供や御説明を行い、御意見を伺いながら事業を進めてまいりました。またタウンミーティングでは、市政に対する考え方を直接お聞きしたり、行政評価では外部評価を試行実施するなど、市民の皆さんの御意見等を事業の実施の参考とさせていただきました。

次に、市の活性化と市民サービスの向上につきましては、日本初女子フルマラソン開催地としての記念事業やうまかんべえ〜祭の実施、新・元気を出せ商店街事業補助金の増額、また納税者の利便性の向上を図るためコンビニエンスストアでの収納業務などを実施し、観光の推進、産業の振興、利便性の向上などに努めました。それぞれの事業におきまして一定の成果があらわれていると認識しているところでございます。

以上です。

○副市長（小島昇公君） おはようございます。私のほうから、2番目の行政改革を進める上でという御質疑につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

行政改革を進める上では、指定管理者制度など民間活力を導入して行政運営を行うことは非常に重要なことであるというふうに認識をしております。平成25年度は公の施設への指定管理者制度の導入につきまして、公の施設の管理運営のあり方検討委員会で引き続き検討を行っているところでございます。

またこれまで市民会館や体育施設等における指定管理者制度の導入、そして向原保育園の民営化などを行ってまいりましたが、サービスの向上などの面で行政改革としての一定の効果があらわれているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） それでは私のほうから、3番目と4番目のほうの質疑に対しまして御説明を申し上げます。

まず3番目の経常収支比率の関係でございますが、平成25年度の決算におけます経常収支比率は、先ほど市長のほうからお話ありましたが90.1%ということになりました。前年度平成24年度比率と比較しまして1.4ポイントの減少、これは改善というふうになりますが、この主な要因でございますが、まず歳入につきましては株式等譲渡所得割交付金、これは都税に連動する交付金でございますが、このようなものが増加をしました。このことに伴いまして経常一般財源が増加したこと、これが歳入の要因でございます。

歳出のほうでございますが、主に人件費と公債費への充当の一般財源が減額となっております。これにつきましては、まず人件費のほうでございますが、24年度24.5%から25年度24.2%ということで0.3%減となっております。人件費の経常収支比率につきましては、平成19年度が31.7%というふうな数字が出ておりまして、その後年々減少してきた状況でございます。これにつきましては、平成21年度以降に実施いたしました市民会館や体育施設等の指定管理者制度の導入、それと向原保育園の民営化、これらによりまして人件費の抑制が図られ効果が出たというふうに考えているところでございます。

また公債費のほうにつきましては、24年度12.0%が25年度10.4%ということで1.6%の減となっております。この理由につきましては、過去に市債として借り入れをいたしました郷土博物館の建設事業債、あるいは市民会館の建設事業債、これらの大規模な事業債の償還が終了いたしました。これが大きな要因となっております。元利償還を確実に実施していくことが今後も重要だというふうに考えているところでございます。

次に4番目になります基金残高と市債の総額、残高の件でございますが、平成25年度決算におけます基金残高と市債の残高でございます。基金の残高につきましては一般会計が約33億400万円ということで、前年度末比で約8億9,400万円の増となっているところでございます。市債の残高でございますが、一般会計が約181億7,700万円、下水道事業特別会計が約119億4,900万円、市債残高合計で約301億2,600万円ということで、前年度比で約8,600万円の減というふうなことでございます。

まず基金についてでございますが、地方財政法第7条の規定によりまして前年度の決算剰余金等を財源として積み立てを行っております。平成25年度の一般会計では、平成24年度の決算剰余金が約12億1,200万円生じたことが積み立て増の大きな要因と捉えております。現状におきましては、一般会計の決算剰余金に関しましては行政改革に基づきます経費の節減等に引き続き努めているわけでございますが、国の地方財政対策としての臨時財政対策債を発行可能額まで借り入れするなどして1年間の財政運営を行った結果として積立金が可能となっていると認識しているところでございます。

市債につきましては、借入額を償還する額未満に抑制しますプライマリーバランス、こちらのほうが将来的な財政負担の軽減に寄与するというふうに考えております。一般会計と下水道事業特別会計を合わせた市債の残高の合計を、今後もプライマリーバランスを可能な限り保つよう財政運営に今後も努めていくということでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） それでは今伺った御答弁を踏まえて再度伺いたいと思いますけれども、1点目の市長の25年度の成果の認識については確認をさせていただきました。もう一步、二歩、また深めていただきたい点もありますけれども、この点についてはまた一般質問等で訴えさせていただきたいと思っております。

この2番目と3番目のところはちょっと関連するわけですが、再度この点についての御認識を伺いた
いわけですが、指定管理者制度、また民間委託の推進ということで25年度の取り組みについては今御答弁いた
だきましたけれども、一方で先ほども企画財政部長から御答弁いただきましたように、経常収支比率90%目標
達成のための人件費の抑制を、ここを進めていかなければこの経常収支比率90%の目標の水準を維持するとい
うことはやはり非常に難しいだろうというふうに考えております。

そういった意味では、25年度は歳入の効果、また人件費の抑制、公債費の抑制等によって90%の目標が達成
できたということですが、これを継続して維持していくためには、やはり人件費の抑制を図らなければいけな
い。そのためには先ほど副市長も御答弁いただきましたが25年度の実績にもありましたような指定管理者制度
の活用、また民間委託の民間活力の導入ということについては、もう一歩も二歩も踏み込んでいかなければ、
なかなかこの90%の目標達成が、これからさらに難しい状況になっていくんだらうというふうに考えておりま
す。扶助費は伸びる、公債費についてもこれから25年度は償還が終わったので減額できたけれども、これから
さまざまな施策を展開していくことを考えると公債費も伸びざるを得ない。こういうことを将来的な展望をこ
の25年度の中ではどういうふうに御認識をされているのか。指定管理者制度の活用、民間委託の推進、ここを
もう一歩も二歩も深めていかなければ厳しくなってくるのではないかと考えておりますけれども、この点につ
いての御認識を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 先ほどお答えをさせていただきました25年度も検討し、実績を上げたというふうに考
えてございますが、やはり経常収支を92という目標を継続し、さらにということになりますと、引き続いての
努力が必要だという認識を持っております。そして（仮称）総合福祉センターですとか、新学校給食センタ
ーの建設を今進めているわけでございますが、この辺の運営等につきましても、民間活力の導入を検討するとい
うこと、そして私どもが求められておりますのは住民福祉の向上ですから、この向上に寄与するということと
総合的に考えながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 市民体育館も2巡目の指定管理者に入りまして、今定例会でも市民体育館の2巡目の選
定にも入っている、議案として出されているところでございますので、大きな成果が既に上がっているわけ
ですから、もう一歩も二歩もぜひ進めていっていただきたいと考えております。

最後に4点目の財政調整基金を初めとした基金の状況、市債の減額の状況ということで伺いました。それで
現状の25年度の成果、取り組みについては大いに評価をしているところでございますけれども、一方で25年度
決算を踏まえてのこの先の展望なんですけれども、やはりこれまでのさまざまなところで市が説明されていま
すとおおり、将来的な公共施設の更新等に必要な経費として一定の基金の積み立てが必要であるという考え方
のもとで努力をされているということで御説明が何度かあったかと思います。そのことによって財政指標等の改
善も当然図られているわけですが、一方でどの程度この積み増しをしていくべきなのか。東大和市の財
政状況の中でどの程度積み増しをしていくべきなのかというところについてはなかなか判断が難しいというこ
ともあろうかと思えます。

そういった中では、現在市が策定を進めています公共施設のマネジメントの計画等の中で具体的な全体増と
いうか、将来的にどれぐらい公共施設の維持や統廃合に財源が必要なのか。そのためには当面どれぐらいの基
金を蓄えていくべきなのか。このあたりについてもやはり総合的な見通しを示していく財政フレームのような
ものを示していく必要があるかと考えておりますけれども、この点についての現状の認識をお尋ねしたいと思

います。

○副市長（小島昇公君） 将来を見据えた中で財調、ほかの基金を今積んでいるという状況がございます。そういった中で市の公共施設、将来的にどういうふう継続をしていくのか、見直しするのかと、今その検討を進めております。その中で今御質問のございましたように、どれだけの基金を持っていればというような一定のシミュレーションはあわせてしていきたいと。ただ具体的に10%がいいのか、幾らがいいのかというのをなかなか簡単に出せる場所も難しいのかなと思っておりますが、そのところは念頭に置きながら検討を進めたいと思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） この点についても、当然将来の需要予測があった上で初めてこの基金の有効性ということが評価されるものかと思っておりますので、そのあたりの財政フレームについてもしっかりと計画を練りながら示していただきたい、このように考えております。

以上で公明党の総括質疑を終了いたします。

○委員長（関田 貢君） 以上で公明党の質疑を終了いたします。

残り時間は11分と1秒です。

次に、日本共産党の質疑を行います。持ち時間は総括質疑と締めくくり質疑を合わせて30分です。

○委員（尾崎利一君） 次に日本共産党の総括質疑を行います。

第1点は、平成25年度決算を踏まえ、平成19年度以降、平成19年度が一番市財政が困難だった時期ですけれども、この市の財政状況をどう見ているかという問題です。これに関連して平成19年度末と25年度末について以下の数値を伺います。

①健全化判断比率。②将来負担比率を決める重要指標である将来負担額と充当可能財源等と充当可能財源等を控除した後の将来負担額。③積立金と基金の総残高、会計ごと。

2番目は、市財政改善と国の地方財政対策との関係についての認識を伺います。

昨年是一个の要因として国の地方財政対策における一般財源総額の確保、特に地方交付税の増額等が考えられると答弁されました。25年度についてはどうでしょうか。

3点目です。市民の暮らしの実態への認識を伺います。消費税が5%に増税された平成9年の市民1人当たりの所得額は382万4,000円でしたが、25年は310万6,000円と約20%も減少し、同じ間、社会保険料負担額は41万8,000円から48万1,000円と15%増加しています。昨年は市民の収入、所得は減っているけれども、消費者物価指数は下落傾向にあるので減収だけで暮らし向きをはかることはできないという答弁でした。今市民の収入は依然として減り続け、物価は上昇に転じ、さらに8%への消費税増税が追い打ちをかけています。暮らしの悪化は明らかではないでしょうか。

4点目です。国保値上げの問題です。特別会計への赤字繰り出し額は、平成14年度の22億1,400万円をピークに、途中平成20年度の後期高齢者制度創設による攪乱で23年度までの4年間に乱高下はあったものの減少傾向をたどり、25年決算では11億7,600万円へとおよそ半減しています。事実として特別会計への赤字繰り出しは市財政悪化要因になっていません。また国保会計歳入に占める一般会計からの繰入額の割合は10.0%で、介護保険会計歳入に占める16.2%と比べても大変少ないものです。構造的に制度的に市町村負担は少ない制度になっています。平成25年度一般会計で13億4,700万円の黒字を出し、そのうち11億円を積み立てて、積立金を40億円超まで積み増しておきながら、生活が一層厳しくなっている市民、とりわけでも低所得世帯の多い国保

加入世帯、資料によれば所得100万円以下が58.8%を占めていますが、この国保加入世帯に2億5,000万円の国保税値上げを強行したのは誤りだったのではないのでしょうか。

5点目です。本決算の特徴として民生費に対する支出のうち国や都からの負担金や補助金を除いた市の一般財源からの支出が減少しました。その理由を伺います。

6点目、開かれた市政ということで市長は掲げていますが、この問題について伺います。

自治基本条例の制定の目的の一つは開かれた市政にあるのではないのでしょうか。自治基本条例のあり方を検討するための自治基本条例に関する市民懇談会、これは行政報告書85ページによると自由な意見交換の場とする趣旨から、参加者の総意により懇談会は非公開としたと、非公開とされています。自治基本条例のあり方を市民に隠れた場で行うのは不適切と考えますが、見解を伺います。

また議事録は情報公開制度に基づけば、または市議会が求めれば開示されるのでしょうか。

以上です。御答弁よろしくお願いします。

○市長（尾崎保夫君） まず私のほうから総括的なことでということで、まず国保の関係ということで私自身の国民健康保険どう考えているかということでございますけど、繰入金等が特に問題になっているのかなというふうには思っているところです。特にその中でもその他繰入金ということで、赤字補てんという形で現在は繰り入れているわけでございますけれども、そういった中で全国的にということを考えますと、今後国保が広域化されていく可能性は大いにあるだろうというふうに考えているわけでございます。

そういった中で、東京近辺の市町村、市と言ってもいいかもしれませんが、非常に保険料は総体的に安く、それを補てんするために繰入金は当然多くなっている。地方から見るともっと保険料を上げろというふうな意見も出ているというふうな話も聞いてございますが、私どものほうは先ほど言いましたように、先ほど言っていないですね、失礼しました。これから言うんですけど、貧困ということで確かにそのとおりだというふうに思っております。

特に貧困につきましては、かつては絶対的貧困ということで御存じのように派遣村ということで目に見える形で貧困という実態が見えてきたのかなというふうに思いますし、またかつてにおいては、その絶対貧困に対してどうするのかということで、これは生保という考え方が前面に出てきて進めていくものというふうに私自身は考えているわけでございますけれども、最近というか、ここ何年か、それ以降になるかなと思いますけれども、総体的貧困ということでOECD等が日本の総体的貧困は高いと。OECD加盟30カ国、30だと思えますけれども、その中で4番目ぐらいだというふうな話も出ているわけございまして、総体的貧困に対応をどうしていくかというのは非常に難しい問題があるかなと思いますし、また一市町村がそれに対応するのは非常に財政面でも厳しいものがあるかなというふうには思っているわけでございますけども、ただそういった中でも今回、国のほうでモデル事業ということで今進めているわけですけど、要するに生保まではいかないけれども、このままではという、そういうふうな方々を対象に、今私どものほうで積極的に国のモデル事業に手を挙げて何とかできないかということで対応策をより早く、しっかりと実現していくためにモデル事業にも手を挙げて進めていっているところでございます。

そういった意味で、一地方自治体ができることというのは限られたものになるかなというふうには思っておりますけれども、ただできることはしっかりと進めていくという考え方でございます。

それからあと、財調等30億幾ら積んだというふうなお話もございますけども、これにつきましてもやはり同じように、現在私どものほうの市政運営の根幹というか、財政面で見ますと繰越金が12億とか、13億とかとい

う金額が出てきてございますけども、ただそれの中で反対側に臨時財政対策債ということで15億、16億ということでやっているわけがございますけど、差し引きするとやはりマイナスだということなんです。その臨財債というのは、将来的には国が面倒を見ると言いながらも、国民の税金から負担をするということですから、私どもは現在の市政運営をしながら、将来の財源を先食いしているという見方になるのではないかなと思います。

ですからそういった意味で、そういうふうなものも考えながらやっていかなければいけないというふうに考えてございます。そういった意味では、将来への投資額をふやすという意味では財調というものはしっかりと積み立てていく必要はあるだろうと。先ほど副市長からありましたように、財調が幾らが適正かというのははっきりした数字はまだ持ち合わせないところでございますけれども、少なくとも標準財政規模の1%、即ち十六、七億はというふうな考え方はございますけども、それともう一つは将来的に公共施設等の総合管理計画ということが示されているわけです。これに対する財源をどうするのかということです。将来の人たちに負担をそのまま任せていいのかどうか。国が面倒を見てくれるのかどうか。面倒を見るというのは将来の人たちの税金ということになるわけですが、少なくとも東大和市のこれからの公共施設等の更新等のあり方を検討する中では、そういうふうな数字も含めて将来負担等を考えながらしっかりと積んでいく必要はあるだろうというふうには考えているところです。

総括的な答弁ということになりますけども、よろしくどうぞ。以上です。

○企画財政部長（並木俊則君） それでは私のほうから1点目の市の財政状況等というところで御説明申し上げます。

平成25年度の決算を踏まえました平成19年度以降の市の財政状況についてでございますが、平成19年度におけます市財政は、主に積立基金、一般会計でございますが、残高が非常に少なくなっておりまして。市が抱えます課題への対応におきまして非常に厳しい状況であったというふうに認識しております。

このような状況を踏まえて、市では平成20年度に元気な東大和再生プランを策定いたしまして、民間活力の導入の推進、また行政改革への取り組みを強化してきたところでございます。また同時期に国の地方財政対策等に関しまして、地方交付税や臨時財政対策債等の一般財源の一定額が確保されてきたこともございまして、市の財政につきましては積み立て基金の増加等におきまして少しずつでございますが健全性を取り戻してきたというふうに認識をしております。

このようなことから、平成19年度数値と比較しまして平成25年度の決算におけます各財政指標は改善をしております。市財政につきましては健全化と持続性が図られてきているというふうに認識しているところでございます。

それでは各数値でございますが、御説明申し上げます。

まず健全化判断比率でございますが、その中の将来負担比率、こちらにつきましては平成19年度62.6%が、平成25年度ゼロ%、該当数値なしということになっております。実質公債費比率でございますが、平成19年度5.8%から、平成25年度0.3%でございます。次に将来負担比率の要素になりますが、将来負担額でございます。平成19年度が約325億2,800万円、平成25年度は約274億6,500万円。充当可能財源等でございますが、平成19年度が約242億5,400万円、平成25年度が約302億3,000万円です。控除後の負担額、平成19年度が約82億7,400万円、平成25年度がマイナス、三角の約27億6,500万円ということでございます。

次に積立金と基金の総残高ということで、会計ごとということでございます。

まず一般会計でございます。積立金原資分でございますが、平成19年度は2億9,947万1,693円、平成25年度が11億9,011万188円。基金の総残高でございますが、平成19年度が5億1,554万1,069円、平成25年度が33億409万9,149円でございます。

次に下水道事業特別会計でございますが、積立金原資分でございますが、平成19年度ゼロ円、平成25年度ゼロ円でございます。基金の総残高が、平成19年度2,225円、平成25年度2,225円でございます。

次に土地区画整理事業特別会計でございますが、積立金原資分が平成19年度1億1,721万8,170円、平成25年度はゼロ円でございます。基金総残高でございますが、平成19年度が1億8,455万4,158円、平成25年度が1億7,996万2,468円でございます。

最後に介護保険事業特別会計でございますが、積立金原資分が平成19年度396万1,000円、平成25年度が9,815万8,000円。基金の総残高でございますが、平成19年度8,499万8,882円、平成25年度が3億5,081万779円となるところでございます。

なお、全会計合計しますと、積立金につきましては平成19年度4億2,065万863円、平成25年度12億8,826万8,188円でございます。基金残高につきましては、平成19年度全会計の合計でございます。7億8,509万6,334円、平成25年度が38億3,487万4,621円となるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） それでは2番目の項目は、私のほうからお答えのほうをさせていただきたいと思えます。

市財政の改善と国の地方財政対策との関係についての認識でございますけれども、当市におきましては国の財源措置、とりわけ地方交付税等の確保が市の財政運営上非常に重要であるという認識でおります。市の平成25年度決算におけます地方交付税と臨時財政対策債の状況でございますが、平成24年度決算と比較いたしますと、地方交付税につきましては特別交付税の減により減額となりましたが、その一方で臨時財政対策債の増額により全体では増額となっております。この点におきまして、平成25年度につきましても国による地方の一般財源の確保がされているというふうに考えるところでございます。

続きまして、飛びまして4番目の御質疑の前段の部分でございますが、特別会計の赤字繰り出しと市財政との関係でございます。事務的な内容でお答えのほうをさせていただきますけれども、まず特別会計につきましては一般会計の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合に、法令等に基づきまして設置されるもので、原則的にはその特別会計の歳入をもってその特別会計の歳出経費に充てるべきというふうな理解でおります。

また特別会計における経費の一部につきましては、一般会計の負担によって執行する内容もございますが、これらは制度的に認められた一般会計から特別会計への繰出金、いわゆる基準内繰り出しということで、当市におきましても適正に予算のほうを執行しているところでございます。

一般会計から特別会計の赤字繰り出しと市財政との関係についてでございますけれども、やはり市財政全体を見た場合、可能な限り赤字繰り出しの額の抑制を図る必要があるというふうな認識でおります。例えば一般会計から特別会計への赤字繰り出しが年々増加していくような状況が続いた場合は、一般会計で実施する事業、特に新規に予定していた事業に対して大きな影響が及んでくるというふうに考えるところでございます。

続きまして5番目になりますけれども、民生費における充当一般財源が減額となった理由についてでありますけれども、民生費につきましては国や東京都からの負担金、また補助金を財源とする社会保障関係経費が主な内容となりますけれども、この中には国民健康保険事業特別会計等への繰出金についても含まれるところで

ございます。例えば国保会計の財源補てんの繰出金、その他繰出金についてであります。それについては全額を一般財源で負担していることから、その他繰り出しの増減と他の費目の増減の関係によりまして民生費の支出額が増加する一方で、充当する一般財源が減少するような内容となる決算年度もございます。

平成25年度決算、決算統計上の数値になりますが、民生費は平成24年度決算との比較で、支出のほうが約1億700万円ほど増額となりました。その一方で充当一般財源は約1億6,100万円の減となっておりますが、この理由といたしましては御説明いたしました国保会計に対する一般会計繰出金のうち、財源補てんの繰出金、その他繰り出しが約4億2,000万ほど、大きな額として減額となりました。これによりまして民生費のその他の費目の支出額の伸び以上に一般財源による臨時的繰出金の額が大きく減ったことによって市の持ち出しが減少したというようなことでございます。

私のほうからは以上です。

○市民部長（関田守男君） 私のほうから3点目の市民の暮らしの実態についてということで御質疑いただきましたので答弁させていただきます。

平成25年度の個人市民税の課税所得を見ますと、納税義務者1人当たりの所得額で310万6,000円で、前年度に比べまして1.0%の減少でございます。また本年7月の全国消費者物価指数を見ますと、電気代などのエネルギー価格を中心として消費者物価が上昇傾向にございます。一方で昨年からの法人の事業業績等の回復によりまして、ことしになりまして賃金の上昇があらわれております。厚生労働省が本年7月に発表いたしました全国統計調査によりますと、7月の給与総額につきましては前年同月に比べ2.6%伸びていると。これは10年ぶりに2%台の高い伸びになっているということでございます。就業形態を見ましても、一般労働者で2.7%増、パートタイム労働者で0.7%の増と、それぞれの増加となっております。

こうしたことから、消費税増や物価上昇による支出の増ということと同時に、収入面でも賃金が増しているというような状況が見られます。こうしたことから、市民の暮らし向きについて一概に悪化していると判断するのは難しいと考えてございます。

4点目の国民健康保険税の改定についてでございます。国民健康保険事業につきましては、市民の安全安心な医療確保と健康の保持増進ということで大きな役割を果たしており、独自の財源確保、国民健康保険事業の健全な運営を図ることは市民にとっても極めて重要なことであるというように認識しております。

こうした中におきまして、国民健康保険税特別会計事業におきましては、一般会計からの赤字補てんでありますとか、繰り上げ充用という、その必要が財政的なひずみを恒常化させてきたというような状況がございます。こうしたことから、第4次行政改革大綱に基づきまして3年に1度の見直しを行ったものでございます。

改正の内容につきましては、医療費の適正化を図るため、歳入の向上及び歳出の削減に向けた施策の充実に努め、一般財源の投入を3カ年で21億300万円ほど投入し、その上でなおかつ不足が想定される部分につきまして税率の改定を行ったものであります。こうしたことから適正な改正であったと考えております。

以上でございます。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 私のほうからは6点目の自治基本条例に関します市民懇談会を非公開としていることについて御説明をさせていただきます。

東大和市情報公開条例第30条第1項の規定に基づきますと、附属機関等の会議につきましては公開が原則となっております。一方、同条同項第3号におきましては、議事運営に支障を来す等の事情がある場合、会の決定により会議の全部または一部を非公開とできるというふうになされております。

こうした中、本件につきましては第1回の市民懇談会におきまして会議の公開、非公開につきまして議論をしていただいた結果、非公開とされたものでございます。また議事録につきましては同様に議論があったところでございますが、可能な限り意見交換の内容を発信していくという視点に立ちまして、発言者名を伏せまして要点録を市のホームページにて公開していくとされまして、現在そのように取り扱っているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

1番目の問題で、将来負担額、これは一般会計だけではなくて特別会計や一部事務組合との債務も含まれるということの確認を、これはそうですと言っていただければいいんですが、確認したい。

それから3番目の市民の暮らしの実態。依然として一概に悪化しているとは言えないという答弁は驚きです。賃金が若干上昇しているということを言われましたけれども、実収入は減っているんですよね、物価が上がって、消費税が増税して、実収入が減っている、で負担がふえていると。それで一概に悪化しているとは言い難いという認識は私は驚きですし、正していただきたいというふうに思います。

それから4点目、赤字繰り出し額が22億円から11億円に約半減しているという問題については否定されませんでした。立川市などでは国保への赤字繰り出しゼロにするということで毎年国保税を値上げするということがやられていて、市民の暮らしが大変脅かされているという状況があります。今の市の答弁をそのまま認めるということになれば、連続的な国保税の値上げ、赤字繰り出しをゼロにするという方向に行かざるを得ないということで、これは厳しく批判しておきたいと思います。

それから6点目、開かれた市政の問題ですけれども、決まりがどうなっているかということを私は言っているのではなくて、自治基本条例のあり方を検討するという懇談会が非公開とされるということそのものが、やはり参加者の総意という問題ではなくて市の姿勢としてどうなのか。市長の姿勢としてどうなのかということが私は大もとから問われざるを得ないというふうに思います。議会にも陳情が出されて、要録では不十分だと、議事録の確認ができないのをどうすべきなのかということで陳情も出されてきたところです。これは改善を求めます。

1点目だけ再答弁お願いします。

○財政課長（川口荘一君） 総括質疑1点目の将来負担ですね。こちらの負担額における内容でございますけれども、この将来負担額には委員おっしゃるとおり公営企業債、当市の場合は下水道事業債になります。この将来の負担、また一部事務組合が抱える将来の負担、この2つについても市の将来負担額ということで含まれるところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 以上で総括質疑を終わります。

○委員長（関田 貢君） 以上で日本共産党の質疑を終了いたします。

残り1分26秒です。

次に、和地仁美委員の質疑を行います。持ち時間は総括質疑、締めくくり質疑を合わせて10分です。

○委員（和地仁美君） ではよろしくお願いいたします。

25年度決算ということでおととい概要など御説明いただいたところですが、決算というのは言うまでもなく予算の実現の結果ということでありまして、予算についても議会のほうで予算立てをするときに内容を含め確

認をし、承認をさせていただいているところですので、予算との比較の部分で1点疑問、違和感を感じた部分について確認をさせていただきたいと思います。

平成25年度の予算の編成の基本方針の中では、実施計画に載っている施策の優先的な予算の見積もりということがありましたが、その以前に、その前提として25年度の市長の施政方針という、25年度どのような方向で市政を進めていくかという内容がございました。その中で予算立てについては3つの基本方針、それから市政運営の中では5つの基本姿勢、6つの施策の推進実現というものがありましたが、おとといの25年度決算に伴う市長による施政報告の中では、そのような幾つかのポイントに照らし合わせての結果について述べられた部分もありましたが、特に暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり、それから相互の理解と協力に支えられるまちづくりなどの内容に予算編成、25年度をスタートさせる前提としてあった施政方針の中で多く使われていた観光、それから観光資源の宣伝、それからいろいろさまざま市のPRなどといった実現をするためのポイントとしてそのような言葉、説明があったと思いますが、おとといの決算に伴う施政報告の中ではそのような文言が1回も使われていなかったことに、私は少し違和感を覚えました。

このポイントを取り上げなかったということの是非というか、よし悪しを取り上げるのではなく、平成25年度1年間市政運営を行ってきた中で、何かしら市の方針や実現のためのポイントに変化があったということであれば、この席で御説明いただきたいというふうに思っております。

○企画財政部長（並木俊則君） まず市長の所信表明でございますが、6つの柱ということで、改めまして述べますと、1つ目には住みよい活気あるまちづくり、2つ目に環境にやさしいまちづくり、3つ目に福祉の行き渡ったまちづくり、4つ目に地域力・教育力の向上、5つ目に財政の健全化、6つ目に市民とともに歩む市政運営ということで、6つの柱を掲げられたところでございまして、平成25年度の予算編成に当たりましては、これらのうち、住みよい活気あるまちづくり、環境にやさしいまちづくり、福祉の行き渡ったまちづくり、地域力・教育力の向上、この4つの柱に基づきます施策を優先施策ということで予算編成方針に定めて取り組んできたところでございます。

また平成25年度におきましては、これらの優先施策のほかに市民サービスの向上等ということで、こちらの事業の予算化も図り、執行したところでございます。

基本計画のほうで掲げてます暮らしの環境が調和した活力あるまちづくり等ということの中では、観光資源のPR、宣伝などに関しましてでございますが、平成25年度におきましては観光推進事業費でうまかんべえ〜祭に係る予算を増額いたしましたし、また市の内外から多くの皆様が足を運んでいただけるイベントとしてうまかんべえ〜祭は充実をしたところでございます。また地域ブランドの確立等を目指すことにも努めまして、観光マップ等の活用も図ったところでございます。

それと狭山丘陵や多摩湖を中心に東大和市の魅力をPRするというところで、加えて新規事業として日本初女子フルマラソンの開催地として記念碑の建立、あるいは記念事業を実施する、こういうことを行いまして東大和市の魅力を内外に発信したというところで認識しているところでございます。

このような内容もちまして、平成25年度におきましては、市長の施政方針で申し上げました内容について執行したところでございます。活気あるまちづくりを進めてきたということで、それぞれの事業を実施してきたところでございまして、今後につきましても東大和市の魅力を観光資源として活用しまして、市の活性化と市民サービスの向上を図るということで努めてきたところでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 25年度の行政報告書の内容などを見ましても、観光や市の魅力のPRといった部分の事業が実施されていたことはわかるんですが、今の御説明にもいろいろと観光となることをやられていたということがあって、それは私も認識しておるんですが、予算を編成する段階で観光という言葉を非常に、全面とまでは言いませんが、大きなポイントとして取り扱われていたという部分は、私以外の方も印象を受けていたと思います。それについて、要するに予算を執行してどういう結果になったのかということを説明する際に、立てるときのポイントであった観光というポイントを抜いて決算の市政報告という形で説明をされたことに少し内容に違和感があったので、その部分を今回御説明いただきたいと思って質問した次第ですので、その部分、御説明をお願いします。

○企画財政部長（並木俊則君） 市政報告の市長が行った部分で観光というところのなかなか形の部分が前面に出てないんじゃないかというところであると思います。市政報告につきましては、全会計ですね、市長のほうでくまなく報告をするというところで、全体的なボリュームもある程度確立をされておりますし、事業数もかなり多岐にわたりますので、このような形でなかなかそれぞれの事業を前面に出すようなことで説明ができない部分も多々ございます。今後市長の施政方針、あるいはその年度の予算編成方針、またそれを最終的にくくる決算というところで、全体的な中でそのような表記の仕方、あるいは説明の仕方も十分考えてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 御答弁ありがとうございます。

最初に申し上げましたとおりに、決算というのは予算、こういうふうにする予定だ、こういうものを実現する予定だというものを踏まえての結果が決算ですので、その方針についてもポイントとなった点については、それに照らし合わせた形で説明するのがこちらとしてもわかりやすいですし、それが正しい姿だと思いますので、今後は1年を始めるときのポイントを述べたのであれば、そのポイントについての何か総括、結果についての感想などについてもきちんと述べていただけるようにしていただけたらと思います。

以上で私の総括質疑を終わらせていただきます。

○委員長（関田 貢君） 以上で和地仁美委員の質疑を終了いたします。

残り時間は1分32秒です。

次に実川圭子委員の質疑を行います。持ち時間は総括質疑と締めくくり質疑を合わせて10分です。

○委員（実川圭子君） それでは質疑をさせていただきます。

通告書に載っています1番目なんですけれども、監査委員の資料のほうでいくと21ページのほうにグラフが載ってまして、そこに歳出款別構成比率というのが載っているんですが、それに見ますと民生費51.9%という数字が出ています。周辺の自治体などを見ても、やはりこの民生費が半分を超えているというのは非常に東大和の特徴なのかなと思うんですけれども、その数値をどのように評価しているのかという市のお考えをお聞かせください。

そして平成24年度に比べると割合は少し減っていると思いますけれども、今後安心して暮らせるためには、この民生費というのがやはりこれからふえていくことも予想されていきます。ほかの歳費とのバランスをどのように考えているのか、お考えを聞かせてください。

それから2点目は、市からさまざまな補助金というのをいろいろな団体などに出していると思いますけれども、その補助金について決算というのはどのようにチェックをされているのかお聞かせください。私としまし

ては、その補助金を出した、そしてその決済というか、残額などがあつたら、それがどのくらいになったのかという決算額などが市民の方にも明らかにわかるようなものが必要なのではないかと以前から考えています。補助金を出すための根拠なども含めて、そういった財源の内訳や決算額などが明らかにわかるようなものが現在あるのかどうか。そしてそれらを市民に伝わるような形であるのかどうかをお聞かせください。

○財政課長（川口荘一君） それでは初めに1点目の歳出における民生費の割合に関してでございますけれども、歳出決算における民生費に関しましては、少子化、または高齢化とともに年々増加しているというのが現状でございます。過去20年を振り返りまして、5年ごとに決算における民生費の割合を見ますと、平成5年度にさかのぼりますけれども、民生費の割合は24.3%でございました。その後、平成10年度は34.6%、平成15年度は38.8%、平成20年度は47.2%、そして本決算平成25年度については51.9%ということで、この20年間で倍以上の割合になってきたというところでございます。

民生費に関しましては、繰り返しになりますけれども、少子・高齢化社会が進むにつれて年々増加している状況にございますが、それ以外にも景気が悪化した場合の対応として臨時的な給付措置を行うようなこともございます。このように、民生費につきましてはやはり市民の生活の根幹を支える事業が多く経常される科目ということになりますから、これまでもそうですが、また今後におきましてもやはり必要な予算を確保して適正に執行することが必要と考えているところでございます。

そして民生費の予算、決算と他の科目とのバランスに関してでございますけれども一般的に社会状況等の変化に伴いまして市民サービス等の行政需要に関しても変化することが考えられます。そのような状況の中では、まず必要となる事業の財源確保とそれに基づきます予算の編成が必要になってまいります。基本的には行政の継続性を維持しながら、市として必要な事業について予算を図ってまいりますので、費目ごとのバランスというよりも各年度の予算決算は社会状況や市民要望等を反映した内容になってくるというふうに考えております。

なお、委員の御質疑の中でも述べられておりましたが、今後におきましても社会保障関係経費の充実、増加等が全国的にも見込まれておりますので、当市におけます民生費に関しましても今後も増加が続いていくというふうに見込んでおりますし、民生費以外にも多額の財源を必要とする事業も予定されておりますので、それらに対応する財源の確保という点におきましては、市財政は今後もその点において厳しさが続いていくものというふうに考えております。

続きまして、2つ目の市が支出する補助金のチェック等に関してでありますけれども、まず補助金に関しましては国や東京都の補助制度に基づく補助、また市の独自財源で実施する補助などに区分されます。いずれの補助金につきましても、公益性や効果性等において適正な制度となることが必要であるというふうに考えております。

補助金の執行におけるチェックについてでございますけれども、各補助金については所管する課において、規則また要綱などを制定しておりまして、これら規則等における内容に基づき現在執行しているところでございます。したがって、補助金の交付に当たりましては、この制度上の条件を満たすか否かということ所管する課において必ずチェックをしているというような状況でございます。

また補助金の交付後におきましても、対象経費に係る実績の報告を求めるなど、その交付内容に関しましては二重のチェックということで現在行っているところでございます。

なお補助金の一覧表の公開についてでありますけれども、当市におきましては現在のところそのような作成は行っておりません。今後におきましてその必要性が生じるような場合は考えていきたいと思っているところ

でございます。

以上です。

○委員（実川圭子君） 1番の民生費につきましてはわかりました。2番目のほうにつきましては、きちんと法令にのっとった形で補助金を出しているということはわかるんですけども、やはりそういったことを情報公開として市民に伝わるような形で財政白書などもまだつくられてない状況の中で、やはり目に見えるような形でどのように使われているのかというのがわかるようなものを今後望みたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（関田 貢君） 以上で実川圭子委員の質疑を終了いたします。

残り時間は1分51秒です。

以上で全ての総括質疑は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（関田 貢君） 次に、平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の歳入について一括質疑を行います。

初めに公明党の質疑を行います。持ち時間は一般会計と5特別会計を合わせて150分、2時間30分です。

○委員（御殿谷一彦君） それではよろしくお願いいたします。

まず決算書18ページのところにあります普通徴収分、給与特別課税分、年金特別徴収分ということで、個人の市民税、それから同じく18ページにあります現年課税分ということで法人の市民税、これについてお伺いいたします。

まず今回の予算編成、この25年の予算編成に際しまして、市長のほうから最初の予算編成方針のところでは25年の予算、非常に厳しいものがあるという見込みで予算編成を立てられたんだと思います。あの当時はデフレスパイラルの状況が続いた状況の中での予算編成ということで、不安感の中での予算編成だったと思いますが、結果を見たときに個人税これらそれぞれが増収の状況にあります。この個人税がふえた要因についてどのように分析をなされているか。当初の予想とは非常に違ったこのことについてどういうふうにか考えるかお伺いいたします。

同じく現年課税分ということで法人税、これが減っているわけですが、この要因についてお伺いいたします。

○課税課長（矢吹勇一君） 決算書18ページ、個人市民税及び法人市民税の前年度との比較についての増減理由でございます。

まず個人市民税の現年につきましては、前年に比べまして約2,600万円の増加となっております。こちらの要因といたしましては、まず納税義務者数が増加をしているということ。それと分離譲渡所得額がこれにつきましても増加をしている。それと収納率につきましても普通徴収につきましても増加をしている、上昇しているということが要因となっているというふうに考えております。

続いて法人市民税につきましては、現年分におきまして約7,400万円の減少となっております。こちらに

つきましては税制改正によりまして法人実効税率の引き下げがございました。この影響によりまして前年に比べまして法人税割額を中心としまして減少したと、これが要因となってございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 個人税のほうが非常にふえているということで、この分に関しまして収納率向上も非常に図られたということでございますが、この収納率向上のそのまた要因ということでお伺いいたします。

○納税課長（中山 仁君） 24年度から25年度にかけまして収納率の向上ということで御質疑いただきました。

個人市民税のほうの現年分につきましては、今矢吹課長のほうからお話があったとおり93.3%から94.4%ということで1.1ポイントの向上ということと、滞納繰り越し部分、これも個人住民税のほうになりますが、30.3%から33.3%ということで3.0ポイントの向上ということでやらせていただきました。

こちらのほうの対応につきましてなんですが、現年部分につきましては早期の対応をいたしました。早期の対応というのは、電話催告をしたり、臨戸をしたりというようなことで対応した結果が1.1ポイントの向上というところになっております。また滞納繰り越し部分に関しましても、財産調査の早期の対応ということで、支払えるのか、支払えないのかを早期に見きわめて滞納処分をしていくというようなことをしていったことが要因という形で考えております。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 個人市民税に関しましてはそういうことで、個人の収入の増ということと、市側の大きな努力があったということで理解させていただきます。ちなみに収納率そのものは金額で見ているんですが、件数として見た場合にどのような状況になっているのかお伺いいたします。

○納税課長（中山 仁君） 大変申しわけございません。今件数という話なんですが、件数的な話のところは今手元のほうにございませんが、件数についてもふえているというような形でございます。

失礼しました。ざっとの件数なんですが、納付件数という話で行政報告書の132ページのほうにお出しさせていただいている件数がございます。こちらのほう24年度の件数がまずコンビニエンスストアなんですが6万3,331件ということで、前年度が5万334件ということで1万2,997件増加という形のこともあります。また資料のほうにはないんですが、全体の数字ということで24年度の納付件数が24万7,186件で、25年度の納付件数につきましては26万95件ということで、納付件数についても増ということで答弁のほうをさせていただきます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 市民税個人の収入増に関しまして、本当にいろんな財政、経済事情もあった上に、市側の努力があったことでこのような増収が図られたということで評価させていただきます。

次に続きまして決算書の24ページ、それから26ページ、28ページの利子割交付金から配当割交付金、それから株式譲渡所得割交付金、この件につきましても同じく報告においては非常にふえているというふう聞いております。これらの多分利子所得に対する配当、配当所得に対する交付金、それから株式所得に対する交付金でございますので、経済状態を非常にこれは反映した数字だと思われそうですが、これについての分析、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○財政課長（川口莊一君） それでは決算書24ページ3番目の御質疑、利子割交付金についてでございますが、この交付金につきましては、都税、利子割の一部が各市町村における都民税の割合に基づきまして交付されることになっております。平成25年度決算における交付額は8,915万4,000円となりまして、平成24年度決算と比較いたしますと1,905万6,000円、27.2%の増となっております。増額となった要因でございますが、東京都か

らは外国債への資金流入がありまして、円安となったことによる受け取り利息の増加というような内容の御説明がございました。

続きまして決算書26ページ、4番目の御質疑、配当割交付金でございますけれども、この交付金につきましても都税として収入された一部が各市町村における都民税の割合に基づき交付されるものとなっております。平成25年度の決算における交付額は6,073万円となりまして、24年度決算と比較いたしますと2,534万2,000円、71.6%の増となっております。この交付金の増額の要因でございますけれども、東京都からは上場株式の配当増によるものがこの増額の要因というような説明がございました。平成25年度になりまして、株式市場等における景気の回復を反映した決算内容というふうに考えるところでございます。

続きまして決算書28ページ、5番目の御質疑、株式等譲渡所得割交付金についてですけれども、こちらについても都税として収入された一部が市のほうに交付されるものでございますけれども、平成25年度決算における交付額は7,919万4,000円となりまして、24年度決算と比較いたしますと7,012万4,000円、773.1%の非常に大きな割合で増加しております。増加した要因でございますけれども、東京都のほうからは株価の上昇に伴う株取引が増加した。売買代金が増加したというような説明がありました。この交付金につきましても、やはり株式市場等における景気の回復を大きく反映した決算内容というふうに考えるところでございます。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） 当初予算編成のときには本当に不安感のあった数字だったわけですが、これが結果、ふたをあけてみたら本当にいろんな国の財政施策がうまく当てはまり、いろんな所得がふえ、株式の売り渡しも活発になりふえたというふうに解釈させていただきます。御苦労さまです。

次に79ページの預金利子についてお伺いいたします。ここのところで会計課の預金利子ということで6万3,616円ということで上がっているわけですが、それまでの預金利子を見ますと、このところで今までは20万円程度の預金利子が入っていたところが6万円ということになっております。この辺の要因についてお伺いいたします。

○会計管理者（仲里 章君） 決算書79ページ、会計課の預金利子の件でございます。

これにつきまして下がった要因といたしまして2点ほどございます。1点目が、24年度より9億円ほど預け入れの額が少なくなっているということがございます。これにつきましては、毎年預け入れる時期に、その後の収支を勘案いたしまして、それによって預け入れるわけですが、25年度は24年度よりもちょっとその部分で預け入れる時点での預け入れる額がそこまで及ばなかったということによるものです。

また2点目ですが、これが大きな要因だと思われませんが、25年4月から日本銀行のほうで行われました金融緩和、これによりまして預金利率も下がったということが一番の大きな要因だと思っております。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 数字をしっかりと見ていただいて、早目の預け入れ、適切な引き出しということで預金利子、しっかり稼いでいただきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終了いたします。

○委員長（関田 貢君） 以上で公明党の質疑を終了いたします。

残り時間は2時間17分44秒です。

次に日本共産党の質疑を行います。

持ち時間は一般会計と5特別会計を合わせて90分、1時間30分です。

○委員（尾崎利一君） それでは通告に基づいて質疑を行います。

まず18ページのところですけれども、予算との関係で、市税収入が総額として予算を上回った概括的な理由を伺いたいと思います。

それから市民税個人も、これは予算を上回ってます。それから法人については予算を下回っているということで、先ほどの前年決算との差額が説明されたと思いますけれども、予算との関係でこれがそういう状況になっている理由ですね。

それから24年度決算額を下回った理由として法人実効税率の引き下げ説明されましたけれども、これは国による代がえ措置、国の法人実効税率の引き下げによって市税収入が減るという問題ですから、代がえ措置がなかったのかどうか。代がえ措置があったのであれば、法人実効税率による法人市民税の減収額が幾らで、代がえ措置による代がえ額が幾らなのかを伺います。

○課税課長（矢吹勇一君） 決算書18ページでございます。まず1点目の市税全体の収入につきまして予算を上回った理由についてでございますが、こちらについては主に市民税及び固定資産税につきまして予算見込み額を上回ることとなりました。内容といたしましては、市民税については個人市民税について当初見込んでおりました納税義務者数よりも増加が激しかったということでございます。

それともう1点、固定資産税につきましては、こちらは家屋の新築の棟数がこちら当初予算時見込んだよりも多かったことによるものでございます。

続いて同じく18ページの2点目、個人市民税と法人市民税のそれぞれの予算との差の理由でございますが、まず個人市民税につきましては、予算額に比べまして収入済額で約1億1,000万円の増額となっております。こちらにつきましては、先ほどの概括的な理由でも申し上げましたとおり、主に普通徴収義務者において納税義務者が非常に増加が見込みよりもあったということと、それと分離譲渡所得額について見込みよりもふえたということでございます。一方で法人市民税につきましては、予算額に比べまして収入済額が約2,700万円の減少となりました。こちらにつきましては、法人実効税率の引き下げということがありまして、これによる法人税割額の減少幅が当初見込んだよりも大きかったということが要因でございます。

続いて3点目の法人市民税の法人実効税率の引き下げに対する国による代がえ措置についてでございます。こちらにつきましては、法人市民税の法人実効税率の引き下げが行われまして、これの代がえ措置として税制改正についてたばこ税の税率の引き上げが行われました。これによりまして金額で見ますと法人市民税の減収額が7,400万円の減収となりましたが、一方で市たばこ税につきましては5,800万円の増加要因となったということでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。

次に決算書45ページの道路占用料のところを伺います。道路占用料を値下げされたわけですが、これを値下げ前で計算すると収入幾らで、決算額との差額は幾らになるのか。それからN T T、東京ガス、東京電力のそれぞれについてどうなるのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 決算書45ページの道路占用料についてでございます。平成25年度の決算額でございますが、道路占用料と特定公共物占用料を合算しますと5,730万余りになります。その平成25年度の決算額に対しまして、単価を平成24年4月1日改定以前の単価で置きかえて計算しますと、まず全体では2,530万余りほど増となります。次にN T Tでございますが、N T Tにつきましては1,110万円程度の増となります。

次に東京ガスでございますが1,320万円ほどの増となります。東京電力でございますが93万円ほどの増となります。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。

次に決算書74ページの各特別会計からの繰入金のところですが、国民健康保険、それから介護保険、後期高齢者医療特別会計の繰入金がありますけれども、これは御説明で平成24年度決算確定に伴うものというふうにありましたけれども、これは一般会計から繰り入れたものについて24年度の精算を行って、25年度こへ収入されたという理解でいいのかどうか、それぞれの会計について伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 決算書74ページ、私のほうからは国民健康保険事業特別会計、それから後期高齢者医療特別会計、こちらのほうにつきまして答弁申し上げます。

ただいま尾崎委員御指摘のとおり、こちらはいずれも前年度、平成24年度の精算に伴うものでございます。

まず国民健康保険事業特別会計のほうでございますけれども、こちらの内訳ですけれども、今御指摘がありましたように、一般会計から法定内の繰入金としていただいている分と、まず職員給与費等繰入金、それから出産育児一時金等繰入金、またその他の繰入金の分ですね。これらの歳計剰余金合計7,199万1,668円、こちらがあります。またこの24年度の分の過年度の負担金の精算というのがございまして、こちらが531万6,000円ほど、これは国と東京都からですけれども交付された、こういったことを合わせまして7,730万7,668円を国保の特別会計から一般会計へ繰り出したという内容になってございます。

次に後期高齢者医療特別会計についてでございますけれども、こちら一般会計からの繰入金等の歳計剰余金という形で2,885万1,236円を一般会計へ繰り出しをしたという形になってございます。

以上でございます。

○福祉部参事（広沢光政君） 決算書74ページ、私のほうは介護保険事業特別会計繰入金でございます。

介護保険につきましても、こちら平成24年度介護保険事業特別会計の精算に伴います一般会計への繰入金ということでございます。平成24年度の介護保険事業特別会計の決算におきまして、主に介護給付費の実績支出額が見込みの支出額を下回ったことによるものでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。

決算書90ページの臨時財政対策債について伺います。

今年度決算で16億5,042万2,000円ということで臨時財政対策債収入があるわけですが、この臨時財政対策債についての市の考え方なんですけれども、これは交付税の財源不足に伴って、たしか平成13年ごろから導入されたものだというふうに認識しています。本来は市の運営を可能ならしめるために国が地方交付税として交付すべき額、25年度決算で言えば36億5,543万円のうち16億5,042万2,000円を市の借金として支払うというもので、その返済分は各年の基準財政需要額として計上されているということになっています。

総括質疑のところの市長答弁でもありましたけれども、このままではいずれ破綻すると、こういうやり方やっていけばですね。誰が考えても明らかなわけです。交付税への国税5税の繰入率を引き上げるなどして交付税財源を確保すべきだというふうに考えますが、この点での市の見解。

それからいずれにしてもこの解決は国に責任があるということで、市にそのツケを回すべきではないというふうに考えますが、その点についても市の見解を伺います。

○財政課長（川口 莊一君） 決算書90ページの臨時財政対策債に関する市の見解ということでございますけれども、臨時財政対策債につきましては、平成13年度以降における国の財源措置ということで、今日までその制度が続いているような状況でございます。

地方交付税そのものについては、その財源が慢性的に不足しておりまして、平成12年度までは交付税特別会計における借入金によってその財源不足の補てんを行っていたということでございますが、平成13年度以降は国と地方との責任分担の明確化、また財政の透明化等を図るために創設された地方債制度でございます。平成25年度までこの制度は続いている状況でございますけれども、地方交付税法では必要な地方交付税の額が不足するような場合は、やはり国税5税の繰入率を引き上げるというような内容の制度改正が定められておりまして、全国的にも各地方公共団体から臨時財政対策債に係る算定方法等の見直しにつきまして、国に対して意見の提出がされております。

また当市におきましても、過去には国税5税からの交付税の繰入率を引き上げることを意見を国に対して申し出した経緯もございます。しかしながら、繰り返しになりますけれども、これまでの間は繰入率の引き上げが行われず現在に至っているというのが現状でございます。この臨時財政対策債は、現在は地方財政法第5条のただし書きの特例債ということで定められている制度でございますけれども、その地方財政法では臨時財政対策債の発行可能額、そしてこの発行に伴う元利償還金の基準財政需要額への算入、この2つについて地方財政法で条文化がされているというような状況でございます。

市といたしましては、このことを受けて国が将来の市の負担、元利償還金を普通交付税の基準財政需要額に算入することで、市の将来の財源を担保しているというような内容で理解をしているところでございます。現実的な対応といたしまして、制度が続く間は市の財政運営上、臨時財政対策債の活用を図りながら、市が抱える今後の諸課題に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（関田 貢君） 以上で日本共産党の質疑を終了いたします。

残り時間は1時間14分56秒です。

次に、やまとみどりの質疑を行います。

持ち時間は一般会計と5特別会計を合わせて60分です。

○委員（床鍋義博君） 質問させていただきます。

決算書の19ページの市税に関しての不納欠損額についてです。

これは昨年度から比べると約1.8倍というかなり大きい金額になります。前の年が約3,800万ということだったので約、著しくふえておりますが、この原因に関して初日の説明では住所不明だとか、そういった生活困窮ということがあったんですけれども、急に住所不明の方がふえるわけではないと思うので、恐らく生活困窮がふえたのではないかなと思うんですけど、その内訳等を教えてください。

○納税課長（中山 仁君） 決算書19ページ、不納欠損について今御質疑いただきました。

25年度につきましては6,911万9,115円ということで不納欠損のほう、数字上げさせていただきました。昨年と比べて3,069万6,573円の増となっております。この内訳という形でございます。

まず財産なしということで、こちらのほう処理させていただいているものにつきましては、24年度と25年度の比較ということで御答弁させていただきます。24年度につきましては3,070万9,501円。25年度につきましては6,008万5,274円ということで、2,937万5,773円の増となっております。ヒアリングを行いました関係で、

生活困窮という形で処理させていただいたものが24年度につきましては613万2,847円、25年度につきましては712万7,038円、99万4,191円の増という形でございます。また行方不明ということでは、こちらのほう24年度158万194円、25年度につきましては190万6,803円ということで32万6,609円の増という形の内訳でございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 生活困窮の方がふえているのではないかなというふうに考えるわけなんですけれども、その中で市でできることと、できないこととあると思うんですけれども、市でできることってというのは何かあるのでしょうか。お願いします。

○納税課長（中山 仁君） 決算書19ページの関係の不納欠損で、市のできることということで御質疑いただきました。

まず納税課のほうで生活困窮の関係で、また財産なしという形で処理する場合ですが、まずきちんと財産調査のほうはさせていただくということ及び納税相談ということは、十分これも従前からお話しさせていただいておりますが、収支のバランス、こちらのほうは御提出いただいて中身を確認させていただきます。その関係で納税課のほうで何か多重債務があったりとか、そういった場合には法テラスのほうへ御紹介をするとか、また今市の中でもそえるの関係がございますので、そちらのほうに御案内するとか、そういうような形で対応のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） ありがとうございます。引き続き努力されているということで求めていると思います。

次の質問なんですけれども、先ほど共産党さんのほうから同様の質問があったので割愛をさせていただきます。

次に、決算書61ページの公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金なんですけれども、これは今2校が対象となっていると思うんですけれども、これは何年度に補助金が終わるのか教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 61ページ、公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金についてでございますが、第四小学校は平成22年度に工事を行いまして、23年度から25年度までの3年間で補助金が完了しております。第八小学校につきましては、平成24年度の途中から補助金が始まっておりまして、27年の途中までという3年間になります。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） それが補助金が終わってしまうと一般財源ということになると思うんですけれども、その両方とも補助金がなくなった場合の総額を教えてください。

○建築課長（中橋 健君） ただいま25年度の段階で補助額が、第四小学校につきましては135万9,000円、第八小学校につきましては175万3,000円でございますが、こちらのほうがなくなるということですが、実際、契約していく中では今後この業者へ委託している内容を見直しまして、極力減らす方向で今後は進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 以上で、歳入に関しての質疑を終わります。

○委員長（関田 貢君） 以上で、やまとみどりの質疑を終了いたします。

残り時間は53分10秒です。

以上で、一般会計歳入についての質疑は全て終了いたしました。

説明員の入れかえのため、ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 35 分 休憩

午前 11 時 36 分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（関田 貢君） 次に、一般会計歳出について質疑を行います。

初めに第 1 款議会費から第 3 款民生費までの質疑を会派並びに無所属議員ごとに行います。

初めに自由民主党・みんなの党の質疑を行います。

持ち時間は一般会計と 5 特別会計を合わせて 150 分、2 時間 30 分です。

○委員（根岸聡彦君） それでは一般会計の歳出に関して質疑させていただきます。

第 1 款につきましては質疑はございませんので、第 2 款から始めさせていただきます。

まず行政報告書 45 ページ、人事管理事務事業についてでございますが、公務災害として 9 件の報告が上がっておりますが、どのようなもの、あるいは事故だったのでしょうか。またそれらを未然に防ぐ手だてがなかったのか。今後こういった公務災害というものを発生させないようにしていくための手だて、あるいは職員への指導というものはどのように図られているのか教えてください。

○職員課長（原島真二君） 行政報告書 45 ページにおけます公務災害の状況ですけれども、最初に上段の常勤職員について申し上げたいと思います。骨折の 1 件につきましては、保育の実施中に、柵に足をぶつけたために足の指の骨を折ってしまったということです。打撲の 2 件につきましては、一つ目は訪問業務のために自転車で移動中に自転車との接触によりけがしたものです。失礼しました。自動車との接触により打撲をしたものです。もう 1 件は市民との面接中に、相手の方が激昂いたしまして、対応していた職員が殴打されたという内容でございます。その他の 2 件につきましては、通勤途上におきまして、庭木の枝により顔面にきずを負ったこと、もう 1 件がチェーンソーによるけがの 2 件ということでございます。

下段の非常勤職員についてでございますけれども、骨折が 2 件ございました。1 件目は、非常勤特別職の委員の方が運動の指導中に骨折をしたものでございます。もう 1 件が、臨時職員の方が通勤途中、バイクにより転倒して鎖骨を折ったという内容でございます。

打撲の 1 件につきましては、臨時職員の方が帰宅途中に自転車事故で打撲を負ったものです。その他の 1 件という内容ですけれども、臨時職員の方が帰宅途上で転倒してけがをしたという、このような内容でございます。

25 年度におきましても事故防止の PR 活動としまして職員課から文書を出しております。5 月には全国安全週間の実施のお知らせを行い、労災の防止を呼びかけております。9 月には自転車等の事故防止といたしまして、交通用具使用者に係る交通事故防止についてとして、出張時や通勤時の災害防止を呼びかけております。また 12 月には道路交通法の改正に伴う自転車の安全運転の呼びかけを行っております。事故防止につきましては、臨時職員を含めまして職員への業務中及び通勤途中の安全確認の重要性を呼びかけていくことが大切であると考えておりますので、引き続き啓発に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。

続きまして、行政報告書59ページ、文書事務事業になりますが、市政情報コーナーの運営の中で、市報の閲覧として今年度より市報を大和町広報1号から全号を展示し、市民の閲覧に供したとありますが、その目的、それから展示状況、成果、また今後の展望についてお聞かせください。

○文書課長（下村和郎君） 行政報告書59ページ、文書事務事業におけます市政情報コーナーでの市報の閲覧について御質疑いただきました。

初めに目的であります、市報は市民の方にとって一番身近な市政情報でありますので、第1号から配置することによりまして、町から市へと発展を遂げました東大和市の歴史を知っていただくということでございます。展示状況でございますが、昭和31年4月に発行されました大和町広報第1号から平成22年1月号の東大和市報第1,000号までを全10冊に製本をいたしまして、市民の方にごらんいただけるようにいたしました。成果であります、市の発展の歴史を理解していただける一助になったのではないかと認識しております。今後の展望についてであります、市民の方により一層市政に関心を持っていただくために、庁議資料を初めとしてさまざまな行政情報の提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひ今後も続けていっていただければと思います。

次に、庁舎管理事業のほうになりますが、行政報告書71ページになります。駐車場整地用砂利の費用ということで9万6,000円が計上されております。庁舎北側駐車場が対象になっていると思われませんが、砂利を敷いてもいつかはよくなるのですが、すぐに地面がでこぼこになってしまいます。中長期的に見て、しっかりとならすべきではないかと考えますが、市としてのお考えはどのようになっていますでしょうか。

○総務管財課長（東 栄一君） 行政報告書71ページ、庁舎管理事業の駐車場整地に係る御質疑でございます。

現在庁舎北側の砂利敷き駐車場につきましては、年に2回程度整地作業を行っておりまして、その際の補修材料として砂利を購入して対応しているところでございます。砂利を敷いていつきよくてもすぐに地面がでこぼこになるというのはおっしゃるとおりでございますが、現在あの駐車場用地につきましては民有地で、5年間の契約で借り上げているものでございます。したがって、返還というようなことも可能性としてはないわけではございませんので、現時点では本格的な整備を進める予定はございませんが、ただ私どもとしましてもう少し整地が保たれるような方法はないか工夫はしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

次に、財産管理事務事業に関してであります。行政報告書は75ページになりますが、任意の自動車保険、保険関係ですが、任意の自動車損害保険で対人・対物は無制限となっております。自動車保険でいきますと対人・対物・搭乗者という3点セットが一般的だと思うんですが、搭乗者傷害保険というのは担保されていないのでしょうか。もし担保されていないというのであれば、その理由についても教えてください。

それから建物損害保険、火災保険の範疇になると思います。98件は全国市有物件災害共済会に付され、5件は民間の東京海上日動火災となっております。この5件分が民間の損害保険会社となっている理由は何でしょうか。また保険料の自由化が進んでいる中で、なぜ東京海上日動なのでしょう。そのあたりの理由についても教えてください。

それから建物損害保険に関しては、通常、普通火災等と言われているもので担保される内容は、火災、落雷、破裂、爆発であるというふうになっていると思います。水災については特約担保になっていると、いうふうに

認識をしているんですが、豪雨等による浸水や土砂崩れによる災害は担保されるような内容になっているのか、そちらについても教えてください。

○総務管財課長（東 栄一君） 行政報告書75ページ、財産管理事務事業で、保険にかかわる御質疑を何点かいただきました。

まず任意の自動車損害保険で搭乗者が傷害を負った場合の対応についてでございますが、現在加入している全国市有物件災害共済会には搭乗者傷害という類型はありません。庁用車自動車は通常公務で使用され、公務員が搭乗していますので公務災害の対象になることから除外されています。なお、同乗者が職員でない場合につきましては対人と同様の扱いになり、無制限の保障対象となります。

次に建物の損害保険で98件の建物が全国市有物件災害共済会の建物損害保険に加入しているのに、5件だけが民間の東京海上日動火災である理由ですが、5件につきましては慶性門、それから戦災変電所、あと旧吉岡邸の主家、土蔵、それから長屋門の5件になります。いずれも文化財的な価値がある建物だと思われますが、全国市有物件災害共済会の損害保険では、単なる古い建物としか評価されませんので、事故発生時に特殊な補修が必要となる場合に保険金が不足する可能性があります。民間の保険会社では、その文化財としての価値の査定が可能であるということから、民間の保険会社に加入しているものでございます。

また民間の保険会社が東京海上日動火災である理由ですが、1年間の保険期間が満了する際に複数の保険会社から主要な条件を指定して見積もりを聴取して決定しています。平成25年度は東京海上日動火災が保険料が最も安価だったことから加入したものでございます。ちなみに平成26年度は違う業者に加入しているものでございます。

次に水災や土砂崩れがあった場合の対応の内容ですが、まず全国市有物件災害共済会の保険内容です。水災と土砂崩れは別の損害発生原因として区分されていまして、1回の事故により生じた損害額が5万円以上であるときに、水災の場合は通常の保険で計算された支払い金額の100分の50に相当する金額、それから土砂崩れの場合につきましては通常の方法で計算された支払い金額が支払われることとされています。

なお、水災及び土砂崩れにつきましては、1構内における1回に事故に対して2億円の限度額があります。それから民間会社のほうも、東京海上日動火災株式会社のほうの保険内容につきましては、大雨等が原因による土砂崩れにつきましては水災に含まれるということになっているようで、その場合の水災の損害額につきましては、損害額の50%から免責金額の5,000円を差し引いた額が支払われることになっております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。しっかりと担保されているということが確認されました。

ちなみに地震保険については保険料が異常に高いということで、多分これは担保されていないんだろうなということだと思います。これは仕方がないというふうに私も思っています。

次に、企画業務であります。行政報告書は77ページから83ページの間にあります。

幾つかありますので、まとめて質疑をさせていただきます。

まず77ページですが、行政報告書は一部1,900円で販売されているようですが、過去からの販売実績がどうなっているのか教えてください。またどういった方が購入され、その方々がどのように利用されているのか。これはちょっと難しいかもしれませんが、市に対するアプローチがそれを使ったことであったのか等、もしわかるようであれば、その範囲内で教えてください。

次に79ページですが、東大和市公の施設の管理運営のあり方検討委員会での検討内容について教えてください。

い。また指定管理者制度を導入していない施設についての検討がどのようなものだったのかお聞かせいただければと思います。

同じく79ページ、社会保障・税番号制度への対応に関して、効果的な活用等に向けて検討を行ったという記載があります。効果的な活用というのはどのような活用なのか、その活用によって今までできなかったことでどういうことができるようになるのか、具体的かつ詳細に御説明をいただければと思います。

それから81ページです。タウンミーティングについてですが、平成25年度は2回、家庭系廃棄物の有料化と個別収集についてと、東大和市の少子化対策子育て支援についてというテーマで開催されておりますが、それぞれのタウンミーティングの開催後、市民のいろいろな意見が出されたと思いますが、どのような形で取り入れられたのか。取り入れられた項目について、またその結果等について教えてください。

それから同じく81ページで、職員自主研究グループに対する支援事業に関しまして、職員の政策形成能力の向上、意識改革及び資質の向上を目的としというふうにあります。メンバーが6名ですか。どのようにしてこの6名のメンバーを集めたのでしょうか。またなぜ6名だったのか。その6名の方々の年齢層、役職等について教えていただければと思います。そして政策形成能力の向上はどのように図られたのか教えてください。

また成果品としてやまとっこマップ、子育てお手伝いマップとありますが、いつどういった方々がどのように活用し、どのように役立っているのか、そのあたりも教えていただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 行政報告書77ページの企画業務費の関係でございます。

まず行政報告書の発行についてでございます。過去の販売実績ですけれども、過去3年間ということで御説明をさせていただきたいと思います。平成23年度の販売実績ですけれども、このときは2冊でした。内訳としまして平成22年度版を1冊、平成21年度版も1冊でした。また平成24年度の販売実績は3冊でした。内訳としまして平成23年度版を3冊販売しました。また平成25年度の販売実績でございますけれども、こちらにつきましては2冊でした。内訳としまして平成24年度版、こちらに書いてある1,900円のものが1冊、そして平成23年度版が1冊ということになっております。またどのような方が購入されたかとか、あるいはどのように利用されているか、そしてどんなアプローチがあったか等につきましては、私どもは把握していないような状況でございます。

続きまして行政報告書79ページになります。公の施設の管理運営のあり方検討委員会の検討内容ということでございます。平成25年度はこちらにありますように2回の会議を開催しておりますけれども、この東大和市がまだ指定管理者を導入していない公の施設につきまして、どのような方法で指定管理者制度を導入できるかということにつきまして検討しているわけでございますけれども、引き続き検討しているような状況でございます。

具体的に検討の対象になっている施設でございますけれども、今は図書館、そして市民センター、公民館、郷土博物館、市民センターと切り離した形で学童保育所や児童館がありますので、その辺、学童と児童館ですね。そして狭山保育園ややまとあけぼの学園などを大きく8施設につきまして対象にしているところでございますけれども、それぞれの施設につきましては事情がありますので、現在是他市の状況を調べさせていただいたり、あるいは指定管理ができる民間事業者が実際あるかどうか、そして実際に指定管理者制度を導入した際に、市民サービスの向上につながるかどうか、また経費の削減につながるかどうか、そういうところにつきまして総合的に研究、そして検討しているような状況でございます。

続きまして79ページ、同じページになりますが、社会保障・税番号制度への対応についてでございます。こ

ちらにつきましても平成25年度については検討委員会、あるいは検討本部等を設けまして検討を始めたばかりというような状況でございます。実際に市で具体的な活用できるものにつきましては、検討を引き続き行っているような状況でございます。ただこの社会保障・税番号制度が導入されたことによりまして、国が説明している活用の方法について何点が御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず国民全員に個人番号が振られるということもありますので、これが同一人のいろんなさまざまな情報が名寄せができるということで、消えた年金のような問題がなくなるという説明があります。また行政機関等が情報提供ネットワークシステムというシステムで連携することによりまして、市民の方が手続に必要な所得証明書や、あるいは年金加入証明書等の添付書類がその行政機関で省略できるということで、市民の方々の利便性も向上されます。また個人番号カードというものが発行され、希望者がそれを入手するわけなんですけれども、それは写真つきの身分証明書の役割も果たしますので、窓口で本人確認に活用できたり、あるいはそれには公的個人認証ということで電子証明書の機能がついておりますので、環境を整えれば、例えばコンビニエンスストアなどで住民票や印鑑証明書などの交付も受けることができます。またＩＣチップというものが個人番号カードについているんですけれども、その空き領域を活用しますと図書館の貸し出しカードに活用ができたり、公共施設の予約をする際に本人確認の資料というか、身分証明の機能も活用できるということになっております。

そういうこともありますけれども、実際に導入するに当たりましてはさまざまな経費の問題があつたりしますので、今後検討本部のほうで検討していきたいと思っております。

続きまして行政報告書の81ページになりますけれども、タウンミーティングの関係でございます。こちらにつきましては主管部の部長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

そして同じく行政報告書81ページ、職員の自主研究グループに対する支援事業の関係でございます。まずこちらの6人のメンバーでございますけれども、メンバーの集め方でございますが、庁内におきまして自主研究グループという、そういう活動を行いたい方を希望を募っております。職員3人以上で構成されたグループというような条件で公募をしました。平成25年度につきましては、この公募の結果1つのグループから応募がありまして、そのグループの人数がたまたま6人だったというようなことになっております。このグループなんですけれども、入職2年目の同期の職員の方々と構成されておまして、全員が20代で、職は主事職であるというふうに考えております。

また政策形成能力の向上についてでございますけれども、ここの自主研究グループの活動としましては、自分の職場を離れて自由な立場で市役所の仕事や市民ニーズを把握して、みずから課題を抽出しまして、その解決策を考えて実行に移すということで、その政策形成能力という、その能力の向上につなげていこうというものでございます。

今回は、この子育て世帯の子育てに関する不安を解消するための市内の魅力的なスポットやイベント情報をまとめた冊子ということで、子育てお手伝いマップということで成果品ができ上がっておりますけれども、こういうものを作成する過程で政策能力の向上に寄与しているのではないかというふうに考えております。

またこちらの成果物の活用でございますけれども、現在は庁内のグループウェアで情報共有しております。また子育て関連部に対しまして、このようなお手伝いマップに若手職員の発想や、あるいはその考え方が集約されておりますので、今後ハンドブックや啓発チラシを市民等に対してつくる際に活用してほしいということで企財部のほうから通知を発出させていただいております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（関田 貢君） ここで午後 1 時30分まで休憩いたします。

午後 0 時 3 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 開議

○副委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境部副参事（中野哲也君） 行政報告書81ページ、タウンミーティング開催後に市民意見をどのように取り入れたか、またその項目についての御質疑をいただいているところでございます。

市では、廃棄物の排出抑制と減量化を図る目的に家庭廃棄物の有料化といったものを検討しておりました。導入に向けて市民意識の改革に努めることによりまして、減量シンポジウムやタウンミーティング、そして有料化の方針素案の説明会などを系統的に開催しているところでございます。

そういった中で、各段階で市民の皆様からいただきました御意見を引き継ぐ形で有料化の方針、また有料化の実施に当たりまして制度的なところで反映をさせていったものがございます。具体的なものといたしましては、1つ目に地域環境美化ということで、自治会等が行った地域清掃で回収された廃棄物、また地域緑化推進のための枝木、落ち葉等のごみについて、家庭廃棄物の有料化から対象外とすべきであるという御意見。また2つ目に、家庭廃棄物有料化に関しまして新たにごみ処理手数料が歳入で入ってくるということがございましたので、そちらの経費の充当内訳を方針の中に明示してもらいたいと。3つ目に、戸別収集の導入に当たって、全て戸別ということではなくて、地域コミュニティーの観点から集積所を希望によってはそのまま継続させてもらいたいといった御意見がございましたので、市民合意がなされれば既存の集積所を継続収集するという選択肢を設けたところでございます。

最後に、当初有料化につきましては資源物、缶・瓶・ペットボトルを有料化の対象といたしておりましたが、民間回収ルート、リサイクルの適正ルートが今現在大型店ではそういったところが確立されておりますが、個人商店も含めてまだ不完全な状態であるといったところから、26年10月から開始される有料化から実施するというのは外してほしいということで、そういった御意見を盛り込みまして有料化の方針等に反映してきたところでございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 同じく昨年度行われました市長のタウンミーティングということで、昨年の11月に2回行われたところでございます。少子化対策をテーマとしたタウンミーティングは初めてということで、市長のほうから国が保育園の待機児童対策をいろいろやっておるけれども、平成26年度に向けて市もいろいろと検討したいという中で、市民の皆様とよりよいまちづくりのために忌憚のない御意見をいただきたいという市長の御挨拶のもと開始したというところでございます。

その中で意見等をいただいて、それが事業に結びついているというものについて御説明したいと思います。

まず市の少子化対策はどのようになっているのかというところでございますけれども、昨年度のときも進行中でございましたけれども、保育園の待機児童対策を進めているよということで、今年度1園新設の保育園ができた。さらには1園を建て替えができたということでございまして、25年4月1日と26年4月1日の保育園の定員につきましては1,768名が1,900名にふえた。さらには待機児童も79名が14名に減ったというような結果が出ているところでございます。

さらに一時保育、昨年度までは子ども家庭支援センター1カ所のみでやっていたんですけれども、今年度から新たに3保育園で一時預かりという形で実施をしたというところでございます。

それから保育園の待機児童の内訳をちゃんと把握しているのか、潜在的ニーズを含めないと単なる数合わせにすぎないよというような御意見いただいたところでございますけれども、平成27年4月から新たな子供の新制度ということで、子ども・子育て支援計画の策定の基礎資料とするために、平成25年10月に子ども・子育てに関する市民ニーズ調査を行いまして、小学生並びに未就学児をお持ちの保護者2,000名にニーズ調査をしたところ、年齢ごとのニーズも含めまして、これから計画する支援計画の中におきまして必要量を見込みまして、それに見合う受け入れ体制も盛り込むというような予定でおりますところでございます。

それから子ども家庭支援センターで行った一時保育に抽せんで漏れてしまうというような御意見ございまして、昨年度までは平日で大体2人ぐらいが利用できないというような状況がございましたけれども、先ほども申し上げましたが、平成26年度から新たに3保育園で一時預かりという形で開始をしたところでございます。開始時期が5月、6月、8月とばらばらでございましたけれども、今年度におきましては抽せんをやったのは1回で、漏れた方も1回1名というようなところで、大体希望どおりに受け入れはできているのではないかとこのところでございます。

それから家庭福祉員、保育ママの需要と供給のバランスがとれてないんじゃないかというような御意見いただいたところでございますけれども、平成25年度は1名の保育ママさんが1名の補助の保育士を雇いまして、2人体制でマックスの5人を受け入れができたというところでございます。平成26年度はさらに保育ママ、新たにお一人が認定されまして、現在2名で先ほど申し上げた昨年度もやっていた方がもう1人補助員をつけまして、最高でマックス8名まで受け入れ体制を整えたところでございますけど、その中で7名を今受け入れをしているというところでございます。

さらに来年度に向けまして、今東京都の認定の研修に1名行っておりまして、その方が認定されれば来年度からは3保育ママ体制がとれるというふうに見込んでいるところでございます。

以上です。

○委員（根岸聡彦君）　ありがとうございました。

それでは次に、防犯対策事業のほうに移らせていただきます。

行政報告書92ページになります。東大和地区防犯協会と東大和市防犯協会の活動の中で、環境浄化活動と落書き消去活動について、活動の回数、あるいはその活動エリア等について教えていただければと思います。またその成果、あるいはもし市がどういった補助を行っているのか。行っているのであればその内容、また今後の課題等について教えてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君）　行政報告書92ページの防犯協会の環境浄化活動と落書き消去活動についてでございますが、活動の回数ですが、東大和地区防犯協会では年間13回活動してございます。東大和市防犯協会では年間15回であります。活動のエリアでございまして、東大和地区防犯協会は2市を取りまとめておりますので、武蔵村山市と東大和市両市をエリアとしております。また東大和市防犯協会では、市内を環境浄化活動の場として活動しております。成果でございますが、東大和市防犯協会は昨年、平成25年10月上仲原公園におきまして落書き消し活動とあわせて公園の壁に壁画を作成いたしました。市内の第六小学校、第三中学校の児童・生徒さん約50名によりまして作成し、犯罪を起こさせない美しいまちづくりに努めました。

また市が行っている補助の内容でございまして、消耗品といたしまして約4万5,000円を支出してございま

す。今後の課題でございますが、犯罪を起こさせないまちづくりのために、市としましては警察署及び防犯協会と連携いたしまして防犯パトロールの実施や環境浄化活動を引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員（根岸聡彦君）　ありがとうございます。

次は市民協働事業でございます。行政報告書106ページになりますが、自治会の加入率について、直近で把握している加入率がどのくらいなのか教えてください。またマンションのみの加入率、それから一戸建てのみの加入率がもしわかれば教えていただきたいと思います。

その加入率について、市は現在どのような評価をしているのか。加入率を上げるための具体的な取り組みとして、平成25年度に市が行ったことは何でしょうか。またその成果と26年度以降に取り組むべき今後の課題について教えてください。

○市民生活課長（田村美砂君）　行政報告書106ページの市民協働事業費について御質疑いただきました。

1点目の直近の自治会の加入率でございますが、平成26年、今月9月ですけれども、9月現在の加入率ですが、東大和市の世帯数が3万7,275世帯、そのうち自治会に加入している世帯数が1万3,094世帯でございますので、加入率は今のところ35.1%となっております。マンションのみ、一戸建てのみの加入率については把握してございません。

続きまして2点目の、その加入率の評価についてでございますが、平成25年度と比較いたしまして、25年度は3万6,696世帯中1万3,245世帯が自治会に加入をしております、加入率は36.1%でございました。平成26年9月時点と平成25年度を比較すると世帯数は579世帯増、加入世帯は151世帯が減少しております。自治会数としましては75で変わらずでございます。

一方、ここ数年でマンションが急増いたしました。マンションの世帯数、全世帯に入ってらっしゃると捉えますと4,500ほどになります。マンションの所有者は全員はマンション管理組合に加入しておりますので、それらを地域でつながるコミュニティーに加入していると捉えますと、市内のコミュニティーの数としては117、加入率としては47.4%という数字も一方で捉えております。

しかし東大和市基本計画におきましては、自治会加入率の目標値として現状維持の36.8%としておりますので、地域社会のつながりの重要性の意味からも引き続き自治会の加入率のアップを図っていくことは課題であると捉えております。

続きまして3点目の加入率を上げるための具体的な取り組みで25年度行ったこと、またその成果と26年度以降に取り組むべき課題ということでの御質疑でございますが、まず現在組織されています自治会の活性化といたしまして、平成25年度から各自治会の活動を担当者が取材ということで自治会の活動の場所に出向かせていただきまして、それを市のホームページに掲載することを開始いたしました。このことによりましてすぐに加入率が上がるということはなかなかすぐ数字としてはあらわれないかもしれませんが、掲載させていただいた自治会からは、自分たちの自治会の活動をより多くの方に知っていただける機会ができたというお声をいただいております。自治会が地域活性化のためにさまざまな行事や高齢者の見守りなどに取り組んでいただいていることを広く市民の皆様にご知っていただくことで、加入の呼びかけと自治会支援につながっていければと考えております。こちらに関しては26年度も引き続き行っております。

また昨年11月に上北台地区で自治会のない地域の災害図上訓練の場面におきまして、出向かせていただきま

して、自治会のない地域の方に自治会の加入の呼びかけということでさせていただきました。そういった機会を今後も捉えて地域力のアップに力を入れていきたいと認識しております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。

それでは都市交流事業のほうに移ります。

行政報告書107ページになりますが、喜多方市から友好都市交流促進事業の企画が提案され、平成25年度から3年間にわたり民間団体等の交流のきっかけづくりについて依頼がありという記載があります。この中で喜多方市のほうから東大和市に対して訪問していただく方をふやすため、東大和市への受け入れに対してどのような働きかけを行い、どのような成果を上げているのか教えてください。

○市民生活課長（田村美砂君） 行政報告書107ページ、都市交流事業費について御質疑いただきました。

喜多方市の市民の方が東大和市へいらしていただくにはどのような働きかけをされているのかという御質問でございますけれども、平成25年度に喜多方市のほうから御提案がありまして、友好都市喜多方市交流促進事業の企画ということで、平成25年から27年の3カ年にわたって両市の民間団体同士による交流事業を実施しまして、お互いの団体の情報を発信することで地域社会の活性化を目指すために行いたいということで御提案がありました。25年度は両市の文化協会が交流を行ったところでございます。

こういった事業をきっかけとして、喜多方市民が東大和市を訪れていただければと捉えております。この事業は26年、27年度と続いてまいります。また26年度からは、喜多方市におきまして喜多方市民が東大和市を訪れた場合に、当市で宿泊などの補助制度をやっているのと同様に、喜多方から東大和にいらした場合に補助するということの事業を開始されたということを伺っております。今のところ26年度はまだ現在利用はないということでした。また喜多方市役所におきまして、東大和市を紹介するコーナーをつくっていただいておりますので、東大和市を多くの方がお越しいただけるようなPRを今後も重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 都市交流事業、友好都市契約を締結しているわけですから、是非発展をさせていっていただきたいというふうに思います。

次は男女協働参画推進事業になります。

行政報告書の118ページですが、我が国では2020年までに指導的地位にいる女性の割合を3割にする目標を設定しております。こういうふうに記載があります。当市の現状と今後の方針についてお聞かせください。

○市民生活課長（田村美砂君） 行政報告書118ページ、男女協働参画推進事業費について御質疑いただきました。指導的地位の定義といたしまして、1つ目は議会議員、2つ目としまして法人団体等における課長相当職以上のもの、3つ目としまして専門的、技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業に従事するものと、指導的地位を言うのが適当と言われております。

東大和市の現状でございますが、東大和市の指導的地位の立場にいる女性の割合といたしまして、1つ目の東大和市議会議員の議員総数22名のうち女性の市議会議員が4名でいらっしゃいますので18.2%という割合になります。次の東大和市職員の管理職総数54名のうち女性の管理職員は4名でございます、現在7.4%となっております。3点目の専門的、技術的な職業というものの数字のほうは捉えておりませんので、申しわけございませんが、これについては今わかっておりません。

今このような現状がございまして、第二次東大和市男女協働参画推進計画では、市政への男女協働参画の推

進を課題として掲げ、男性女性の性別にこだわらず能力と適正を最大限に発揮できる職員配置や職務分担を進めるとしており、その取り組みとして審議会等の男女比率の改善、女性教諭、職員の管理職選考試験受験の奨励を行うことと計画ではしております。

平成27年度にはこの計画の見直しを行うことを予定しておりますので、現在準備段階でございます。国の2020年までに3割といった、このような目標も視野に入れながら、市の計画にも具体的な目標値を入れることなど検討して工夫を重ねたいと思っております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。

次に徴収事務事業ですが、行政報告書131ページになります。口座振替の推奨をしているということですが、口座振替加入者数の推移、またそれに対する評価、また引き落とし不能となった件数やその対処方法、成果について教えてください。また督促状と警告書等の発送件数が合計で6万6,444件というふうになっておりまして、その通信費が合計で約380万円と伺っております。この費用対効果についても教えてください。

また行政報告書、次の132ページのほうで、コンビニエンスストア収納事業が開始されたことで収納率がどの程度変化したのか。またその効果に対する評価と今後の展開に対する考え、この事業を開始したことによる徴収率の目標数値等があれば教えていただければと思います。

○納税課長（中山 仁君） 行政報告書131ページ、口座振替に関する口座加入者数の推移及び督促状と警告書等の発送件数について御指摘いただきました。

まず口座加入者数の推移ということで23年度からの推移を申し上げます。平成23年度2万2,535件、24年度2万2,504件、25年度2万2,701件となっております。口座引き落とし不能となった件数につきましては、平成25年度のみで申しわけありませんがお答えさせていただきます。3,130件となっております。口座引き落とし不能となった場合には、コンビニエンスストアで利用できる督促状を御本人のほうに郵送させていただいております。この送るということについては、口座振替の関係については納付書がついておりませんので、コンビニエンスストアで使えるような納付書を送るということで納付に導いているという形でございます。

口座振替の評価につきましては、コンビニエンスストア収納を平成24年度から開始させていただきました。これに伴いまして口座振替は減少するかとは思ったんですが、平成25年度若干ではあります件数がふえているという状況でございます。しかし東大和市として推奨していることを考えると、何か手だてがあるんじゃないかということも考えてございます。先進自治体の方策を研究し、当市に生かせるよう勉強してまいります。

続きまして督促状の通信費に対する費用対効果ということでございます。督促状等の納付にあつては、ちょっとこちらのほう、計算が少し乱暴になりますが、納期限後に納付をいただいた件数と納期限内にいただいた納付件数、こちらの比較という形をさせていただきます。納期限内に納めていただいた件数が21万1,063件、また納期限後を含めた場合には26万95件ということで、差し引き4万9,032件が納期限後に納めていただいているということで、この件数については十分効果があったというふうに考えてございます。また金額について、こちらもちっと乱暴な計算になるんですが、納期限内と納期限後も含めた金額ということで差が11億円という形になってございます。ここを考えたときに、効果については十分効果があったと考えてございます。

また続きましてコンビニエンスストア収納が開始されたことについての収納率の変化、また今後の課題、収納率の目標という形でございます。こちらについてはコンビニエンスストア収納を導入する前の平成23年度の納期限内納付率、また25年度の納期内納付率、ここの比較ということで御答弁させていただきます。

平成23年度は73.05%が納期内納付をしたパーセンテージでございます。25年度にあつては76.56%という形で3.51ポイント向上したとなっております。収納率につきましては、全体として考えた場合、平成23年度が94.1%、平成24年度94.9%、25年度が95.5%ということで向上しているという形でございます。

コンビニエンスストア収納の効果でございますが、コンビニエンスストア収納自体で図ることがまずできないということで、全体の一つの方策という形で考えてございます。しかし納税者の利便性は飛躍的に向上したということで、24時間365日納付が可能だという形でございます。

また今後の展望については、今年度より自宅で納付が可能となるモバイル収納を導入いたしました。この収納方法をどのように広めていくかは課題としては持っております。また公金の収納方法につきましては、先進自治体の取り組みを今後も調査し、当市でどの時点で導入できるか、費用対効果を含めて研究してまいります。収納率の目標数値ということでございますが、納税課としては100%、これを目標に日々職員25名全員が頑張っておりますが、なかなかそこも難しいという形でございます。現実的には第四次行政改革大綱、こちらのほうで毎年0.1ポイントずつ向上するという形があります。ちょっと歩みは遅くなるかもしれませんが、100%を目指し少しずつでも向上させるということで頑張っていきたいと思います。

以上になります。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。一步一步着実に高めていただきたいというふうに思います。

総務費に関する質疑は以上となります。

引き続き民生費のほうに移らせていただきます。

東大和市社会福祉協議会運営・補助事業、行政報告書177ページになりますが、ふれあいのまちづくり事業費の対象が地域福祉活動コーディネーターの配置と住民参加による地域福祉事業となっております。見守り、声かけ活動、ふれあいなごやかサロン活動に係る経費となっておりますが、人々が集い一つの活動を行うものに介護予防の元気ゆうゆう体操があると思いますが、それがふれあいのまちづくり事業として認められていない理由は何でしょうか。また元気ゆうゆう体操は市が力を入れている事業であると思慮いたしますが、今後の展望としてどのようにお考えなのか伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 行政報告書176ページから178ページの東大和市社会福祉協議会運営・補助事業の中の、ふれあいのまちづくり事業費についての御質疑でございます。

こちらの事業につきましては、社会福祉協議会へ補助を行い事業を実施しているものでございます。事業費のうち2分の1が東京都の高齢社会対策区市町村補助の対象となっているものでございます。この補助金は高齢者分野の事業のうち、地域の特性を生かして創意工夫をして実施するものが対象とされており、ほかの制度の対象になっている事業はこの対象とはなっておりません。

元気ゆうゆう体操につきましては、行政報告書の698ページから703ページにございます介護保険法に基づく地域支援事業の中の65歳以上の全ての高齢者の方を対象とした一次予防事業として事業を実施しておりますことから、一般会計で実施しておりますふれあいのまちづくり事業の中には含めることができないということでございます。

また元気ゆうゆう体操につきましては、現在介護予防の自主グループや体操の自主グループなどを含めて、サロン活動も含めてでございますが、市内40カ所以上でお取り組みいただいているところでございます。今後さらに高齢者の方々がふえてまいりますことから、引き続き体操の普及啓発を進めまして活動の場所の確保と

か、活動を継承していただくための人材の育成とか、それから対象の参加者のモチベーションや意欲喚起といったインセンティブとなるようなさまざまな施策を支援策含めたものを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君）　ありがとうございます。

続いて在宅障害者支援事業に関してですが、行政報告書228ページ、障害者虐待防止センターが障害福祉課に設置されているとのことですが、どのように機能しており、どのような成果を上げているのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君）　行政報告書228ページ、障害者虐待防止センターについての御質疑でございます。障害者虐待防止センターは、障害者虐待防止法に基づきまして平成24年10月に障害福祉課のほうに設置しております。

まず機能ですが、虐待の通報や届け出の受理、虐待についての相談、指導、助言、虐待防止のための広報啓発を行うこととされております。また虐待の通報や届け出があった場合に、事実確認や一時保護、居室の確保、立ち入り調査、それから障害者や養護者への支援などを行っております。

次に成果といたしましては、平成24年10月のセンター設置後、通報や相談があったケースにつきまして、障害福祉サービスの利用につなげる等の適切な対応ができていますと、そういうことを成果というふうに認識しております。またこの行政報告書にありますような研修会を通して障害福祉サービス事業所や養護者の方に対して、障害者虐待についての理解を深める働きかけがなされていると、そういうことも成果というふうに認識しております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君）　実際に障害者虐待防止センターに対して通報というのは平成25年度何件ぐらいあったのでしょうか。また通報を受けてからの対応というのは具体的にどのような手順で行われていたのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君）　虐待についての通報等の件数につきましては、非常に件数が少ないもので個人情報等の関係がありまして、個別の対象者が認識されてしまうということもございますので、ちょっとここでは控えさせていただきたいと思います。

対応につきましては、通報や相談があった場合に、まず障害福祉課内の係長、課長によるコアメンバー会議というのを開いて事実内容の確認を行います。その中で方針を立てて、まず事実確認ということで通報のあった方等から事実を確認して、その後、必要に応じて当事者の聞き取り調査等を行いまして、そこで虐待ということが認定された場合には、必要に応じて障害福祉サービス、別の例えば短期入所の利用ですとか、そういうような障害福祉サービスの導入等を行って対応をしております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君）　わかりました。

次に障害者就労支援事業に関してですが、行政報告書233ページであります。

平成24年度から市内事業所の協力を得て職場体験実習を、また平成25年度からは市役所内の事務を体験する庁内実習事業を実施したとありますが、これらの事業を行ったことで、実際に就労に結びついた実績は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。また今後就労者数をふやしていくためにどのような手だてが必要であるというふうに考えておりますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 行政報告書233ページ、障害者就労支援事業の中の職場体験実習、庁内実習についての御質疑でございます。

平成25年度に職場体験実習は6回行いまして、6人の方が実施をしました。また市役所での庁内実習は1月27日から2月7日の10日間実施しまして、11人の方が実施をしました。そのうち職場体験実習のほうの6人の方のうち2名の方が一般就労をされ、庁内実習の11人のうち2名の方が一般就労をしております。

次に就労者数をふやす今後の手だてについてでございますが、平成25年4月から障害者雇用促進法が改正されて、障害者の法定雇用率が引き上げられました。それに伴って全体的な障害者の就労者数というのは伸びております。そういうこともありまして、障害者雇用に対して積極的な企業もふえております。そういう中で就労支援室としては障害者雇用に積極的な企業にきちんと結びつけること、そしてその就労が長く続くような定着支援をしていくというふうなことが今後必要だというふうに認識しております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。

これは平成24年度からは市内の事業所で始まり、1年おけて市役所内で実習が始まっておりますが、これは1年おけて始まっている理由というのは何かあるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 就労支援室のスタッフの体制がございまして、現在3人の嘱託員で実施しております。それでなかなかその中でハローワークの動向ですとか、面接の動向ですとか、そういうふうに人が出ることも多い中でこちらの職場体験実習と庁内実習をするということであると、人の体制を整えなければいけないということもございまして。ちょうどそのうちの2人ほど24年度末で退職されてしまったということがありまして、スタッフの体制が整わないこともありまして、庁内実習のほうは1年おくれということになりました。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） 障害者就労支援ということで、実際にいろんな事業所での募集等はあると思うんですが、就労を希望する方とその募集の割合といいますか、希望者がもちろんみんながみんな希望どおりな職につけるわけではないと思うのですが、その就労の状況はどのようになっていますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者の就労の状況ですが、求人に関しましては正直東大和市内での求人というのはほとんどないような状況です。やはり近隣ですと立川ですとか、八王子ですとか、そういうところでの求人が多くございます。そういう中で、そういう遠くまで通えないという方もいらっしゃると思いますので、そこら辺のマッチングということが一つと、それから職種に関しましても、希望している、例えばパソコンとかを生かしたお仕事を希望されても、清掃ですとか、軽作業ですとか、そういうような求人しかないというような状況もございまして、そこら辺のマッチングという部分も非常に苦慮をしておるところです。ただ最初申し上げたように、雇用率が引き上げられて、企業のほうでも障害者の雇用を進めていくというところで進んでいきますので、特例子会社ですとか、それからそういう形で障害者の雇用に熱心な企業もふえていますので、そういうところなるべく結びつけるというふうな工夫をしております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。引き続きそういった努力は継続をしていただきたいと思います。

次に生活保護援護事業ですが、決算書の179ページで、扶助費の不用額が6,800万円ほどになっておりますが、この主な要因について教えてください。また行政報告書290ページ、生活保護の状況として保護者数1,809人、

保護世帯数1,217世帯となっておりますが、過去からの推移というのはどのようになっておりますでしょうか。また他市と比較しての状況がどうなっているのかを教えてください。

また市は生活保護者に対して、もちろん就労支援ですとか、さまざまな働きかけをしていると思いますが、どのような頻度でどのような助言、あるいは指導等を行っているのかあわせてお聞かせください。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 決算書179ページ、扶助費の不用額の主な要因についてでございますが、不用額が発生しております事業費は3つの事業費がございますけれども、一番大きいのは生活保護援護事業費で約6,320万発生してございます。この不用額の要因でございますけれども、各年度通して生活扶助費と医療扶助費の概算払いのための費用というところと、あと医療扶助の精算を毎年出納整理期間の4月に精算を行う関係で、その費用をあらかじめ見込んでいるということがございます。

なお平成25年度におきましては、生活扶助費の見直しが25年の8月にございました。この関係で生活扶助費は24年度と比較いたしますと約4,136万8,000円減となっております。他の扶助費が増加している中、生活扶助費は減となっておりますことから、これも不用額が発生した要因になっているというふうに考えてございます。

次に行政報告書290ページ、生活保護者数、保護世帯数の関係でございます。当市では平成5年度がいわゆる底といたしますか、保護者数が648人、世帯数が382世帯、保護率が8.5%となっております。その後、増加をいたしまして、平成20年の9月のリーマンショックで、20年度が892世帯、21年度が1,007世帯と12.9%の伸び率となりました。これは最高の伸び率でございます。その後は増加はしておりますが、毎年増加率は鈍化をしております。ただ直近の26年7月におきましても1,224世帯と過去最高は更新してございます。保護人数についても同様な傾向でございまして、21年度が1,553人で14.4%、対前年度の最高伸び率となっております。ただ保護人員につきましては25年度、26年度と減少している月もありまして、流動的な動きをしております。ちなみに保護者数の最高は24年の10月の1,813人となっております。

他市の動向でございますが、やはり底は平成5年度、6年度が底ということで、リーマンショックの前後の動きもほぼ同様な動きをしております。ただ24年度と25年度を比較いたしますと、保護者数、保護世帯数とも減少している市が2市ございます。反面、保護者数、保護世帯数とも増加している市が3市、また当市のように保護者数は減少しているけれども、保護世帯数は増加している市など、流動的な動きをしているということでございます。

それから3点目、生活保護者の方に対してどのような頻度で助言指導を行っているかという御質疑でございますけれども、助言指導を行う場面でございますけれども、生活保護制度の中では、生活保護の方に対して幾つかの義務が法律上課せられてございます。例えば生活保護法の60条では、生活上の義務として勤労に励むこととか、健康増進に努めることとか、節約をすることとか。あるいは61条では届け出の義務として収入や支出の生計状況について届け出をしてくださいという義務がございます。したがって、頻度といいましても逆に義務違反がないような方については当然助言指導も行うことがございませぬし、逆になかなか届け出が出てこないという場合にはかなりの頻度をお願いをするというか、指導をするような場合もございます。ただ回数についてはちょっと統計的なところをとってございませぬので、具体的な回数については把握はしていないというところでございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。

他市との比較のところなんです、要は1,809人、1,217世帯という数字、他市に置きかえた場合にその数が多いのか、少ないのかというところからいくと、東大和市というのはどうなのでしょう。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 他市と比較する場合の数値でございますけれども、行政規模によって世帯数と保護者数は異なっておりますので、一般的には保護率というところで比較をいたします。25年度末では、東大和市は従来上から4番目というところで、大体固定していたんですけども、25年度末については5番目というところになってございます。ただ26市中5番目ということですから、保護率については高いというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 上から5番目、4番目から5番目になったということですが、この数値、この順位に対しての評価といいますか、またこの数字をどのようにしたいというような、そういった考えはお持ちでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 私どもは保護率というのは、その地域による実情、経済状況とか、歴史的な背景がございますので必ずしも単純には比較できないというふうに思っておりますけれども、ただ自立の助長を図って、独立した生活が営める方についてはなるべく生活保護を脱却するような形で援助をしてまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 保護者の自立を促進していくためには、やはりケースワーカーさんに頼るところが非常に大きいと思います。どこの自治体もケースワーカーの数が不足しているというふうに伺いますけれども、現在東大和市においてケースワーカーさん1名が受け持っている保護者数というのはどのくらいになっておりますでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 当市のケースワーカーが受け持っている世帯数でございますけれども、25年度末で102世帯でございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） この数字というのは、いわゆるケースワーカーさんの業務量としてはどのように認識されておりますでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） まず受け持ち数の法律的な関係でございますけれども、社会福祉法の16条にはおおむねケースワーカー1人当たり80世帯という目安が示されております。ただ現状でございますけれども、26市中で110世帯を超えている市が現在11市、100台の市が当市も含めまして5市、90台の市が8市、80台の市が2市というところで、平均すると106世帯というところで、80世帯にはなかなか近づけない、努力はしてございますけれども、近づけないというところが現状でございます。したがって、個々のケースワーカーのスキルアップであるとか、あるいは嘱託員の活用であるとか、そういうところで補っているところでございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ぜひそのケースワーカーさんの数をふやしていただくということが、保護者の方々の自立を促進することにもつながっていくと思いますので、そういったお取り組みを進めていただければというふうに思っております。

次に中国残留邦人等生活支援金給付事業ですが、決算書179ページ、行政報告書291ページで、これにかかっ

た事業費が718万3,329円となっており、うち扶助費が537万7,164円であります。行政評価表を見ますと、中国残留邦人等の生活の安定及びケースワーク業務による自立の促進を図るとなっておりますが、具体的にどのようなことを行っていたのでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 決算書179ページ、行政報告書291ページ、中国残留邦人の関係でございます。

この事業でございますけれども、中国残留孤児、あるいは中国残留邦人の方々の制度でございます。歴史的にいきますと、昭和47年の日中国交正常化を経て昭和50年から中国残留孤児の公開の調査開始、そして昭和56年から訪日調査が開始されて自由帰国が始まったものでございます。現在の制度になりましたのは平成19年度に中国残留邦人の支援法が改正されまして、生活の安定というところで満額の老齢基礎年金の支給と生活保護費に準ずる支援給付費の支給というものが始まりました。

次に自立の促進を図るというところなんですけれども、中国の残留邦人の方は、多くの方が長年中国で労苦をお受けになったということと、あと日本語の理解が難しいというところもございます。制度としては生活保護の制度を準用している部分が多いんですけれども、助言指導というところの側面が薄くなりまして、中国語ができる支援相談員を配置して、生活支援を中心に行っているところでございます。ただだんだん高齢化に伴いまして、現在では医療やあるいは介護などの通訳とか、あるいは話し相手といったところの御支援をしていることが中心となっております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。

以上で民生費の質疑を終了いたします。

○副委員長（二宮由子君） 以上で自由民主党・みんなの党の質疑を終了いたします。

残り時間は1時間8分19秒です。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時36分 開議

○副委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に公明党の質疑を行います。

持ち時間は2時間17分44秒です。

○委員（中間建二君） それでは総務費の質疑を行わせていただきます。行政報告書に基づいてページ数を述べさせていただきます。

39ページの人事管理事務事業でありますけれども、この平成25年度職員定数の増減の状況についてどうだったのか。退職者数、また新規採用の人数の状況、またその他の給与改定等によりましてどのようにこの25年度人件費の抑制に努めてこられたのかを伺います。

○職員課長（原島真二君） 平成24年度の退職者につきましては24人ということでございます。それにかわりまして平成25年4月に22人を採用したということになります。あと職員人件費に関しまして、平成25年度どのようなことがあったかというようなことに関しましてですけれども、平成20年度に給料表の見直しを行っておりまして、その際にその級の最高号級を超える職員につきましては暫定給料表に位置づけております。その後5年かけて暫定給料表を順次削減していきまして、平成25年4月から本則の最高号級に位置づけるというような

ことをやりまして、平成25年度1年間で600万円ほどの効果があったというようなことを推計しております。

また平成25年度の給与改定におきましては、東京都人事委員会の勧告に準拠したマイナス0.2%の給与改定を行っておりますので、この影響額につきましては年間500万円ほどというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○委員（中間建二君） この職員定数の増減の状況なんですけれども、第四次行政改革大綱推進計画の中では、28年度まで476人体制を維持するということを示されております。この25年度、また26年度当初の状況とあわせて、この職員体制476人体制の維持ということの方針を堅持されているということをもまず確認させていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 行政改革大綱につきましては、今委員のほうからお話がありましたように28年度まで476人の定員を維持するということになっております。現在の状況でございますけれども、定員上は24年度も25年度も26年度につきましても476人ということで職員の割り振りをしているところでございます。将来的、28年度までの見込みでございますけれども、現在さまざまな行政課題がふえているところでもございまして、ただ一方でこの行政改革大綱の目安の人数も維持しなければならないということもございます。その辺の状況につきましては、今後また庁内でも検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） この人事管理業務の中で少し詳しく伺いたいんですけれども、まず東大和市の職員の男女比を見たときに、おおむね男女比が2対1かなというふうに見ているんですけれども、先ほど男女協働参画事業の中で質疑がありましたけれども、いわゆる人事管理という中で幹部職の女性の登用の状況について25年度どういうふうに見ていらっしゃるのか。というのは、職員数2対1の割合からすると、もっともっと女性の管理職が登用されるべきではないかと考えているんですけれども、この点についての認識を伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 女性の管理職、課長以上の登用でございますが、課長以上に登用するためには係長職にそれなりの女性がいないとなかなか登用できません。また部長に登用するためには課長職に女性がいないとなかなか登用できないということがございます。現状ではやはり幹部職員に登用するその前の段階の職層に女性が少ないので、その職層での女性比をまず高めるということをやっていきたいというふうに思います。将来的にはその中から幹部職員に登用することで幹部職員における女性の比率を上げていくということに努めたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（中間建二君） 男女協働参画という視点からも、またこの東大和市の今既に女性の部長、課長、大変に御活躍をいただいているわけですが、やはり女性の幹部職の登用についてしっかりと取り組みを進めていただきたいと、このように考えております。

あともう1点、40ページの中で職種別年齢別職員数ということが出ておりますけれども、例えば今後の公共施設の管理や統廃合を考えたときに、技術系の採用職員はやはり当然必要になってくる。そういう中で、例えば工業高校の卒業生や専門学校の卒業生の採用などが具体的に25年度なされてきているのか。またこの技術系また福祉職についても年齢構成が20代、30代が今存在しないこととなっているわけですが、この分野での中途採用等もあろうかと思いますが、一方でまた行政の経験を持った職員の育成ということも当然必要になってくるかと思っておりますけれども、25年度どのような検討がなされてきたのか伺いたいと思います。

○職員課長（原島真二君） 技術職、土木技術であるとか、建築技術の關係の技師につきましては、退職者を見合うような形で採用をして、職員としての欠員がないように検討しております。また福祉職につきましては、保育士の關係ですので、保育園の今後の動向等によりまして必要がありましたら採用計画を立てていきたいというようなことで考えております。

以上です。

○委員（中間建二君） この専門職の採用等について、若手職員が、20代、30代が今いないという状況についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 専門職の中で若手職員が薄くなっている部分が事実ございます。そこで技術職、特に土木、建築關係につきましてはここ数年定期的に採用を行っているところでございます。福祉職に関しましては、先ほど職員課長のほうで御説明しましたとおり、保育士でございますので、保育園の動向によって必要であれば、その年齢層を埋めた採用を今後検討したいというふうに考えております。

以上です。

○委員（中間建二君） この人事管理事務事業、最後になりますけれども、先ほど御答弁いただきました476人体制を維持していくという目標の中で、行政需要はさまざま毎年ふえていく中で、非常に職員の定数管理が難しいというような御答弁だったというふうに受けとめました。また一方で、総括でも申し上げましたように、経常収支比率の目標達成のためには人件費の抑制を図っていかなければいけないという中で、この適正管理、また適正な採用というのが非常に難しい課題ではあるかと思っておりますけれども、このあたりについてどのような方針を持って取り組んでいかれるのか、再度伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 非常に御質疑いただいた内容のとおりで難しい選択を迫られているところでございます。定員につきましては476人を守っていききたいと。先ほどの別の御質問者からもありましたけれども、福祉關係のケースワーカーはもっと多いほうがいいよと、それも事実なんです。ただやっぱり経費を抑えながら効果を高めるためにどうすればいいかというところで、今ちょうど専門職のところを御質疑の中心になりますので、この25年の4月1日現在ですと、20、30の若いところに技能職いないというところを、やはり空白の年代があってはいけないということで、数は少ないですけども、その補充を今意識をしながらやっているところでございます。

ですからそういったところで市の長期的な設計を考えたときに、やっぱり専門の職員が不可欠でありますので、そこと全体の数、そこを総合的に考えながら今は選択をしているという状況でございます。総数をなかなかふやすということは人件費増につながりますので、それができない中でどのような民間の活力を導入したり、いろいろな方法を総合的に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 続いて61ページの広報活動事業についてお尋ねいたします。

市長が掲げております開かれた市政の実現のためには、やはり市政情報をタイムリーに、また確実に市民の皆様にお届けをしていく、そういうための広報活動事業は大変に重要な施策であると考えております。25年度においてどのような事業展開がなされたのかお尋ねいたします。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 尾崎市長の6つの柱の一つである開かれた市政という視点におきまして、広報活動事業は大変重要であることは私どもも認識しているところでございます。主に公式ホームページ、それから市報を中心に行政の情報を適時に市民の皆様にお伝えをするということで取り組んでいるところでござい

す。

公式ホームページにつきましては、その即時性を生かした情報提供に努めているとともに、今後市民の皆様へ情報を提供する手段を拡充しようという視点も踏まえまして、SNSの充実を検討して平成26年度に入りましたが、4月にはフェイスブックの運用を開始するに至りました。

市報につきましては、紙面の内容を読んでいただく際に、行政情報、文字が羅列されてますと大変読みづらくなりますので、イラストや写真を配置しまして読みやすく工夫をしているところでございます。月に2回の定期発行で新聞への折り込みと、近年は新聞非購読者の増加もございますが、御希望者には委託により個別配布を実施しております。また市内の各公共施設や駅、郵便局、ちょこバス等で入手もできるように配置をしているところでございます。

また市政記者クラブを通じまして報道機関への情報提供に昨年度も努めてまいりました。あとは昨年12月になりますけれども、市の魅力をPRする取り組みの一つとして、今までの絵入りの名刺の絵柄をリニューアルいたしまして、多摩湖の四季というテーマで新しく販売を開始したところでございます。

以上です。

○委員（中間建二君） ホームページのリニューアルですとか、またツイッター、フェイスブック等の活用等についても着実に進んでおりまして、メールマガジンの配信とあわせてこの点についても評価したいと思います。

一点、この市報の配布なんですけれども、これについては市民への確実な情報提供の手段として欠かすことができないものであるかと考えておりますけれども、一方でこの新聞購読者数が減少している今日において、現在の新聞折り込みを中心とした方策では十分な広報機能を果たしているとは言えないのではないかと考えておりますけれども、25年度の事業展開の中で、この新聞折り込みの状況と各戸配布への切りかえ有効性等についてはどのような検討がなされているのか伺いたいと思います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） この点につきましては、決算あるいは予算の段階でそれぞれに検討はしてきております。今一番問題になっておりますのは、各戸配布で業者委託した際に、発行日当日に皆様のお手元に1日で届けることがまだ不可能という状況がございます。ここ二、三年でやっと2日間でお配りできるという見込みが出てくるようになりましたが、その二、三年前まではまだ3日間が最短でございました。その辺の情報格差をどう埋めるかということと、あとは多少その委託経費がプラスになりますので、その辺の費用対効果を検討していくことになるかと考えております。

以上です。

○委員（中間建二君） この市政情報を確実に市民の皆様にお届けする意味では、この新聞折り込みではなかなか時代に合っていない、現状厳しい状況かと思っておりますので、この点については再度検討をぜひ進めていただきたいと考えております。

続いて86ページの行政改革推進業務について伺います。

行政評価制度、また事務事業評価制度については、当市においても着実に取り組みが進化しているものと評価しておりますけれども、これらの取り組み、外部評価の実施状況とあわせて具体的に25年度、どのような取り組みが行われたのか伺いたいと思います。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 行政報告書86ページ、行政評価についてでございます。

平成25年度におきます行政評価の取り組みにつきましては、まず425件に上ります全事務事業の評価を主管課の自己評価という形で実施しております。またその後、庁内の係長職で構成をいたします二次評価会議

での評価を経まして、このうちの18件につきまして試行段階ではありましたが外部評価をしていただいたところでございます。

またこれらの評価結果を受けまして、より客観性の高い評価が必要というふうな判断に至りました6件の事務事業につきまして行政評価推進会議におきまして最終評価実施したところです。

一方、係長職、課長職を対象という形で明確にした上で、それぞれの立場での行政評価のスキルアップを図ることを目的といたしました研修を実施させていただいたところでございます。

以上です。

○委員（中間建二君） 市が行っているこの425件の事務事業評価の評価結果と、またそれが外部評価がどのように連動していくような形に今なっているのかということを伺いたいのと、あともう一つは、何度か予算、決算、また一般質問でも申し上げておりますけれども、この事務事業評価を行うことでの市としての、職員としての施策の振り返りを通しながら、その結果を決算審査の中でも明らかにしていただき、またそのことによって次年度の予算編成にこの事務事業評価が反映されていく。予算、決算と連動していく仕組みをしっかりと構築していかなければいけないと考えておりますけれども、こういう方向に向かって今市のほうとしては努力をさせていただいているという認識でいいのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） まず1点目の事務事業評価と外部評価との兼ね合いの件でございます。

事務事業評価425件、昨年度評価をいたしましたけれども、そちらの結果につきましては各課担当のほうで振り返った結果としまして、まず経費と成果という部分で内訳が出てくるかと思いますが、425の内訳としまして経費を増加させるという評価をしたものが38件、経費維持するという評価に至っているものが360件、経費を削減するという結果に至っているものが27件でございます。

一方、経費とは別に事業の成果としまして成果を向上させるという評価に至っているものが119件、成果維持しますという結果になっているものが300件、また低下をさせていくという評価になっているものが6件でございます。こういった事務事業評価425件やる中で、外部評価に至る、そことの関係でございますが、各課のほうに平成25年度におきましては外部評価の候補となります事業を抽出していただいております。その基準としましては改善、改革の内容が市民サービスに特に影響があるもの、また見直しの方向が示されておりますが、何らかの課題で進んでいないもの、さらにその他外部意見を聞き、今後の事務事業の方向性判断に生かすべきものというのを抽出をしまして、その中から外部評価の対象になる事業を選んだという形になります。

また各課のほうで外部評価の対象候補となります事業40件選んでおりますが、そちらにつきまして庁内の係長職で構成されます二次評価会議でさらに絞り込みを行いまして、都合18件が外部評価されたという形になります。

もう1件、2点目でいただきました評価結果の予算、決算との連動の件についてでございます。現在取り組んでおります東大和市の事務事業評価につきましては、大きく分けますと2つの手順で実施をしているような形になります。1つ目は担当者として前年度の取り組みをきちんと振り返りまして、実績等から成果を正しく認識し、また課題を把握するというのが1点でございます。もう1点は、課題解決のための方策を立案しまして、その実現に向け理事者等の判断をあおぐことということが言えると思います。決算との連動という視点におきましては、ただいま申しましたうちの1点目、事務事業の意図、目的を明確にしながら成果を正しく認識していくということがこれに当たるのではないかとというふうに考えてございます。

一方、予算との連動という視点につきましては、把握した課題の解決に向けた予算編成を行っていくという

ことが重要ではないかというふうに考えてございます。これまでも各課において評価の結果を踏まえました必要な予算を計上するなどの取り組みがなされてきたというふうに認識をしておりますので、さらに今年度平成26年度におきましては施策の評価につきましても着手をしておりますので、今後はより一層その流れが確立できるものではないかというふうに担当課としましては期待をしております。

しかしながら、一方で施策評価につきましてもまだ着手をしたばかりでございますので、まずは評価の精度を上げまして、適切な課題把握をしていくことが最重要課題であるというふうに考えておりますので、今後時間をかけながら取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員（中間建二君） 行政評価、事務事業評価の施策は着実に進化しているかと思っておりますので、この課題等を明確にしなげぜひ着実な取り組みをお願いしたいと思います。

続いて91ページの防犯対策事業でありますけれども、防犯対策事業におきましては私ども公明党といたしましても強く提案、また要望してまいりました青パトによる防犯パトロール、また安全安心情報送信サービス等が着実に図られ定着してきていると認識をしております。25年度の取り組みの内容について伺わせていただきたいと思ひます。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 行政報告書91ページ、防犯対策事業でございます。

青パト事業につきましては、子供たちの安全を確保するために青色回転灯を装着しましたパトロールカーによりまして、小中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを延べ年間で243日間パトロールを実施してございます。安全安心メールにも関係しますが、警察署の防犯の軽犯罪の発生状況というところを見ますと、総数でいきますと平成24年度が1,068人でございました。平成25年度が938人と130人の減少となつてございます。これは不審者メール等の発信もでございますが、また青パトの子供見守り活動の中で抑止されたのかなというふうに受けとめてございます。やはり人の目の確保、監視性の確保というか、犯罪企図者の接近防止という形で受けとめております。

また安全安心メールでございますが、こちらにつきましても登録件数におきまして平成25年度が8,179件の延べ登録者でございます。平成24年度が7,576件でございますから603件ふえているということでございます。御利用いただいているということで、安全安心メールにつきましては気象情報、また地震等の関係も送信してございます。不審者情報もきちんと流しているということから、非常に抑止の効果はあるというふうに受けとめております。市としましては犯罪を起こさせないまちづくりのために青パトのパトロール及び安全安心メールの一層の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 当市におきましても昨今のさまざまな事件、事故の状況から、決していつ何があつても不思議ではない、そのような世相でもありますので、この防犯対策事業25年度の成果については今御説明いただきましたけれども、着実なお取り組みを継続してぜひお願いしたいと思います。

続いて131ページの徴収事務事業について伺ひます。

市で徴収実績調書を拝見いたしましても、前年度と比較して多くの項目でこの徴収率の向上が図られていることが明らかになっております。コンビニ収納についても幾つか質疑がありましたけれども、再度この徴収実績調書に基づいて、この25年度の取り組み成果の状況についてお尋ねしたいと思います。

○納税課長（中山 仁君） 平成25年度、24年度と比較しまして、市税におきましては94.9%から95.5%という

ことで、0.6ポイント向上させることができました。本当に御協力ありがとうございました。市税につきましては、まず取り組みということでお話しさせていただきますと、現年部分ではやはり未納対策ということで早い段階で電話催告を実施し、未納があることを気付いていただくということに注力をいたしました。また滞納繰り越し部分に関しましては財産調査やきめ細かな納税相談、これを実施させていただいて、払いたくても本当に払えないのか、ただ払わない方なのか、こういったところを見きわめる必要に応じた滞納処分を実施してまいりました。

また今委員からもお話あったとおり平成24年度から開始いたしましたコンビニ収納、25年度においても好調に推移いたしまして、今年度においてもさらにいい推移をしている状況でございます。24時間365日まず納付が可能ということですのでごく便利だということと、あとは北は北海道から南は九州沖縄まで満遍なく納付をしていただいていることを確認しております。

また職員のほうの育成ということでも十分こちらについては注力させていただきまして、東京都への派遣研修やスポット研修等には随時参加のほうをさせていただいております。こういったことがいろいろ重なりまして平成25年度収納率の向上ということになったというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 当然この行政運営は歳入が確保できなければ歳出ができないわけですから、この徴収事務、大変に重要な役割かと思えます。そういう中で着実にこの実績を上げているということについては大いに評価できるものと考えております。また一方で先ほど御答弁いただきましたように、きめ細やかな納税相談ですね。納める気持ちがあっても現状の生活状況等の中でどう工夫をしていくのか、こういうことについてやはりきめ細やかな相談対応をぜひお願いしたいと思えます。

この点で1点確認をしたいんですけども、口座振替の状況なんですけど、先ほどの答弁の中でも振りかえ件数は伸びてきているということでありましたけれども、一方でよく数字を見ますと、国保税のところだけが前年度と比較してなぜか減少しているということがありました。やはりこの口座振替を多くの方に登録をさせていただくことは、徴収事務としても市の職員の事務負担も大きく軽減されるわけですし、もちろん残高が入ってなきゃいけないわけですが、しかし一方で確実に収納業務もはかどるということを考えますと、やはり何らかのインセンティブをつけてでも口座振替ということをもっと積極的に市のほうとしても取り組みを進めていくべきではないかと考えているんですけども、25年度の中ではどのような検討がなされたのか、この点について伺いたいと思います。

○納税課長（中山 仁君） 先ほどの口座振替の関係でもちょっと御答弁させていただいた件と重複するんですが、まずコンビニ収納が開始したということで平成25年度については全てにおいて件数については下がるのかなというふうに考えておりました。ですが実際には全体的には約200件ほど上昇したという形でございます。今の委員のほうからも国民健康保険税という形をいただいています。

国民健康保険税については1年間で8期、それについては今のところ納付書でお支払いになるか、またはコンビニエンスストアで口座登録をされてない方はそういう形になるんですが、できれば私としても口座登録に関しては順次進めていきたいと、そのような形で考えております。先ほどとまたこっちについても答弁重複しますが、先進自治体が行っている方策というのはほかに電子的なものもございます。そちらについては十分研究をさせていただいて、いずれかの段階では何かしらいい方向に向けるという形では考えてはおります。そのような形で考えておりますので、以上になります。

○委員（中間建二君） ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

続いて144ページの選挙管理委員会運営事業でありますけれども、平成25年度は参議院選挙、東京都議会議員選挙が行われ、また急遽東京都知事選挙が行われるということで、例年になく大型選挙が続きまして選挙管理委員会、大変に御苦労された年度であったかと思います。そういう中で選挙事務の執行において選挙管理委員会としてはどのような方針や目標等を持って事務執行なされてきたのかについて伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 平成25年度に執行されました3本の選挙について、選挙管理委員会としてどのような検討をしてきたかということでございますけれども、委員さんお話しのとおり、最後の2月9日の都知事選挙というのは、この3年度毎年度やっているという状況でございます。最初に行われました都議会議員選挙が6月、これは4年ごとの選挙でございます。それから7月に行われました参議院選挙のほうも3年ごとということでございました。こちらについては適正、公正な選挙が行われるようにということで選挙管理委員会からも指示を受けまして、間違いのない選挙を執行できたと考えております。

また2月9日の選挙につきましては、雪の特異月の選挙ということで、私どもも選挙管理委員会とともどもある程度の雪の対策を考えながら適正、公正な選挙を行えるように努力してまいりましたが、雪のほうが想像以上の大雪になったというところで、有権者の方に多少なりとも御迷惑をかけたかなという考えでございます。以上でございます。

○委員（中間建二君） 選挙管理委員会の重要な役割として、当然この選挙が公平、公正に、適正に事故なく行われる、これが第一義であろうかと思いますが、もう一方でやはり投票率をいかに向上させていくか、多くの市民の方に投票していただくかということが常に考えておられることであろうかと思います。そういう中で近隣他の自治体が行っているような期日前投票の推進、さらには期日前投票所の増設というのは、この投票率向上には大きな効果があると考えますけれども、25年度はどのような検討がなされたのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 平成25年度に執行されました選挙に当たりまして期日前投票の拡充も含め、投票率向上のためどのような検討をしたのかという御質疑でございますけれども、選挙管理委員会における検討におきましては、投票率向上のための方策につきましては現行の法制度に照らして当日投票所投票の原則に立って考えるべきであるとのことでございます。また一般質問の折にも答弁させていただきましたが、期日前投票制度は当日投票ができない有権者の権利保護のための当日投票所投票の原則に対する補完的な例外措置と捉えてございます。このほか投票率の問題につきましては、若年層の投票率低迷をも考慮するというところで、市の明るい選挙推進委員と検討を重ねまして、成人式啓発を初めて実施したところでございます。

選挙権と申しますのは民主主義の実現と参政権の手段といたしましては非常に大切な権利でございまして、積極的、適正に行使していただくことができますよう、引き続き選挙管理委員会、明るい選挙推進委員会と連携いたしまして検討努力を重ね、若い有権者の方々も含めまして意識啓発に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員（中間建二君） 投票の原則は理解しておりますけれども、一方でこの本来的に市民の皆様が持っている投票権をいかに行使していただくか、またそういう環境を整えるかというのも選挙管理委員会の役割かと思うので、ぜひこの点を継続して検討をお願いしたいと思います。

以上で総務費の質疑を終了いたします。

○委員（東口正美君） 引き続き第3款民生費の質疑を行わせていただきます。通告に従いまして質疑させていただきます。

行政報告書200ページの高齢者見守りぼっくす事業についてお伺いいたします。

この高齢者見守りぼっくす事業は、この25年度4月から奈良橋市民センター、老人福祉センターの2階において当市で初めて開設された東京都のシルバー交番事業だというふうに認識しております。この東京都シルバー交番事業は、地域の実情に合わせて事業を行っていくということで、事業内容について先駆的事業、選択的事業、一般的事業ということで補助率等も変わるというふうになっております。当市ではこの高齢者見守りぼっくすを設置するに当たってどのような事業を目指し、どのような財政で設置されたのかお伺いいたします。

○福祉部参事（広沢光政君） 行政報告書200ページ、高齢者見守りぼっくす事業について御質疑をいただきました。

端的に申しますと、ぼっくす事業につきましては直接フィールドに出て対象宅にお伺いして接触を図りますか、状況を把握していくということが最も一番大きな目的としているところでございます。

そんな中で今御質疑ございましたぼっくすを運営する際の補助の関係でございますが、高齢者見守りぼっくす奈良橋が25年でございますが、まず今お話がありました東京都のシルバー交番設置事業補助金、こちらを運営経費ということで活用させていただいております。こちらの補助割合は実質でかかったお金の2分の1補助ということになっております。

それからぼっくすの一つの業務の柱でございます民間緊急通報システム、こちらにつきましては、同じく東京都の高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金、こちらのほうを活用しております。こちらのほうも補助金の関係は、いろいろ補助項目ございますが、一般事業ということでポイント方式によって補助割合が出てまいります。ただ結果といたしましては2分の1よりも高い補助率となっております。さらにこの奈良橋の開設準備、25年度ではございませんが、前年開設準備にかかわる経費につきましては、東京都の地域支え合い体制づくり事業補助金、これは10分の10の補助でございますが、こちらのほうを活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そういたしますと、この年間相談延べ件数1,150件はフィールドに出て受けた相談なのか、それ以外、例えばお電話もあるでしょうし、来訪もあるでしょうし、この辺の内訳というのわかりますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今委員のほうからお話がありました1,150件、相談の総数でございますが、このうち訪問時の相談ということになりますと464件ということになります。その他電話による相談、これが266件、それから直接来所していただいた中で御相談を受けたという件数が72件、トータルで1,150件という数字になってまいります。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 合計が合わない。済みません、464件足す266件足す72件だと1,150件にならない。済みません。

○福祉部参事（広沢光政君） 大変恐縮で、申しわけございません。その他というものがございまして、これが348件ございまして、合計で1,150件という数字になります。

以上でございます。

○委員（東口正美君） その他というのが。来訪はあくまで72件だということで。

続きましてこの26年度の開設を目指したこの新堀の2カ所目の高齢者見守りぼっくすにつきましても同じよ

うな形で開設準備が行われ、開設に至ったという理解でよろしいでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君）　ことし4月にオープンしました新堀でございますが、まるっきり同じような事務手続で行っております。補助に関しましても奈良橋と同じような補助をそれぞれ受けているというところがございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君）　実は両方とも建物の2階にあるという形で、もちろんエレベーターがついておりますので車椅子の方も来訪はできると思うんですけども、なかなか高齢者の方が直接とか、来訪件数を見ると、もちろん最初のつくりがフィールドに出て問題を見つけてくるという機能だというふうに伺いましたけれども、その他の地域を見ますとさまざまな事業形態がありまして、お隣の武蔵村山市の同じような仕組みのところを、ふらっとみどりというところを見させていただきましたけれども、こちらはもう少し都営の空き店舗1階を利用されていて、お茶が出て、日に大体70名ぐらいの方がふらっと訪れてお話をしてもらっているというような状況を伺うと、同じシルバー交番でもこのつくり方が違うのかなというのを感じております。

できれば、東大和市の中でもそのような形のものがこれから必要になってくると思います。また地域包括支援センターとの役割分担ということも考えますと、もう少しフィールドに出るということだけではなくて高齢者の方たちの日常の中に溶け込むような形でこの見守りぼっくすの運営ができないかなというふうに思いますが、この点何か御検討されてることはございますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君）　確かに隣の武蔵村山市さんの場合ですと、たしか団地の1階にぼっくすが入っているかなというふうに考えてございます。先ほど申し上げましたとおり、当市の場合、見守りぼっくすの主な業務の目的としましては地域包括支援センター、ほっと支援センターがどちらかという総合相談的な活動を行っておりますので、そのボランタリ的な立場、アウトリーチということを主眼として設置をしてきているというところもございます。

そうはいっても実際に来所する方もこういう形でいっしょにいます。私どものほうとしても、できれば1階のところに設置したいというふうに設営場所を探しているときに思ったんですが、なかなかいろいろ建築基準法上の問題ですとかありまして、新堀なんかの場合も具体化しなかったというところがございますが、場所的な問題というのが一番大きいこともありますし、人為的な問題もあるかと思います。ただもしできるとすれば、例えば今は奈良橋市民センターの中、新堀地区会館の中にもございますが、週に何回かどこかへ出張するというような、これがぼっくすがやらなければいけない事業かどうかは別にいたしましても、そういったことは考えられるのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君）　ありがとうございます。いろいろ言いましたけど、実はまだ東京都でも8区5市1町しかできていないという中で当市は精力的にお取り組みをいただいているということに対しては非常に評価しておりますので、今後とも地域包括ケアシステムの構築のためには大事な拠点になると思いますので、どうか工夫を凝らして行っていただければと思います。

続きまして行政報告書233ページの障害者就労支援事業について伺います。

先ほども御答弁をいただいて、成果等も伺えておりますので、私のほうからは25年度事業所だけの体験事業ではなくて、あえて市役所の中で体験をする事業を起こしたということを具体的にどのような目的で、またどのような方が市内の体験事業に来られているのか、具体的なところをお教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 行政報告書233ページ、障害者就労支援事業の中の行政報告書のほうでは234ページになりますが、庁内実習の事業についての御質疑でございます。

この事業につきましては、市役所の中で実習の場を設けて障害者の就労に対する意欲を高めると、そういうような機会を設けるということを大きな目的として実施しております。またあわせて市役所の中で障害のある方が一緒に働くということで、市の職員や市民の方が障害者の就労についての理解を深めると、そういうような機会としても位置づけております。

それで今回の実習をされた11人の方ですけれども、内訳としては市内の就労Bの作業所に通っている方が6人、それからその他の日中活動を利用している方がお二人、それからどこにも属してないですけれども、求職中という方が3人というような内訳でございます。

以上です。

○委員（東口正美君） もう少し他の事業所では味わえない庁舎内独自の効果もあると思うんですけど、その辺と今後の課題をお聞かせください。

○障害福祉課長（小川則之君） 庁舎内で働くということで、今回の実習生の皆さんには国体で使ったスタッフジャンパーをユニホームとして、それから市役所の職員と同じ名札と、それから挨拶バッジを携帯していただいて、市の職員のような立場でお仕事をさせていただくというような位置づけにさせていただきました。そうすることで、まず一つは非常に緊張感を持って真面目に、そしてタイムカードも押していただくような形をとりましたので、そういう形で緊張感を持って真面目に取り組んでいただけたというふうに認識しております。

やはり市の業務を担うということですので、それに伴って例えば市から発行する発送物が成果物としてできますので、そういうことでの達成感を得られるというようなことで、他の事業所ではそういう点では味わえないような仕事に携わるというような意義を持たせて実施しております。

以上です。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。やはりほかでは味わえない、たくさんの人の中で働くというような機会を得るということはすごく貴重な体験だと思います。障害の有無にかかわらず訓練を受けるというか、そういう機会を与えられるということが次のチャンスを生むということになると思いますので、今後ともこの取り組みから多くの成果が得られることを望んでおります。

続きまして235ページ、みのり福祉園の事業についてお伺いいたします。みのり福祉園でも、この25年度新たに特定相談支援事業というのが行われておりますけれども、具体的にはどのような事業か教えてください。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 行政報告書235ページ、みのり福祉園運営事業の中の特定相談支援事業についての御質疑をいただきました。

まず特定相談事業の内容でございますが、平成24年4月の障害者自立支援法、現行の障害者総合支援法の改正により新たに設けられた事業でございます。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所サービスの利用者に対し、その利用者の申し出によりサービス利用計画の作成等を行う事業でございます。平成26年度末までに障害福祉サービスを受ける者全員について実施されることになっている事業でございます。

具体的には1つ目といたしまして、障害福祉サービスの利用に先立ってサービス等利用計画の作成を行いますサービス利用支援、2つ目といたしまして、障害福祉サービス利用開始後に一定の期間ごとにモニタリングを行う継続サービス利用支援、3つ目といたしまして、その他障害者やその家族等から相談に対して情報提供

や助言を行う基本相談事業がある事業でございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 障害のある方の側に立った事業計画が立てられるようになったということだと思います。そのことによる成果と今後の問題点等ありましたら教えてください。

○みのり福祉園長（石川伸治君） その成果でございますが、平成26年3月末日現在の計画相談実績で見ますと、児童を除く障害者の計画案作成達成率は全国平均では32.4%、東京都全体でも21.7%という状況の中、東大和市は49.8%となっております。多摩地域で一番、東京都全体でも3番目に高い達成率となっており、大きな成果と捉えております。

また今後の課題でございますが、1人の計画書を作成するためには初期面談でも2時間以上の時間がかかります。その後も一定の手続を踏む必要があるためかなりの時間を要します。このことを考えますと、平成26年度末までに障害福祉サービスを受ける者全員について計画書の作成を実施するためには現状の事業所数では各事業所の負担も大きく限界がございます。今後指定事業所がふえるかが課題であると考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そういう意味では公立であるみのり福祉園が率先してこの事業に取り組まれて大きな成果を生んだというふうに理解をいたします。

続きまして252ページの民間保育園運営委託・補助事業と、264ページ民間保育園施設補助事業についてお伺いいたします。

この2つの事業で大きく待機児童対策に取り組まれておると思います。先日、私たち議員にも情報提供いただきまして対前年度比削減数がマイナス65人で、全国15位だというふうに伺っております。この成果に結びついたこの事業についてお伺いいたします。

○保育課長（宮鍋和志君） 行政報告書252ページ、民間保育園運営委託・補助事業及び行政報告書264ページ、民間保育園施設整備補助事業について御質問いただきました。

先日議員の皆様にお知らせいたしましたのは、保育所関連状況取りまとめ26年4月1日現在ということで、厚生労働省が26年9月12日公表したものでございます。その中に待機児童数が減少した市区町村における保育所整備の状況、待機児童数が減少した順という形でリストがございました。この中で待機児童数が当市は65人減ったということで、全国で15位ということでランクされております。また定員数が100人以上増加した自治体ということで、当市は定員数が132人増加ということで、全国で101位ということでランクづけされておりました。

ここに至った経過でございますが、当初平成25年4月の待機児童数は79人ございました。これを解消するために大和東保育園の建て替え、こちらは定員が60人でしたが101人、41人の増となりました。また並びに玉川上水保育園の新設、こちらは101人定員で新たな増となりました。またさらに他の保育園等で保育環境向上のために一部定員を調整して10名減らした部分等合わせて、今の2つの要因で市全体で定員は25年4月の1,768人から26年4月1日現在で1,900人ということで132人ふやせたと。これで101位にランクされたものです。

またこれによって待機児童数も25年4月の79人から26年4月時点で14人に減少いたしましたので、前年度に比べ65人削減できました。これをもちまして15位ということでランクしていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。もちろんこれ単年度だけでなし得た成果ではなく、担当部課が

長年にわたり御努力されていたことも大変に評価をしております。また今後今は増加のアクセルを踏んでおりますけれども、人口減少、少子化の中でまたこの辺のバランスも大いにとっていただきながら、いい子育て環境が整っていくことを望んでおります。

続きまして267ページ、子ども家庭支援センター運営事業費についてお伺いいたします。

そういう意味では子育て支援は待機児童対策だけではなくて、いろんな場面で社会で支えていくという体制をつくっていかねばなりませんけれども、子ども家庭支援センターは当市の場合は先駆的子ども家庭支援センターということで、やはり専門相談ということも大事な要素になっております。昨年の行政報告等ですと、この相談件数が減っていたりという変化もございますが、この事業25年度どのようなようであったかお伺いいたします。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 行政報告書267ページ、子ども家庭支援センター運営事業の専門相談の関係でございます。専門相談は嘱託員の心理相談員によりまして行ってもらっております。相談につきましては通常ですと子ども家庭支援センターの職員が通常の相談を行います、心理的な相談が必要というふうに判断した場合には心理相談員の方に加わっていただいて、心理相談を行っております。

心理相談の件数の状況でございますが、3歳から6歳の就学前の方の相談は、子育ての悩みや発達関係の相談が主でございまして、就学以降の児童につきましては不登校やネグレクト、虐待ケア、あと家庭関係などの相談が多くなっているということでございます。人数の減の状況でございますが、24年度は394で、25年度は109件というふうになっておりますが、ちょっとカウントの仕方が変わってまして、下の段の巡回相談実施回数が前回は52回でしたが、今回は103回ということで、この中にほとんど200件ぐらいの件数が入っているという状況で、相談の数に変更はないというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 200回はこの103回の回数にカウントされていて、この上は来訪で来ていただいた方が相談をしたという理解でよろしいですね。

○子育て支援課長（高橋宏之君） そうですね。（2）のほうは行った回数をカウントしているということでございます。なので200回減った分がこの103回の中に回数としては取り込まれているというふうに理解していただければと思います。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 数にそんなにこだわっているわけじゃないんですけど、次のページいきまして、交流スペース、こちらのほうがたくさんの子供たちが子ども家庭支援センターを訪れているという実態であると思っておりますけれども、25年度のこの数を踏まえて26年度施設の改定も少ししていただいておりますが、もし今そういう内容が触れられるようでしたら、この小さい子たちのための施策、何か25年度行ったことがあればお教えください。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 25年度におきましては、交流スペースの床の部分が寒いということでいろいろ苦情などもいただいております。このことを聞きまして26年度になりますが、床のほうの張りかえ作業ということで、今まで冷たいビニールタイルの床だったんですが、今度はクッションフロアということで快適に過ごせるように改善を図っているところでございます。

また平成25年度は延べで4,223人の方が利用されております。子ども家庭支援センターの開所日が294日ございましたので、単純に割り返しても平均ですが14.4人の方が毎日のように交流スペースに訪れられているとい

うふうに考えております。

以上です。

○委員（東口正美君） いずれにしても決して広くない中でたくさんの小さな子たちが遊ぶスペースとして使われているということで、ほかにも子育てひろばも充実してきていますので一概には言えませんが、やっぱりちょっと手狭なのかなということを思います。あともう一つはやはり子育て支援ということで母子保健、また発達支援とともにこの子ども家庭支援センターがどういう位置づけになっていかなきゃいけないのか、当市の子育て支援を支える中心拠点となれるよう、施設名も含めまして今後の充実を望みます。

以上で私の質問を終了いたします。

○副委員長（二宮由子君） 以上で公明党の質疑を終了いたします。

残り時間は1時間15分49秒です。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時48分 開議

○副委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日本共産党の質疑を行います。持ち時間は1時間14分56秒です。

○委員（森田真一君） それでは伺います。

決算書95ページの職員人件費のところでお伺いしたいと思います。

午前中の質疑の中でも人件費の抑制策について21年度に市民会館の指定管理者の導入や向原保育園の民営化などを行ったという市からの御答弁ありましたが、それ以降を見ますと、詳細な資料もつくっていただきました。ありがとうございました。この配付資料も見ながらそれ以降を見ますと、21年から25年度の間に正規職員の総労働時間、計算すると約2.5%ふえ、臨時、嘱託とも総労働時間はふえております。それだけ行政需要がふえているということだと思うんですけども、25年度はこれまで抑制してきた正規職員の数も21年に並ぶ水準にまで回復をさせてきました。

行政報告書でいうと43から44ページのところの職員給与の総額の同時期の推移を見てみますと、およそ9.3%ですか、約1割減っております。仕事はふえて、人もふやしたが給料は減っているというのはどういうことなのかということをお伺いしたいと思います。毎年東京都の人事院勧告に準じた見直しも行われておりますけれども、給与の見直しにはこれらはどのような影響を与えているのかということについてまずお伺いします。

○総務部副参事（廣瀬 裕君） 決算書95ページ、行政報告書43ページ、44ページ、職員人件費の関係で御質疑いただきました。

職員の勤務時間につきましては資料でお開きいただきましたところでお示しましたように、市の全体といたしましては25年度と24年度の勤務時間を比較しますと増加しております。一方で行政報告書にございます給与表のところにつきまして比較いたしますと減額しております。こちらのほうの減額の要因といたしましては、先ほども職員課長のほうから御答弁させていただきました部分になりますけれども、職員給与の減額の理由といたしましては給与の改定による引き下げですとか、職員の退職に伴う新規採用の職員の入れかえなどによりまして減額となったものでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） こういった中でいろいろ努力をされている過程だということなんだと思うんですけど、その影響が職員さんの中にどういうふうにあらわれてくるかということも大変気になるところです。

これはいつも伺っておりますが、1カ月以上の長期休職者についてフィジカル、またメンタルを理由として休まれている方の人数について教えていただきたいと思います。またメンタルを理由として休職をされている方のうちで退職をされた方がいらっしゃったら、その人数についてもお伺いしたいと思います。資料では通年大体15人を前後してということだと思うんですけども、長期休職発生しているんですが、450人超ぐらいの職場の中でもこれぐらいの人数の方が長期休職に至るというのは、この状態をどう見られておられるかということについても教えてください。

○総務部副参事（廣瀬 裕君） 同じく決算書の95ページと行政報告書の43、44ページで、今度はメンタルの関係での御質疑をいただきました。

平成25年度における職員の病気休暇による30日以上長期休暇者の人数につきましては、こちらのほうも資料要求にございました資料でお示したように、フィジカルを理由とする方が5名、メンタルを理由とする方が8名、合計で13名でありました。このメンタルを理由とする8名のうち退職された方につきましては2名いらっしゃいました。

またメンタルを理由とする方の推移につきましては、平成24年度の東京都におけるメンタルを理由とする30日以上休暇者の割合についての資料がございますけれども、東京都におきましては1.5%となっており、当市の25年度につきましてはそちらのほうと比較すると0.2ポイントほど高い状況となっております。当市といたしましては、メンタルヘルス相談事業を平成20年より実施しておりまして、メンタルに支障を来し長期休暇者となる前に相談をしていただくことや、相談員による研修を実施することによりまして長期休暇者の減少に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 同じく95ページになりますが、人事管理事務費のところに入ってくると思うんですけども、人事管理事務費の臨時職員の時間単価についてですが、23年度に20円、25年度には10円引き上げられております。現在は一般事務職で870円となっておりますが、一方で25年の10月には東京都の地域最賃19円引き上げられて869円になりましたから、今最低限に張りついているという状況なんですけど、これをまずどう見るかということ。

それからこの10月からになりますが、最賃が19円また引き上げられるということで888円にたしかなるかと思うんですが、これも追い抜かれたような形になっていますので、ここをこの年度の途中でどういうふうにしようかというふうに考えられているかということがもしあれば教えていただきたいと思います。

○総務部副参事（廣瀬 裕君） 同じく決算書95ページの関係で、今度は人事管理事務費の関係で、臨時職員の賃金の関係で御指摘いただきました。

臨時職員の賃金につきましては、当然のごとく最低賃金を下回らないように見直しを図っているところでございます。東京都の最低賃金につきましては、平成26年10月から888円になるということは認識しているところでございますけれども、当市におきましても東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱に定めております全職種につきまして20円を引き上げる要綱改正の手続を行いました。こちらによりまして一般事務職につきましては平成26年10月の勤務分から890円となりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○委員（森田真一君） ありがとうございます。

それでは人事管理事務費の臨時職員の人数について、通年これもお伺いしておりますが、固有名詞、個人名ベースで何名ぐらい雇用されているのかということについて教えてください。

○総務部副参事（廣瀬 裕君） 同じく決算書95ページの臨時職員の関係で御質疑いただきました。

市の全体の臨時職員の固有名詞による人数につきましては、平成24年度は677人で、平成25年度は623人でありました。

以上でございます。

○委員（森田真一君） ありがとうございます。

それでは決算書119ページ、緊急一時保護施設補助事業費についてお伺いします。

緊急一時保護施設補助事業費なんですけど、ここ数年20万円と定額になっておりますが、26年度からは消費税の増税も行われて、来年度中もまた増税が予定されているため実質的には削減傾向になっているというのが現状かと思います。ことしの7月にもNHKの調査で4分の3の事業所で、このままではこの事業の運営が維持できなくなるというような訴えをする報道調査がありましたが、これについてこの補助の事業をどういうふうにしようと考えられているか、お考えがあれば伺いたいと思います。

○市民生活課長（田村美砂君） 決算書119ページ、緊急一時保護施設補助事業費について御質疑いただきました。

こちらは配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第26条、国及び地方公共団体は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し必要な援助を行うよう努めるものとする定められておりまして、これに基づきまして東大和市では平成20年4月1日より緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱を策定いたしまして20万円の補助を実施しているところでございます。

補助団体からは毎年実績報告書をいただいているところですが、25年度の実績報告書の中では補助事業の成果といたしまして各施設の内容が充実し、利用者は滞在中に精神的に安定したと報告があったところでございます。団体への運営への援助ということは必要と思われるので引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） ぜひ増額の方で考えていただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

○委員（西川洋一君） 私は3款ですね。質問します。

ページ順にいきますと、通告の一番下になるわけですけど、143ページですね、行政報告ですと186ページ、老人ホーム（措置）事業費ですけど、この制度は養護老人ホームに措置するという内容のもので、これは介護保険の特養ホームと違って特に定数というのはありません。そういうことですよ。それで市がこの方に対しては措置が必要だという認定をすれば措置されるという状況のものだと思うんです。そういうふうに見てみますと、この数年ずっと同じ人数で推移している。それで状況を見れば高齢者人口はふえて、例えば特養に入る待機者はふえるという状況の中で、この制度が必要とする人数も普通だったらふえるんじゃないかというふうに思うんですね。どうも不自然さを感じるんで、その辺がどうなっているかお聞かせください。

○福祉部参事（広沢光政君） 決算書143ページ、行政報告書185ページ、老人ホーム（措置）事業費の関係で御

質疑を頂戴いたしました。

今委員のほうからお話ありましたが、養護老人ホームといいますのは老人福祉法に定められた施設でございまして、親族からの虐待、それから養護者が不在である、高齢である等の環境上の理由ですとか、あとは経済的理由によりまして在宅生活が困難な高齢者を受け入れるというような施設でございます。介護度が高い場合には先ほどもお話がございました特別養護老人ホームですとか、認証グループホーム等への入所が可能となつてまいりますけれども、介護度が低く、また御自分で自立しているなどの理由によりまして、そういった特養等のホームへの入所がまだ難しいというような段階の介護保険の利用による受け皿の確保が困難であるというような判断された場合に、これも委員のほうからお話がありました市のほうで措置判定検討会議を経た上で措置による養護老人ホームへの入所となります。

そういったことで、高齢者人口増加もしておりますけれども、今お話ししましたとおり、前段として自立して生活を送っていけるというような方々が対象になってまいりますので、そういった意味ではニーズ的に今のところここまでの間移動はございませんでした。ただ平成25年の行政報告書には掲載間に合いませんけれども、26年度現在までには4人ほど新たに措置判定入所という形になっております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 行政報告書では判定会議が25年度開催されて1名養護措置判定、決定がされたにもかかわらず、実際には措置人数はふえてない、この関係と、26年度はふえるということですが、この制度が必要だという人を市としてはどうやってつかんでいるか。本当に必要な人を市は把握しきれているのかどうか、この辺がちょっと見えないんですけれども、その手だてだとかですね。これからやるべきことを考えていれば教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） まず初めに行政報告書のほうの関係でございますが、行政報告書のほうには入所措置判定会議、これを25年度1回、8月末に開催してございます。この時点で1名の方の養護老人ホーム措置、これが決定されているわけでございますが、たまたまこの方は視覚に障害がございまして、入所される先の施設といいますのも、その方々の専用の施設というようなことがございまして、あきの状況から入所は待機という期間が生まれまして、実際に入所されましたのが26年度に入ってからということで4月でございまして、そんな関係で年度をまたいでしまった関係で行政報告書上はそういったそごが出ているということでございます。

それから2点目でございます。措置が必要な方の把握というようなことでございますが、現在正直申しまして積極的な形での把握作業というのは行ってはおりません。行ってないというか、養護老人ホームの入所対象となる方につきましては、先ほども申し上げましたようにちょっと外見等から判断するということは困難でございます。相談等を通じた中で経済状況ですとか、居住状況、そういった環境状況をお聞きして判断してまいりますので、御本人の申し出ですとか、近隣の方、民生委員の方や自治会、ほっと支援センター、そういったところからの情報によって相談に結びつけた上で措置に至るというようなケースではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 必要な人がこの制度を受けられるような努力を引き続きしてもらいたいと思います。ついては関係民生委員さんなどにもこの制度の内容もしっかり伝えた上で、よく目を光らせて周りを見ていただくということも大変必要かなと思いますのでよろしくお願いします。

次は決算書の145ページ、行政報告187ページの介護予防・生きがい活動支援事業費のうち生きがいデイサービスの関係です。

決算書の説明のときには445万円の不用額があった、利用者の減があったというふうに説明されました。これは予算審議のときにもこの問題を取り上げまして、利用料が23年度に700円から1,200円に引き上げられるということがありまして、24年度には緩和措置ということで1,000円ということになって、25年度は幾らになっているか後で述べてもらいたいと思いますけれども、このことで利用者が減ることはないのかということで予算審議のときに聞いたところ、答弁としては22年と23年を比べれば利用者、利用日数が伸びているので基本的には減っていないと考えているという答弁でした。

しかし今回改めて行政報告を年度別に23年以降調べてみますと、ずっと減り続けている。しかも利用日数も減り続けている。このことは利用料の値上げも響いているのではないかというふうに判断されるんですけども、市はこの状況をどのように判断しておられますか。

○福祉部参事（広沢光政君） 行政報告書187ページの生きがいデイサービス事業、こちらにつきまして御質疑を頂戴いたしました。今委員のほうがおっしゃった予算審議といいますのは多分平成24年度当初予算の審議……25年度ですか、申しわけございません。生きがいデイサービスの利用者数の減少ということで値上げが原因になっているのではないかとということでございますけれども、生きがいデイサービス事業につきましては平成24年度に利用者負担の見直しを行いまして、1回当たりの利用額を700円から1,200円に値上げをさせていただいております。

今委員のほうからお話がありました24年度につきましては激変緩和措置ということで1回当たり1,000円のまま、25年度から1,200円という形でお願いをしているところでございます。この利用者負担額の見直し、もともと介護保険制度の要支援の方とサービスはほとんど同じ内容でありながら、ちょっと金額的に格差があったということもあって、介護保険のサービスの利用者の方からも施設とか市に対して苦情が寄せられていたことによって見直しを行ってきたという経過がございます。

その利用者の減少ということについてでございますが、現在サービスを行って各施設におきましては、利用者の方が介護保険サービスに移行できるケースというのもございますので、毎年3月1日現在におきまして継続して6カ月以上利用している方を対象に、日常生活機能の状況調査というのをしております。そんな中で結果といたしまして生きがいデイサービスの継続利用の確認を込めてやっているんですが、結果といたしまして介護認定で要介護ですとか要支援が出て介護保険サービスのほうに移行していくという方もいらっしゃいまして、そんな関係で減少が起きているんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） この制度は介護保険の受給者を減らす方向で市の事業に移行してきたという内容で、このことも私は強化されてきたというふうに理解しているんです。ただこの制度で人がふえればいいということではなくて、今参事がおっしゃいましたように、必要な人が今度は介護保険できちんと利用できるよという形になれば、それはそれで私はいいということなんです。その辺のところは、だろうということでしたのでしっかりと調査の上で必要なサービスを受けられるような仕組みにぜひしていただきたいと思います。

次は159ページ、決算書ですね。行政報告が249ページの義務教育就学児医療費助成事業費の件です。

これは小中学生の医療費無料化に伴う制度ですけれども、やはり自己負担、あるいは所得制限があります。本来これはそういう制限なしで進める必要があるものだと私は思うんですけども、これを23区内、それから

また三多摩、ほかの市と比べてみましても、例えば23区のほうは所得制限なし、自己負担なしの制度となっているんですね。この母体になっているのはやっぱり東京都の施策で、それに市が上乘せ似的にやる部分もあるんですけど、同じ都民でありながら、一方では自己負担なし、所得制限なし、一方では負担がある、こういう差別をやはりなくす必要がある。行政は平等に受けられるというふうにする必要がある。これはそうするのは市の独自施策ならば、市がやるべきじゃないかと。ついてはその事業をやるに当たってはどのぐらいの費用を見込めば実現できるのかというようなことはもう既に試算などはされておるのでしょうか。

まず差別はなくしてくださいということと、どのぐらいの費用を投入すればそれができるのかというところで試算ができていればお願いします。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 行政報告書249ページ、義務教育就学児医療費助成事業についてでございます。

まず東大和市におけます義務教育就学児医療費助成事業でございますが、東大和市義務教育就学児医療費助成条例により実施をしているところでございます。こちらにつきましては、東京都義務教育就学児医療費助成事業実施要綱に基づいて同様の内容で進められているところでございます。対象は先ほど委員おっしゃられましたとおり小学生、中学生の方々が対象となります。そして現在の助成の内容でございますが、所得制限がございます、児童手当と同じ内容となっております。また一部負担金につきましては、通院につきまして1回当たり自己負担額から200円分を負担していただいているということでございます。

他市の状況でございますが、所得制限がありという東大和市と同様の市が20市ございます。そして所得制限なしとしているところが6市ほどございます。また一部負担金につきましては、200円の負担があるというところが24市で、全て無料、負担はなしというところが2市という状況になっております。

そして一部負担金を廃止した場合の試算についてでございます。これは25年度の行政報告の数字をもとにしておりまして、所得制限を廃止した場合、児童手当で所得制限にかかっている児童が602人おりましたので、この数字を使わせていただきまして、年間の医療費の平均が2万1,437円でございます。これを掛けますと1,290万5,074円ということでございます。また200円の一部負担金を廃止した場合ですが、受診の件数が6万2,183件ございましたので、これに単純に200円を掛けますと1,263万6,600円ということで、これだけの財源が必要になるということになります。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 東大和市にとって合わせて約2,500万円という額は大きな額ではありますが、やはり同じ都民でありながら不平等というのは、行政は公平に全ての住民に行わなければならないわけですので、これはぜひ市長、考慮していただきたいと思います。

次は177ページ、行政報告……ページ書いてないな、決算書の177ページの職員人件費と書きましたけれど、これは行政報告にはこの項としては出てないので行政報告を書かなかったということですけど、これは他の委員も質疑しましたけれど、ケースワーカーの件です。25年度当初予算審議のときにはケースワーカー1人当たり保護受給世帯の担当は99世帯と言っておりましたので、今回は25年度末で102世帯ということでふえてしまったということですね。これはこの法定標準数80世帯と定められている。法で定められているということには意味合いがあるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどういう意味合いなんでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 決算書177ページ、職員人件費のケースワーカーにかかわる御質疑でございます。

ケースワーカーの人数についての法の定めでございますけれど、社会福祉法の16条の中に現業を行う所員の数は各事務所につきそれぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとするということがありまして、市の設置する事務所に当たっては被保護世帯数が80を増すごとにこれに1を加えた数ということでございますので、生活保護制度を実施していく上では80というのが必要だということが社会福祉法の中で述べられているというふうに認識をしております。

○委員（西川洋一君） 1人当たりの担当がこのぐらいの数ならば適切な生活保護事業がきちんとできるんだということだと思われるということだと思うんですね。今1人当たり102世帯ですので、この80世帯ということにするにはあと何人職員が必要であるか、それをお聞かせください。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 決算書の177の関係でございます。現在25年度末の数字で言いますと1人当たり102世帯でございます。仮に職員が1名増になりますと92世帯、2名増で85世帯となります。3名増は恐縮です、ちょっと計算してございますけれども、恐らく80を切るというふうには思います。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 市長、今の数値を聞かれたと思うんですけど、これは先ほど担当のほうでは職員のスキルアップで人数が多くなっても対応する、俺たちは頑張るよという表明をしたわけですけど、職員をふやす問題はやっぱり市長のほうの判断ということになりますので、ぜひこの判断もしていただきたいと思います。市長いかがですか。

○副市長（小島昇公君） 先ほど他の委員さんからも御質問いただいてお答えした内容に重複するところがございます。非常に定員476の中で、やはり行政の求められる仕事というのは非常にふえていたり、内容が深くなったりというところで対応には苦慮しているところでございます。

今西川委員から御質問ございましたケースワーカーですね、法定で80人を担保するには3名のケースワーカーをふやさなきゃいけないというところになります。ですから先ほどお答えをさせていただきましたように、仕事とお金と職員数を総合的に検討させていただくというのが私どもの答えとさせていただきたいと思います。ただなかなか100人を超える対象の方をケースワーカーが見るというのが大変だということは理解してございますので、どこかでやりくりができれば1人ふやすというようなことを今まで随時対応としてはやってきたということも御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 市役所は法をきちんと守る立場で実行していただきたいということをお願いしまして、私の質疑は終わります。

○副委員長（二宮由子君） 以上で日本共産党の質疑を終了いたします。

残り時間は42分15秒です。

次にやまとみどりの質疑を行います。

持ち時間は53分10秒です。

○委員（中野志乃夫君） それでは質疑をさせていただきます。

最初にまず1点目、行政改革推進業務の、行政報告書87ページですけども、その関係でこの提案の中でスキナー、大型コピー機を入れかえるに当たってスキナー機能付きのコピーを変更することによってという件があって、私はこの文面だけ見るとそれもいいアイデアじゃないかと思ったんですけども、これが却下された理由というのはどういうことか教えてください。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 行政報告書87ページ、行政改革推進業務の中の提案制度、こちらの中の1課1事務改善提案運動、提案の項目でいいますと19番の項目であるかと思います。こちらの案件につきましては、提案の内容がA0判等の大きなサイズの図面等をデータ化する際に、それまでは既存の機材ではこういったものが対応できないというお話の中で外部委託をしてきた、そういった経過があると。そちらを同じ部のフロアの中で大型コピー機の入れかえのタイミングでスキャナー機能つきのものを導入し、経費節減を図ったらいかがかという内容の提案でございました。

提案審査会としましては、内容としまして高額な予算執行を伴う案件ということもございましたので、審査会としては判断ができないということで不採用とさせていただいた経過でございます。しかしながら先ほど申しましたように同じフロア、提案課と対象課が同じ部のお話でありましたことから、そういった事情を勘案しながら部内での検討を依頼させていただいております。その結果、平成26年度の当初予算で必要な経費が計上されまして、本年7月に具体的に導入をされているところでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 何とかいい方向に行ったんでありがたいんですけど、金額的に幾らぐらいかかったか、ちょっとそれも教えていただければ。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 今回その事情を改めて確認をさせていただいた中では、具体的にはリースということで契約をされているということで、本年7月1日以降、賃貸借契約を結んでおりまして、賃貸借の単価としましては月額2万8,512円ということで単価表を見させていただいております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） わかりました。0判とかというのは大変な金額かかるのはよくわかりますので、2万円のリースだったら非常によかったんじゃないかというふうに思います。

次に行政報告122ページの過誤納還付金等ですけども、ちょっと基本的にはほかの方も同様の質疑してるかもしれませんが、したように思いますけども、これを減らすための対策といいますか、基本的なところで結構ですけど、どういう対策を今考えているかをお知らせください。

○納税課長（中山 仁君） ただいまの行政報告書122ページ、過誤納還付金の減額の関係ということで御質疑いただきました。

過誤納還付金につきましては、個人の方がまたこちらのほうも金額出ておりますけども、これについては過去にさかのぼって確定申告をしたものに関して、市のほうで納め過ぎている市民税等についてお返しするというようなことでございます。また法人市民税等にもありますように、法人市民税についても半期で予定納税していただいた場合には、確定申告をした場合に納め過ぎている場合についてお返しするというようなことがございます。この金額自体はなかなか納税課のほうでこの年度についてこの金額でいけるというような話はなかなかできないところですので、過去の事情を鑑みた中で予算のほうをきちんととらせていただいております。減額させるというような形も今委員のほうからもありましたが、なかなかそれは個人の事情等、会社の事情等がありますのでなかなか難しいということで御答弁させていただきます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） いろいろな事情があるのは十分承知しておりますけども、わかりました。とりあえずは了解いたしました。

次の質疑に移ります。行政報告の139ページで、住民基本台帳事務事業に関して、いわゆる在留の外国人の

方の関係なんですけども、今現在ですと中国の方が一番多いという形で現状なんですけども、結構年度的に見ると本当に徐々にふえてきてらっしゃるんですけども、これのふえている理由といたら何なんですけども、そういったことはわかりなんですか。それでここ最近少なくとも、ほかの外国人の方に比べると圧倒的な数でふえてますので、もしその辺がこういう経過があるんじゃないかとわかれば教えていただきたいと思います。

○市民課長（山田茂人君） 行政報告書139ページ、住民基本台帳事務事業につきまして御質疑いただきました。

中国人の方がふえているという原因ということでございますが、全国的に見ますと例えば2008年に政府が発表したしました留学生30万人計画とか、2010年の永住者の認定要件が在日歴20年から10年に緩和されたことなどが全国的に見るとその他諸要因が挙げられるかと存じますが、東大和市内の中国人の方がふえた要因につきましては、申しわけございませんが把握してございません。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） あわせてこれは中国の方の台湾籍の方も一緒のようなんですけども、台湾籍の方の比率がどのぐらいなのかということと、あと数的には常にその年の1月1日現在の数字で常に把握されてるんでしょうか。そうするとちょっと、これね決算のあれですけども、26年1月1日の数がもう出てるんですけども、そうするとなぜかちょっと減ってるんですよ、何十人も。その辺の動きというのは正しいのか、まず。本年1月1日現在で、昨年から急激というのも変ですけども、何十人が減っちゃっていると、その辺はそれで正しいのかということと、年度的にも1月1日現在で全部把握しているのか、そのことをあわせてお聞きします。

○市民課長（山田茂人君） 同じく139ページでございます。中国人と台湾人の比率ということでございますが、25年度に関しましては中国人の方が387人で、台湾の方が10人ということでございます。ちょっと比率の計算はしてございませんが人数割合はそのような形でございます。

あと1月1日現在かということでございますが、ここは年度末における人口という形での算定をしてございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 年度末ということであれば、わかりました。とりあえずそういう形で人口的には在日外国人の中では中国の方が一番多いし、その傾向はまだ変わってないということだと思います。それに関しては了解いたしました。

次に決算書111ページと行政報告書109ページの国際交流事業に関してですが、一応具体的に実施事業の内容ですね、通訳の派遣事業を具体的にどういう内容かをもう少し詳しく教えていただきたいんですけども。

○市民生活課長（田村美砂君） 決算書111ページ、行政報告書109ページ、国際交流事業費の中の外国語通訳交流派遣事業についてでございます。

こちらは東大和市外国語通訳交流員派遣事業実施要綱を定めておりまして、その中で目的といたしましては日本語及び外国語の会話が堪能な市民等を外国語通訳交流員として登録し、東大和市が実施する事業等において外国語通訳を必要とするときに派遣をするといった事業内容でございます。平成25年度東大和市民の方で外国語通訳交流員として26名の登録をいただいております。言語につきましては行政報告書に記載のあります10の言語でございまして、一番多い登録の方は英語の方が多く登録いただいております。

実施内容でございますが、東大和市が実施する事業においてということで限定しておりますので、25年度につきましては2件ございました。1点目が外国籍児童・生徒の保護者向けの就学援助費制度の案内文の翻訳に

つきましては学校教育課からの依頼がございました。2点目としましては消防署長の感謝状贈呈式での通訳を防災安全課からの依頼があり、通訳のほうを行っていただいたところです。それぞれ活動していただいた方には謝礼としまして図書カードのほうを差し上げております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） まず1点目の保護者向けのということで、教育委員会ですから外国籍の方が小中学校に入学する際の説明とか、そういうことになるんでしょうか。それとあと2点目のイのところに書いてある消防署長の感謝状というのは、東大和駅でホームから落ちた人を救った中国の方がいて、最初どなたかわからなくて探してましたけども、探したところ中国の方が話題になったんですけども、その方の表彰のときの内容なんでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 1点目の外国籍児童・生徒の保護者向けの就学援助費制度の案内文の翻訳でございますが、こちらは翻訳が英語、中国語、タガログ語ということで3種類の案内文の翻訳ということで通知文の作成をお願いいたしました。

それから2点目の消防署長の感謝状の贈呈式は、委員のおっしゃるとおり中国人の方に感謝状を贈呈するに当たって通訳の依頼がありまして、中国語の堪能な方をお一人派遣したということです。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 一応了解しましたが、ちょっと最初の家族の方の英語、中国語、タガログ語のことは、さっき言ったのは小中学校に入学する際にということの必要性からなんでしょうか。ちょっとどの時点で必要性で教育委員会から依頼を受けた内容なのかだけ教えていただきたいんですけど。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 市内で外国籍の方が小中学校にお子様を通わせるに当たりまして、就学援助の制度というものがございます。こちらにつきましては申請主義となっておりますので丁寧に私たちは対応して周知を図っております。そういう中で外国籍の方にも周知を徹底していくために、今回この事業に関しまして通訳で事業を活用し、翻訳といいますか、作成に御協力いただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） わかりました。

私の質問は以上で終わります。

○副委員長（二宮由子君） 以上でやまとみどりの質疑を終了いたします。

残り時間は38分20秒です。

次に、実川圭子委員の質疑を行います。

持ち時間は一般会計と5特別会計を合わせて30分です。

○委員（実川圭子君） 持ち時間が少なくて質疑事項が多いので、款ごとにまとめて質疑のほうをさせていただきます。

まず第2款の総務費のほうなんですけど、通告に従いまして質疑します。

1点目は決算書94ページ、行政報告書でいきますと47ページの職員研修事業費の件なんですけれども、行政報告書のほうにも良質な市民サービスを提供するために職員の資質及び能力の向上を図ったというふうに出ていますので、この場所で質疑をさせていただきます。

聞きたいことは、市民の方が窓口や電話の対応で職員の方から詳しいことはホームページに出ていますのでというようなことを言われたということなんですけど、ホームページを見られない方ですとか、パソコンを使え

ない方が多い中でそういうふうにならわれて困ったというような声を聞いています。情報の格差というのがある中で、ホームページが充実していることはすごくありがたいことなんですけど、一方でそれを使えない方に対してどのように窓口で対応しているのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから2点目、決算書の112ページからの市民センター管理事務費についてです。こちらのほうは市民センターについての全般的なことなんですけれども、光熱費の関係でいろいろな市民センターがある中で、桜が丘市民センターは昨年よりもかなり光熱費について減少している状況ですけれども、ほかのセンターについてはその光熱費についてふえている状況がありますけれども、この違いは何か要因がありましたら教えてください。

それから3点目、決算書の118ページ、緊急一時保護施設補助事業費についてです。こちらは先ほど森田委員からも質疑がありましたので、市のほうに報告なども来ているということなんですけど、DV被害というのはなかなか表に出てこないことなんですけれども、その保護施設の利用状況ですとか、それからDV被害者数など市ではどのように把握しているのか教えてください。

○職員課長（原島真二君） 決算書では94ページ、行政報告書で47ページの職員研修事業費についての御質疑でございます。職員の接遇に関した答えをさせていただきたいと思っておりますけども、市の独自研修の中で接遇に関しては平成25年度接遇レベルアップ研修というのを採用5年未満の職員を対象に行っております。また研修以外では、平成21年4月に東大和市職員接遇マニュアルというのを作成いたしまして職員の行動指針を定めております。その中には、常にお客様の立場に立って行動するとの対応指針も示されておりますので、親切な対応を心がけているというところでございます。相手の立場に立っていないという対応があったという御指摘でございますので、接遇研修や接遇マニュアルの活用に従った対応をとるように職員には指導してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○市民生活課長（田村美砂君） 決算書112ページ、市民センター管理事務費の光熱費についてでございますが、桜が丘市民センターで減っていて、ほかの市民センターではふえている要因ということでございますけれども、桜が丘市民センターで減っております要因については特段把握はしてございません。特に休館日が多かったとかそういったこともございませんで、25年度平常どおり開設のほうはしております。全体的になんですけれども、光熱費につきましてはセンター全体で削減に努めているところでございます。

続きまして決算書118ページの緊急一時保護施設補助事業費についてでございますけれども、こちらですね、東大和市緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱に基づきまして、施設に対しまして補助のほうを行っております。補助事業の実績報告書の中で報告事項といたしまして平成25年度における対応実績ということで報告のほうをいただいておりますが、そのうち東大和市の利用が何人かということまではいただいておりますが、全体として22組40人の方の保護をしたということで報告のほうはいただいております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 職員の方の接遇のことなんですけど、接遇マニュアルなどもつくっているようですので、例えばホームページでわからないところだったらその部分をコピーをとってお見せするとか、何か対応をこれからまた検討をお願いしたいと思います。

それから市民センターのことについては特に把握をしてないということのようなんですけれども、もし何か特別に節電に気をつけているとか、何か取り組みがありましたらほかのセンターにも同じようなことが広がってい

けばいいかなというふうに思いますので、そちらはよろしくをお願いします。

3点目については了解しました。

以上で2款のほうは終わりにいたします。

続きまして3款の民生費のほうについて質疑いたします。

1点目の決算書146ページの高齢者見守りぼっくすの事業費についてなんですが、こちら先ほどほかの委員からも質疑があったところなんですけれども、私のほうはこの社会福祉協議会のほうの見守り・声かけ運動というのがあるんですが、そちらも高齢者の方のところに行って声をかけたりということをやっていると思いますので、それとの関係についてどのように連携しているのかをお伺いしたいと思います。

それから2点目の障害者就労支援事業につきましては、こちらほかの委員の方の御答弁で了解しましたので、こちらのほうは割愛させていただきます。

3点目、行政報告書267ページ、子ども家庭支援センター運営事業についてです。

こちらの相談件数のところで、(1)番の児童虐待のところなんですけれども、相談件数、延べ件数というのが非常にふえている点についてなんですが、年々この相談件数がふえていることの数字をどう捉えているかということなんです、その児童虐待がふえているのか、それとも対応がきめ細かく対応できているようになっているのか、その点について市のほうはどのようにお考えになっているのかをお聞かせください。

それから4点目、行政報告書272ページの子供ショートステイ事業、こちらのほうは行政報告書のほうでは保護者の病気や出産などにより一時的に児童の養育、保育が困難なときお預かりするというようなことで出ていますけれども、私は例えば児童虐待になりそうな方に対して子供から少し距離をおけるようなレスパイトというような意味でも利用が進めば虐待などの防止にもなるのではないかというふうに考えているんですが、そのような相談ですとか、あるいはそういった紹介というか、こういったショートステイというものもあるんだよというような紹介などを行っているかどうかをお聞かせください。

それから5点目、273ページ、母子・女性相談事業なんですが、行政報告書の項目の中のその他という中に括弧して売店設置、たばこ販売、母子生活支援施設というのがあるんですが、この内容について具体的に教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 決算書146ページ、高齢者見守りぼっくす事業費に関して御質疑頂戴いたしました。社会福祉協議会が実施しております見守り・声かけ活動との関係でございますが、見守り・声かけ活動につきましては御本人の希望によりまして月に1回から2回程度ボランティアの協力員の方が訪問して見守りを行うものでございます。見守りぼっくすのように有資格者によるアウトリーチを基本とした専門の経常的な見守りを行うというものと違いはございますが、高齢者を見守るという点では目的を同じくする制度であります。

そういったそれぞれが持つ特性を生かしながら、お互いに協力、補完し合いながら効果を上げていくということも考えまして、現在ぼっくすのほうでは見守り・声かけ活動の協力員の皆さんとの連携を図るということもありまして、それによって有効な支援につなげるために見守り・声かけ協力員の地区委員会等に参加して情報の共有化ですとか、交流を深めているということでございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 行政報告267ページ、子ども家庭支援センター運営事業の相談件数の件でございます。相談につきましては、平成23年で総延べ件数が3,396で、平成24年は5,628、平成25年度ですが5,409

と増加の傾向にあるというふうに考えております。そしてその中の内訳でございますが、やはり児童虐待の件数が多くなっております。平成23年度では711件、それが平成25年度では2,459件ということになっております。これにつきましては近所の方の見守りとか、そういうことで通告などもございまして件数がふえているものというふうに考えております。

続きまして行政報告書272ページ、子どもショートステイ事業についてでございます。こちらの利用ですけれども、先ほど議員のほうからレスパイトというようなお話もあったんですが、なかなか利用者はいないのが現状で、去年は1件2日間ということでございました。どうしても虐待などで保護が必要ということになりますと、児童相談所などの緊急保護というほうが先に動いてしまうというような傾向があるというふうに考えております。

3点目、行政報告書273ページでございます。母子・女性相談事業の行政報告書の表のその他の項目の件でございます。この内訳でございますが、東京都福祉保健局、福祉衛生行政統計の母子相談の調査項目をそのまま掲載させていただいております。そしてその他項目の内容でございますが、括弧内にあるとおり売店の設置とかたばこ販売、母子生活支援施設についての相談があった場合にここでカウントをいたします。平成25年度につきましては、母子生活支援施設についての御相談が3件あったということでございます。この3件につきましては、母子寡婦福祉法のほうで支援とか援助が規定されているものですから、相談の件数としてカウントするよにということになっております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） ショートステイ事業などは本当に虐待がエスカレートする前の防止に非常に私は効果があると思いますので、そういったところを今後ふやしていけたらなというふうに思います。

以上で私の質疑を終わります。

○副委員長（二宮由子君） 以上で実川圭子委員の質疑を終了いたします。

残り時間は16分10秒です。

○副委員長（二宮由子君） お諮りいたします。本日の決算特別委員会はこれをもって散会としたいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、これをもって散会といたします。

午後 4時50分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 関 田 貢

副 委 員 長 二 宮 由 子

平成26年第3回東大和市議会決算特別委員会記録

平成26年9月22日（月曜日）

出席委員（20名）

委員長 関 田 貢 君
委員 森 田 真 一 君
委員 尾 崎 利 一 君
委員 和 地 仁 美 君
委員 中 村 庄 一 郎 君
委員 押 本 修 君
委員 関 田 正 民 君
委員 東 口 正 美 君
委員 御 殿 谷 一 彦 君
委員 床 鍋 義 博 君

副委員長 二 宮 由 子 君
委員 西 川 洋 一 君
委員 実 川 圭 子 君
委員 関 野 杜 成 君
委員 根 岸 聡 彦 君
委員 蜂 須 賀 千 雅 君
委員 森 田 憲 二 君
委員 中 間 建 二 君
委員 佐 竹 康 彦 君
委員 中 野 志 乃 夫 君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長 尾 崎 信 夫 君

6 番 大 后 治 雄 君

議会事務局職員（5名）

事務局 長 関 田 新 一 君
議事係 長 尾 崎 潔 君
主 事 須 藤 孝 桜 君

事務局 次 長 長 島 孝 夫 君
主 事 吉 川 和 宏 君

出席説明員（45名）

市 長 尾 崎 保 夫 君
教 育 長 真 如 昌 美 君
企画財政部 参 事 田 代 雄 己 君
総 務 部 参 事 鈴 木 俊 雄 君
子ども生活部長 榎 本 豊 君
福祉部 参 事 広 沢 光 政 君
都市建設部長 内 藤 峰 雄 君

副 市 長 小 島 昇 公 君
企画財政部長 並 木 俊 則 君
総 務 部 長 北 田 和 雄 君
市 民 部 長 関 田 守 男 君
福 祉 部 長 吉 沢 寿 子 君
環 境 部 長 田 口 茂 夫 君
学校教育部長 阿 部 晴 彦 君

学校教育部参事	石井卓之君
行政管理課長	五十嵐孝雄君
財政課長	川口莊一君
職員課長	原島真二君
保険年金課長	嶋田淳君
納税課長	中山仁君
市民部副参事	小川泉君
市民生活課長	田村美砂君
福祉部副参事	長瀬正人君
ごみ対策課長	松本幹男君
都市計画課長	神山尚君
建築課長	中橋健君
区画整理課長	當摩弘君
給食課長	梶川義夫君
社会教育課長	村上敏彰君
中央図書館長	関田実千代君

社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	鈴木尚君
情報管理課長	菊地浩君
総務部副参事	廣瀬裕君
課税課長	矢吹勇一君
産業振興課長	乙幡正喜君
青少年課長	中村修君
健康課長	志村明子君
環境課長	関田孝志君
環境部副参事	中野哲也君
土木課長	寺島由紀夫君
下水道課長	佐伯芳幸君
学校教育課長	岩本尚史君
学校教育部副参事	小坂橋悦子君
中央公民館長	福島啓二君

本日の会議に付した案件

- 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

午前 9時30分 開議

○委員長（関田 貢君） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○委員長（関田 貢君） 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案一括議題に供します。

19日に引き続き平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の歳出のうち、第1款議会費から第3款民生費までの質疑を、会派並びに無所属議員ごとに行います。

初めに、和地仁美委員の質疑を行います。持ち時間は、一般会計と5特別会計を合わせて30分です。

○委員（和地仁美君） おはようございます。私のほうからは一般会計歳出第2款に関して6点ほど伺いたいと思います。

1点目は、行政報告書43ページ、44ページの職員給与の一覧表の中においてなんですが、時間外勤務の費用が昨年に比べて1,000万円以上増大しているんですけれども、私のほうとしては、大きな国体という行事があったからかなというふうに思っていたんですが、よく調べてみますと、通常勤務の中での時間外勤務の大幅な増加ということでしたので、それについての主な原因をどのように分析されているのか教えてください。

○職員課長（原島真二君） 行政報告書43ページ、44ページにおける人事管理事務費における人件費の中の時間外勤務手当ということで御質疑いただきましたけども、一般会計におきまして、平成25年度は24年度に比べて1,100万円ほどふえております。委員さんから今御指摘があったように、国体とか選挙についてはこの中には入っておりません。増額の多い課とその理由でありますけども、まず納税課におきましては、新たに搜索等を実施したことによりまして残業手当がふえております。福祉推進課におきましては、社会福祉法人の認可等の事務が地方分権一括法の関係でおりてきたことや、民生委員の一斉改選がありましたことで、ふえております。職員課におきましては、再任用制度の導入でありますとか、人事評価の実施あるいは東京都への派遣職員の時間外、ごみ対策課におきましては、ごみ有料化等への準備事務ということで、それぞれ事務残業ということになることがメインでふえておるという状況です。

以上です。

○委員（和地仁美君） 済みません、不勉強で。納税課の搜索って、捜すことの搜索ってということですか。ちょっと御説明いただいてよろしいですか。

○納税課長（中山 仁君） 行政報告書43、44ページということで、職員課長のほうから今納税課の搜索という形の時間外というお話をいただきました。搜索につきましては、家宅搜索というような話でございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 了解しました。

以前、私も一般質問で取り上げさせていただいていましたけれども、今回の決算においては、いわゆる経常収支比率というものが少し抑えられて、特に人件費のほうを抑えた効果、行政改革の効果が出てくるということなんです。業務が上からおりてきたり、また新たに、今の納税課の御説明もあったように市独自の新たな施

策というか、効果を期待してやる業務もふえているという中で、1,000万ほどの時間外勤務について、例えば職員を増加したほうがいいんじゃないか、もしくは時間外ということは、通常業務以外のことということは疲労もありますし、効率という面を見ても、ちょっと不経済、割り増しにもなりますので不経済かなと思うんですが、この決算を見て、今後どのような人事戦略をとっていかうとお考えか、何かありましたら教えてください。

○職員課長（原島真二君） 今後の人事戦略ということですが、実態としましては、正規職員にかわれる簡易な部分であるとか緊急的な部分についての臨時職員の活用等はした上で、これだけ時間外がふえておりますので、全体の中で各課においても時間外を縮減できるような方法、実態としては、例えば勤務日の振りかえなんかも活用していただいている中で、それでもふえているという状況がありますので、やはり事務がふえたところについては、それぞれ人的な手当てだとか、そういう手当てをしていしつつ各職場で工夫しながら、もし省略できるような部分があるとすれば、そういうものを見直しながら事務を構築し直していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（和地仁美君） ぜひとも、今非常に地方分権が進みまして業務もふえておりますし、いろいろな場面で市側のほうからは、サービス向上であったり、福祉の増進ということで御説明いただいておりますので、それを実現できるような形で、時間外勤務というものは、あくまでそれがあってしかるという部分がなきにしもあらずですけれども、ぜひともメンタルヘルスの問題などもありますので、バランスのいい、今回の決算を見て、次に生かしていただければと思います。

2点目は、行政報告書47ページ、職員研修についてです。

毎回職員研修のことは質問させていただいてるんですが、昨年と比べまして研修内容を見ますと、以前一般質問でも取り上げさせていただいたときに、新たにメンター制度を取り入れたという御答弁がありましたので、24年度の決算ですとOJT研修だったところがメンター研修に、養成研修に変わっていることは、その施策というか、戦略に合っている内容だなと思うんですが、その他の部分、例えば話し方、聞き方、質問力であったり接遇であったりというような、基本的には一回身につけたら庁内でもそこを活用して広げていけるような研修の内容もあるのではないかと。言い方を変えると課題がずっと変わっていない。何年も同じ研修をやっても、ずっと課題が同じで、それを解決するために同じ研修をやり続けているように表面上は見えるんですが、25年度の研修内容について少し御説明いただきたいと思います。

○職員課長（原島真二君） 行政報告書の47ページ、職員研修事業費についての御質疑でございますけども、平成25年度に大きく変更した部分につきましては、和地委員のほうからありましたメンター養成研修ですね。これはメンターとなる職員を対象に、人材育成実行プランに行う制度についての効率的な運用を期待して行ったものです。

もう一件、職務マニュアル作成研修というのも新たに行っておりまして、配属後3年以上の主査、主事等を対象に、やはり人材育成実行プランで実施することとした短期ジョブローテーションをうまく回すための研修ということで行っております。

また、大きく内容を見直した技能労務職のセルフモチベーション研修とか接遇レベルアップ研修ですね。これらを大きく内容を見直しております。接遇につきましては、従前の接遇の実践的な研修だったものを、それぞれの職場においてコンピテンシーモデルとなるような接遇行動を探るというような内容で行いまして、従

前の研修につきましては、一通り職員が全部受講したということがあったものですから、見直しをして、こういう研修にしているということでございます。研修につきましては、それぞれ講師の力量であるとかカリキュラムの内容であるとか、それぞれを吟味しながら、継続するかしないか毎年検討しながら実施しているというような状況でございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 今の御答弁の中で、接遇のほうは一巡したということと、講師のレベルと内容ということで、いろいろと効果も違うというお話でしたが、ちょっと今の御答弁の中で1点だけ、接遇、コンピテンシーを使い始めたということですが、コンピテンシー、これから採用とか配属に生かすためにそういう研修にしているということは、マネジメントを行う職員の方を対象に、それを何か人事考課とか配置に生かすということが前提となってコンピテンシーと今言いましたか。ちょっとそこら辺、ちょっと簡単、決算ですので、そんなに詳しくはいいので、今回の狙いだけ教えてください。

○職員課長（原島真二君） 新たな接遇研修のコンピテンシーということですが、それまではマニュアルに従った接遇の挨拶の仕方とか、その辺を中心にやっていたんですが、今回それぞれの職場で自分たちでどうあるべきかを考えるという、お手本となるような態度は何かというようなことを研修の中で学ぶという形にしましたものですから、そういう意味でのコンピテンシーモデルというような接遇行動を探る研修といたしましたということです。

以上です。

○委員（和地仁美君） 先ほどの時間外のこととも関連すると思うんですが、求められているものが非常に幅が広がってきていると。市のサービスや事務内容です。なので、できれば職場内でマネジメントの方が実際の現場に出られる方に指導できるものについては、費用をかけずに庁内の研修にして、新たなスキルであったり必要とされるものに今後は使ったほうがいいと、全体を見て、私はそう思ったんですが、今後の研修については、毎年内容のほうを見て、少し発展が感じられるようなものにしていただきたいなというふうに思っております。

では、3点目なんですけれども、行政報告書62ページの広報活動事業なんです、こちらのほうにホームページの内容の充実を図ったというふうに大きく書かれてるんですが、具体的に大きく変化した点について教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 行政報告書62ページ、ホームページの充実という点でございます。

こちらにつきましては、25年度は特にトップページの工夫をしてみました。キービジュアルと申しまして、画像が3種類切りかわる部分がございますが、こちらでどのようにタイミングをPRするかということで、プラネタリウムのメガスターの導入ですとか、国体の開催日に合わせたカウントダウン等の画像を採用いたしました。

次に、12月に新たなデザインでの絵入り名刺の販売を開始いたしましたが、そのバナーをトップページの右側に配置しまして、こちらはお気づきの方もいらっしゃると思いますけども、四季を意識して画像を切りかえてございます。また、中央付近になりますが、日本初女子フルマソン大会の開催地のバナーを配置しましてPRを行ってまいりました。そのほかにはメールマガジンや公式ツイッターなどの運用に加えまして、さらなる情報伝達手段の確保と行政情報を効果的に伝えるための検討を行いました。その結果として、平成26年4月ではございましたが、公式フェイスブックを開設し、イベントや市内の情報を画像付きでお伝えするとい

うことができるようになったものでございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） では今の御答弁ですと、トップページであつたりフェイスブックなどいろいろな、いわゆるPR的な、最初のキャッチーなものを載せるという意味での充実ということで、実際に例えば市民の方が何か情報を得たいというようなときに活用できるような、いわゆる内容のほうの充実というものは図られなかったのか、教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 情報の整理という意味では、トップページにございます重要なお知らせの情報のピックアップ等は行ってまいりました。あとは枝葉の部分になりますので、これからということになりますけれども、サブトップページあるいはその下の各事業のページは、これから整理整頓ということではまいりたいと思っております。

○委員（和地仁美君） 皆さん、日々忙しくしている中、どうしても窓口に来なければいけないような手続もありますが、事前にホームページを見ると、例えば予備知識があるので、よりスムーズになったり、持ち物は何か必要であつたりとかってというようなものとか、いろいろとホームページを活用される、まず見る方っていう方は多くなっていると思いますので、ぜひそういう実務的なところも今後内容を充実させていただきたいと思っています。

あと広告収入については、こちらは全20枠、広告料は1枠当たり2万円という形で書いてあるんですが、マックスというのは、ホームページの場合は紙と違いますので、際限がないと言えないかもしれませんけれども、基本的に全部売れたら幾らになるところをどれだけ売れたのかというのだけ教えていただけますか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） トップページのバナー広告枠は、マックスで20枠までは設定はしてございます。ただし平成25年度の予算上は8枠で計上しておりまして、実際は割引の制度等もありますので、予算上は153万6,000円の設定になっておりました。実績といたしましては、127万3,000円ということで約8割ほどの達成ということでございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 行政というか、こういう決算には、予算もありますけれども、いわゆる売上目標みたいな、前回は私言ったと思うんですけども、ぜひともこういったところは達成していただきたいと思ひますし、あと20枠のところ最初から予算8枠で設定というののもちょっと残念な感じなので、せめて半分ぐらいで今度予算を立てて、達成できるようにしていただければなというふうに思ひます。

では4点目、行政報告書の65ページなんですけれども、立川市政記者クラブということで、最初の総括質疑のほうでも、市をPRしていくということが年度の計画の中というか、全体の雰囲気の中で漂ってる中、これからはもっとPRをしていくということで、広報のほうから記者クラブのほうにも積極的に情報を出すということで、24年度49件だったところが85件ということで約倍増しているということは、非常に頑張っていたいたのかなというふうに思ひますけれども、24年度の行政報告書のほうには行事予定を4回送ったというふうに、ちょっとその詳細というか、内容についても触れられていたんですが、25年度決算の行政報告書のほうにはその明記がないんですが、その理由について教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 行政報告書65ページになります。平成24年度は、今委員さんおっしゃったように3カ月ごとの行事予定を情報提供しておりました。こちらは記者クラブとの調整の中で個別の行事の詳細の情報をいただいたほうがありがたいというお話もございましたので、平成25年度は3カ月ごとの行事予定の情

報提供は取りやめということで1行削除になっております。

以上です。

○委員（和地仁美君） そうしますと、件数が49件から85件にふえた中に、一つ一つの行事を単独で情報提供したということも寄与しているというふうに理解しました。今回85件情報提供した中で、どれぐらい取り上げられたというか、率というか、あとは24年度に比べて積極的に行ったことによって報道などで取り上げて市のPRに寄与したというような事例がありましたら、一つ、二つで結構ですので、教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 平成25年度には行政情報として85件を情報提供いたしました。その中で、通常6紙になりますけども、6紙に掲載されたのが19件という状況でございます。具体的に事例を幾つか申し上げますと、教育委員会のほうで取り組みました携帯電話やスマートフォン利用に関する東大和市立中学校校連合生徒会宣言、こちらが取り上げられたのと、多摩湖駅伝日本初女子フルマラソン大会開催地の記念事業のモニュメントの関係の記載がございました。あとは先ほども御紹介しましたが、多摩湖の絵入り名刺のリニューアルについても掲載されたところでございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） そうすると約2割強、2割ちょっとが取り上げられたということですので、引き続きPR活動のほうを積極的に行っていただくと、市民の方も目にすると喜ばしいというか、そういう効果もあると思いますので、よろしくお願いいたします。

行政報告書の93ページについてお尋ねしたいと思います。

こちらのほうで情報システム管理運営事業に関連した備品の購入などについての承認されたものについての一覧表があると思うんですが、25年度、ICレコーダーのほうを総務管財課、環境課、子育て支援課、都市計画課とごみ対策課のほうで購入されていると思うんですが、このICレコーダーの使い道について教えてください。

○情報管理課長（菊地 浩君） 行政報告書93ページ、情報システム管理運営事業におきます東大和市情報システム委員会検討部会の審議内容の中のICレコーダーの購入についてですが、平成25年度におきまして、この情報システム委員会検討部会に諮りましたICレコーダーの購入は、委員おっしゃるとおり全部で5件ありました。

その主な目的、活用方法ですが、一つは東京都が実施します事務説明会の資料作成のため、またほかには業者との打ち合わせ内容の確認のため、あるいは市長の附属機関の会議内容をまとめるため、また他市との会議や研修会の内容をまとめるため等のことと把握しております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） ICレコーダーというのは、そういった会合であつたり会議であつたりの記録をつくるために使うことが一般的というか、仕事上ではそういうことがあると思うんですが、いわゆる市民説明会とか懇談会のような市民の方との対話の場面では、このICレコーダーは使われてないのでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 市民の懇談会等に活用されないかどうかについてでありますけれども、ICレコーダーはさまざまな会議、場面での利用、活用が考えられていますけれども、その個々具体的な活用方法は各担当課、主管課で必要に応じて使用されることになります。この情報セキュリティ委員会検討部会におきましては、その主な使われ方がネットワークのセキュリティー管理上問題があるかどうかを確認して、承認できるかどうかの視点で審議しておりますので、担当課によって、その使われ方は判断されることになっておりま

す。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 以前議会で陳情のほうで、公文書の公開の中で議事録と録音の内容が違うんじゃないかということが取り上げられて、そのときは否決されてますし、私も否決のほうに賛成したんです。その理由というのは、その議事録をつくる方の個人としてのメモとしての扱いだから見せられない、それはそうですねというふうに思いました。個人で買ったＩＣレコーダーで録音した場合はそれは認められるんですが、このように市の予算で買ったＩＣレコーダーをもし市民の方の説明会や懇談会の議事録作成のために利用した場合は、この場合はどういう扱い、個人のメモとしての扱いになるのか、その部分を教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 情報公開の対象になるのは行政文書でございます。行政文書とは何かということですが、情報公開条例の中で、職員が組織的に用いるものと。一般的には組織共用文書というふうに言うんですけどね。今御指摘のメモですけども、公費で買ったか私物かというのは判断基準ではございません。公費で買った鉛筆で、公費で買った紙でメモをつくった場合も、これは情報公開の対象になりません。判断基準は何かというと、今申しましたとおり組織共用文書かどうかということで、個人が行政文書をつくる上での下書きですとかメモ類というのは情報公開対象にはなりません。ですから、今の御質問でＩＣレコーダーで記録されたものが正式な会議録をつくるためのメモ的なものであれば、公費で買ったものであったとしても、それは情報公開の対象にはならないというふうに考えています。

以上です。

○委員（和地仁美君） 了解しました。

今担当課のほうではどのように使っているかは各課によってという話でしたけれども、今の行政文書のルールというのは十分理解しているんですけども、基本的には市の予算というのは、粗い言い方ですけども、市民のために活用するために使うというふうな私、認識でいますので、議事録について使われるときにはそのないように活用していただきたいと思いますし、このようなものが市民の皆さんとの対話に生かされることは、今具体的にはわからないということでしたので、活用していただければなというふうに思っております。

最後ですけども、決算書の113ページから119ページ、市民センターについてなんですが、予算書の中には、各市民センターにピアノが設置されている場合は、その予算の詳細として調律費という形で、明細的な形で計上されているんですけども、決算になってしまいますと役務費になっていまして、その中の手数料というところで含められてしまったので、まず修繕費というものもあると思うんですが、各市民センター、結構ピアノは古いと思うんですが、調律をされて、ほかに修繕などをしたような実績があれば教えていただきたいと思います。

○市民生活課長（田村美砂君） 決算書113ページから119ページ、市民センター管理事務費から清原市民センター管理費までのうちのピアノが設置してあるセンターは、奈良橋市民センター２台、それから向原市民センターに１台、新堀地区会館に１台の合計４台ございまして、それぞれに12、役務費のピアノ調律手数料が設けられておりまして、25年度はそれぞれ執行したものです。

それから、修繕費ですけども、25年度はピアノの修繕ということで修繕費の執行はございませんでした。

以上です。

○委員（和地仁美君） 大体市民センターに置かれているピアノというのは、年式というか、わかれば、どれぐらい使っているのか教えていただきたいんですが。

○市民生活課長（田村美砂君） 先ほど申しました4台ですけれども、奈良橋市民センターの1台は昭和60年3月に1台、もう一台は平成9年に中古のピアノを市民の方から寄附いただきましたので、済みません、購入年度とか年代はわからないんですけれども、寄附からは17年経過してまして、昭和60年のほうが29年経過しております。それから、向原市民センターのピアノも、平成12年5月に向原市民センターを開館しておりますけれども、その翌年あたりにやはり市民の方から中古のピアノを譲り受けたということですので、平成12年だとして、譲り受けてから14年経過、それから新堀地区会館のピアノは昭和62年に購入しておりますので、27年経過しております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 最近、社会インフラじゃないですけれども、例えば橋の耐震、これからどれだけでもつか長寿命計画などもあると思いますけれども、市の所有している財産であったり、いわゆる備品、今のピアノだと備品になると思うんですけれども、橋は渡ればいい、ピアノは鳴ればいいということではなくて、やはり最近非常にいろんな方が触ったりするので、個人で持っているものとはまたピアノなどは変わってくると思いますが、以前音楽の街は市民が盛り上げていくんだという御答弁があったように、実際は市民が盛り上げていくと思うんですが、その環境であったり、それが活動できる場を少しずつ整えていたり、最高ではないけれども最適な状況にあるかどうかという部分も、いろいろな面で市のほうは気をつけていただきたいなと思っています。今回市民センターのピアノについて取り上げましたけれども、例えば学校のいろいろな備品であったりとか公民館の備品というものも、鳴ればいいのか使えればいいのかというような状況ではなく、やはり管轄している課の方がどのような状況でそれがいいのかというものもちょっと見ていただきたいと思いますので、今回は修繕のほうは昨年度の決算のほうでは費用を使われてないということでしたが、今後きちんと調律のタイミングでチェックをしていただけたらなというふうに思っております。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○委員長（関田 貢君） 以上で和地仁美委員の質疑を終了いたします。残り時間は2分と29秒です。

以上で第1款議会費から第3款民生費までの質疑を終了いたします。

説明員の入れかえのため、ここで暫時休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時 1分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（関田 貢君） 第4款衛生費から第13款予備費までの質疑を行います。

初めに、自由民主党・みんなの党の質疑を行います。持ち時間は1時間8分19秒です。

○委員（関野杜成君） それでは、私は4款の部分だけに関して質疑を行わせていただきます。

決算書189ページ、ホテルの里づくり事業、これ、何年も聞いているような内容なんですけど、これはたしかシルバーさんか何かに頼んで現業棟で作業をされてるのかなというふうに考えますが、現状はずっと同じ方がやられてるのかどうか。何を聞きたいかというと、同じ方がやられてるとなると、この方がやめた場合または亡くなった場合等、この事業は続いていくのか。それと同時に、あとは市長は市民協働とやはり言ってますから、そういう意味では現業棟のような暗いところでやるんじゃないかと、まだやってるのか、七小か何かでも

ホタルをやってみましたけど、そういったところと協働してやるとか、そういったことは考えていかないのか。
去年も同じような質問をしたんですけど、これについて、まずは質疑をさせていただきます。

○環境課長（関田孝志君） 決算書189ページ、行政報告346ページ、ホタルの里事業でございますが、ホタルの里としてホタル、トウキョウサンショウウオ、これを現業棟のほうで飼育や放流などの活動しております。
また、野火止用水、狭山緑地の自然生息場所、こちらの維持、管理までシルバーにお願いしているところでございます。

現在の実施されている方については、事業開始当初から同じ人が長年やっております。私どもとしても、今後の後継者の育成は課題だというふうには考えてございます。後継者につきましては、シルバー人材センターの会員募集、また現会員への周知で後継者の獲得に向け、努めているところでございます。

ボランティアのほうの活動については、現在七小のほうにおいてはホタルの会ですかね、そちらのほうで活動しているという状況で、一般市民に向けてボランティアを募るということは現在していないと。今後に向けて、その辺も視野に入れて研究していかなきやならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） ありがとうございます。担当のほうは大分そういった意味では、今後どうしようかということはあるようではあるんですが、実際のところ、こういったものが動くのはトップからの言葉かなと思うんですけども、協働を推進している市長としては、これ、今後どのように考えているのか、お願いします。

○副市長（小島昇公君） あらゆる分野で、できれば市民の皆さんとともに事業を進めていきたいというのが基本的な考えでございます。担当のほうの課長からもお答えさせていただきましたが、今具体的に来年度からこうしますよ、今年度からこうしますよというところについては検討しておりますので、引き続き基本の姿勢は市民の皆さんのお力をかりて、ともに前に向いていくという姿勢で進めたいと思います。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 副市長の回答でしたが、市長の回答ということで捉えさせていただきます。そういう意味では、教育委員会とも一緒に協力しながらやっていければ、そういった協働ということもできるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、行政報告書360ページ、ごみ減量推進事業、この件についてです。

こちらのほうの行政報告書の中で、日本容器包装リサイクル協会のほうにペットボトル等を引き渡しているというふうに書いてありますが、これも以前質疑させていただいたものなんですけれども、現在民間のほうに引き渡した場合という単価と日本容器包装リサイクル協会に引き渡した単価、ちょっと私も調べてないのでわからないんですが、以前はリサイクル協会に渡すと、民間に渡したほうが収入というか、単価が高いというような状況が起こってございました。この点については、しっかりとそこら辺を見た上でリサイクル協会に渡しているのかどうか、その点をお願いいたします。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 行政報告書360ページ、ペットボトルの関係でございますが、委員がおっしゃいますように売払い額で見ますと、現状容器包装リサイクル協会への引き渡しよりも単独で入札を行うほうが高いケース等も生じているかと思えます。ただ、私どものほうとしては、確かに売払い金額がということも大きい要素にはなるわけですが、何よりも増して円滑にリサイクルができるという点を鑑みますと、容器包装リサイクル協会への引き渡しのほうが、現状では安定的なリサイクルができるというふうに考えて引き渡しているものでございます。

以上です。

○委員（関野杜成君） これ、ほかの市、他市の議員の方ともいろいろお話ししたり、担当の方ともお話をしたりしてるんですけども、確かに安定的というようなことをとれば協会ということなんですが、基本的に世の中の民間のこういう業者、入札だったり申し込んでいる業者は安定的なことができ得る業者だと私は思っております。ちょっと一般質問でも入札の問題でいろいろあった業者もありましたけれども、それを調べるのは、ある意味役所でもあります。そういう意味では、せっかく集めたものを安いところに売るより、高くして収入を多くすべきだと私は思っておりますので、実際のところ他市でも協会に流しているところ、または民間に流しているところ等々ありますので、その点をしっかりと検討した上で、なるべく収入の多い形で行っていただきたいということを望みます。

私の4款のほうの質問は以上で終わらせていただきます。

○委員（根岸聡彦君） それでは、続きまして第8款のほうに移らせていただきます。8款土木費です。

公園管理事業についてです。行政報告書429ページ、公園施設長寿命化計画の策定で契約金額が840万円となっておりますが、その詳細について教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 行政報告書429ページ、公園施設長寿命化計画でございます。

こちらのほうは指名競争入札により840万円ということで落札になりました。入札に当たり、内訳書の添付はございませんが、予算作成時の資料で推察しますと、大きく分けて現地調査費として390万3,000円、長寿命化計画の検討と策定といったところで409万7,000円でございます。現地調査につきましては、遊具等の健全度調査、こちらを実施しまして、実施する者は専門の業者で、公園施設製品安全管理士、また公園施設製品整備技師などの資格がある方が実際調査を行い、AからDの判定を行ったということでございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 健全度調査で370万という金額、それから計画書の策定の費用が400万ちょっとということですが、大分策定費用のほうは400万というのはかなり高いような気がするんですけども、まず健全度調査370万円というのは、何カ所の公園でこういった機具を幾つぐらい調査を行っていたのか。また、策定費用の400万というのは、なぜそこに400万もかかるのか、ちょっとそのあたりが不明瞭な部分がありますので、再度御説明をお願いいたします。

○環境課長（関田孝志君） 現地の調査につきましては、おおむね分けますと予備調査で56万4,000円程度ですね。安全度の調査判定で226万9,000円ですかね。その中で種類と数なんですけど、52公園にあります施設等を実施してございます。数のほうが、正確には持っておりませんが、おおむね1施設4から5種類ほどのものがございます。例えば滑り台、ジャングルジム、またブランコ、置いてあります動物の形をした乗り物とか、そういったものまで含めて点検を行ったところでございます。全体的に公園自体30年以上経過しているところがおおむね半分というところの中で、ある程度傷んでいるという報告はございます。その中でD判定という形で、使用しないほうがいいんじゃないかというところは全部で9施設といいますか、9の、要は滑り台ですとか、そういったものがあつたと。そのうち使用禁止を7カ所したと。撤去は2カ所ということで、今現在そのような形にはなっております。

また、検討と策定のほうの費用の関係でございますが、検討・策定として126万5,000円、打ち合わせとして26万4,000円、製本が8万5,000円、若干高いなと思うんですが、諸経費が249万2,000円というような内訳となっております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） その諸経費の主なものは何でしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 諸経費のほうの中身については、つかんでございません。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） わかりました。これ以上はいいです。

次に、狭山緑地用地買収事業のほうに移りますが、行政報告書431ページです。

買収済み面積が11万5,486.82平米となり、進捗率が79.2%となったとのことですが、今後何年をめどに完全買収を目指すのかといったスケジュール感を示していただくことはできますでしょうか。

また、緑地内に、問題となっている民地があると思います。そちらの民地に対する進捗状況ですとか、持ち主との話し合いの状況について、どのような進捗があったのか教えてください。

○環境部長（田口茂夫君） 行政報告書431ページ、狭山緑地の用地買収事業の件でございますが、スケジュール感ということでございますが、全てではございませんが、現在借地で借りているところも多くございます。また、毎年のように地権者のほうに御訪問をさせていただいて、いろいろ交渉等はさせていただいておりますが、なかなか御理解がいただけない状況でございます。市といたしましても、相続ですとか、そういった発生の際には時期を見て御訪問等をさせていただいておりますが、なかなかそこいら辺がうまくいっていないという状況もございます。現在借地がおおむねしておりますので、全体的には市民への提供はできているというふうには思っておりますが、こちらの買収につきましては鋭意努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） 問題となっている民地につきましては、やはり狭山緑地を訪れる方から、あそこだけ似つかわしくない景観になっているという御指摘をよく受けるわけでありまして、数年前からどうも進んでないのではないかなという感じがいたします。その持ち主の方が時として不在がちであったり、時として健康状態がすぐれないとかというような、そんな情報も入ってくるんですが、引き続きこちらについては対応のほうをよろしくお願いしたいと思います。

狭山緑地の管理について、緑道が伸びておりますけれども、その緑道を作製するための資機材、こちらの保管場所の確保とか管理は雑木林の会のほうで行っていると思いますが、雑木林の会との話し合いの上、そういった資機材の調達等が進められていると思いますが、現状どのようになって、25年度の状態がどうだったのか教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 行政報告書431ページ、狭山緑地の管理に関する資機材の置き場ということでございますが、雑木林の会のほうからは置く場所が欲しいという要望はいただいているところです。現在の状況としましては、ロッカー程度の大きさのものが、倉庫というような形にはなっていませんが、物置というような形で建ててございます。そちらのほうにいっぱい入っているという状況です。今後に向けましては、管理事務所とそれに付随するトイレ、これを含めて建て替えというような方向で考えていきたいということでは雑木林の会にはお話ししているところでございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。狭山緑地は市民の方々からも非常によく手入れが行き届いているという評判があります。ぜひ雑木林の会の方々、それから公園を管理されている方々と密に連携をとりなが

ら管理を進めていっていただきたいと思います。

次に、9款消防費のほうに移りますが、災害対策事業費についてであります。

決算書225ページ、行政報告書447ページからになりますが、行政報告書にはちょっと詳細な記載が見られなかったのですが、16日の市長の市政報告の中で、災害時相互応援協定に基づき、喜多方市の総合防災訓練に職員を派遣したという報告がありました。これは、いつ、何名の職員が派遣されたのでしょうか。また、先方の防災訓練の様子はどうだったのか、当市の防災・減災体制に活用できるものがあつたのか等について御説明をお願いいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 行政報告書447ページの災害対策事業で御質問いただきました。

災害時相互応援協定に基づきまして、喜多方市の総合防災訓練に職員を派遣した内容でございますが、昨年の平成25年8月25日曜日でございますが、開催されました喜多方市の総合防災訓練に職員を1名派遣しております。総合防災訓練の内容でございますが、友好都市の喜多方市では、福島県の訓練を参考にいたしまして、非常にスケールの大きい訓練を実施したということで職員の報告を受けてございます。

訓練会場が3会場に分かれて実施され、見学者がバスで移動し、各訓練を順番に見学するという方法のものでございました。特徴としましては、県の訓練を参考にしまして、広域連携に重点を置いたケースということでございます。福島県の防災ヘリと連携した救出訓練、また避難所運営訓練や災害イメージ訓練、コミュニティFMとの情報伝達をしたり、モニターを使用した災害時の情報放送の訓練を実施してございます。また、応急救護所の開設、トリアージ訓練、応急搬送訓練、応急搬送訓練では消防署、地域住民、災害時援護ボランティアと、また会津病院のDMATが参加しまして、トリアージの手当てから搬送までの一連の流れを実施し、DMATが参加している点が特に特徴的であつたというふうに報告を受けてございます。このDMATといいましますのは、災害時におけます急性期におきまして活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた医療チームというふうに定義されてございます。

また、訓練の内容を当市で活用できるものはあるかということでございますが、既に実施しております訓練もございまして、広域対応の訓練であるため、当市におきましては活用は難しいんでないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） わかりました。確かに、喜多方と東大和では地域性も違いますし、市の面積も違うと思います。災害時相互応援協定ということで職員を派遣ということで、理解をいたしました。

次に、教育費であります。

文化財保護保存事業であります。

行政報告書522ページ、文化財専門委員会議の中で旧日立航空機株式会社変電所の保存についてが議題に上がっておりますが、どのような内容の話し合いが行われたのでしょうか。

また、本建物については、早急に耐震化を施す必要があると考えますが、そのための段取り、スケジュールあるいは必要となる費用の概算はどの程度になると推定するのか、そのあたりを教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 行政報告書521ページ、文化財保護保存事業の中の旧日立航空機変電所の件でございまして、昨年度の文化財専門委員会議は7月23日に開催をされました。改選後の初めての会議でしたので、郷土博物館が所管する施設について御説明をし、御意見をいただいたところでございます。文化財専門委員の御意見といたしましては、旧日立航空機変電所につきましては、前回の修復から約20年がたっておりまし

て外壁の劣化も目立ってきていることから、修復方法につきまして、応急措置を施すのか、それとも耐震も含めた本格的な改修を施すのか、早急に方針を出す必要があるとの御意見や、あるいは現在の様子を立体的に写真におさめて正確な記録として残すことも必要ではないかという御意見をいただきました。

また、建物の耐震化に向けたスケジュール、そのための費用でございますが、あの建物は外壁を残したまま補修を行っていくという特殊な建物でございますので、その保存方法については、正直これといった決定打がないのが現状でございます。現在までのところ耐震化に向けた具体的な検討はしておりませんが、建設から76年が経過をするコンクリートの建物でございますので、維持補修に当たっては、さまざまな分野の方から御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 決算に関してですので、今後のことについては、またこれからに期待をしたいと思いますが、この旧日立航空機の変電所、ある人から言わせると西の原爆ドーム、東の変電所というふうに言われるぐらい貴重なものであると。また、以前市長のほうからも、戦災建造物という文字を入力してクリックをすると、パソコンのトップページに出てくるというぐらいのものだというふうにおっしゃっておいりました。それだけ貴重な建物が市内にあるわけですから、決定打が見出せないまま地震が起きてしまっって崩れてしまったということがあってはならないというふうに思っております。早急にこちらについては検討を、もし検討に入っていないのであれば、検討を始めていただくことを強く要望したいと思います。

次に、日本初女子フルマラソン開催地記念事業であります。行政報告書の587ページ、日本女子フルマラソン開催地記念事業としてモニュメントが設置されましたが、今後の活用方法について市はどのようにしているのか、その構想とか将来像について教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 行政報告書587ページ、日本初女子フルマラソン開催地記念事業の中で、日本初女子フルマラソン開催地事業で設置いたしましたモニュメントの活用方法でございますが、当面はモニュメントの設置場所で開催をしております多摩湖駅伝大会をより盛会にすることを目標としてございます。具体的な目標値の設定はしてございませんが、将来的には日本初女子フルマラソン開催地の冠をつけた事業がさまざまな場面で展開されることを期待しております。全国に東大和市が日本初の開催地であることが広まることで、多摩湖駅伝大会のさらなる発展や、多摩湖周辺をランナーやサイクリング、散策に訪れる方がふえることなどでさまざまな効果も期待できると考えてございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 事業費として約500万円弱の費用をかけて作製、設置したモニュメントなわけですから、そのモニュメントに対して何かやっいてこうというような、そういった思いといいますか、このモニュメントを使って何かやっいてこうという、そういった企画なりは持ち合わせていないんでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 日本初女子フルマラソン開催地記念のモニュメントの直接的な活用でございますが、議会の中の一一般質問等でもありましたが、活用方法といたしますと、あそこはサイクリングなりマラソンのコースで多くの方が訪れますので、そのスタート、ゴール地点として位置づけられるのかなと。このような形で何か検討ができないかなというふうには現在考えてございます。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 行政報告書の587ページの日本初女子フルマラソンのモニュメントの関係でございますけれども、この活用については、さまざま課題があると思っております。そういう中では、例えば市内

で行うウォークラリー、そういうときにはぜひそのポイントにしていだきたいというようなお願いができるかなとも思いますし、そのほか、例えばグッズにしてみたりとか、それから商品、例えば多摩湖駅伝でのトロフィーにしたりとかメダルにしたりとか、そういう活用の仕方というのはできるかなというふうに思ってます、これは現在研究しているところでございます。今後そういうものがつくっていけるか検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。500万円というお金をかけてつくったモニュメントであります。今でこそまだできたばかりですので、こういった形で話題に上がることがあるんですが、時間の経過とともに次第に忘れ去られてしまうようなことがないように、これだけのお金をかけたものが、ただ単に、ああ、そういえば、そんなものがそこにあるなという程度で終わるようなことがあっては非常にもったいないことでありますので、市としての活用をしっかりと行っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終了いたします。

○委員長（関田 貢君） 以上で自由民主党・みんなの党の質疑を終了いたします。残り時間は37分14秒です。ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党の質疑を行います。持ち時間は1時間15分49秒です。

○委員（佐竹康彦君） 私からは、第4款衛生費に関しまして質疑を行わせていただきます。

まず、行政報告書320ページ、決算書184ページ、成人保健事業費の中のメンタルチェックシステム、心の体温計について質疑を行います。

この事業につきまして、25年度の成果、合計で6万4,172アクセス出ているということでございますけれども、この成果を市としてどう捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 決算書184ページ、行政報告書320ページ、心の体温計についてでございますが、本システムはインターネット端末等からアクセスすることにより、自分自身や家族の心の健康状態について気軽にチェックし、また相談を希望するときの相談機関先を知ることができるようになっているシステムでございます。平成25年度におきましては、配布するリーフレットのデザインや大きさ等を工夫し、周知が進むように取り組みました。また、配布に当たりましては、施設等も含め、各会議でも配布を行う等、工夫を図りました。結果といたしましては、年間6万1,639件、月平均5,136件のアクセス数が見られたことから、多くの方に利用していただけたと認識しております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 多くの方に利用していただけたということで、大変すばらしい事業だというふうに考えております。ただ、行政報告書のほうを見ますと、開始した4月が一番多くて、その後だんだんだんだんアクセス数も下がってきているということで、12月から3月までの間だと1,000台だということでございます。これにつきまして、さらによりアクセスしていただけるような形、どのような工夫をしようとされたのか、どのような検討をされたのか。例えばホームページでもなかなか探すのに苦労いたしますので、トップページのそ

のバナーを持ってくるとか、そういった検討がなされたのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 周知方法の検討についてでございますけれども、ホームページから心の体温計にアクセスするまでに何段階も踏むということで、課題については認識しておるところでございます。パソコン以外でも携帯電話やスマートフォンからQRコードを使ってアクセスしていただけるようなシステムにもなってございますので、知っていただく機会としまして、母子手帳交付時にカードを配布したり、また健康づくりカレンダーの中にもQRコードを載せたりというような形で工夫のほうをさせていただいております。

今後につきましては、多くの方にまた定期的に、また継続してアクセスしていただけるよう、市報やメールマガジンなどにも定例的に掲載するなど、工夫のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） より積極的なお取り組み、よろしくお願いいたします。

続きまして、行政報告書325ページから333ページにつきまして、がん検診に関することについてお伺いいたします。

健康施策の中でも特に市民の生命を守る重要な事業の一つというふうに、私ども認識しております。各種がん検診、さまざま行われたわけでございますけれども、25年度の成果をトータルとしてどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） がん検診トータルについての評価でございますけれども、がん検診につきましては、平成18年のがん対策基本推進法の制定以後、国が定める基本指針に基づき実施してまいりました。また、平成21年度からは、がん検診推進事業による無料クーポン券でのがん検診もあわせて実施しております。受診率についての伸び悩みはあるものの、クーポン券の送付等により多くの方にがん検診について知っていただいたことで、情報提供など、周知、普及、啓発がある程度進んだものと認識しております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） その受診率の伸び悩みというところなんですけれども、大腸がんと前立腺がんにつきましては、定員をオーバーする形で多くの方に受けていただいておりますが、24年度と比較いたしますと、肺がん検診は受診率向上されているかと思うんですけれども、そのほか、胃がん、子宮がん、乳がんにつきましては、受診率が下がっているというような状況でございます。この状況につきまして、どう捉えていらっしゃるのかということと、今後これをどのように受診率をアップさせていこうと考えておられるのかお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 受診率が減ったものについてでございます。

こちらのほうは受診者数が定員数を下回っております理由が結構影響しております。その理由につきましては、大きく二つございます。一つは申し込みの時点で定員を下回っていたこと、また2つ目は検診を受ける予定だった方が当日の体調不良や、また都合がつかないなどのことによって受診に至らなかったということでございます。受診率を上げるためには、受診者そのものを引き上げる必要がありますけれども、いずれにしても伸び悩んでいる状態でございます。今後受診率の向上に向けましては、検診期間後半になってもまだ受診が確認できていない方への通知による受診勧奨、またさらに工夫して行っていくようなこと、また未受診者の方への受診勧奨については、現在国のほうが対象ごとに受診勧奨の方法を具体的に示すとしておりますことから、それらを参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） それでは、続きまして行政報告書330ページの胃がんリスク検査について伺います。

この胃がんリスク検査につきましては、25年度700人の定員で始めておられます。実際の申込者数なんですけれども、受診者の数が617ということで、定員をオーバーしなかった。ただ、申込者数がここに出てないんですけれども、これにつきましては未把握と、あと未受診がそれぞれ14、10ということで24名あるということで、617足す24で合計641名の方が申し込まれたという理解でよろしいのかということ、あともう一つ、定員700名でやったんですが、申し込み時期などは25年度適切であったのかどうか、この点について伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書330ページの胃がんリスク検査についてでございます。

こちらのほうの617人の受診者、また定員700人に対して、申込者の数の把握についてでございますけれども、25年度におきましては1,824人の方が申し込みをされております。そして抽せん的人数としましては、750人の方を抽せんとし、受診票のほうをお送りしておりますけれども、結果として、先ほどから申し上げていますように、体調が不良等、それぞれの理由で受診者が結果的に617人になったということでございます。

また、申し込み期間が短かったことについてですけれども、こちらのほうも市民の方から意見のほうをいただきまして、今年度につきましては、健康づくりカレンダーを作製し、戸別配布を4月中旬のほうに行い、申し込みの受け付け期間や方法について、早目の周知に努めたところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 25年度の課題を捉えて今年度対応していただいたということ、評価をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、行政報告書でいいますと、322ページ、がん検診推進事業のほうなんですけれども、このがん検診推進事業につきましては、対象者数の割には、やはりそれぞれの検診が、受診率、人数が少ないというふうに感じております。24年度と比較いたしますと、乳がんにつきましては受診者数が減っているということがございます。また、この割合を出してみましても、それぞれ子宮がん、乳がんにつきましては約3割、大腸がんにつきましては約15%というようなことでございます。この点につきまして、25年度総括的にどう考えておられるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん検診推進事業の受診率の評価でございますけれども、こちらのほうは対象となる方全員にクーポン券のほうをお配りしまして、期間の間に、それぞれ指定されている機関に予約をしていたら受けられる、そういった検診になっております。検診の方法としましては、受けていただく方の都合に合わせた、ある程度期間がある検診ということで、非常に受診率のほう、向上を期待したところでございましたけれども、事業が始まった平成21年には多少伸びたものの、その後伸び悩みの状態が進んでいるというような状況でございます。こちらにつきましては、今後クーポン券は一巡繰りしたということで、検診を知っていただいたということで対象者についての把握がございますので、その方に対しての受診勧奨等、工夫する中で受診率の向上のほうを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 市として受診率の向上に努力していこうというふうなお考え、またそういった形で25年度の課題を捉えられているということで了解をさせていただきました。早期発見・早期治療が、がんの治療については大変重要でございますので、ぜひ今後とも積極的な取り組みをよろしくお願いをいたします。

続きまして、行政報告書359ページから360ページ、決算書192ページ、ごみ減量推進事業の中で何点かお伺

いたします。

まず、1点目が、使用済み小型家電の回収事業につきましてお伺いをいたします。

行政報告書359ページを見ますと、これにつきましては、平成26年2月から収集を開始したということでございます。これについての市としての評価、どのように捉えておられるのかお伺いをいたします。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 行政報告書359ページ、使用済み小型家電の回収成果についてでございますが、こちらの事業につきましては、昨年度環境省が実施しておりました小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の再商品化事業、提案型事業第3次募集分、こちらに基づきまして事業者と共同して行ったものとなっております。この第3次事業の募集分で、東大和市を含め計8団体が参加をしております、この8団体の回収量全体ということで申し上げますと、回収しました使用済み小型家電につきましては、7,639キログラムとなっております。このうち東大和市が占める割合が31%という状況でございます。その回収した小型家電から回収しました有用資源の回収量でございますが、全体で3,749キログラム、率にいたしますと、有用資源の回収率は49.1%、このようになっているものでございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 東大和が8団体の中の31%ということで、かなり多いのかなというふうに私は思うんですけども、東大和のほうから持っていったものの中でレアメタル等の回収が、うちから回収したものがどれぐらいかというのは把握しておられますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 先ほども申し上げましたとおり8団体となっております、東大和市単独分の量がちょっと把握しにくいという状況となっております。先ほど申し上げました有用資源回収量の3,749キログラムのうち、ミックスメタルという点では925キログラム、占める割合としては24.7%を回収したという状況でございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） こちらの、回収して、それを取り出している業者については、市のほうに知らされているのかどうか、この点について伺います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） この事業につきましては、事業者提案型ということで先ほども申し上げましたが、全8団体という形、それぞれの中に事業者提案をした再資源化事業者のほうから当市のほうに全体報告ということで上がっているものでございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 初めてのお取り組みかと思うんですけども、その中でこれだけの成果が出たということについては、大変よかったのかなというふうに評価をさせていただきます。レアメタル等、非常に貴重な資源でございます、最先端の事業にも使われる物質でございますので、ぜひこれ、リサイクル等、積極的にまた取り組んでいただければなというふうに思っております。

続きまして、同じ359、360ページ、行政報告書の中の古紙回収事業の中で古紙の持ち去り禁止について、これの25年度の対応状況、どのようであったのか、また現在においても、なおこの古紙の持ち去りの事例があるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○環境部副参事（中野哲也君） 行政報告359、360ページの古紙持ち去りの関係でございますが、現状として、資源物収集・運搬禁止命令書という交付を行った事案が2件、昨年ございました。1件は、住民通報によりまして東大和警察のほうに通報が入ったということで、このときは空き缶の持ち去りということで聞いておりま

す。その関係で現場を押さえたということで連絡が来て対応をさせていただいた件が1件、2件目に、市役所職員が早朝のパトロールということで資源物の持ち去りのほうの対応をしていたんですが、そのパトロール中、新聞紙、雑誌等の持ち去り行為と遭遇いたしまして、現場を押さえたということで、2件資源物収集・運搬禁止命令書の交付を行ったところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） そういった形で成果が出ているということで、引き続き御努力いただければと思います。24年度と25年度の、例えば古紙、新聞紙の回収量を見ましても、ふえておりますし、収入済み金額を見ても127万円ほどふえているということでございます。こちらにつきましても市の対応の成果が出ているのかなというふうに考えておりますので、ぜひ今後ともこちらのお取り組みも引き続きよろしくお願いいたします。私も市民の方から、資源物を持ち去ってるよというような御報告もいただくこともございますので、引き続きパトロール等の強化、よろしくお願いをいたします。

第4款の質疑につきましては、以上で終了いたします。

続きまして、第6款の林業費の質疑を行わせていただきます。

行政報告書384ページになります。ファーマーズセンター運営費ということでございます。このファーマーズセンターの中で、特に管理棟の利用状況、25年度どのような利用状況だったのかについてお伺いいたします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 行政報告書384ページ、ファーマーズセンターの利用状況でございます。

25年度のファーマーズセンター管理棟の利用状況でございますが、20回利用がございました。農業委員会の現地打ち合わせとして12回、農業団体の使用が3回、ファーマーズセンターの打ち合わせが2回、それから地元の茶の木台自治会が3回利用いたしました。ファーマーズセンターのロビーにおきましては、農園利用者や広場利用者が休息所として御利用いただいております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 農業委員会等を中心に御利用されてるということで、ファーマーズセンターなので当然といえば当然なんですけれども、ただ1点、私考えますが、このファーマーズセンターの周り、大変市内でも評判の高い公園がございまして、子育て世代の方に伺いますと、あの公園が近くにできればいいねというようなお話もよく聞くとところでございます。ぜひこのファーマーズセンター、利用すべき団体が利用することは当然としても、こういった例えば公園に来られた子育て世代の方が利用できるようなことにならないのかどうか、また子育て世代の居場所として新たに活用できないのかというふうに私思うんですけれども、そういった点について25年度検討されたのかどうか、また今後そういったことを検討する余地があるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） ファーマーズセンターの利用でございますが、管理棟及び広場につきましては、使用基準で定めてございます。ファーマーズセンターは市民農園利用者の施設でございまして、原則として農業団体、農園利用者が使用してございます。25年度につきましては、その他の方の利用については検討はしてございませんでした。農業団体以外の利用者につきましては、使用団体基準等の見直しについて検討、研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） ぜひ御検討していただけるというお話でございましたので、よろしくお願いをいたします。

第6款の質疑につきましては、以上で終了させていただきます。

続きまして、第8款土木費につきましてお伺いいたします。

行政報告書409ページから410ページ、決算書でいいますと208ページになります。道路管理費の中の道路排水管清掃ということについてお伺いいたします。

件数、25年度147ということでした。24年度が173でした。若干少なくなっているんですけれども、25年度の実施状況と、その成果についてお伺いをさせていただきます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成25年度の排水管及び集水ます清掃委託の実施状況でございますが、この清掃委託につきましては、市内全体の雨水対策として実施しているものでございまして、基本的には浸透人孔や水路、U字溝など、毎年必ず清掃を実施しなければならない箇所、そして緊急的に排水管の清掃が必要となった箇所について実施しているものでございます。

この成果と効果でございますが、雨水対策としての成果、効果につきましては、排水管集水ますの清掃により、いち早く集水ますから排水管に雨水を流し、排水管の容量を最大限生かすことによって、冠水を極力なくすことであると考えてございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） そういった事業を組み立てて、実際雨水対策、溢水等がなかったということの御認識であるのかどうかということと、もう一点、行政報告書の410ページを見てみますと、排水管及び集水ますの清掃委託で金額667万円でございます。これ、24年度を見ますと、同じ項目で553万円ということで110万円以上の、25年度については金額がかかっているということでございますけれども、ここの上がった理由について、この2点お伺いさせていただきます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 昨年度溢水状況があったかどうかということでございますが、溢水については、一部ございましたが、この排水管及び集水ます清掃委託については市内全体の清掃ということでやってございますので、全体的な雨水対策として考えてございます。そのほかに、仲原にございます排水管の、大きさが内径2,600ミリの管の清掃も引き続きやってございますので、そちらのほうで溢水対策のほうは進めてございます。

それから、先ほどの平成24年度と25年度で清掃委託の金額が、平成25年度のほうが多いというところなんです。平成24年度と比較しまして114万円弱ほど、平成25年度はふえてございます。これにつきましては、行政報告書の410ページの表をごらんいただきまして、上から3行目が排水管及び集水ます清掃委託ということで667万円ほどなんです。その下に廃棄物処分委託というものがございまして、これも一緒のセットになってございます。こちらは、清掃の中で出ました土砂の処分のものですが、これが202万5,000円余りということで、両方合わせますと869万6,070円になってございます。これを平成24年度と同様な形で見てみますと、平成24年度につきましては、処分費が315万3,000円余りということで、こちらのほうも清掃と職員費を合計しますと868万6,972円ということで、当初予算870万円の中で対応してございまして、平成24年度は清掃金額は少ないんですが、処分費がその分多くなったということで、平成25年度につきましては、それよりも処分費が少なく済みましたので、清掃のほうで金額が多くなっているというところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 同じ予算の枠の中で、それぞれちよっと使い方が違ったということで理解をさせていただきました。

溢水につきましては、さまざまな事業を行っていただいております。引き続き、ぜひこれ、御努力いただきまして、大雨、非常に大きい災害に各市なりつつありますので、ぜひ積極的なますますのお取り組みをよろしくお願いいたします。

続きまして、決算書214ページ、行政報告書429ページの公園管理費の中で、先ほど別の委員からも御質疑ございました公園施設長寿命化計画の策定につきましてお伺いいたします。

細かい内容につきましては、先ほどの御答弁で理解をさせていただきました。この計画を策定したことが、今後の公園の整備に与える影響、効果というものを確認させていただきたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 行政報告書429ページ、公園施設の長寿命化計画でございますが、こちらのほうは94カ所ある公園のうちの半分近くの44公園が、開園から30年以上経過しているという状況の中で、ふだんは職員による遊具等の点検を実施しておりましたが、専門業者をお願いして安全点検を行ったと。その結果をもちまして、危険がある遊具については、修理できるものは即時修理というような形で対応し、できないものは使用禁止という形をとらせていただきました。

今後におきましては、地域に合わせた公園づくりに向けて検討をする必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 危険遊具につきましては、使用禁止というものがあつたということで、その遊具の更新がどのように今後なされていくかということが、まず1点。

もう一点が、私ども公明党は上仲原公園の防災公園化、これを訴えさせていただいておりますけれども、この計画の策定によって、それがどう進んでいくのか、その点についてどのようにお考えを持っていられっしゃるのかお伺いいたします。

○環境課長（関田孝志君） 公園の遊具の更新の考え方でございますが、現在配置されている遊具をそのまま交換するというのではなくて、現在公園が必要とされている遊具、こちらのほうは設置するというほうが望ましいというふうに考えてございます。ですので、今後公園の最適化を含め、検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、上仲原公園の件でございますが、こちらのほうは現在総合公園というような形で設置してございます。地域防災計画では、広域避難場所という形で指定されてございます。このようなことから、平成26年度につきましては、上仲原公園にマンホールトイレの工事を実施しているところでございます。広域避難場所としての機能の充実に努めているところでございます。

今後におきましても、さらなる充実に向け、努力してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 上仲原公園の防災公園化につきましては、着実に一步一步整備をされているというふうに理解をさせていただきました。引き続き御努力をぜひよろしくお願いをいたします。

以上で、第8款の土木費につきましての質疑を終了させていただきます。

続きまして、第9款消防費の質疑を行わせていただきます。

決算書224ページの災害対策事業費で、行政報告書でいきますと447ページから457ページの点につきましてお伺いいたします。

まず、1点目が、449ページの自主防災組織の育成等についてお伺いいたします。

25年度のこの育成状況の成果をどのように認識し、評価しておられるのかお伺いいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 行政報告書449ページの自主防災組織の育成の成果でございますが、こちらにおきましては、市内の自治会等からの依頼によりまして防災講話を実施したり、また各自治会から及び自主防災組織協議会が実施しました防災訓練に参加しまして、訓練使用物資の提供を行ってまいりました。32団体に延べ37回実施してございます。また、自主防災組織にスタンドパイプセット等の防災資機材を貸与いたしました。組織の育成につきましては、自主防災組織の手引きを活用しまして、未結成の自治会等に対して周知を図りました。

平成25年度は2団体の結成をサポートし、平成26年3月末でございますが、自主防災組織は34団体となっております。平成26年度も、防災モデル地区事業や研修会を通しまして、未結成の自治会等に対しまして周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 共助の非常に重要な組織となると思いますので、ぜひ今後とも御尽力をよろしく願いいたします。

続きまして、風水害等の対策でございます。

25年度発生いたしました大雨・大雪災害、大変大きなものがあつたわけですが、これらをどう総括されておられるのかということが1点と、その教訓を今後どのように生かしていこうというふうに検討されたのか、この2点についてお伺いをいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 大雨・大雪災害の総括ということでございますが、平成25年度におきまして、大雨は6月から10月までの5カ月間で合計9回ございました。警報が発令されましてから職員が出動し、情報連絡体制をとりまして、被害の状況によりまして、その後災害対策本部を設置し、対応を図ったものでございます。

また、大雪につきましては、ことしの2月、合計2回ございましたが、この大雪では2回目は総積雪量が60センチメートル以上となる災害となりました。朝方からの雪の降り始め、またそのときには大雪注意報でございましたが、夕方近くから大雪警報が発令され、翌日市では災害対策本部を設置し、除雪等の対応をしたものでございます。

今後の取り組みでございますが、大雨につきましては、引き続き気象情報等の情報をしっかりと取り入れまして、情報連絡体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。また、大雪の関係でございますが、こちらにつきましては、昨年度交通の麻痺が起きるほどの状況が発生したことから、除雪対応につきましては問題点を洗い出しまして、重機の確保や交通規制の方法、集積した雪の置き場ですとか、さまざまな状況を想定した上で対応策を検討していくことが大切であるというふうに考えてございますので、今後も関係機関と連携を図っていくことが大切であるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） きちんとその教訓を引き出して対応しようというような姿勢だというふうに理解をさせていただきました。市民の方からもさまざまなお声があつたかと思います。ぜひそういったお声を生かしながら、今度来る冬、毎年あの大雪が来るとは限りませんが、いざそうなったときに、ぜひ迅速な対応をしていただけるようによろしくお願いいたします。

続きまして、行政報告書454ページになりますでしょうか、災害備蓄品の拡充について、25年度の拡充の整

備状況についてお伺いをさせていただきます。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 災害備蓄の拡充の件でございますが、こちらにつきましては、平成25年は平成24年度に修正しました地域防災計画の新被害想定に基づきまして、災害対策用の備蓄食料の増強を新規分としまして3,110食を増強いたしました。また、市内各小中学校への児童・生徒及び教職員用の備蓄食料を9,490食を配備いたしました。25年度では合計で1万2,600食を増強したものでございます。また、平成25年度末におきます備蓄食料でございますが、こちらにつきましては8万4,980食を備蓄してございます。今後につきましても、計画的に備蓄を進めてまいります、あわせて各家庭でも備蓄につきましても啓発をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） ぜひ引き続きよろしく願いいたします。食料等が一番重要な点でございますので、その点につきまして整備をされたということ、大変評価をさせていただきます。あわせて、その他の備品につきましても適宜御検討いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、行政報告書457ページの防災モデル地区事業についてお伺いいたします。

25年度のこの事業の実施状況とその成果について、どう捉えておられるのかお伺いいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防災モデル地区事業でございますが、こちらにつきましては、防災モデル地区事業を設定しました地域におけます防災上の課題の発掘及び市民の防災意識の向上を目的に実施してございますが、平成25年度におきましては、上北台地区の方々を対象にしまして、災害イメージの訓練と避難所運営訓練を実施してございます。上北台地域におきましては、自治会の組織された区域と自治会の未結成の地域がございます。それぞれの地域から御参加をいただきまして、地図上で防災の課題を確認したり、避難所の設営や運営について検討をいただいたものでございます。自治会がなくても自主防災組織を立ち上げていただけるような機運がありそうでしたので、市としてもバックアップをしていきたいというふうに考えてございます。平成26年度は仲原地区を予定してございますが、防災モデル地区事業を展開したいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 今自治会のないところで自主防災組織を立ち上げる機運が盛り上がったということで、事業の効果が出てらっしゃるのかなというふうに評価をさせていただきます。特にDIG、HUGにつきましては、私ども公明党もぜひ推進していったほしいということをお願いしているものでございましたので、引き続きこの防災モデル地区事業にも力を入れていただければというふうに思います。

それでは、最後に同じ457ページの防災フェスタにつきましてお伺いをいたします。

今回初めてこういった防災フェスタを開催をしていただきましたけれども、その実施状況と、あとその成果についてどう捉えておられるのかお伺いいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防災フェスタの取り組み状況と成果でございますが、防災フェスタにつきましては、東日本大震災により犠牲になった方々への追悼の意をあらわすとともに、市民の防災意識の向上をさせることを目的に実施しました。過去2年間におきましては防災講演会を実施しておりましたが、25年度については、都立東大和南公園との共催によりまして、都立東大和南公園運動場におきまして、来場者数1,287名、関係機関、防災関係機関でございますが、11団体、市内の一斉避難訓練参加者団体20団体284名の方々に参加いただきまして、体験コーナー、展示コーナー、炊き出し、飲食コーナー、また子供さん向けのコーナーも実施

したものでございます。

今後につきましても、東日本大震災を風化させないためにも、また市民の防災意識の向上を図るためにも計画してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 東日本大震災の教訓をぜひ風化させないという1点、この点、ぜひ大事なことでありたいというふうに思いますので、引き続きお取り組みをよろしくお願いいたします。

以上で第9款の質疑を終了いたします。

○委員（東口正美君） 引き続き第10款教育費の質疑をさせていただきます。

まず、471ページ、就学時健康診断の結果についてお伺いいたします。

13番のアレルギー疾患が圧倒的な数で挙がっておりますが、このアレルギー疾患に対する対応をどのように行っておりますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 行政報告書471ページ、就学指導事業の中のアレルギー疾患全般への学校の対応についてでございますが、新1年生の就学時健診の際に保護者から提出していただくアレルギー疾患調査票をもとに、学校生活で特別な配慮が必要かどうかの確認と、特別な配慮が必要な場合には学校生活管理指導表を提出していただきまして、家庭と学校が情報共有を図れるように取り組んでおります。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 調布市の悲しい事故を受けまして、本市としても取り組みを行っていただいていると思うんですけども、特に食物アレルギーにおけるアナフィラキシーショックに対する対応はどのようになっていますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 特に食物アレルギーへの対応についてでございますが、昨年8月に東大和市立小中学校アレルギー疾患への対応マニュアルを改訂いたしまして、国や都のガイドラインの内容を盛り込んだ改訂版を作成いたしました。その中では学校給食における禁止食材の指定、また平常時の事故防止、また緊急時の対応の周知徹底を図れるよう、学校のほうにも訓練体制、指導体制の強化を図っております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 特にエピペンに対する対応は、学校のほうではどのようになっていますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） エピペンへの対応ですが、平成25年度から初任者宿泊研修のプログラムの中にも取り入れております。また、学校保健連絡会でアレルギー専門の学校医による研修、また東京都主催の研修会なども活用しております。このマニュアルにのっとりまして、各学校、緊急時を想定した校内訓練、またエピペントレーナーを実際に校内研修で使う等、しっかりと対応を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 命にかかわることですので、実践を通しての訓練をしていただいているということで大変に評価しております。

続きまして、478ページ、少人数学習についてお伺いいたします。

この少人数学習は本市では随分定着をしてきておりますが、平成25年度、子供たちの基礎学力向上のためにどのような効果がありましたでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 行政報告書478ページ、少人数学習指導員についてでございますが、学校のほうでは学校の実態に応じまして、小学校では主に算数、中学校では数学、英語になりますが、都のほうの加

配教員というのもありますが、それとの学年を分けてみたりとか、特に重点的に指導しなければいけない学年に配置をしたりして、よりきめの細かい指導が行えるように実施をし、徐々ではありますが、効果を上げてい
ると考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） この少人数学習についての今後の課題がございましたら、お教えください。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今後の課題についてでございますが、まず毎年お話をしているところで、なかなか指導員が見つけないということがございます。教員免許を有している者ということがありますので、やはりしっかりした人を配置をしたいと考えておりますので、さらに募集を工夫をして、この事業を進めてい
きたいと考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 続きまして、その下の2番、学校図書館指導員につきましてお伺いいたします。

この学校図書館指導員も2名ほど欠員がございまして、この状況は望ましくないと思っておりますが、いかが
でしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 行政報告書478ページ、学校図書館指導員の配置についてでございますが、今委員がおっしゃられたとおり、なかなか全校配置に至らないというのは大きな課題であると考えております。平成25年度からは毎月募集をホームページに掲載をいたしまして、できるだけ募集をするようにしております。また、司書や司書教諭の免許が取得できる大学にポスターを配布をするようにしていただくこともお願いをして
きました。また、学校図書館協議会への働きかけもしておりますが、残念ながらここについては、本市の要綱よりもう少し時間がないと募集をかけていただけないということもありますので、今後の研究とさせていただ
きたいと思えます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） この少人数学習、また図書館の司書教諭の配置というのは、小学校で学力を上げるために多
面に効果があるというふうに思っておりますので、人材の確保に今後とも努めていただければと思います。

もう一点、学校図書に関しましては、調べる学習コンクールへの応募状況をお教えください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 調べる学校図書館コンクールでございますけれども、平成25年度の応募
状況は、小学校からは46点、中学校からは15点、合計61点の応募がございました。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。夏休みの宿題を多分提出していただいていると思うんですけれども、このような取り組みにも司書の先生にも御協力いただき、子供たちにとってよりよい学習環境の提供を
よろしくお伺いいたします。

続きまして、488ページ、教育センター運営事業についてお伺いいたします。

これは、4番のスクールカウンセラーの配置についてお伺いいたします。

25年度より都配置で1人、市配置で1人ということで、各学校2名ずつ配置ができる状況となりましたが、この効果はいかなるものでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 行政報告書488ページ、スクールカウンセラーの配置についてでございますが、東京都からも全校配置、しかも市からも入れているということで、子供たちが、週に2回ですが、相談室
に通っていろいろな話ができる。これがいじめや不登校の改善に有効だと考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 東京都配置のスクールカウンセラーと市の配置のスクールカウンセラーの違いというのはあるのでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 東京都のスクールカウンセラーは年間35回配置ということになります。市のスクールカウンセラーは年間50日を目標に配置をしているということで、この点につきまして、市のスクールカウンセラーが相談室にいる期間が多くなるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 取り扱い業務の内容や待遇面での差は、どういうふうになっていますでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） まず、業務ですが、基本的には子供、それから保護者の相談に応じるということは変わりはないんですが、一つだけ、東京都のほうのスクールカウンセラーは教職員の悩み相談には要綱上応じられないということがありますので、この点に関しましては、市のスクールカウンセラーが担っているところだと思っております。

続きまして、待遇面ですが、恐らく時間単価ということになるかと思うんですけども、東京都のスクールカウンセラーは時間単価約5,500円、市のほうのスクールカウンセラーは時間単価1,800円となっております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。そのことも踏まえて、学校ごとの相談件数、（3）の相談件数のところですけども、相談件数に差があることと、また保護者からの御相談もありますけれども、教員からの御相談もかなりの数に上っているという、この数字をどのように考えておられますでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） データ上はこのような数字になっておりますが、特に小学校なんですけど、相談室に集団で入ってスクールカウンセラーの方とお話をするというものをカウントしていないというのも実はありまして、ただしその中に相談に値するものであればカウントをしておりますので、ここ数年で子供たちが相談室というもの、それからスクールカウンセラーというものを認知するようになったということは非常に効果があると考えております。

それから、配置がやはり進まないということは、先ほどの何点かと同じなんですけど、今後の課題と捉えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 先生方の相談も多い中で、やはり四小と五小で市の配置がないということですので、やはりこの辺の改善は人材確保という面で、待遇面を変えていけばそこができるのか、検討の上、今後のさらなる取り組みを期待しております。

続きまして、529ページ、放課後子ども教室推進事業についてお伺いいたします。

この放課後子ども教室、25年度の拡充状況をお教えてください。

○青少年課長（中村 修君） 行政報告書529ページ、放課後子ども教室の事業についてでございますが、拡充ですが、24年度と比べまして、放課後子ども教室への登録児童数が6%、開催日数が50日、参加児童数が994人の増となっております。これにつきましては、一小、二小、四小、六小、八小の小学校で対象学年を引き上げて実施したことだと考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 24年度の全校開始から、さらなる拡充が進んだというふうに理解をしております。子供

の放課後に関しましては、この放課後子ども教室だけではなく、今後学童保育も含めて総合プランが立てられると思いますが、よりよいプランができることを望んでおります。

以上をもちまして教育費の質疑を終了いたします。

○委員長（関田 貢君） 以上で公明党の質疑を終了いたします。残り時間は24分45秒です。

次に、日本共産党の質疑を行います。持ち時間は42分15秒です。

○委員（森田真一君） それでは、4款衛生費から質問をさせていただきます。

行政報告書351から352ページになりますが、公害対策費、2点お伺いしたいと思います。

一つは、交差点における二酸化窒素濃度調査並びに主要地方道路騒音・振動・交通量調査について、桜街道、富士見通りの交差点での実施がないが、必要性についてはどのように認識をされてきたのでしょうか。3市共同資源化事業にも関連して、大型施設が集中してきた同交差点付近の住民からも、建設前から既に大気汚染等の苦情が寄せられているんですが、認識をお伺いしたいと思います。

それから、2点目、立川飛行場の航空機騒音に関してですが、これまでの答弁でも十分な高度を維持することを遵守されるよう要請をしてきたというふうに答弁をされてきたかと思いますが、これが遵守されているかどうかということの確認をとられているのかどうか。

また、2回の騒音調査で24年度の調査時と比べて改善がされているのかどうか、どう考えているか、また市民から騒音の苦情等は、この間あったかどうかについてお伺いします。

○環境課長（関田孝志君） 行政報告書351ページ、二酸化窒素濃度、また騒音振動の調査でございますが、こちらのほうについては、まず二酸化窒素濃度の測定というのは、市内を1キロのメッシュに切って、それぞれ中心付近で直接排ガス等の影響を受けない交差点以外の場所ということで選定をさせていただいております。また、主要地方道路騒音・振動・交通量調査、こちらにつきましては、主要幹線道路の代表的な交差点を選定し行ってございます。

近隣の苦情については、直接環境課のほうには来ていないところでございます。これらのことから、現在桜街道、富士見通り、ここの交差点については予定をしていないという状況でございます。

続きまして、行政報告352ページ、航空機の騒音、高度についてでございます。

まず初めに、高度につきましては、今年度陸上自衛隊の立川駐屯地主催で行われている立川飛行場環境対策会議、こちらのほうに私、出席いたしまして、自衛隊、また東京消防庁、警視庁と各航空隊のメンバーが集まっている中で高度の厳守、また飛行回数の減少ということでお話はいただいているところでございます。

また、騒音等については、こちらの表に、行政報告のほうに2日間ほど測定をお出ししてございますが、両日とも飛行回数、騒音曝露時間など、減少しているというふうに数値が見てとれるかと思えます。

私のほうからは以上でございます。

○委員（森田真一君） ありがとうございます。

それでは、行政報告書の358ページになりますが、ごみ減量推進事業について伺います。

この間、ごみ減量についてどういう努力が行われてきたかというのを簡単に御説明いただきたいと思うんですが、前年度と比べて1人当たりの排出量、どのように変化しているかということも教えてください。

また、コンポスターの貸し出しや、また段ボールコンポストの提供など、いろいろされたかと思うんですが、これらから類推できる、普及率と言ったらよろしいでしょうか、これが大体どれぐらい見られるかということも、わかりましたら教えてください。

○環境部副参事（中野哲也君） 行政報告358ページに関する質疑でございますが、まず1点目の廃棄物の排出状況の年度比較というところでございます。

昨年は1人当たり1日の排出量が750.9グラムというふうな形で把握しているところでございますが、平成25年度の関係では761.5グラムということで、プラス10.6グラムふえている状況でございます。

それともう一点、生ごみの関係のコンポスターでございます。

普及世帯数や普及率についてでございますが、コンポスターにつきましては、個人で購入される方も多くおられますので、市の貸し出しだけで普及率などを網羅するところはなかなか難しいところでございますが、現状として交付要綱などを定めて事業化したのが平成8年からでございますので、コンポスターの無償貸与の件数を申し上げたいと思います。平成8年からの累計として461件の貸し出しを行っております。また、今年の7月7日のシンポジウムで参加された方に段ボールコンポストを配布させていただきましたが、そちらのほうの実績数として200個を配布させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） ありがとうございます。

それでは、行政報告書358ページのごみ処理事業費について伺います。

ごみ収集量は前年と大体横ばいぐらいというふうに見受けられますが、小村大衛生組合や多摩広域資源循環組合の負担金が減っているようですが、これはどういった理由になりますでしょうか、教えてください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 行政報告書358ページ、ごみ処理事業費でございますが、小平・村山・大和衛生組合の負担金が減少している主な要因といたしまして、当初予算ベースで見ますと、平成24年度は財政調整基金を一部取り崩して入れている関係で8,797万4,000円、それが25年度は財政調整基金からの取り崩しで1億8,665万2,000円ということで、1億円ほど基金取り崩し、繰り入れた額が多いという状況でございます。

以上です。

○委員（森田真一君） 3市共同資源化事業についてお伺いしたいと思うんですが、これまでも市は周辺住民の方々の理解を得る独自の努力もしていくということを常々御答弁されているところなんですけれども、決算書や行政報告書では、これは具体的にはどういうふうに表示されるのかというのが、読んでよくわからなかったんです。これについてはどういうふうにされてきたのかということをお伺いします。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 3市共同資源化事業についてでございますが、現在のところ、委員も御承知のように事業費については市単独で予算化等を行っているところにはございません。4団体でと申しましても、実際には小平・村山・大和衛生組合、こちらのほうが事務局となっております。平成25年度におきましては、3市共同資源化事業基本構想（案）の作成委託業務ということで、同組合のほうの予算執行で行われているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 冒頭で申しました交通量等のこともございますので、そういったことも含めて、ぜひ積極的に行っていただきたいと思います。

以上です。

○委員（西川洋一君） 第5款労働費の関係です。

決算書196ページの中小企業勤労者生活資金融資事業費ですが、この事業費は市内中小企業に働く勤労者が一時的に出産あるいは冠婚葬祭、医療などで出費の際、それを助ける制度として有効な制度と思いますが、こ

このところ一向に利用がありません。ついては、現実には相談があるのかどうかお伺いします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 決算書197ページの中小企業勤労者生活資金融資事業でございますが、ここ数年利用者はございません。問い合わせにつきましては、25年度に3件ほどございました。この3名の方につきましては、融資先である労働金庫立川支店のほうに事前に連絡いたしまして、迅速に対応できるようにお願いしてございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 現実には相談があつて利用できないということですので、これはこれまでも議論の中でいろいろ課題がクリアできないでいるという答弁でした。引き続きクリアできてないということなので、ぜひ課題クリアで頑張ってくださいと思います。

次に、行政報告書373ページの就職情報室事業、これは費用はかかってないわけですが、ここでは年金の支給開始が25年4月1日以降に60歳以上になった人は無収入になるということがあつて、それに対応するために、国は一定の法律をつくっています。そしてそれに対して事業所が対応しなければならないということにもなっています。これは国の事業だからということで市がほっとくんでなくて、やはり市内の勤労者、市民のことですので、適切な対応を事業者にも伝え、そしてまた市民にも伝える。こうした情報を伝えていく上で、この情報室の活用は大変重要かというふうに思いますが、25年度これはどうなったでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 行政報告書373ページ、就職情報室事業でございます。

25年度につきましては、パンフレット等は取り寄せてございません。就職情報室と連絡をいたしまして、雇用促進用のパンフレット等を取り寄せまして、今後産業振興課あるいは就職情報室の窓口のほうに配布をさせていただきますと思いますので。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 5款の質疑は以上です。

第6款に行きます。

決算書の199ページで農業振興対策事業費のうち、認定農業者支援事業が事業費において前年から約2倍になっております。この主な前進面は何だったのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 決算書199ページ、農業振興対策事業費の認定農業者の関係でございます。

こちらの金額の増でございますが、認定農業者支援補助金の利用者の増加でございます。24年度が8名でございました。25年度につきましては13名となりました。農機具等の購入の補助を行っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） この事業は認定農業者がこれからの農業を背負っていく人ということで大変重要な事業ですので、たしか施政方針の中でも市長がこの問題で、重視しますと。これが一定あらわれたのかどうかわかりませんが、費用が増加されていると。引き続き強化をお願いしたいと思います。

第6款は以上です。

第7款商工費です。

決算書の203ページ、商工振興対策事業費です。このうち住宅・店舗リフォーム助成制度についてです。

この制度は、住宅関係のリフォームについては、引き続き件数及び金額とも伸びていて好調だと。しかし、店舗においてはほとんど利用がありません。この店舗の関係をどう見ておられるのかお聞きます。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 住宅リフォームと店舗リフォームは、同一条件で補助をしてございます。25年

度は利用者がなかったということで、このような結果になりました。今後市報、ホームページ等でさらにPR
しまして、この制度が利用できるような形で行っていきたいと思います。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） この年度は、ヤオコーの出店もありました。中小業者に対する影響も非常に大きく出て
いて、店舗も改善して、もっと頑張ろうという意欲の面でちょっとそがれているかなんていう感じもするん
ですけど、こうしたこととあわせて、市のほうでは現実に商工業者のほうへ足を運んで、いろいろ御意見を聞
いているかとは思うんですけども、その中から幾つか紹介をいただければと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 大型店舗に対する市内商店街の影響についてでございますが、担当職員が各商
店街を回りまして、店主より事情を聞いております。また、商工会職員とも定期的に商店街を回りまして、
実情を把握してございます。その結果、店舗数の減少とか売上減少、店主の高齢化、後継者不足、健康不
安などの状況について把握することができました。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 把握できた結果は後ほどゆっくり聞くとして、次は決算書の203ページの融資事業費で
す。

これも業者の方が、景気が悪い中でお金も借りて頑張ってやろうという意欲があれば、資金も借りて頑張る
ということになるんだと思うんですけども、この数年どんどんどん落ち込んできているというのが現状
です。20年度と比べて25年度は件数で3分の1、融資額で4割近く減っているという状況です。このところを
市はどのように判断しておられるのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） リーマンショック以来、景気が悪化いたしまして、不況対策特別資金等の申請
が伸びましたが、その後運転資金の需要等も伸びております。しかしその後、不況対策特別資金等の減少があ
りまして、合計額が減少してございます。

減少した理由といたしましては、小規模事業者の高齢化とか後継者不足、健康不安等がございまして、そち
らが融資の減少があった理由ではないかと考えられます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 市内中小事業者商工業者の衰退は、まさに市の衰退にもつながっていくものですので、
市としてのこの施策での積極的な推進をお願いしまして、7款を終わります。

○委員長（関田 貢君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時29分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（森田真一君） では8款の質問をさせていただきます。

決算書は207ページになります。交通安全自転車対策事業についてお伺いしますが、これまでも市民の方か
ら市営駐車場について、街灯が少ないとか、砂利になっていて足元が危ないとか、自転車が折り重なって、入
れるのも出すのも大変だとか、いろいろ多く苦情も寄せられていたところだと思うんですが、25年度中でど
のような改善が図られていたかということについてお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 決算書207ページの交通安全自転車対策事業でございますが、先ほど委員がおつ

しゃられましたように平成25年度における市民の方から、駐輪場が狭いとか、それから駐輪場が混雑していて、なかなか自転車が出せないだとか、そういうような苦情等、要望等をいただいております。そのような中で、駐輪場において実施してきたことですが、4点ほどございます。

まず、1点目が、駐輪場のフェンスに自転車安全利用五則を表示した看板を主要な駐輪場に設置し、安全利用の促進を図ってまいりました。

2点目としまして、原付バイクの駐車位置をきちんと整列できるよう、区画の整理を実施しました。これにつきましては、武蔵大和駅でございます。

3点目につきましては、収容台数の少ない駐輪場から収容台数の多い駐輪場へ誘導する看板を設置し、余裕のある駐輪場への移動を促したということで、これは桜街道駅についてでございます。

最後に駐輪場が満車になった時点で満車の表示の看板を出しまして、周知するようにしました。

以上でございます。

○委員（森田真一君） ありがとうございます。

道路管理費及び市内道路改良事業費については、他の議員からも御質問ありましたので、これは御回答いただいたものとして割愛をさせていただきます。

決算書の211ページ、交通安全施設事業費についてなんですが、詳細な資料もいただきまして、ありがとうございました。拝見したところでは、道路の補修ですとか、また冠水などについては極力対応していただいているようで、御努力の跡が見受けられるかと思います。

その一方で、カーブミラーですとか信号機の設置の要望については、件数も比較的少ない割には、なかなかお話は伺ったものの、結果としては着手しなかったというものが幾つか見受けられるんですが、この差については、どうしてこういうことになったのかというのも教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 決算書211ページ、交通安全施設整備事業費についてでございますが、カーブミラーにつきましては、要望件数が9件ございました。9件のうち、設置に至ったのは3件でございました。交差点の状況におきまして、視距が確認でき、カーブミラーを設置するまでには至らず、停止指導線や交通立て看板の設置、枝木の剪定などで対応したものがございまして、実施できなかった6件につきましては、このような理由からでございます。

なおこの6件のうち1件につきましては、今年度、この10月に設置することが可能となりました。

信号機につきましては、東大和警察署と協議した中で、7件中全て実施に至りませんでした。いろいろ警察署と調整してきた中ではございますが、交通量の状況や隣接信号機が近いとか、道路の構造上の問題、そういうことがございまして、実施には至らなかった結果でございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○委員（尾崎利一君） 第9款、1点目については他の委員の質疑と重複しますので、割愛します。

2点目、消防費等補助金ですけれども、これはなかなか画期的な補助金だと捉えているわけですが、決算書や行政報告書に記載がありませんので、こういうものについては記載をするよう要望して、私の質疑を終わります。

○委員（西川洋一君） 私は第10款の質疑です。

初めの決算書237ページの小学校環境整備事業費は、芝生の維持管理料について聞こうと思いましたが、こ

これは歳入のところで他の委員が質疑しておりましたので、省略します。

2つ目は、237ページの就学援助事業費です。

これは、資料を出していただきました。この資料では、三多摩26市の中で東大和市の水準がどうなのかというところを見たかったんですけども、何か比較が大変細かくて難しいようなので、もう少しこれはちょっと調べたいと思います。

それから、この項では、もう一つは保護者負担軽減策の件です。

学用品費等の支給額があります。また、移動教室費及び支度金、修学旅行費及び支度金などがあります。学用品費等の基準が決まってから、もう随分年数がたっているんじゃないかと。何年ぐらい前にできて今日に至っているのか。それから、また移動教室については、平成20年度から支度金2,000円あったのが廃止となっております。この時節、廃止になったままということでもありますけれども、やはり消費税の値上げその他、諸物価の件もあります。改善の方向で、つまり保護者負担軽減の方向で見直す必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 決算書237ページ、241ページ、就学援助費事業にかかわるお話ですが、これまでも国の基準単価に沿って、保護者の教育上の負担の大きい費目である修学旅行や移動教室、新入学学用品費、給食費等を支給しておりますので、現状では支給費目の増額の見直しは難しいと考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） いつからかというのは後ほど答えてください。

次のところへ行きますけど、決算260ページの体育施設費で、これは警視庁グラウンド及び自治大学校グラウンドの使用実績が行政報告書では載っております、4回ということで載っています。これは申し込み数との関係でどうだったのか、それから利用団体はこの件についてどのような御意見があるのか、つかんでいれば教えてください。

それから、上仲原公園のテニスコートがこの年度にオムニコート化されました。この件についても、利用市民の声及び利用実績、これがどのようにになっているか教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 決算書260ページ、体育施設運営費の中の警視庁、自治大学校グラウンドの利用の件でございますが、利用に当たっては、特に回数制限をいたしているわけではございませんので、団体からの要請に基づきまして、全て対応いたしましたところでございます。また、御利用された団体からの声でございますが、手入れの行き届いた芝生のグラウンドでプレーができてよかったというようなお話もいただいております。

次に、改修を行いました上仲原テニスコートの件でございますが、御利用いただいた声といたしましては、近隣市に比べ、比較的安価で砂入り人工芝のコートが利用できてよかったと。あるいはフェンスも含めて改修が行われ、見違えるようだとお褒めの声を数多くいただきました。また、利用率につきましては、改修前の平成25年度は平均で約61%の利用率でございましたが、改修後の現在は、ほぼ利用が埋まっている状況でございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 戻りまして、学用品費等の現在の基準になったときから、今どのくらいたっているか教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 申しわけございません。常に国の基準単価ですので、消費税率等変更があった、

今回もそうですが、国の基準の単価が変わったときにはそれにあわせて支給金額も変えているということで、学用品費の項目がいつからかについては、今手元に資料がありません。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） それでは、消費税率の件などあり、改善の方向での見直し、これはぜひお願いしたいと思います。

グラウンド等の使用については、積極的な対応で利用者が喜んでいてということで、回数もこれからふやす方向で努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（関田 貢君） 以上で日本共産党の質疑を終了いたします。残り時間は12分と5秒です。

次に、やまとみどりの質疑を行います。持ち時間は38分20秒です。

○委員（床鍋義博君） それでは、質疑させていただきます。

まず、第4款の行政報告書353ページ、公害対策事業のところでは航空機騒音調査です。

昨年お願いをした5時以降の騒音に対しての調査をしていただき、ありがとうございます。その数値を見ますとゼロ件というふうになっているんですけど、これ、私が実際に、要はそのコースの真下のところに住んでるので、わかるんですけども、ちょっと実態と違うかなという感じがしてるんですけども、これ、コースを確認すると、ちょうど東京ユニオンガーデンのあたりで方向を変えて、玉川上水のコーシャハイムの上あたりをちょうど飛んでいくんですね。そこから逆に、今度そこから向かってくるコースと、そういうコースになっている。予想するに、このあたりは昔、基地跡地ですから、その上を、一番迷惑がかかからないところを飛んだのにそういう線引きをしたんだろうと今思うんですけども、実際には今住宅地帯になってたり、特養があったり、学校もあったりと、一番騒音に対して余りふさわしくない場所になっているのかなと思うんですけども、そのあたりを含めて、高さもすごく、大体40メートルぐらい当時よりは高くなってる、14階だと。そうすると、そのことも含めてコースの設定の見直しとか高さの見直しとかも含めて、そういったことは話し合っているんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 行政報告書353ページ、航空機騒音についてでございます。

実際、当日、10月30日及び3月28日、この両日については、体育館の屋上で確認できる航空機の飛来がなかったという状況の報告でございます。

また、飛行コースの変更等については、現在変更に向けてとかの検討等はなされていない状況でございます。以上でございます。

○委員（床鍋義博君） コースの話ですけど、やはり騒音調査するときにはコースの真下でやらないと、真下の人たちの感じ方ってわからないと思うので、もし市の施設が真下にならなければ、例えば民間のマンションのところを借りるとかという形で、ちょっとそういうことも考えたほうがいいのかなというふうに思うので、そういったことも検討をお願いをしたいのと、あと今現在そういった状況の変更があったという、そういうことを話し合っていない状況なんですけども、これらも含めて、やはりコースを設定したときから大分変わっているわけですから、次年度に向けて、そういったことを検討していただけるようお願いをして、次の質疑にします。

行政報告書357ページの同じく公害対策事業で、放射線量の測定です。

これは臨時職員を雇用して進めてると思うんですけども、この金額は年間で幾らかかっているのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 行政報告書357ページ、放射線の測定でございます。

こちらの臨時職員につきましては、357ページの（５）番にあります食品放射性物質簡易検査というところの職員を雇用しているものでございます。７節の賃金につきましては、148万8,550円が使われているところで。そのほか、社会保険料が19万4,437円、そのほか消耗品費が若干というような形での実施となっております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） この財源というのは、これは一般財源ですかね。ほかの自治体の中では、こういう放射線に関する調査費用等は東電に請求しているということも伺ってますが、まず一般財源なのかどうか。仮にそうであるのであれば、今後そういったことを請求を東電にするのかしないのか、そういう話があるのかどうかということを教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 財源につきましては、社会保険料、賃金ともに特別交付税に算定しているということなので、東電のほうには請求はしていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 答弁漏れしてます。今後のこと。

○企画財政部長（並木俊則君） 財源のことですので、私のほうから御説明いたします。

今の賃金、社会保険料等は、算定しまして、地方交付税の中の特別交付税で算定がされますので、25年度の部分につきましても、地方交付税の中の特別交付税でほぼ全額算定をされております。ということで、財源としては国から来ているというような形になります。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） じゃ東電には請求しないということですね。ということで確認をしました。

じゃ、次、行政報告書の360ページ、ごみ減量推進事業の中の資源物の再利用のところで、先ほど他の委員からも質問があったんですけども、積算のやり方をちょっと確認したいんですけども、まず４番の（１）のところ、例えば容器包装プラスチックのところの金額、支払額、容器包装リサイクル協会に支払っている45万48円と、（２）番のところの資源物売り払い及び収入状況の中の再商品合理化拠出金で、こっちは収入のほうですよ。これが407万9,719円というふうになっています。これを、これから先ほどの45万48円を引いて、キロ数、容器包装プラスチックの引き渡し数量の93万7,590キロで割るという形だと、１キログラム当たり3.8円というふうに出るんですけども、この積算のやり方で、これでいいですかね。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 行政報告書360ページ、容器包装プラスチックの件でございますが、おおむね計算としては、そういう形になろうかと思うんですが、ただ行政報告書の上段の表のこちらにつきましては、25年度の支出額としての45万円、それと下段のほうの歳入につきましては、合理化拠出金につきましては、24年度の分を25年度に歳入したとなっております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） ということは、前の年から、こっちの容器包装リサイクル協会に支払った金額を持ってくれば正しい金額が出るということで間違いないですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） トン当たりの単価を出すとなれば、そのような形になります。

以上です。

○委員（床鍋義博君） そのような形で、次年度からはちょっと聞いてみようかなと思うんですけど、今年度一

応私の先ほど言ったやり方でやると、ことしがキログラム当たり3.8円で、容器包装プラスチックですね。24年度は4.9円になって、ここでもかなり、10%以上下がってます。同じようにペットボトルも積算すると、キログラム当たり24年度では44.5円、パーキログラム当たりですね。25年度は1キログラム当たり38.6円と、これも下がってると。全体的な傾向としては見ることはできると思うんですけども、これは経年で見た場合に、この容器包装協会から来る収入金額というのは、そういう傾向にあるというふうに考えてよろしいですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ここ数年の傾向を見ますと、今委員からお話がありましたとおり、トン当たり単価に換算した場合、下がっているという状況がございます。ただ、今後はどうなるかというところは、また多少微妙な部分はあるかと思うんですが、ただ24年度から25年度に至る過程の中で、それぞれペットボトルも容器包装プラスチックもトン当たり単価というのが下がっているのは事実でございます。原因としましては、容器包装リサイクル協会へ引き渡している全体量と、全体量にかかわる落札状況等を見ていかなければならないという点がございまして、ペットボトルにつきましては、24から25にかけまして落札数量が19万7,000トンから11万トンへ大きく量が減っていることと、あとは落札単価、こちらのトン当たり単価が、比較いたしますと2万7,610円、大きく落っこちているという状況がございます。したがって、ペットボトルは減少してしまっているかという結果があらわれています。

それと、容器包装プラスチックでございますが、こちらは、落札単価についてはそれほど大きい変化はないんですが、落札数量のほうを24年度と25年度を比べますと1万4,000トンふえています。量がふえたことで単価が下がったという傾向にあるかと思います。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 特にペットボトルの1キロ当たりの金額と容器包装の金額ってかなり違って、容器包装に係る費用とペットボトルに係る収集、運搬、また再処理の費用ですね、それは余り変わらないと思うので、かなり値段差があるので、容器包装に関しては、行政が回収してやっていくというのは、なかなか再利用というのは難しいのかなというふうには思っています。このあたりはまた別の機会に伺いたいと思うんですけども。

次に、行政報告書の367ページのごみ処理事業のところ、最終処分場に持ち込める年間搬入量2,040.77トンですね。このうち当市の分というのはどれぐらいでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 行政報告書367ページ、最終処分場にかかわる件でございますが、東大和市が25年度に二ツ塚処分場へ搬入した焼却灰の量が、こちらの2,040.77トンになっております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） じゃ、これは全部当市の分ということですね。わかりました。

これを頭割りするときに3市の、小平市と武蔵村山市と東大和市では、ごみの出すものの種類が統一されていないですね。そういった場合に、結局どういった基準で、搬入量で判断しちゃうと、結局、差が出てしまうんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在のところ、小平・村山・大和衛生組合で発生します最終的な焼却残渣、焼却灰ですね、こちらと、埋め立てに回る不燃物、それぞれの量につきましては、3市がそれぞれ衛生組合へ可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、それぞれ種別に応じて搬入した量に応じて発生したものを案分するという形をとっております。なかなか一部事務組合で3市で行っておりますので、一市一市の正確な灰というのは、現状では得られにくいという状況でございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 当市は10月からごみの有料化が始まるわけですが、そうすると当市は他市に先駆けて、ごみ減量については進むのかなというふうに思っているわけです。そうすると当市の負担額が減るということは、すごく、ごみも減るし負担額も減るということはよいことなんですけども、そうすると、衛生組合の立場からいうと、運営費が足りなくなると、結局、頭割りでそっちの分がふえてくるのかなということが考えられるんですけど、そういったことは議論になったりとかはしないですか。今後なったりとかする可能性とかっていうのはわかるでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在のところ、小平・村山・大和衛生組合の負担金の算出につきましては、運営経費分、施設整備基金、それぞれ10%というものは3市の頭割りとなっておりまして、残ります90%分を投入したごみ量で案分しているという状況で来ております。現在のところ具体的にどういう形でこの算出方法が見直されるなんていう話は出てはいないところでございます。ただ、いずれにしましても東大和市が減らせば、今のやり方でいけば分担金額は下がるとなります。したがって2市においても、有料化をいつやるかというのは別といたしまして、それぞれ現状の中では減量化の施策に取り組む形になるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 第4款に関しての質疑はこれで終わります。

次に、第10款です。行政報告書478ページです。

教育指導管理事務事業のところで、先ほども他の委員からも指摘がありましたけれども、学校図書指導員のところですね。この件に関して、特に三中に関しては昨年もなかったもので、2年連続ないという状態で、応募がない状況であるということは、先ほどの答弁でわかりましたが、ではそれに対して、ただ募集をかけているだけで終わってしまうのか。例えば職員の中にも司書の資格を有している人がいて、その方が図書館に配属されてない場合もありますし、逆に今度図書館に配属されている人もいますよね。そういったところと連携をしながら派遣するとか、そういったような検討とか、なされてないんでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 行政報告書478ページ、学校図書館指導員についてでございます。

今のところはホームページ等で募集をかけて外からの方をお願いをするということで、今お話のあったような形では、やはりまだ検討が進んでいないというのが現状でございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 2年以上1つの小学校で学校図書館指導員がいないというのは、ほかの学校から比べてもちょっと不公平かなという感じがありますので、ぜひそのあたりは努力して、さまざまな方法で、連携するなり考えてほしいなというふうに思っております。

次、行政報告書の485ページの学校行事・部活動等運営支援事業です。

部活動に関しては、一般質問でもさせていただいたことがあるんですけども、継続してある程度のレベルを維持していくためには、なかなか大変かなと。特に指導教員が人事異動でいなくなってしまうというのは、しようがない部分もあるんですけども、例えば今柔道で全国的に活躍している生徒が二中にいて、結局その柔道の先生が異動してしまうと、学校の中で、部活動の中でできないわけですよね。そうすると、自分の努力で、結局外部の民間の施設というか、民間の道場に通ってレベルを維持するみたいな形になっています。そういったときに、やっぱり市として何らかの対応というか、全部の部活動に対してそういうのは難しいんですけども、

やはり全国レベルに行く人って、東大和市内では結構希有なんですよね。少ないですよね。だからそういう人を応援するという体制をやっぱりつくっていく必要があるのかなと思って、一般質問のときにも聞いたんですけども、外部で例えば求めていくとか、特に武道だったりすると警察署があつたりとかっていうこともあるので、そういったことも含めて検討とかって、なされているのでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 行政報告書485ページ、部活動についてでございます。

教育委員会といたしましては、予算を増額しまして1校60万円というところで外部の指導者に対して謝金をお支払いして、部活動の維持をしていくということには努めているところでございます。それから、今お話をいただきましたが、警察等、地域にはその専門の方がいらっしゃいますので、そこに関してはお話をしますが、警察は特になかなかお忙しいようで、状況的に難しいことがございます。検討は今後も続けていきたいと思います。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） ありがとうございます。ぜひそういった努力を続けて、やっぱり市の、音楽だけではなくて、いろいろな部活動を支援していく体制をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、行政報告書489ページ、教育センター運営費の中のサポートルームについてです。

これはどういったことをやるのか。不登校とか、そういうことだと思うんですけども、一応意義と、今現在実態という、相談件数等書いていますけども、具体的にある程度、話せるところまで結構なので、どういったことをされているのかも教えてください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 行政報告書488ページ、教育センター運営事業の中のサポートルームのことでございますけれども、サポートルームは学校不適応児童、いわゆる学校に通いづらくなっているというような不登校状況になるお子さんに対する学習または生活の支援を行っているというところでございます。

現状につきましては、平成25年度には小学生、中学生合わせまして、これは体験入室も含めてなんですけれども、年間で28人のお子さんがこちらのほうに通室をしたという状況でございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） ありがとうございます。

現在やまとつくんとつくん塾というものも始めたと思います。これとの関連性というんですか、そういった個別指導のほかに、例えばそういうつくん塾とかに、学校には行きづらけれども、つくん塾っていうものに関しては、これは一つの学校だけじゃないですよね。ほかの学校からも来るので、もしかしたら通いやすいのかな、少し学校よりはいいのかなって思ったりするわけなんで、そういったところの連携とかっていうのは、今後これから、今現在できているかできていないか、今後どういうふうに考えているのかということをお聞かせください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） やまとつくんとつくん塾との関連でございますが、今このサポートルームに通うようなお子様がつくん塾に来ているというような現状はございません。ただ、学校でどうしても学力を身につけるのに、もう少し勉強したいというお子さんについては、つくん塾のほうに来ていただいて、そこでしっかりと身につけさせられるような支援は今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） ぜひ、いい試みを各課とか部とかでやっているところを連携をして、そういった子たちを救ってほしいというふうに思います。

また、例えばちょっと款がずれちゃうんですけど、180ページの低所得者対策事業の学習塾代貸付事業なども含めて、結構いろんなところにそういった、もちろん不登校が貧困に即結びついていると限らないんですけども、原因の一つとしては考えられると思うので、そういったいろんな課にわたって、これはこういう制度が使えるのかな、そういったことをぜひ、縦ではなくて横でも見ながら推進してほしいなというふうに思います。

次に、行政報告書490ページ、教育センター運営事業です。

これも先ほど他の委員からも質問がありました。私、これ、学校の生徒数で相談件数を割ってみると、六小は8.71ですね。一番少ないところが四小の0.31、五小の0.90というところ、あと七小の0.65というふうになって、突出して多いのが六小と三中。先ほどお聞きしますと、カウントの仕方に少し問題があるっていうか、たくさん来て話すのもカウントしているから、こうなったんだみたいな話があるんですけど、それにしてもかなり多いなというふうに思うんです。これに関して、先ほどの答弁だけで本当にいいのか。僕は、決算書とか行政報告書を見るときに、前年度、前々年度と比較して数値の異常値を見ていきます。そうすると、やはり突出したところというのは気になるところなんですよ。これに関して、もっと具体的に何かこういうものがあるのかというのがあれば教えてください。

○学校教育部参事（石井卓之君） 行政報告書490ページ、これはスクールカウンセラーの相談件数になると思います。

今お話がございました六小、三中につきまして、ほかの学校に比べて多いというのは、これは一つには実は六小と三中が同じ市のスクールカウンセラーが配置をされているということがございます。六小で六年生のときにスクールカウンセラーと顔合わせを行っております。そのために、子供たちが三中也行っても、そのスクールカウンセラーがいるということがあるので、三中の件数がふえていることは、そこに要因がございます。また、六小自身も、実は保護者からの相談件数も非常に、子供からも多いという学校の特性がございまして、学校の努力と、それからそういった地域の特性ということで、ほかの小中学校よりも六小、三中が多いという実態がございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 非常にわかりやすく御答弁いただきまして、ありがとうございます。

それにしても、やはり各地域のばらつきが多いので、そうすると、逆に言えば、六小と三中の取り組みってすごくいいのかなというふうに思うわけです。そうすると、そういったことを情報共有化をして、ほかのスクールカウンセラーのほうに、こういうことをやって、こういう効果が上がったよとかって、そういったことを今後していくのか、これから。そういうことをやっているのか、やっていないのか、やっていないんだったら、これからどうするのかというのを教えてください。

○学校教育部参事（石井卓之君） 行政報告書490ページのスクールカウンセラーでございます。

今お話があったような情報は、実はスクールカウンセラーの連絡会という会を持っておりまして、各学校でこういうふうなことをすると相談件数がふえたとか、また教育委員会側でもどのようなことで相談件数が逆に下がっているかということもつかんでいるところでございます。特に当たり前ではあるんですが、新しいスクールカウンセラーが配置になりますと、なかなかなれるまでに時間がかかって、相談件数が減ってしまうというのは数字として出ているところでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） これからもそういったことを続けていっていただけることを望みますが、数字の出し

方として、やはりある程度標準化されないと、見たときに、突出しているところと違ってすごく目立ってしまうので、ある程度こういう数字を出すときにはそういったものはカウントする、こういうものはカウントしないとかっていう基準をつくってもらってやっていただければ、また別な傾向が見えるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、行政報告書529ページの放課後子ども教室推進事業です。

これも先ほど他の委員からも指摘があったんですけども、やっぱり実施日数の多いところと少ないところというのはかなり開きがあります。特に二小が実施日数がかなり少ないですね。七小が実施日数がかなり多くて、頑張ってるのかなと思うんですけども、この原因、これをどうしていくのかという対策をお聞かせください。

○青少年課長（中村 修君） 行政報告書529ページ、放課後子ども教室推進事業についてでございます。

委員の御指摘のとおり七小につきましては、モデル校という形で実施をしておりました。その関係で、最初から全学年対象と毎日行っております。二小につきましては、やはり会場のことなんですけれども、水曜日が授業時間が短いということで、実施という形になっております。その関係で、場所が体育館、校庭で、余裕教室を使っているんですけども、やはり二小の場合はかなり余裕教室とかならないものですので、できる範囲の活動場所を限って行っておりますので、そういう形になっております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 二小の状況はよくわかって、私の2人の子供も二小出身なので、非常に狭いとか、ぎゅうぎゅうだなというのはよくわかるんです。しかしながら逆に言えば一番需要が多いところでもあるんです。需要が多いところが一番少ないのって、やはりこれ、何らかの対策をとらないと、ほかの学校から比べて、ほかは余裕があるから日数も多いし、行く生徒の数も多いとかっていうふうになると、これはかなり不公平だなと思うので、そのあたり、空き教室以外のことで何か考えたりとかっていう、そういう検討とかっていうことをこれからしていくつもりがあるんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） ことしの8月に国のほうは放課後子ども総合プランということで、来年度以降、平成31年まで放課後子ども教室と、それから放課後児童クラブ、学童保育所ですけども、それについての計画を市町村がつくらなきゃいけないということが示されたところでございます。

まだスケジュール的なことが示されてないんで、どのような計画を立てていいのかというのはまだ未定でございますけれども、そこの中で国の考え方を見ますと、放課後子ども教室と学童保育所の一体的な運営をこれから進めていくべきだと。全てのお子さんが放課後子ども教室を使えるようなプログラムをつくっていくということが示されましたので、財源的な措置とかっていうのはまだ全然示されてないんですけども、今後は放課後子ども教室と学童保育所の一体化、それから連携というのを国は推し進めていきたいようでございますので、当市に見合った方策が今後平成31年までの間に計画づけていきたいというふうに考えておりますけれども、何分まだスケジュール的なものが示されておりませんので、この場で具体的なことはまだ申し上げられませんが、何らかの計画はつくらなきゃいけないということは認識しているところでございます。

○委員（床鍋義博君） 一票の格差ではないですけども、やっぱり市内の学校でこれだけ大きい差があるとうろくなくというふうに思いますので、ぜひ新しい計画を立てる際には考慮に入れていただきたいなというふうに思います。

次、行政報告書の549ページ、中央図書館事業のところです。

その中で、開館日数275日と。これは昨年と同じです。これに関して去年も言ったと思うんですけども、これに関して検討とかの状況、また今後の予定等があれば教えてください。

○中央図書館長（関田実千代君） 行政報告書549ページ、中央図書館事業の開館日数の関係でございます。

今委員のほうからも御紹介がありましたように、昨年と開館日数は変わっておりません。桜が丘、清原につきましても変わっていない状況でございますけれども、今委員のほうは中央というふうにおっしゃられましたけれども、やはり私どもでは3館を管理しておりますので、この中ではやはり清原図書館が、月曜日、火曜日、毎週休館をしているような状況でございますので、まずは清原図書館を月曜日を開館をするような方向で検討していかなくちゃならないというような、課題としてはそちらのほうが先かなということで認識はしております。

ただし、今現状の職員体制ではかなり困難な状況でございますけれども、何とかその課題を解決するべく検討を続けているところでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） ありがとうございます。利用の日数をふやすことは市民の方から多く言われてるところなので、ぜひ引き続き努力のほうをお願いしたいと思います。

次に、行政報告書552ページの各施設及び催し物利用状況の中でレファレンス室の利用者数です。これも昨年に引き続き減少しています。私、よく見に行くんですけど、一般質問のときにも言いましたが、かなり利用率が低いです。きょうも行ってきましたが、昼ですけども、さすがに昼ですから、誰もいませんでした。これに関しての、このままでいいのかどうかということの検討を今なされているのかどうか、今後の予定等をお知らせください。

○中央図書館長（関田実千代君） 行政報告書552ページ、レファレンス室の利用者数の関係でございます。

今委員のほうからございましたように、平成24年度は利用者数が5,165人、平成25年度はこの行政報告にありますように4,423人ということで、これだけを単純に比べますと、約16.8%の減という形になっております。ただ、この人数はレファレンス室の座席を御利用いただいた方の数字を数えたものを積み上げている状況でございますけれども、やはりレファレンス室の利用、有効活用に関しましては、委員を初め、ほかの方からも御要望をいただいているところでございます。

ただ、この数に関しましては、席を利用したというだけでございまして、それが1時間なのか、朝から夕方まで御利用なさっている、お昼は中では飲食はできませんので、お昼は抜けられるということがございますけれども、何時間もそこを使ってらっしゃるのか、その辺のところはちょっと私どもの統計では今まで捉えてございませんでした。ただ、これからこのレファレンス室を有効活用していく、その辺の検討をするためには、どの程度の時間を占有されているか、この辺のデータをそろえる必要があると感じておりまして、これから時間数をカウントをして積み上げるというようなデータのとり方を始め、それをもとにして検討してまいりたいと考えております。

○委員（床鍋義博君） もちろんデータをとることは必要なので、データを、何時間利用しているのかというのも出してほしいんですけども、明らかにがらがらなので、データをとるまでもないかなとは思うんですけども、全体に行政報告書の554ページのところで研修会にいろいろ参加されてます。皆さん、いろんな勉強をされているというのは、すごく御努力を感じるんです。

この中で見ていくと、各図書館の中で、いろんな図書館に行ってるんですけども、この中に指定管理者の図書館がないというふうに思います。もしいろいろ開館日数も含めて、いろんなことで図書館を活用していくん

だという、そういうもし姿勢を示すのであれば、やはりそういった研修先もいろいろ多様なところを見てきていただいて、やっていただきたいなというふうに思います。もちろん一般質問でもしましたけれども、直営でやっているところでも開館日数が359日といったところもありますので、ぜひそういった点も参考にされて、お願いをしたいというふうに思います。

以上で質疑を終了します。

○委員長（関田 貢君） 以上でやまとみどりの質疑を終了いたします。残り時間は11秒です。

次に、実川圭子委員の質疑を行います。持ち時間は16分10秒です。

○委員（実川圭子君） それでは、第4款から質疑をさせていただきます。

行政報告書の337ページ、338ページの予防事業についてです。

ヒトパピローマウィルス感染症の予防接種について、平成25年6月から積極的勧奨中止になりましたけれども、それ以降の市内での接種数と、それからこれまで副反応の報告などありましたら、件数、それから相談などありましたら、その件数。

そしてもう一点、副反応が他の地域では接種から半年以上過ぎてから症状が出てくるというようなケースも多々見られるということで、ほかの自治体では接種した方全員にアンケートやお手紙を出しているというところもあるようですけれども、当市ではどのような対応をしたのかお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書337ページから338ページ、ヒトパピローマウィルスワクチンについてでございます。

平成25年6月以降、積極的勧奨が中止になってからの接種件数ですけれども、全部で66件ございました。それから、副反応についての相談、また件数に関しては、どちらも上がってきておりません。

接種者全てに対するアンケートについてですけれども、接種後の御相談、また件数が上がっていないことから、アンケートについての検討のほうはまだ予定していないというところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 66件というのは、3回までの接種ということなんですが、これは接種の回数でしょうか、それとも人数でしょうか。

○健康課長（志村明子君） 66件の内訳ですけれども、第1回目の接種が12件、第2回目の接種が24件、第3回目の接種が30件となっております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） わかりました。

ちょっと時間がないので、先に進ませていただきます。

通告しました次の公害対策事業については、放射能の測定のことについてお伺いしたかったのですが、他の議員と重複しますので、割愛させていただきます。

以上で4款は終わります。

それから、第5款の質疑の内容についても、先ほどほかの議員が質問されたところと重複しますので、割愛させていただきます。

続きまして、第8款の質疑です。

第8款の質疑の1点目の交通安全自転車対策事業についても、先ほどの委員の質問で了解しましたので、こちらは割愛させていただきます。

次の2点については、続けて質疑させていただきたいと思います。

行政報告書416ページの河川管理事業についてです。

こちらは空堀川の整備について、柳瀬川・空堀川流域連絡会というような会議にも行政の方は出席されていると思いますけれども、そういった実績について行政報告書には載せていないんですが、その理由についてお伺いしたいと思います。

それから、次のもう一点の行政報告書435ページの住宅施策推進事業についてですけれども、行政報告書の3番目のところに市営住宅の建て替えに関する事ということで、市営住宅の再生に関する検討を進めるため、必要となる手続などの検討を行ったという、その必要となる手続というのがどういうものか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 行政報告書416ページ、河川管理事業についてでございますが、東京都との会議の内容について状況を載せないのかということでございますが、この河川管理事業でございますが、平成24年度までは前川管理事業ということでなりましたが、前川だけでなく奈良橋川の上流の一部も入ってましたので、平成25年度からは河川管理事業という形で名称を変えました。

そのような中で、この事業なんですけど、現況の前川と奈良橋川の上流部分の市の管理部分におきまして除草や清掃等の維持管理事業費でございますので、市の管理河川ではない空堀川、奈良橋川についてのことは載せてございません。

以上でございます。

○都市計画課長（神山 尚君） 行政報告書435ページ、住宅施策推進事業の市営住宅の関係でございます。

市営住宅につきましては、平成25年3月に策定した住宅マスタープランで福祉施策等の他の施策との連携を図った総合的な運営の方法を検討するとあります。そういうことで、手続ということの一つになりますが、他の施策との連携ということを検討しております。これにつきましては、庁内の関係課が集まりまして、市営住宅、それから高齢者住宅などの役割の整理、そういったことを行っております。あくまでも事務的な検討ということで行っております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 河川管理事業のほうについては、ちょっと項目が違うということだったと思いますが、こういった会議にも出席しているということなので、そういった会議でこういった話が出ていたりとか、どれくらい出席しているかというのがわかるような形で今後載せていただけたらと思います。

それから、市営住宅の件については、まだ行政手続のあたりということなんですけど、市民の方も市営住宅の跡地については、非常に目立ちますし、気になっているところだと思います。今回出ている監査の方の資料のまとめの部分にも、そのあたりの検討を進めていってはどうかという話も出ていますので、ぜひこのあたりは市民の関心も高いと思いますので、市民と一緒に考えられるようなことになればいいなと思いますので、そのあたり検討をお願いしたいと思います。

以上で8款のほうは終わりにさせていただきます。

次、10款の質疑に移ります。

10款のほうは、こちらのほうも今までの委員の中でいろいろな質疑が出ましたので、私が通告した1点目、2点目、3点目については割愛させていただきます。

4点目の決算書248ページ、行政報告書でいきますと539ページあたりなんですけれども、中央公民館の事業費としてお伺いしたいと思います。

平成25年度は耐震補強工事設計を行っていると思いますけれども、そのときに内部のほうもかなり傷んでいるとか、修繕が必要などところも見られますけれども、そのあたりは同時に工事を行うようなことを検討されたかどうか、そしてそういったところはどのように今後工事をされていくのかお伺いしたいと思います。

それから、次の5点目です。

行政報告書の588ページからのスポーツ祭東京2013運営事業のことなんですが、行政報告書で載っているページとしては593ページあたりに載っています花いっぱい運動ということで、スポーツ祭にあわせて花いっぱい運動なども展開していただいて、フラワーコンテストなど、非常にいいことをやっていただいたと思いますけれども、その継続についてどのような検討がされたのかお伺いします。

それから、6点目、行政報告書の612ページ以降の学校給食センター運営事業について1点伺います。

給食センターのほうでは新しく配膳車などの購入もされてると思いますけれども、学校の中で配膳車の衛生管理というのがどうなってるのかということが少し、私も市民の方から聞かれまして、衛生的に管理されているのかどうかということで質問をされましたので、そのあたりどのような管理をされているのかお伺いします。

○中央公民館長（福島啓二君） 行政報告書539ページ、中央公民館事業費の中央公民館の施設整備についてでございますけれども、耐震補強工事につきましては構造部の補強でございまして、中の設備等については工事で行う予定はございません。

中央公民館の中の施設整備等につきましては、行政報告書539ページに記載をしてありますけれども、中央公民館の利用者の利便性の向上を目指しまして、平成25年度におきましては、エレベーターの更新、201学習室の壁面の塗装、和室の畳の表がえと障子の取りかえ等を行ったところでございます。

以上でございます。

○環境課長（関田孝志君） 行政報告593ページ、花いっぱい運動についてでございます。

花いっぱい運動については、今後については、環境課のほうで緑のボランティアの協力を得ながら、まず第1弾的には来月の22日、東大和駅前の広場で花を植えるということでやっていきたいと。今後においても、緑のボランティアの協力を得ながら、ともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○給食課長（梶川義夫君） 行政報告書612ページ、学校給食センター運営事業費のうち、学校配置備品の管理について、その中で配膳車の衛生管理ということで御質問いただきました。

学校に配置しております配膳車につきましては、毎日給食開始前に配膳員が清掃を行っております。その後、給食センターから配送された給食を各階にある配膳車に配膳をしております。配膳された給食につきましては、児童・生徒への指導を含めて、適正に管理されていると認識しておりますが、今後も学校と協力しながら安全管理に努めてまいります。

また、給食後の配膳車につきましては、同じく配膳員のほうで清掃のほうを行って、翌日に備えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それぞれ対応されているということがわかりましたので、以上で10款の質疑を終わります。

○委員長（関田 貢君） 以上で実川圭子委員の質疑を終了いたします。残り時間は3分53秒です。

以上で第4款衛生費から第13款予備費までの質疑を終了いたします。

以上で一般会計歳出についての質疑は全て終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時42分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（関田 貢君） 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出会計決算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

初めに公明党の質疑を行います。24分45秒です。

○委員（御殿谷一彦君） お願いいたします。

それでは、国民健康保険事業特別会計について、まず最初に歳入歳出ということで、決算書280ページ、同じく決算書302ページ、行政報告書640ページのところで一般被保険者国民健康保険税医療給付費現年課税分、それから歳出のほうとしては課税事業ということでお伺いいたします。

25年4月から国民健康保険税の改定が行われました。その結果の内容を見てみますと、25年度で一般被保険者国民健康保険税が19億5,100万円、前年に比べて2億3,000万円の増、それからその内訳の一つとして医療費給付費分現年課税分が12億4,400万円ということで、前年に比べ1億3,300万円の増加というふうになっております。まず数字として大きくなっていることは、市長の報告のとおりだと思います。また、収納率のほうも見ますと、市長報告のあったとおり、収納率の向上も図られております。前年に比べまして0.8ポイントの増加というふうに図られております。

これら数字も収納率も非常に向上している中で、今回25年4月に行われた国民健康保険税の改定、この影響、どのような影響があったかお伺いいたします。

○納税課長（中山 仁君） ただいま決算書280ページ、行政報告書640ページということで、国民健康保険税の改定での影響という形で御質疑いただきました。

まず、収納率の関係からいいますと、今委員のほうがおっしゃったとおり70.3%から74.9%ということで4.6ポイントほど向上させていただきました。収納率から見たときに向上はしておりますが、ただ中身を見ますと、やはり収入の少ない方という形で国民健康保険税のほうの課税のほうもあります。その関係からいまして、納税課のほうでは手厚い形での納税相談を行う等で収納率のほうの改善のほうは図らせていただいたということと、コンビニ収納等もありまして、現年の収納率のほうも向上させていただいたというようなことで、影響としてはそういったことで考えております。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 要は、国民健康保険税が改定されたことによって、一般市民に対して収納ができなくなってしまうとか、収納金額が少なくなってしまうとかという影響はなかったというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 改定を25年に行ったわけでございますけれども、13.2%の改定を行いました。そして年間で2億6,000万円程度の歳入の増を見込んだわけでございますが、これに対しまして、今課長のほうからも御説明いたしましたけれども、収納率につきましては、若干上昇傾向にございます。そうしたことから、この改定につきましては、市民に丁寧な説明を行いまして対応しておりました。そうしたことで、結果的に収納

率への影響は出ていないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 今回の改定に関しましては、私たちも所得の少ない方に十分配慮して、むしろ高額所得者に対してそれ相応の負担を求めたという改定をお願いしたわけですが、これらが市民に受け入れられた、十分に受け入れられたというふうに解釈するのが妥当な線ではないかと思いますが、いかがですか。

○市民部長（関田守男君） 改定につきましては、低所得者に配慮した改定になってございます。また、内容的には応益応能割の対応でございますけれども、応益割につきましては税率は薄目になっております。そして応能で所得のある方に対しての税を高目にしたというようなこともございます。そうしたことから、市民の方には一定の理解が得られたというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 25年の改定については、当初予算編成方針のところで市長のほうから、国保に関しては独自財源確保をしよう、また国保会計を健全運営しようということで予算編成方針も出ていたかというふうに、この改定のときの方針として出ていたかと思います。これらが何とか進んでいったのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 改定につきましては、25年から3カ年を見越した改定でございます。3カ年におきまして、その他繰入金金を21億300万円投入いたしまして、そしてそこで不足部分を改定したという経緯がございます。そうしたことから、財政的には、予定していました21億300万円の、3カ年でおおむねその程度の投入で済みそうな状況で、まだまだ決算を見てみないと、先がありますので、わかりませんが、現状では当初の予定どおり順調に推移している、そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 国保については、まだまだ難しいところがありますが、一生懸命頑張っていたかというふうに思っております。

次に行きます。

3番目のところで行政報告書651ページ、特定健康診査等事業についてお伺いいたします。

この中で健診票送付数ということで1万7,281人に送付しております。そのうち、結果として受診者が8,763人ということで出ているわけですが、この受診率、まだまだ5割程度の話なんですけれども、これ以上もっと皆さんに受診していただくことが必要ではないかと思いますが、この辺の受診率向上への取り組みをお伺いいたします。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 行政報告書651ページ、特定健康診査等事業費に関する御質疑をいただきました。

特定健診、保健指導等、受診率向上の取り組みとしてでございますけれども、特定健康診査につきましては、対象者から受診への関心を得られ、継続受診をしていただけるような周知、それから内容の改善、こういったことを心がけているわけですが、なかなか受診率が思ったほど上がっていかない。平成25年度につきましては、前年度比0.65ポイントほど、若干ですが、上昇しているという状況ではございますけれども、そういったところで、まだまだ受診率としては半数程度という形になってございますので、そういった努力を続けながら、健康課の保健師と連携しながら、そういったところで受診率向上の取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 特定保健指導を受けている、受診された方は受けるわけですが、この保健指導の状況はどのような感じでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御指摘いただきました特定保健指導のほうについてでございますけれども、こちらも平成24年度と比べまして、受診率としては4.6ポイント増加しているという状況ですが、ただ利用率としましては15%程度という形で、そんなに上がってきてないということは一方でございます。こちらにつきましても、事業者のほうとも協議をしながら、できるだけ利用者の方が受けていただけるような、多少インセンティブといいますか、そういったことも工夫する取り組みも始めてございます。今年度以降につきましても、そういったところで話し合いをしながら、できるだけ多くの方に御利用いただけるように努力をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） よろしくお願ひいたします。

その中の一つの試みということでもありますと思いますが、行政報告書の653ページ、4番目のところでございます。保健衛生諸事業ということで、レセプトデータを活用した医療分析による事業をしていただいております。この中で糖尿病等重症化予防プログラムということで始まったわけですが、この状況と、それから結果について、どのような結果が得られているかお願ひいたします。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 行政報告書653ページ、レセプトデータを活用した保健事業ということで御質疑をいただきました。

こちら、糖尿病等重症化予防プログラムにつきましては、レセプトデータを詳細に分析いたしまして、対象者136名程の方が対象者となりまして、こちらの方々につきまして案内文書を送付させていただいたところでございます。この中でプログラムに実際にお申し込みいただいた方が23名いらっしゃいまして、途中で仕事の都合等で脱退というか、抜けられた方もいらっしゃったんですが、最終的にプログラムを終了した方は19名という状況でございました。

御参加いただいた方々の中からは、実施終了後、アンケート等もやらせていただいたわけなんですけれども、この方々の御意見としましては、実際受けてみてよかった、指導いただいたことを継続して自分でも実施していきたいというような御意見も多数いただいているところでございますので、一定の事業効果はあったというふうな捉え方をしているところでございます。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） ぜひとも進めてください。

同じくジェネリック医薬品のほうの利用推進もしていただいておりますが、この結果を把握しておられるようでしたら教えてください。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 同じくレセプトデータを活用した保健事業の中でございますが、ジェネリック医薬品利用勧奨通知という形で、差額通知ですね、発送させていただきました。こちらにつきましては、平成25年度は6月の下旬から通知のほうを開始させていただきまして、月1回、合計1年に10回という形で通知を行わせていただきました。こちらの金額的な効果ということで捉えている数字でございますが、最初、6月の下旬に通知をさせていただいてから、その方のいわゆる受診の行動変容といいますか、起きますのが翌月からというふうに考えまして、7月の診療分から平成26年3月診療分までという形で9カ月の累計の効果額という

ことで述べさせていただきますと、医療費全体で1,479万6,000円という数字を見込んでおります。この中で、保険者としての国保の負担が7割負担として計算させていただきますと、国保会計としての効果額というのは1,035万7,000円、こういった形で推計させていただいております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） 数字のほうから見ても十分な効果が出たということだというふうに思います。どんどん進めていっていただきたいと思います。今後ジェネリック医薬品もどんどんふえていくような現状でございますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、先ほどの糖尿病重症化については、まだまだ見えにくいところがございますが、他市のほうでは長年やっているところの実績もありますので、これもぜひとも続けて、国保の財政健全化にもしっかり貢献するよう進めていただきたいというふうに思っております。

私のほうの国保の質問は以上でございます。

○委員長（関田 貢君） 以上で公明党の質疑を終了いたします。残り時間は11分21秒です。

次に、日本共産党の質疑を行います。持ち時間は12分5秒です。

○委員（尾崎利一君） 通告に基づき、質疑を行います。

まず、第1点目、274ページ、280ページ等ですけれども、25年度の決算書、これらの状況を見ますと、保険給付費は平成18年度以降、8年ぶりに減少しました。8,840万円減少して61億5,100万円というふうになっています。一方で、保険税収入は、値上げもあって2億4,000万円ほどふえています。保険給付費が減って保険税収入がふえているわけですから、かなり決算内容を改善して、いいわけですけれども、赤字繰入額から単年度収支を差し引いて、その年の運営にどれだけ不足していたのかという額を出してみますと、24年度は7億5,466万円、25年度は6億9,240万円、6,200万円ほどしか不足額が減っていないという状況です。保険給付費が減って、保険税を値上げたのに、それが余り国保会計の改善に結びついていないように見えるんですけれども、その理由について伺います。

それから、2点目は、決算書の280ページで国保税のところです。

これ、資料をいただきましたけれども、国保加入世帯のうち35.5%が所得なし層で、58.8%が所得100万円以下の世帯です。所得なしでも国保税がかかるというのは、社会保障制度としても大きな欠陥ではないかと考えるわけですが、平成25年度は6,290件、1億円を上回る不納欠損を出しています。高過ぎて払い切れない実態を示しているのではないかと考えます。

さらに滞納世帯に発行される短期被保険者証、これは1,000世帯前後に発行されて、半数程度には届けられていない。事実上、無保険になっているという状況も資料から見てとれるわけです。これら短期被保険者証についても、一般証と同様に郵送で交付すべきだと考えますが、いずれにしても払い切れない国保税が国民皆保険制度すら掘り崩しているという状況をこれらの資料は示している。

その点で、平成25年度値上げをしたわけですが、値下げが必要な状況をこれらの資料は示しているというふうに考えるわけです。これについては、総括質疑の中で今回の値上げは適切に行われているという、私から見ると不適切な答弁がありましたので、これについては重複しますので答弁は求めません。

それから、3点目、決算書304ページ以降の保険給付費のところですが、先ほど触れましたけれども、保険給付費の総額が8年ぶりに減少したのはどうしてなのか。国保値上げの際の資料で、平成25年度の保険給付費、どのように見込まれていたのか、その差額はどれぐらいになっているのか。25年度の保険給付費の実績

を踏まえて、26年度以降の保険給付費の動向も、どう見込んでいるのか伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 幾つか御質疑いただきましたので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の御質疑ですが、決算書274ページですかね、歳出における保険給付費の減、また歳入において国保税の改定による増があったと。それにもかかわらず繰入金と単年度収支との関係において、国保会計の改善に結びついていないという御指摘でございます。

数値の見方、捉え方につきましては、さまざまな手法があるというふうには考えております。私どもといたしましては、その他の繰入金に関しては、平成24年度、それから平成25年度、この比較をした場合に4億2,036万9,000円の減という形に結果的にになりました。こういったことから、一般会計からのその他の繰入金を一定程度抑制することができたというふうには捉えておりまして、税改定、それから納税課の職員の頑張りによる収納率の向上、こういったことが国保会計の改善につながっていると考えているところでございます。

それから、3点目のほうの御質疑です。

保険給付費等の関係でございます。

まず、平成25年度の保険給付費につきましては、平成24年度に比べまして約8,840万円、率にして1.4%の減という形になりました。医療費が減となった要因でございますけれども、まず被保険者数の減少がございます。被保険者数につきましては、平成21年度をピークに、毎年100名前後減少してきたわけでございますが、平成25年度につきましては、前年度比343名、率にして1.4%の減となっております、特に未就学のお子さんの減少率が高いという傾向がございました。先ほど他の委員さんの質疑にもございましたレセプトデータを活用した保健事業、こういった事業効果も保険給付費の抑制に一定の効果があった、こういうふうに認識しております。

次に、保険税改定時の保険給付費の見込みでございますが、その当時、平成24年度に改定の議論を議案提案等もさせていただいたわけでございますけれども、この前、数カ年にわたる医療費、保険給付費等の伸び率、ずっと上がっている状況でございましたので、こちらを勘案して、平成25年度におきましては64億円の支出を見込んだところでございます。

次に、平成26年度以降の保険給付費の動向でございますけれども、今年度既に半年近く経過してございますが、前年度、それから前々年度と比較しましても増加傾向に出ているということが数値として出ております。今後につきましても、被保険者数につきましては、減少傾向にあるというふうには踏んでおりますけれども、やはり被保険者の高齢化、それから医療の高度化、こういったものに伴う医療費の増が想定されますことから、引き続き保健事業等において医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。

国保会計の問題ですけれども、確かに平成24年度9億7,000万円の赤字繰り入れ、今回5億5,000万円の赤字繰り入れですが、24年度は単年度収支で2億1,700万円の黒字、25年度は1億4,000万円の赤字というふうになっていますので、これらだけで単純には国保会計を見ることはできないというふうに思います。もう少し冷静な分析を伺いたかったというのが私の感想です。

国保会計の質疑を終わります。

○委員長（関田 貢君） 以上で日本共産党の質疑を終了いたします。残り時間は3分58秒です。

次に、実川圭子委員の質疑を行います。3分53秒です。

○委員（実川圭子君） それでは、決算書304ページの診査支払手数料についてお伺いしたいんですが、この決算が平成24年度より減少しているのは、これは医療費とか保険給付費と連動しているのかどうかというところをお聞きしたいと思います。何か市の努力で減少したのか、それともそういった給付費によるものなのか教えてください。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 決算書304ページ、診査支払手数料につきまして御質疑をいただきました。

こちらは、診療報酬等明細書、いわゆるレセプトでありますけれども、このレセプトの審査、それから医療機関への支払い業務、こういったものを東京都国民健康保険団体連合会に委託してございまして、この業務委託料の支払いについての決算報告の数字という形になってございます。

実際に医療費が減ったこととか、そういったところと連動しているのかという御質疑でございますけれども、当然1件当たりの単価掛ける件数という形で支出をしておりますので、件数が減ってくれば、当然その分お支払いする金額も減ってくるというようなところで、結果的にそういった努力といえますか、件数が減ったことがこちらの支払いにも減っているというところは見てとれると思います。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） わかりました。以上で終わります。

○委員長（関田 貢君） 以上で実川圭子委員の質疑を終了いたします。残り時間は2分12秒です。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出についての質疑は全て終了いたしました。

○委員長（関田 貢君） 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

日本共産党の質疑を行います。3分58秒です。

○委員（西川洋一君） 決算書の360ページの建設事業費です。

この年度では下水道総合地震対策計画策定業務委託がされまして、その報告が出されました。それによると、下水道施設については耐震の必要はないということですね。ただ、避難所からの排水を受けるところの工事が21カ所必要であるという結果になっております。これが今後進んでいくわけですが、今後のかかる費用の見通しが出ていれば、それと、それからこの費用は全部市の独自財源、一般財源でやるわけではなく、国や東京都などからの補助などもあると思うんですが、その見込みについてお聞きします。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 決算書360ページ、建設事業費の中における下水道総合地震対策の関係で御質疑いただきました。

平成26年3月に計画を策定いたしまして、計画は26年、27年の2カ年にわたって、工事費用約1,400万円ほどを計画、見込んでおります。これの財源につきましては、国庫補助金、都補助金を活用し、事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） それぞれ割合はわかりますか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 財源の割合でございしますが、国の事業費に対しての国費は2分の1、都費については4分の1を考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 以上です。

○委員長（関田 貢君） 以上で日本共産党の質疑を終了いたします。1分47秒です。

以上で下水道事業特別会計歳入歳出についての質疑は終了いたしました。

○委員長（関田 貢君） 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

日本共産党の質疑を行います。持ち時間は1分47秒です。

○委員（西川洋一君） 行政報告665ページになりますが、一言で言って、この事業は長くかかっています。いつまでに終わる見込みかということ、長く続けば続くほど職員人件費など費用がかかってくるので、その見通しについて伺います。

○区画整理課長（當摩 弘君） 行政報告書665ページ、立野地区事業における事業の終息の見込みということでご質問いただきました。

現在の事業計画では平成26年4月10日に事業計画の変更、第6回目を行いまして、事業の進捗状況にあわせて事業期間を2年間延伸し、平成28年度までとしております。

以上です。

○委員（西川洋一君） この事業を一刻も早く終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（関田 貢君） 以上で日本共産党の質疑を終了いたします。残り時間は41秒です。

以上で土地区画整理事業特別会計歳入歳出についての質疑は終了いたしました。

○委員長（関田 貢君） 次に、平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

初めに公明党の質疑を行います。持ち時間は11分21秒です。

○委員（中間建二君） それでは、行政報告書に基づきまして質疑をさせていただきます。

674ページの介護認定審査会事業でありますけれども、東大和市における要介護認定者数の状況等についての御説明をいただきたいと思っております。人口や高齢化率等の状況等を勘案して、どのように分析をされておられるのか、要介護認定率の状況等とあわせて御説明をお願いいたします。

○福祉部参事（広沢光政君） 行政報告書674ページ、介護認定審査会事業ですけれども、まず要介護認定の関係でございます。

こちらにつきましては、今委員のほうからお話ありましたように高齢者人口、この推移、増加しているということでございますけれども、その増加にあわせた形の中で認定者数も年々ふえてきているというような状況でございます。ただ、こちらの認定者数、ふえてきてはおりますけれども、一つデータといたしまして、申請をした人だけでも認定がおりない、認定率といいますけれども、この認定率等を見ますと、国のほうのデータなんですけど、東京都の平均17.5%、全国平均17.6%となっております。これに対しまして当市でございますが、14.5%ということで、東京都、それから全国平均と比較いたしましても約3%ほど低くなっているということで、この認定率が低いという結果が、全てと言えないまでも、予防事業等の成果がこういったところであらわれているのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 要介護認定率等は平均を上回った数字で推移をしているということでございましたが、続いての679ページの居宅介護サービス給付事業、また687ページの介護予防サービス給付事業、この2つについて一括して伺いたいと思うんですけども、これらの事業は要介護者や要支援者に対して在宅における適正な介護サービスを提供するということが当然第一であるわけですけども、あわせて要介護度の改善につながるような視点を持ってケアマネジメントが行われ、事業展開を図っていく必要があるかと考えておりますけれども、25年度、この2つの事業の中で介護度の改善という視点で見たときに、どのような成果、効果があったと考えているか、お尋ねしたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 行政報告書679ページ、居宅介護サービス給付費、それから同じく687ページ、介護予防サービス給付事業費でございます。

両サービスを俯瞰いたした中で、例えば在宅リハビリ系のサービス、訪問リハビリテーション、それから通所リハビリテーション、ございます。特にこれらのサービスといいますのは、リハビリの専門職の方の指導のもとに機能訓練を行うもので、身体機能の改善を目的としたサービスで、そういう点では予防という意味と密接に関係があるんですが、この中の、見てみますと、介護予防のほうのリハビリテーションの利用率というか、給付費が減ってございます。これを見ますと、要支援の方の数値が減少しているということで、この辺で、先ほどお話ししましたような予防事業等の効果が出てきてるのかなと。

それとあわせて、各サービス事業者さんにおいても、自立支援ということ、卒業というんですか、そういったものに向けての指導といいますか、そういったことが徹底されている、そういった成果があらわれているんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 最後の705ページでありますけども、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業であります。今先ほどの2つの事業の中でも一定の改善効果が見込めているという御説明でございました。そういった中で、やはり総合的に要介護度の改善を図っていくためには、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の中で具体的に適正な改善を図るためのケアマネジメントを行っていくということが大変重要な施策になってくるかと考えておりますけども、これらの課題の解消に向けて、25年度の地域ケア会議の開催の状況、また医療・介護連携事業の内容、成果等についての御認識を伺いたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 行政報告書705ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業について御質疑をちょうだいいたしました。

まず、25年度の地域ケア会議についてでございますが、平成25年度実績といたしましては、主にほっと支援センターが主体となって行っておりますが、都合6回開催してございます。具体的な内容としまして、個別の事例検討を通しまして課題解決や地域のネットワークの構築等の検討が行われました。自治会、民生委員さん、介護保険事業所、訪問介護、医師等の医療職も参加する機会があつて、医療・介護連携の促進という意味では、いい機会だったのかなというふうに思っております。

それから、今お話しした医療・介護連携事業についてでございますが、これも行政報告書のほうに記載させていただいておりますが、私どものほうでは介護事業所職員のスキルアップ、それから医療連携の推進というものを目的といたしまして、東大和市医師会の協力のもとに、年2回講義——講演会でなくて講義でございますが、を開催いたしました。25年度も2回ということで、1回目につきましては精神疾患についてということで、2回目につきましては末期腎不全患者の医療ということをテーマとした講義を行っております。これは

出席した方々からも大変御好評をいただいておりますし、また先生方との顔の見える関係ということの構築にも大変役に立ったというふうに考えてございます。

ただ、今後なんですが、やはり地域ケア会議等もまだまだ、例えばケアマネジャーさんの後方支援といいましか、そういったこともやっていかなきゃいけないところがたくさんございます。そういったところを念頭に置きながら、地域ケア会議、ますます地域包括的ケアシステムの中で重要度を増しておりますので、そういったことを念頭に置きながら、十分市のほうも関与して開催をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 要介護度の改善を具体的に図っていくための方向性を持って、25年度事業展開していただいたということで確認ができましたので、以上をもって私の質疑を終了いたします。

○委員長（関田 貢君） 以上で公明党の質疑を終了いたします。

次に、日本共産党の質疑を行います。持ち時間は41秒です。

○委員（森田真一君） 決算書436ページ、保険給付費について伺います。

平成16年以降で10年間ぐらいで見渡してみますと、1人当たりの保険給付費が大体6%ぐらい減ってるのに対して、保険料は27%ぐらいふえてるという状況は資料の中でも見てとれます。負担と給付のバランスのとれた、利用者の方が納得いくようなものにしていただけるよう要望いたしまして、終わりとさせていただきます。以上です。

○委員長（関田 貢君） 日本共産党の質疑を終了いたします。残り時間は4秒です。

次に、実川圭子委員の質疑を行います。持ち時間は2分12秒です。

○委員（実川圭子君） では決算書の448ページ、行政報告書ですと696ページの二次予防事業費について伺います。

二次予防事業費ですが、チェックリストなどを送付して、個々に合ったプログラム作成などをしていただいていると思いますが、この事業について、ほっと支援センターが調査などを行っているのかどうか、相談に乗るようなことがあるかどうかをお聞きます。

○福祉部参事（広沢光政君） 決算書448ページ、二次予防事業費の関係で御質疑いただきました。

基本的にチェックリストの関連において、ほっと支援センターの職員が個人宅に電話等で確認をするということはありません。ただ、その後、二次予防事業に参加するという話になってきますと、細かい予防プラン等を作成するために、ほっと支援センターのほうの職員が、基本的には訪問等で聞き取りを行うということになっております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） きめ細かい対応というのが本当にやられていて、ありがたく思いますけれども、今後地域包括ケアシステムなど、他職種の連携というのが出てくると思いますけれども、それぞれの役割を明確にして連携もしっかり進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（関田 貢君） 以上で実川圭子委員の質疑を終了いたします。

以上で介護保険事業特別会計歳入歳出についての質疑は全て終了いたしました。

○委員長（関田 貢君） 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括し

て質疑を行います。

日本共産党の質疑を行います。4秒です。

○委員（西川洋一君） 決算書478ページ……

○委員長（関田 貢君） 発言の途中ですが、時間が参りましたので、日本共産党の質疑を終了いたします。

以上で日本共産党の質疑を終了いたします。

以上で後期高齢者医療特別会計歳入歳出についての質疑は終了いたします。

理事会を開催いたしますので、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時24分 休憩

午後 3時33分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（関田 貢君） ただいま決算特別委員会理事会が開催されましたので、決算特別委員会理事長より報告を求めます。

〔決算特別委員会理事長 森田憲二君 登壇〕

○決算特別委員会理事長（森田憲二君） ただいま決算特別委員会理事会が開催されましたので、内容の御説明を申し上げます。

まず、締めくくり質疑通告者にありましては、1会派1無所属から通告がございました。会派より順次締めくくり質疑をするということで決定をしていますので、よろしくお願いします。委員長において、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

以上です。

○委員長（関田 貢君） ここで佐伯下水道課長の発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 先ほどいただきました御質疑の中で、東京都の、都からの補助金の割合を4分の1というふうに御説明いたしましたが、正しくは100分の2.5でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（関田 貢君） これより締めくくり質疑を行います。

初めに公明党の質疑を行います。持ち時間は11分1秒です。

○委員（中間建二君） それでは、締めくくり質疑を行わせていただきます。

公明党といたしまして、一般会計の歳入歳出、また特別会計、私どもの視点でさまざまな質疑を行わせていただきました。歳入の面でのさまざまな数値、徴収努力の改善の点、また歳出におきましても25年度の事業の中で限られた財源の中で大きな成果、効果を生むさまざまな状況等についても、私どもとしても確認をさせていただいたところでございます。

その上で、最後2点お尋ねさせていただきたいと思います。

1点が、この25年度の事業については、大きな、最終的にはこの決算数値を見ても、また基金等の積み立て

の状況等を見ても、相当の成果があった年度となったわけでありますけれども、また一方で行政運営としては、決してよかった、よかった、効果があった、できた、できたということで満足、そこで立ちどまるわけには当然いけないわけでありまして、特に代表監査委員のほうからの指摘もありましたように、職員の一人一人が行政のプロとしての高いコスト意識と改革に対する情熱を持って、市民福祉向上のため、積極的な行財政運営に取り組むことを期待する、このような形の中で監査委員のほうからの総括的な指摘も最後になされているわけでございます。その点、25年度施策、また決算審査を振り返りながら、この点についての不斷の努力を市として行っていくということの考え方について、まず1点確認をさせていただきたいのと、それからもう一点、2点目なのですが、この決算審査は当然のことながら次年度の予算編成にもつながっていくものというふうに認識をしておりますけれども、市長としては、この決算審査が終わりましたら、直ちに来年度の予算編成方針等を示しながら次年度の予算編成に入っていられるかと思っておりますけれども、25年度決算審査、さまざまな意見や指摘等が議会からもあったわけですが、これらを踏まえつつ、来年度の予算編成に向けての考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 締めくくり質疑ということで2点いただきました。

平成25年度も市長を先頭に、職員一丸で行政のプロとして最善を尽くした結果を御審議いただいたというふうに考えてございます。しかしながら監査のほうからも御指摘いただいたり、議員の皆さんから御意見も賜りました。この辺は真摯に受けとめた中で、次に生かしていきたいと考えております。

それから、次年度の予算の関係でございますが、今委員の皆さんからいただいた意見も参考にさせていただきながら、少子高齢化が非常に進んでいるという状況の中で、今までと同じ予算編成でいいかというところもございまして、市として将来展望も含めた中で予算編成に当たっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 以上で締めくくり質疑を終了いたします。

○委員長（関田 貢君） 以上で公明党の質疑を終了いたします。

次に、実川圭子委員の質疑を行います。持ち時間は1分51秒です。

○委員（実川圭子君） 今回持ち時間制と通告制という二重の制限の中で、私としてはもう少し十分な質疑が行えたらと思ったんですけれども、答弁される担当者の方にも非常に御苦勞をおかけしたと思います。

最後に締めくくりとして1点、25年度の決算を終えて、市長としては自己採点でこの25年度の決算、百点満点中何点ぐらいをつけるかお伺いしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 先ほどお答えをさせていただきましたとおり、市長を筆頭に、職員一丸となってベストを尽くしたと。そういう意味では100点をいただきたいところでございますが、いろいろ御指摘もいただきましたので、90点ぐらいかなと思っております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 参考にさせていただきます。

以上で終わります。

○委員長（関田 貢君） 以上で実川圭子委員の質疑を終了いたします。

以上で締めくくり質疑を終了いたします。

○委員長（関田 貢君） 一般会計ほか5特別会計決算についての討論は本会議で行うこととし、これより採決

を行います。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田 貢君） 起立多数、よって、本案を認定と決します。

○委員長（関田 貢君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田 貢君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○委員長（関田 貢君） 採決いたします。

第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○委員長（関田 貢君） 採決いたします。

第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○委員長（関田 貢君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田 貢君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○委員長（関田 貢君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田 貢君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○委員長（関田 貢君） 以上で決算特別委員会に付託されました一般会計ほか5特別会計決算の審査は全て終了いたしました。

これをもって決算特別委員会を散会いたします。

午後 3時44分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 関 田 貢